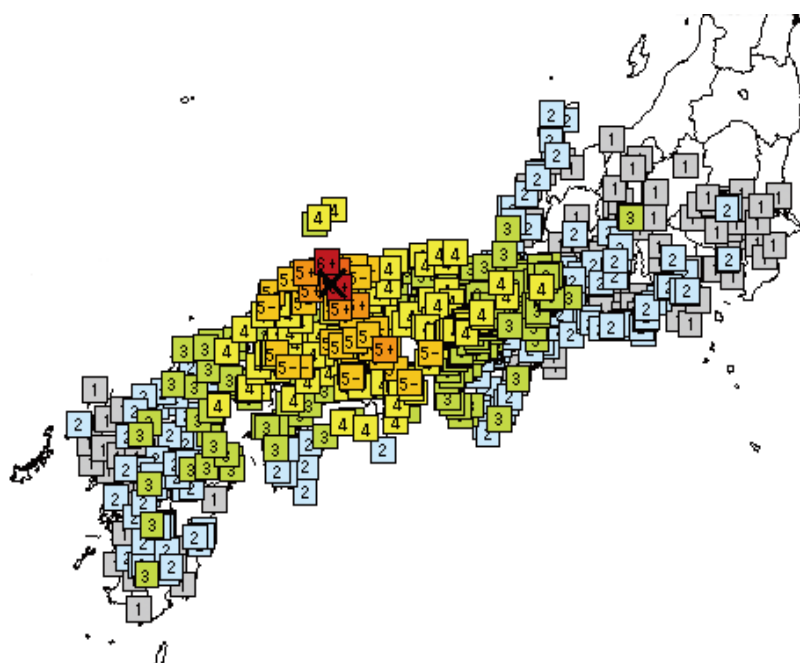


震災誌

平成12年(2000年)鳥取県西部地震

The Western Tottori prefecture earthquake in 2000



鳥取県西部地震 被害状況一覽

県内被害

市町村名		最大震度	人的被害		住家被害									非住家		り災世帯数	り災者数		
地震発生当時 (平成12年)	現在 (平成19年)		負傷者(人) 重傷 軽傷	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	公共建物	その他					
鳥取市	鳥取市	4																	
倉吉市	倉吉市	3		1							30	32	105		1				
米子市	米子市	5強	8	8	103	112	284	1,090	1,181	3,591	5,914	6,136	18,733	3	319	1,293	3,875		
境港市	境港市	6強	11	75	71	71	178	287	296	799	1,228	1,228	3,377		420	367	977		
岩美郡	国府町	鳥取市	4																
	岩美町	岩美町	4																
	福部村	鳥取市	4																
八頭郡	郡家町	八頭町	4																
	船岡町	八頭町	4																
	河原町	鳥取市	4																
	八東町	八頭町	3																
	若桜町	若桜町																	
	用瀬町	鳥取市	4																
	佐治村		3																
	智頭町	智頭町	4									1	1	2					
気高郡	気高町	鳥取市	4																
	鹿野町		4																
	青谷町		4																
東伯郡	羽合町	湯梨浜町	4																
	泊村		3							1	1	5							
	東郷町	湯梨浜町	5弱																
	三朝町	三朝町	4								3	3	12	1					
	関金町	倉吉市	5弱								5	5	17						
	北条町	北栄町	5弱								2	2	6						
	大栄町		5弱		1						8	8	27						
	東伯町	琴浦町	5弱								5	5	15						
	赤碕町		5弱																
西伯郡	西伯町	南部町	6弱	2	5	40	40	135	392	392	1,420	1,208	1,208	4,588	2	217	432	1,555	
	会見町		6弱	2	1	2	2	2	43	43	165	879	879	3,164	1	70	45	167	
	岸本町	伯耆町	6弱						10	10	47	1,097	1,097	-	12	67	10	47	
	日吉津村	日吉津村	6弱			1	1	1	12	12	37	281	281	1,042	9	8	13	38	
	淀江町	米子市	6弱	1								411	411	-					
	大山町	大山町	5弱	2	1					1	1	3	120	120	453		6	1	3
	名和町		5弱							1	1	8	19	19	-			1	8
	中山町		5弱										7	7	30				
日野郡	日南町	日南町	6弱		2				12	12	31	368	-	-	16	63	12	31	
	日野町	日野町	6強	4	11	129	129	377	441	441	1,292	945	945	2,953	60	1,515	570	1,669	
	江府町	江府町	6弱		2				1	1	5	847	847	2,913	43		1	5	
	溝口町	伯耆町	6弱	1	3	48	47	174	204	195	722	755	689	2,549	22	213	242	896	
計			31	110	394	402	1,151	2,494	2,585	8,120	14,134	13,924	39,991	169	2,899	2,987	9,271		

全国被害

区分		鳥取県	岡山県	島根県	大阪府	広島県	香川県	兵庫県	和歌山県	山口県	徳島県	合計	
人的被害	死者	人										0	
	行方不明者	人										0	
	負傷者	重傷	人	31	5	2	1						39
		軽傷	人	110	13	9	3	3	2	1	1	1	143
住家被害	全壊	棟	394	7	34							435	
		世帯	402	7	30							439	
		人	1,151	19	114							1,284	
	半壊	棟	2,494	31	576								3,101
		世帯	2,585	31	469								3,085
		人	8,120	98	1,816								10,034
	一部破損	棟	14,134	943	3,456	2	6	2			1		18,544
		世帯	13,924	941	3,015	2	6	2			1		17,891
		人	39,991	2,867	11,402	4	9	6			3		54,282
	非住家	公共建物	棟	169	84		1						254
その他		棟	2,899	40			1	3				2,943	
その他	田	流出・埋没冠水	ha									0	
		冠水	ha									0	
	畑	流出・埋没冠水	ha									0	
		冠水	ha									0	
	文教施設	箇所	169	205	154		172					700	
	病院	箇所	17	5	22		3					47	
	道路	箇所	581	34	43		8		1			667	
	橋りょう	箇所	20		2							22	
	河川	箇所	48	9	21							78	
	港湾	箇所	91		18		1					110	
	砂防	箇所	30	1								31	
	清掃施設	箇所	6		2							8	
	崖くずれ	箇所	348	18							1	367	
	鉄道不通	箇所	1		1		1					3	
	被害船舶	隻	5									5	
	水道	戸	5,744	685	335	7		30				6,801	
	電話	回線	134	2								136	
	電気	戸	9,277	3,017	5,109							17,403	
ガス	戸	71									71		
空港	箇所	1									1		
り災世帯数	世帯	2,987	38	499						1		3,525	
り災者数	人	9,271	114	1,930						3		11,318	
火災発生	建物	件										0	
	危険物	件										0	
	その他	件										0	

区分		鳥取県	岡山県	島根県	大阪府	広島県	香川県	兵庫県	和歌山県	山口県	徳島県	合計
公共施設被害	公共施設被害市町村数	20	16	10		35						81
	公立文教施設	千円	859,605	279,870	379,826		25					1,519,326
	農林水産業施設	千円	7,318,802	38,479	1,184,090		41					8,541,412
	公共土木施設	千円	23,068,048	924,762	1,540,449		1					25,533,260
	その他の公共施設	千円	5,442,278	95,151	122,905		8					5,660,342
小計	千円	36,688,733	1,338,262	3,227,270	0	75	0	0	0	0	41,254,340	
その他被害	農産被害	千円	200,811	2,000	106,295							309,106
	林産被害	千円	63,216		268,472							331,688
	畜産被害	千円	80,490	2,900	1,709							85,099
	水産被害	千円	1,359,258	4,000								1,363,258
	商工被害	千円	1,819,570	149,214	779,260							2,748,044
	その他	千円	9,631,679		905,136		5					10,536,820
小計	千円	13,155,024	158,114	2,060,872	0	5	0	0	0	0	15,374,015	
被害総額	千円	49,843,757	1,496,376	5,288,142	0	80	0	0	0	0	0	56,628,355

(消防庁確定報：平成14年10月10日)

西暦2000年10月

2000年(平成12年) 10

明治25年3月25日第31種郵便物認可

1

鳥取で震

M7.1 大阪も

鳥取県西部地震は、昭和18年に鳥取市を襲った鳥取地震以来の非常に大規模な地震で、県内に甚大な被害をもたらしました。

この震災誌は、この大地震の記録を後世に引き継ぐとともに、今後の防災対策の糧とすることを目的に、地震発生から復興に至るまでの道のりを取りまとめたものです。

平成19年2月 鳥取県

鳥取県

6日午後1時30分



西部地震 発災

Chapter 1

003 震災を振り返って 知事インタビュー

- 004 インタビュー； 片山 善博
- 008 地震発生に至るまでの事前対策

Chapter 2

009 震災の記録

- 010 地震の概要
- 012 被害の状況
 - 012 人的被害
 - 013 家屋被害
 - 014 被害額
- 016 応急対策活動
 - 017 主な対応経過
 - 020 知事の方針決定
 - 021 広報活動（報道対応） / 市町村災害対策本部等
 - 022 国等の主な被災地視察 / 県議会等の活動
 - 024 住民避難の状況
 - 026 緊急物資調達
 - 028 応援職員の派遣
 - 029 緊急消防援助隊 / 広域緊急援助隊の派遣
 - 030 自衛隊の災害派遣
 - 034 仮設住宅の建設
 - 036 病院 / メンタルケア
 - 037 学校 / 廃棄物処理
 - 038 ボランティア
 - 039 義援金 / 義援物資
 - 040 風評被害対策
 - 041 災害救助法の適用 / 激甚災害の指定 / 災害査定 / 被災者生活再建支援制度の適用
- 032 宅地・建物の危険度判定
 - 032 被災建築物応急危険度判定 / 被災宅地危険度判定
 - 033 被災証明の発行
- 042 ライフライン・インフラ応急対策
 - 042 電話
 - 043 上水道 / 電気 / ガス
 - 044 高速道路等 / 一般道 / 空港
 - 045 鉄道（JR西日本）
- 046 被災者住宅再建支援
- 050 復興対策
 - 050 災害復興本部の設置
 - 051 復興に向けた取り組み等
 - 054 激励品
 - 055 お礼状・感謝状
- 056 支援施策の概要
- 062 アンケート調査
- 064 地震を教訓とした取り組み
- 066 復興に向けて頑張る人たち

Chapter 3

067 震災を振り返って 震災体験談

- 068 岩下 文広
- 069 塚田 勝
- 070 野々村 憲
- 071 坂本 昭文
- 072 西本 ミネ
- 073 松本 利秋
- 074 西田 良平
- 075 坂田 善穂
- 076 米村 建治
- 076 原田 豊
- 077 堀江 裕
- 078 国本 英子
- 079 山下 弘彦
- 080 唐来 秀夫
- 081 井原 孝
- 082 河平 芙美子
- 082 坂出 清子
- 083 宮脇 光男
- 084 吉田 一博

Chapter 4

085 西部地震関連新聞記事

Chapter 5

131 知事記者会見録

（付録）

- ・鳥取県西部地震被害状況一覧 表紙裏面に掲載
- ・CD-ROM「平成12年鳥取県西部地震」記録集（平成15年3月作成）収録データ一覧 裏表紙裏面に掲載

本誌に記載されている市町村名、組織名、職名等は被災当時のものを使用しています。

平成16年～17年に実施された市町村合併の状況は、表紙裏面の「鳥取県西部地震被害状況一覧」に記載しています。

Chapter 1

震災を振り返って

知事 インタビュー



震災を振り返って

インタビュー； 片山善博鳥取県知事

あの地震から6年。
被災地復興のために、過去に前例のない住宅再建
支援に挑戦した片山知事に、改めて当時の状況を
振り返ってもらった。

今でもよく覚えています。地震が発生した時はこの知事室でお客さんと話をしていたんですね。そしたらグラッときて。私はそのとき「これは県西部で起きたのだろうな」と感じたんです。2ヶ月半くらい前に県西部で防災訓練をした時の状況設定というのが、鳥根県と鳥取県の県境付近を震源とした震度6強、M7.2の地震で、そのことが頭にあって、そういう風に思ったんでしょうね。たまたま当たってたんですけど。

実はそのときに1時半から行事を予定していたんです。その行事というのは、県建設業協会と県との間で「災害時の応援協定」の調印式だったんですね。集まっている協会の皆さんには「こんなことになっちゃったんで調印は後になりますけれど、今回の地震からは非応援の実をあげてください」とお願いをして、すぐに災害対策本部に行ったんです。

それで直ちにヘリコプターを被災地一円に飛ばして、まず火事がないかどうかを確認しました。幸い火事はありませんでしたが、ヘリコプターから送られてくる映像からは、いろんな所で土砂崩壊とか道路閉塞とか落石とか家屋倒壊とか屋根が飛んでるとか、そういうのが昼間ですから非常によく見えました。「これは大変な地震だ、相当死者が出たんじゃないか」と思いましたね。

私は「ひょっとしたら地震があるかもしれない」とは思っていました。だけど頭の相当な部分では、「起こるはずがないだろう」とも思ってたんですね。その時は正直言って「いたいどうなることだろう」と思いました。でもこれまでいろんな準備をしてきたり、訓練をしてきたりしたわけですから、「自信を持って、この度の地震に対しても災害復旧に努めましょう」ということを申し合わせて、それから作業にあたったんですね。

「自信を持っておやりなさい」

印象的だったのは、当時の森総理大臣から非常に早い段階で電話がかかってきたんです。「片山さん、とにかく必要なことは全部やりなさい、後でちゃんと政府が面倒みるから」と言ってくれて、すごく嬉しかったという心強かったですね。県の災害対策本部は、私が本部長でトップですから、誰も頼りになる人はいないんです。そういう時に総理大臣から「自

信を持っておやりなさい、後で政府がちゃんとサポートするから」と言われてすごく心強かったですね。

私もすぐに被災地の市町村長に「総理大臣からこんな話があったから、大変だろうけどお互い一生懸命頑張ろうね」と電話をしたんです。そうしたら今度は、市町村長さんからも喜ばれたんですよ。現場で「はてさてこれからどうしようか」と思って心配している時に、知事から電話をもらってやる気が出てきたとか、自信を持ってやることができたといったことを後で聞きました。

地震対策はすでに始まっていた

知事に就任後、万一の地震に備えて準備をしていたんですね。まず防災計画の点検をしました。すると不備がいっぱいあったんです。現場で機能しないような計画だったんですね。私も各部長も自分の問題としてこれらの点検をしていたので、計画の問題点を自分たちでちゃんと分かっていたんです。

例えば、避難所に送る食糧というのは、県が食糧事務所から精米を確保して被災地に送るんです。そんな非現実的でしょ。電気もガスもないときに硬い米をかじるわけにもいかないし。それは計画を見直し、弁当業界と協定を結んで、いざというときには優先的に被災地に弁当を供給してもらうとか、そういう見直しがあったんですね。

それから自衛隊や関係機関との連携を密にしようと、それまでやっていなかった関係機関との会議をしたんです。私などが参加するトップの会議や実務者レベルの会議をして連携を深めたんですね。だから、主な人同士はみんなが顔見知りになってたんです。

西部地震の時には、自衛隊の地方連絡部長さんがすぐに災害対策本部に駆けつけてくれて、部長さんを通じて自衛隊への出動要請などをしたんです。

実はそのときに、米子の陸上自衛隊第八普通科連隊の皆さんは、ほとんど演習で県外に出ていたんです。県内に残っていた人はごく僅かで、そういうことも全部聞くことができました。「今、必要最小限の範囲内で出動してください」とか、「ぜひ早めに演習地から帰ってきてください」というようなことも相談できました。



もっと言いますと、その部長さんは入院中だったんです。だからジャージ姿で髭をはやして、最初誰かと思ったけどよくみたら部長さんでした。病床から出てきて、大変なときに大きな働きをしてくれたんですね。これは有難かったですね。

防災訓練から得たもの

鳥取県西部地震の2ヶ月半くらい前にやった防災訓練は、たまたまぴったりの状況設定だったんですが、やっていてよかったと思いました。

いざという時にとりあえず何をやらないといけないかちゃんと頭に入っていましたから、初動は非常にスムーズでした。

最初に何をしていたかわからないとか、皆集まるけど呆然としてるとか、トップは下から上がってくるのを待つとか、下は上からの指示を待つとかいうことが往々にしてありうるんですけど、鳥取県西部地震の時の災害対策本部はそんなことはなくて、皆が各自やらなければならないことにさっと取りかかることができた。これは大変大きかったと思います。

忘れられていたこと

細かい話ですけど、災害対策本部を切り盛りする係を作ってなかったんですよ。災害対策本部ではみんな役割を決めてやってたんですけど、災害対策本部自体を切り盛りするという係を決めていませんでした。

例えばどういうことかという、夜になっても全然食べ物も飲み物も出てこないとか、皆気がついたら夜の9時になって我々何も食べていなかった、被災地に食糧を送るのは一生懸命にしてたけど、気がついたらお茶の1杯もお弁当もここには出てこない。それなのにわかには食糧調達係を決めたりしました。外のことばかり考えていて、肝心の災害対策本部の運用のことを考えていなかった。

例えば、最初のうちは私が来客に椅子を出したりしていましたね。皆バタバタ動いていますから。そんなことも懐かしい思い出です。

「出て行きたくありませんけど・・・」

地震の翌朝から現地にヘリコプターで飛んだんです。毎日朝行って夕方帰ってくるという日々でした。現地に行ってみると、直後の状況、数日経った時の状況、1週間から10日くらい経った時の状況と段々ステージが変わってくるんですね。このことが非常に印象的でした。



最初は、被災直後から3日間連続して行ったんですが、その頃は被災者の皆さん結構明るいんですよ、高齢者であっても。どうしてこんな皆さん明るいのか不思議に思って話をしてみると、あんなにひどい揺れでタンスが倒れたりいろんなことがあったけども、命を失うことはなかったし、大半の人は無傷で難を逃れたんです。そのことをすごく皆喜んでいました。自分自身のことは勿論だけど、家族とか友人とか、周りの皆さん誰も命を失わなかったと。だから明るかったんです。

ところがそれからしばらく経って、今度は逆に皆沈んでいるんです。暗い顔して避難場所で皆沈痛の面持ちで、数人でひそひそ話とかしているんですよ。

どんなことを話されているのか聞いてみると、「これからどうしよう」と。皆、家は傾いたり屋根が飛んだり、中には全壊している家もあったわけです。

被災者は高齢者が多いわけです。都会に子どもが出ている家がほとんどなんです。

「お母さん、僕の所に来れば」と声をかける子どもさんが多いんですよ。すると、高齢の被災者の皆さんは心が揺れるんですね。「もうしょうがないから行こうかな」と。でも本当は皆さん行きたくないわけです。住み慣れた場所で余生を全うしようと思っていたのにね、今更大都会に行くのはやだなあと。だけど今まで自分が住んでいてこれからも住もうと思っていた家はもう住めないし、そこで非常に心が揺れるんですね。

でももうしょうがないから息子の所に行きますというような人が出てくるでしょ。そうすると周りの人も「あなたが出て行くなら私も行こうかな」「出て行きたくないな」とそういう話をするんですよ。私なんかにも「知事さん、死ぬまでここにしようと思っていましたが、しょうがないから息子の所に行きます。行きたくありませんけど」とか言われるんです。そこで私は大体わかったんです。「ああ、この地震の復興は住宅問題が一番大きなポイントだな」と。

絶望を希望に変えるために

私が思う災害復興の一番のポイントは、被災した人たちの不安を、どうやって取り除いてあげるか。「住む所がない」「これからの人生どうなるんだろうか」その絶望を希望に変えることなんです。

その観点からすると、「この度の被災地の皆さんの不安を解消する、絶望を希望に変えるというのは、住宅問題を解決することだな」と分かったんです。そこで「これはもう住宅再建の支援をすることが一番大切だな」と直感しました。

「住宅再建支援しようじゃないか」「皆ここに住みたいと言っているんだから、出て行きたくないという人たちばかりなんだから、ある程度の公的支援をして、倒れた家を建て替えるとか、壊れた家を修繕するとかの後押しして、サポートすれば出ていなくてもいいのかな」ということを政策として考えようという指示したんです。

ところがしばらくしてから「駄目です」と報告がきたんです。「なんで駄目なの？」と聞いたら「そんなことはできないようなんです。住宅再建支援はやってはいけないと国が言うんです」と。「そんなことないでしょ。神戸の大震災の時に前例があるんじゃないの。兵庫県なんか聞いてみれば」と私も気楽に言ったんですけども、「いや、兵庫県に聞いても、阪神・淡路大震災の時にもやっていないそうです」と。憲法違反だとか財政法違反だとかで、個人の住宅再建に公的資金を投入してはいけないという報告だったんです。

現場では絶対に必要な政策だから

だけど、国に補助金をくれとか国から財源をもらってこいというわけじゃないから、「県の貯金で住宅再建支援するんだから問題はないはずだから考えよう」ということで、住宅再建支援策をまとめたんです。

ただ、政府がその時猛反対で「絶対やっちゃいけない。させない」と、ファックスが山のように届いてね。あまりにも執拗な反対だったので、地震が発生してから10日目くらいに上京しまして、政府に説明に行ったんです。だけど猛反対でした。

「政府のお金を使うことはないし、やってはいけないと政府は言うけど、どこにそんなことが書いてありますか？憲法の第何条にそんなことが書いてあるんですか？書いてないでしょ」「財政法のどこにそんなこと書いてあるんですか？住宅再建支援はしてはいけないなんて。我々も法治国家の一員だから法律には従うけれども、法律でやっちゃいけないと書いてないし、現場では絶対に必要な政策だと私は思うからやりますよ」と、半ば物別れだったけれども、一応説明をして、表現は悪いけど仁義をきって、10月17日に発表したんですよ。

最大のメンタルケア

さすがにその時は私も不安でした。というのは、調査が済んでいませんでしたから、一体どれだけ対象があるのか、どれくらいかかるのかわかりませんでしたから。



被災地の日野町役場で協議する日野町長（左）と知事



それから市町村からも「認定をどうやったらいいのか」「建て替える場合は簡単だが、修繕の場合に事業費はいくらかかるのか、誰が査定するのか」と、不安だという声が上がってきたんですよ。政府からは絶対駄目という横槍があったから、発表した後は、精神的にすごく疲れたのを今でも覚えています。

だけど、翌日になって被災地の皆さんにね、すごい元気が出たんですよ。「県や市町村がそれだけ応援してくれるなら自分たちも頑張ろう」と。今まで「どうやって暮らそうか」「都会の息子の所に行くの嫌だな」とか心配されていた皆さんが。

メンタルケアにあたった精神科医に「住宅再建支援策を発表したその直後から皆前向きになって、これが最大のメンタルケアだった」という話を後で聞きました。それを聞いてすごく嬉しかった。のみならず、神戸の方から応援のメールがいっぱい来たんですよ。「私たちがやってほしいと思って、県や政府にあれだけお願いしたけどできなかったことが鳥取県でできると聞いて、私たちは嬉しくなった。がんばってください」と、いっぱい電話とかメッセージが来てすごく勇気づけられましたね。

実は住宅再建支援をするというって相当金をかけましたけど、逆にし、出費を省けた部分があるんですよ。普通は仮設住宅を造るんですが、仮設住宅は1戸あたり撤去費も含めて400万円かかるんですよ。400万かけて2年経ったらなくなるんですよ。しかも膨大に作るわけで、それが、鳥取県の場合は住宅再建支援をするということで、仮設住宅を沢山造らずに済んだんですよ。だから、普通は仮設住宅にかかる費用が住宅再建支援に回ったと考えれば、決して余分な出費ではないし、かえって私は良かったと思います。

あの地震がきっかけとなって住んでいるところを離れて都会に行ったという人は皆無に近いですね。それが一番良かったと思います。

今振り返って思う、たいせつなこと

特に行政機関の関係者は、自分の問題として何をしなきゃいけないのか、何をすべきかということを入れて、身に付けておかないといけない。グラッと来たときに、計画とかマニュアルをひもといているようでは駄目なんです。そんな暇なんてありませんから。そのためには、絶えず訓練すること意識を持つとか、これが一番大切なことだと思います。

それから、被災した皆さんが希望を持って、元気に復興にあたれるということが、ものすごく大きな力になるんですよ。皆さんが不安な日々をずっと送るのか、そうではなくて不安をある程度はね除け希望を持って自ら復興・生活の再建に邁進するのか、私はその分かれ道になったのが住宅再建支援だと思います。「皆さん希望どおりここに住み続けられますよ」という可能性をメッセージとして出したということが、被災者の皆さんの元気を引き出すことに繋がったのではないかなと思います。

その後、私たちが予想していたよりも断然早く地域が復興しました。それは、被災者の皆さんの力だと思います。被災者の皆さんをいかに元気にして、力を引き出すかが災害復興の一つのポイントだと思います。

地震発生に至るまでの事前対策

平成11年4月の片山知事就任以降、知事公約である「防災体制強化」に積極的に取り組んでいたところであるが、特に地震が発生する約2か月前には、県・米子市・陸上自衛隊・航空自衛隊・海上保安本部・警察・消防・中国電力の計8機関が参加した県で初めての災害図上訓練が米子市で実施された。

訓練で想定された地震の発生場所と規模は、その後発生する鳥取県西部地震とよく似ており、地震が起きる直前に実際に災害対応にあたる担当者らが、実際に使われる現地対策本部に集合し、顔を合わせていたため、それらの準備や訓練での経験が災害発生直後の初動対応に非常に有効に機能した。

- 平成11年7月 1日 防災を専ら職責とする「防災監」を新設
- 平成12年1月17日 「防災に関する関係機関との情報交換会」の開催（関係機関との連携強化等）
- 4月 1日 防災組織の強化（「消防防災課」を「危機管理室」「消防課」に組織改正）
- 5月23日 「第1回職員防災訓練」の実施
 - ※ 以後、県地域防災計画の見直し、防災マニュアル・電話帳を作成
- 6月26日 「消防防災ヘリコプター搬送訓練」の実施（米子市～鳥取市）
- 6月30日 「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」の締結
- 7月21日 西部地方機関職員を対象とした「災害図上訓練研修」の開催
- 7月31日 「鳥取県災害図上訓練」（西部総合事務所）の実施
 - ※ 訓練想定
 - 震源・規模：鳥根県東部を震源とするマグニチュード7.2の地震
 - 各地の震度：震度6強（米子市）、震度5弱（境港市、西伯郡）
 - 被害概要：死者約1,000人、負傷者約12,000人、家屋全半壊約8,000棟
- 8月17日 「西部地区市町村消防防災主管課長会議」（米子市）の開催
- 9月 1日 「第2回職員防災訓練」（抜き打ち参集訓練）の実施
- 9月 6日 「鳥取県総合防災訓練」（鳥取市）の実施
- 10月 6日 鳥取県西部地震の発生

参考 阪神・淡路大震災を教訓としてすでに取り組んでいた防災対策

- 平成8年
 - 2月 県地域防災計画（震災対策編）の全部修正
 - 3月 地震津波緊急情報伝達・職員参集システム整備
 - 11月 震度情報ネットワークシステム整備
- 平成10年
 - 3月 ヘリコプターテレビ電送システム整備
 - 7月 消防防災ヘリコプターの運航開始

災害時の情報の共有化とスムーズな連携を目的に、訓練は初めてで、全面的にも参しいという。訓練は初めてで、全面的にも参しいという。訓練は初めてで、全面的にも参しいという。

大地震想定 300人が災害図上訓練 行政、自衛隊、民間の8機関

訓練は「午前8時5分、鳥根県東部を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生。米子市内の震度は6強、境港市、西伯郡は同6強。午前9時15分、死者約1,000人、負傷者1万2,000人、家屋の全半壊約8,000棟。ガス、電気、水道、電話がストップ」という想定。



関係機関が集まって行われた災害図上訓練

また、午前11時から図上訓練（図上）は、米子市西三郡の陸上自衛隊米子駐屯地、自衛隊、消防、警察が合同で被害者の搬送の救出、応急手当、搬送等の業務も行った。各機関の代表は「いざいざの場合、一瞥に参り訓練しただけでも大きな経験があった」と口を揃えて、県の防災体制強化は、今回の訓練を通じて、初めから十分の準備ができていたことが、発生した瞬間に確認された。次回からは、米子市で合同の図上訓練を予定している。

【原田 勉】

Chapter 2

震災の記録

地震の概要

鳥取県西部地震が発生する11年前の平成元年10月27日にマグニチュード5.3の地震が日野町の地下で発生し、以後マグニチュード5クラスの中地震が群発した。これが鳥取県西部地震の始まりだった。

そして、平成12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部の西伯郡西伯町～日野郡溝口町付近を震源とする鳥取県西部地震（マグニチュード7.3）が発生し、鳥取県境港市、日野町で震度6強、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、溝口町で震度6弱を観測するなど、中国、四国、近畿地方を中心に関東地方から九州地方にかけての広い範囲で震度6強～1を観測した。

この地震では幸いにも亡くなった人はなかったが、鳥取県内で重傷31人、軽傷110人、住家全壊394棟、住家半壊2,494棟、斜面崩壊・落石などによる道路・鉄道の不通箇所を多く出した。また、ライフラインの被害も1万5千件にも達し、沿岸地域での液状化現象による港湾の破損は、地場産業に大きな打撃を与えた。平成7年に発生した兵庫県南部地震（マグニチュード7.3）による阪神・淡路大震災とは地震の規模が同程度でありながら、被害は際立った違いを示した。

なお、県内でマグニチュード7以上の地震が発生したのは、昭和18年鳥取地震（マグニチュード7.2）以来のことであった。

(1) 地震の発生時刻

平成12年10月6日（金）13時30分17.9秒

(2) 震源地

鳥取県西部（北緯35度16.45分、東経133度20.94分）

(3) 震源の深さ

9km

(4) 地震の規模

マグニチュード7.3

(5) 各都府県の最大震度

最大震度	都道府県数・内訳	
震度7	—	—
震度6強	1	鳥取県
震度6弱	—	—
震度5強	3	鳥根県 岡山県 香川県
震度5弱	3	兵庫県 広島県 徳島県
震度4	8	岐阜県 滋賀県 京都府 大阪府 愛媛県 高知県 山口県 大分県
震度3	9	福井県 長野県 愛知県 三重県 奈良県 和歌山県 福岡県 熊本県 鹿児島県
震度2	9	埼玉県 神奈川県 富山県 石川県 山梨県 静岡県 佐賀県 長崎県 宮崎県
震度1	5	茨城県 群馬県 千葉県 東京都 新潟県
計	38	1都2府35県

(6) 県内市町村の最大震度

最大震度	市町村数・内訳	
震度7	—	—
震度6強	2	境港市 日野町
震度6弱	8	西伯町 会見町 岸本町 日吉津村 淀江町 日南町 江府町 溝口町
震度5強	1	米子市
震度5弱	9	東郷町 関金町 北条町 大栄町 東伯町 赤碕町 大山町 名和町 中山町
震度4	14	鳥取市 国府町 岩美町 福部村 郡家町 船岡町 河原町 用瀬町 智頭町 気高町 鹿野町 青谷町 羽合町 三朝町
震度3	4	倉吉市 八東町 佐治村 泊村
震度2	—	—
震度1	—	—

※ 若桜町は機器計測中であつたため未計測

(7) 主な余震

（平成12年12月31日までに観測された最大震度4以上のもの）

地震の発生日時と規模 (マグニチュード)		震度4以上を観測した市町村	
発生日時	規模	震度5弱	震度4
10月6日	14:36	4.4	日野町
	14:52	4.5	会見町
	16:21	4.1	会見町 西伯町
	22:56	4.2	日野町
10月7日	04:59	4.7	日野町 溝口町
	08:17	3.8	米子市
	12:03	4.3	会見町
10月8日	20:49	4.3	会見町
	20:51	5.2	西伯町 米子市 淀江町 境港市 日吉津村 岸本町
10月10日	21:57	4.4	米子市 境港市 西伯町
10月17日	22:16	4.5	日野町
11月3日	16:33	4.6	境港市 西伯町
12月7日	23:09	4.3	境港市 日吉津村 会見町
12月19日	06:18	4.0	米子市 境港市 日吉津村

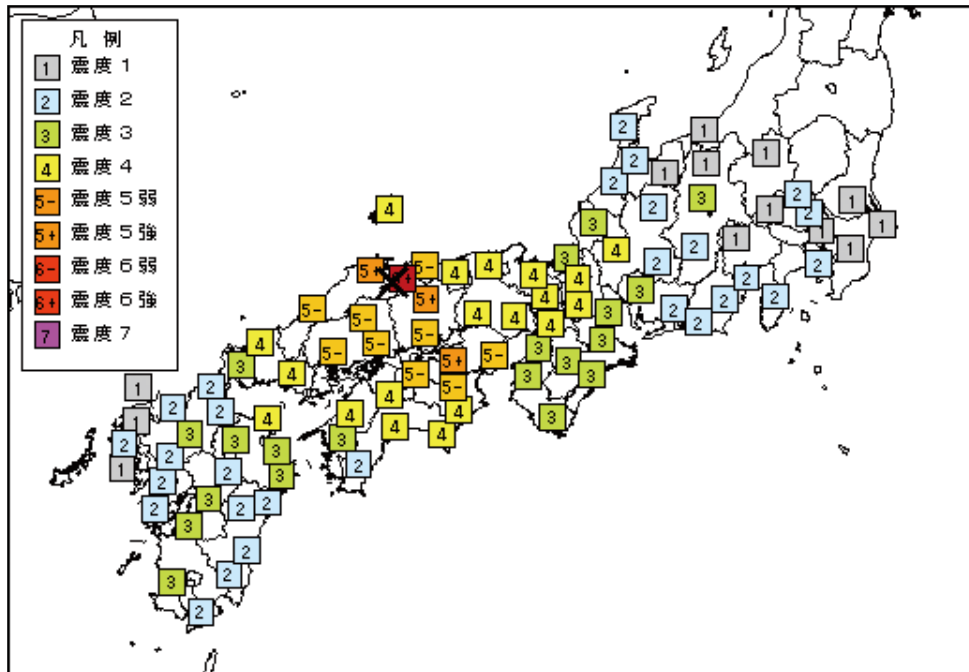
参考

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）との比較

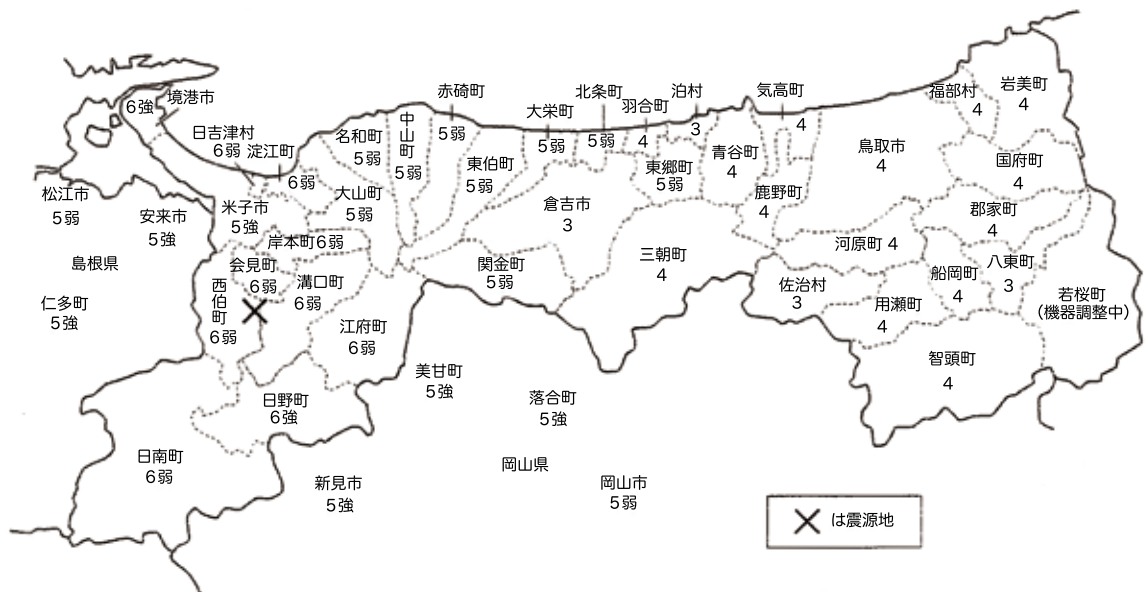
地震	区分	鳥取県西部地震	兵庫県南部地震
	規模	M7.3	M7.3
地震	震源の深さ	9km	16km
	最大震度	震度6強	震度7
	人的被害		
人的被害	死者	0人	6,434人
	行方不明者	0人	3人
	重傷者	39人	10,683人
	軽傷者	143人	33,109人
住家被害	全壊	435棟	104,906棟
	半壊	3,101棟	144,274棟
	一部破損	18,544棟	390,506棟
水道断水	6,801戸	約130万戸	
停電	17,403戸	約260万戸	
電話不通	136回線	30万回線超	
火災	発生件数	0件	293件
	全焼棟数	0棟	7,036棟

※ 被害は全国集計値

「平成12年（2000年）鳥取県西部地震」震度分布図



県内各市町村の震度分布図



参考 地震の命名

報道発表資料
平成12年10月6日
気象庁

平成12年10月6日13時30分ごろ発生した鳥取県西部の地震の命名について

気象庁は、平成12年10月6日13時30分ごろ発生した鳥取県西部の地震について、「平成12年（2000年）鳥取県西部地震」と命名しました。

また、英語名称は「The Western Tottori prefecture earthquake in 2000」と命名しました。

被害の状況

崩落した岩石に塞がれた県道と、直撃を受けた車両。車両内の2名は後部座席にいたため、奇跡的に助かった。(溝口町)

この地震では、県西部地区を中心に大きな揺れが発生し、これによって県西部を中心に県内各地で非常に大きな被害が発生した。県内の人的被害は、重傷者31名、軽傷者110名の計141名である。県内の住家被害は、全壊394棟、半壊2,472棟、一部破損14,134棟と多数発生している。原因として、直接地震の揺れにより損壊したもののほか、地盤の液状化により地盤沈下、傾斜などしたものがあつた。そのほか、公共土木施設、農林水産業施設をはじめ、各種施設などに被害が発生した。また、一部で水道が断水したほか、交通機関、通信等にも混乱が生じた。(被害状況一覧については、表紙裏面を参照)

人的被害

この地震では、幸いにも死者はなかったが、県内12市町村で141名の負傷者が発生した。負傷原因の一例は次のとおりである。

区分	市町村名	性別	年代	負傷程度	被災の状況
重傷	米子市	男性	40	右足、腰を骨折	塀が倒れてきて下敷き
		女性	30	腕、鎖骨を骨折	本屋で本棚が倒れてきて下敷き
		女性	50	股関節骨折	避難中に転倒
		男性	50	両足骨折	地震の揺れでハシゴより落下
		女性	20	右足首骨折	地震の揺れで階段から転落
		女性		肋骨及び左足骨折	
	境港市	女性	60		本棚が倒れ下敷き
		女性	80	左下腿部骨折	避難中に転倒
		女性	60	左下腿部骨折	ブロック塀が倒れ受傷
		女性	80	左大腿骨頸部骨折	
		女性	60	左大腿部痛	
		女性	60	右踵骨骨折	
		女性	50	左小指骨折	
		男性			
	西伯町	女性	70	大腿骨骨折	避難中に転倒
		女性	80	手首骨折	
	会見町	女性	80	左足(骨盤との付け根)骨折	トイレから出て扉を閉めようとしたとき、ノブにつかまっていたが体をひねって転倒
		女性	70	右手首骨折	屋外で転倒
	淀江町	女性	70	左大腿骨頸部骨折	避難する際に瓦が落下してきたため転倒
	大山町	男性	20	右肘骨折、左足打撲	営林署の作業委託により、大山一ノ沢付近で作業中の建設会社社員が、地震により50~100メートル滑落
		女性	40	左手小指骨折	
日野町	男性		左大腿骨開放骨折		
	女性	70	左膝々蓋骨骨折	工事現場(濁谷地内砂防ダム)で下半身が土砂に埋まった	
	女性		右肩~腕、顔火傷		
	女性	60	大腿骨頸部骨折	家の前で転倒	
	男性	30	両足骨折	家屋倒壊~救出	
溝口町	女性	70	大腿骨・頸部骨折		
	女性	60	右大腿部骨折	夫婦2名が待避所に自動車を停め休憩中、落石によりフロントガラス等が壊れ、車両に閉じ込め。大声で救助を求め、近くの内田スプリング工場の工具5~6名が駆け付け、車両から救出	

区分	市町村名	性別	年代	負傷程度	被災の状況	
軽傷	倉吉市	男性	10		教室のテレビモニターが落下	
		女性	20	打撲、切り傷	机の下に閉じ込め	
	米子市	女性	80		自転車で転倒	
		男性	40		地震におびえ精神不安定	
		女性	50	打撲、すり傷	地震で転倒	
		女性	30		物が落ちてきて手を切り、数針縫った	
		女性	90		地震で転倒	
		男性	10	打撲	学校で机の上の椅子が落下	
		男性	10	打撲、すり傷	学校で足を滑らせ打撲、すり傷	
		女性	0	右下腿部打撲		
		境港市	女性	80	左下腿部骨折	テレビが落下
			男性	70	火傷	食事中
	女性		70	火傷	食事中	
	男性		10	頭部打撲		
	女性		10	左足部打撲		
	女性		30	左手打撲		
	女性		50	左膝打撲		
	女性		70	後頭部打撲		
	男性		70	右中指挫傷		
	女性		20	左右リスフラン関節捻挫		
	女性		80	右大腿打撲		
	女性		60	頭部外傷		
	女性		30	口を切って 出血		
	女性	10	右足挫創			
	西伯町	男性	20		サッカーのゴールポストが倒れ額にけが	
		男性	50		避難中に転倒	
		女性	70		自転車で割れ目に落ち顔にけが	
		男性	60		自転車で転倒	
		女性	70		避難中に転倒	
		女性	80		テレビが落下	
	会見町	男性	50	頭部4針縫う	室内で電灯が落下。抜糸後、12月に入ってからも頭部からガラスの破片が出てきた	
	大山町	男性	20	顔面及び両足擦過傷	登山中に大山三鉢峰付近で2メートル滑落。自力ではい上がった後、ユートピア小屋周辺で登山道崩壊のため孤立。携帯電話で救助要請し、鳥取市で広域緊急援助隊訓練参加中の広島県警ヘリコプター（みやじま）で救助され、国体広場に降ろされた	
	日南町	男性	50	火傷	熱湯により火傷	
		男性	70	打撲	棚の上から荷物が落下し打撲	
	日野町	男性	50		工事現場（濁谷地内砂防ダム）で下半身が土砂に埋まった	
		女性	60	右肩・腕・顔火傷		
		女性	70	頭部打撲	落下物によるけが	
		女性		右大腿挫傷		
		男性	60	右下腿切創		
		男性		顔面切創・左肩打撲		
	江府町	女性	50		カミソリで手を切る（理容所）	
		女性		右腕筋切断		
	溝口町	男性	70	右大腿部打撲傷	溝口町重傷者（女性）と同様	
		女性	70			
			女性	80	右前下腿表皮剥離	水屋の下敷き

※ 判明分のみ。被害取りまとめ段階の資料からの抜粋であるため、一部正確ではない情報も含まれている場合がある。

家屋被害

この地震では、住家の全壊394棟など、県内22市町村で多くの建物に被害が生じた。

ただし、火災による被害は発生しなかった。

特徴的な被害については、以下のようなものであった。

(1) 液状化の被害

境港市、米子市を中心に液状化が発生、噴砂や地盤流動が生じた。境港の荷揚場も1mあまりの側方流動により地盤沈下、上屋の柱が大きく傾斜するなどの被害を受けた。米子市内の住宅地でも砂、水が噴き出し、基礎下の地盤が陥没するという被害が生じた。住宅団地では、液状化により軽微ながら基礎ごと傾いた住宅も多くあった。

(2) 中山間地の被害

傾斜地や、築後、長期間経過している家屋が多く、高齢者も3割を超えている中山間地域では、屋根土に瓦葺き、土壁、布石基礎、筋交いのない農家住宅が多く、被害が大きい。また、地域によっては、ほとんどの住宅で屋根瓦が被害を受けており、外観は無事でも建物内部で柱が折れたり、梁がはずれたりしたものもあった。

これらの地域の大きな特徴として、斜面が多いことから、石垣、擁壁が多くあり、石垣の上に直接基礎が乗っている住宅の中には、住宅が無事でも、地盤崩壊が迫ってきているもの、隣の石垣が崩れて住宅に迫ってきているものがあった。



地震で倒壊した出雲大社上道教会（境港市）

被害額

被害額集計表

(単位：千円)

区分	総務部	企画部	福祉保健部	生活環境部	商工労働部	農林水産部	土木部	企業局	教育委員会	計
公立文教施設									859,605	859,605
農林水産業施設						7,318,802				7,318,802
公共土木施設						876,200	22,191,848			23,068,048
その他の公共施設	1,955,529	2,367,000	367,145	284,413		139,551		192,039	136,601	5,442,278
小計	1,955,529	2,367,000	367,145	284,413	0	8,334,553	22,191,848	192,039	996,206	36,688,733
その他	農産被害					200,811				200,811
	林産被害					63,216				63,216
	畜産被害					80,490				80,490
	水産被害						1,359,258			1,359,258
	商工被害					1,819,570				1,819,570
	その他	243,019				4,881,748	4,287,549		219,363	9,631,679
被害総額	2,198,548	2,367,000	367,145	284,413	6,701,318	14,325,877	22,191,848	192,039	1,215,569	49,843,757

部局別被害額内訳

(単位：千円)

関係部局	項目別内訳
総務部	県有財産 1,955,529 私立学校 25 施設 243,019
企画部	鉄道 2,000,000 空港 367,000
福祉保健部	民間・市町村立病院 159,879 民間・市町村立社会福祉施設等 135,738 県立社会福祉施設等 71,528
生活環境部	水道施設 191,111 (上水道 132,098 簡易水道 17,146) 飲料水供給施設 41,867 自然公園等施設 28,000 廃棄物処理施設 27,302 ガス施設 38,000
商工労働部	商品(製品)・機械装置等 1,819,570 工場敷地・建物等 4,881,748
農林水産部 土木部	別掲
企業局	県営発電施設 12,790 県営工業用水施設 149,848 県営施設(みなと温泉館) 29,401
教育委員会	公立文教施設 市町村立学校 792,161 (幼稚園 6,180 小学校 687,285 中学校 97,564 養護学校 1,132) 県立学校 60,979 (高等学校 57,418 養護学校 3,561) 市町村立給食センター・教員住宅 6,465 その他の公共施設 社会教育・体育施設 136,121 県立教員住宅 480 その他 文化財被害 219,363

農林水産業関係内訳 (農林水産部被害額内訳)

(単位：千円)

区分	被害額	備考(括弧内は箇所数)
農林水産業施設(暫定法対象)	農業基盤関係	6,495,000 (1,072)
	林道	655,594 (137)
	共同利用施設	168,208 農協関係(53) 水産関係(1)
	計	7,318,802 (1,263)
公共土木施設	漁港	876,200 (5)
その他公共施設		139,551 (30) ただし、集落等有の施設を含む
その他	農産被害	200,811 農作物被害(白ねぎ、にんじん、だいこん、梨等)
	林産被害	63,216 作業道(18) 特用林産施設等(4) 集成材加工施設(1)
	畜産被害	80,490 畜舎破損(1)、豚11頭
	水産被害	1,359,258 船(5) 施設(35) 水産加工品等
	その他	4,287,549 林地崩壊(152) 農協建物(34)
	計	5,991,324
合計	14,325,877	(1,548)

工種別公共被害土木施設内訳 (土木部被害額内訳)

(単位:千円)

区分	工種	県工事		市町村工事		県全体	
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法関係 (建設省関係)	道路	257	7,004,800	324	3,497,800	581	10,502,600
	橋梁	15	98,300	5	127,600	20	225,900
	砂防設備	19	227,800	0	0	19	227,800
	下水道	0	0	35	1,486,070	35	1,486,070
	急傾斜	4	119,900	0	0	4	119,900
	河川	33	315,800	24	1,009,400	57	1,325,200
	海岸	0	0	0	0	0	0
	地すべり	0	0	0	0	0	0
	公園	2	8,600	7	924,800	9	933,400
小計	330	7,775,200	395	7,045,670	725	14,820,870	
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法関係 (運輸省関係)	港湾(県)	12	918,000			12	918,000
	港湾(県)起債	4	139,000			4	139,000
	港湾(境港)	49	4,928,000			49	4,928,000
	港湾(境港)起債	20	768,000			20	768,000
	海岸(県)	9	475,000			9	475,000
	海岸(境港)	4	11,000			4	11,000
	小計	98	7,239,000			98	7,239,000
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法関係(合計)		428	15,014,200	395	7,045,670	823	22,059,870
都市災害復旧事業 国庫補助関係	街路			2	22,000	2	22,000
小計	0	0	2	22,000	2	22,000	
既設公営住宅復旧事業 国庫補助関係	公営住宅	5	57,686	3	52,292	8	109,978
小計	5	57,686	3	52,292	8	109,978	
総計		433	15,071,886	400	7,119,962	833	22,191,848

(原3種原簿別紙可)

日本海新聞

2000年(平成12年)10月8日 日曜日

(4)

至る所、災害のツメ跡

鳥取県西部地区を襲った大地震から一夜明けた七日、被災地はひとまず落ち着きを取り戻した様子ながら、至る所に災害のつめ跡を残していた。米子市、日野郡はじめ県西部の広範囲にわたって、屋根から落ち



鳥取県西部地震で倒壊した日野川の護岸。後方は日野町の住宅街。7日午後1時10分、共同通信社ヘリから



地震で倒れた墓石を修復する住民。7日午後、鳥取県境港市外江町



地震で崩れたから屋根の修復に追われ、しゃがみ込むお年寄り。7日午前10時16分、鳥取県日野町



鳥取県西部地震で倒壊した民家。7日午後0時40分、鳥取県西伯町で共同通信社ヘリから

応急対策 活動



この地震では、県西部地域で最大震度6強が観測されたが、震度5強以上の地震が県内で発生した場合は災害対策本部を自動的に設置することが地域防災計画に定められており、10月6日午後1時30分の地震発生後直ちに災害対策本部を第二庁舎第20会議室に設置し、災害対策本部長である知事の指揮の下、消防防災ヘリコプターによる上空からの被災地調査、被災市町村からの情報収集、自衛隊への災害派遣要請及び被災地支援などの応急対策に当たった。

消防防災ヘリコプターからは、県西部の米子市の映像が送られはじめ、ブラウン管に映し出される映像のどこからも煙が上がっておらず、車は何事もなかったかのように走っていた。家屋が倒壊している状況もほとんどなく、阪神・淡路大震災のような光景を想定していた本部員は安堵の表情を見せた。しかし、映像が山間部に入ると、国道180号線とJR伯備線が崩壊によって土砂に覆われている状況が映し出され、震度6強という大地震による被害の全貌が徐々に明らかになっていった。

その頃米子市内では、偶然、地震当日に市内で開催されていた「介護保険推進全国サミット」（主催：西伯町）に総務部長や福祉保健部長ら数十人の県職員が参加しており、地震でフォーラムが中止になったため、すぐに現地災害対策本部となる西部総合事務所に移動し、直ちに災害対策室の設営を行うとともに、情報収集、応急対策の実施、市町村と県本部との連絡・調整を行った。さらに課長級の幹部を含む県職員たちを、その場から被害の大きい町の役場に派遣し、窓口業務や県との連絡調整を行い、市町村を支援した。

地震発生後間もなく、森総理大臣から国の全面支援が知事に伝えられ、6日夕刻には蓮実国土庁総括政務次官が来県され、上空からの被災地調査が行われた。翌7日には、扇国土庁長官を団長とする政府の調査団による現地の調査が行われ、県及び市町村は被害状況を説明するとともに災害の早期復旧、復興について支援を要請した。

災害対策本部長は、10月7日から9日まで三日連続して被災地を自ら回り、被災地の状況をつぶさに把握し、被災者を激励し、応急対策を指揮した。その後も、幹部職員を市町村に派遣して市町村を支援するとともに、災害復旧、復興の陣頭指揮を行った。

国への要望も、まず、緊急に支援を必要とする事項について、続いて、新たな支援制度の創設や現行制度の改善について県議会と協調して要望活動を行った。

そして、災害復興対策を的確に実施するため、11月2日に災害対策本部を「鳥取県西部地震災害復興本部」に切り替えた。

鳥取県災害対策本部

平成12年10月6日13:30 設置
平成12年11月2日 廃止

鳥取県西部地震災害復興本部

平成12年11月2日 設置
平成16年4月1日 廃止



県災害対策本部で対応を検討する本部員ほか



岸壁が破損した境漁港

主な対応経過

※ 「〇時」表記は詳細時刻が不明のもの
 ※ その他時刻表示のないものは順不同

日時	県の対応	国、市町村、他県等の対応
平成 12 年 10 月 6 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13:30 地震発生 ・ 13:30 県災害対策本部自動設置 (震度5強以上) ・ 13:40 県警察本部特別災害警備本部及び各警察署現地災害警備本部設置 ・ 13:45 県災害対策本部員参集始まる ・ 13:50 消防防災ヘリコプターによる被災地調査を指示 ・ 13:55 「本部員の集合」を庁内放送 ・ 14:00 西部災害対策本部では、総務部長、財政課長、広報課長、総務課、市町村振興課等西部にいた職員が西部対策本部へ参集し、活動開始。また、西伯町へ3名、溝口町へ1名の職員を派遣 ・ 14:01 消防防災ヘリコプター離陸 ・ 14:09 知事が本部室に到着、被害状況報告を受ける ・ 14:29 知事が陸上自衛隊第八普通科連隊へ災害派遣要請 (電話) ・ 14:35 知事から鈴木正明消防庁長官へ電話 ・ 知事から西部市町村長 (又は助役) へ状況確認、支援等の電話 (米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、日南町、日野町、江府町、溝口町) ・ 弁当手配 (7 日分 5,778 食) ・ 毛布の提供 (2,800 枚) ・ 救援物資の提供 (簡易トイレ 71 台、トイレトペーパー 800 個、カイロ 1,000 個、プロパンガスボンベ 10 本、調整器 3 台、石油ストーブ 25 台、灯油 200 リットル、水用ポリタンク 290 個) ・ 22:35 災害救助法を適用 (米子市、西伯町、日野町) ・ その後、翌 1 時 30 分頃まで各市町村からの緊急要望を受け、即対応を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14:15 自衛隊鳥取地方連絡部坂田部長が県本部へ急行 ・ 中川官房長官から激励の電話連絡 ・ 兵庫県 (防災企画課長) から状況照会の電話 ・ 14:43 森総理大臣から知事に支援の電話「できることがあれば、行う。」 ・ 15:05 境海上保安部から「船舶被害はなし」との連絡 ・ 西田自治大臣から激励の電話連絡 ・ 陸上自衛隊第13旅団石田尾幕僚長が本部へ急行 ・ 西田鳥取大学教授が本部へ急行、地震について説明 ・ 広島県 (福祉保健部)、岡山県 (保健福祉部) から支援の申し出 ・ 16:00 鳥取県社会福祉協議会が「鳥取県西部地震対策本部」を設置 ・ 16:35 自衛隊第8普通科連隊連絡幹部が県本部に到着 ・ 18 時 連美国土庁総括政務次官が東京より急行、ヘリコプターで上空より被災地を視察後、20:30 に検査以外対策本部で政府の全面協力を表明 ・ 平林郵政大臣が県本部を激励 ・ 19:00 日野町で避難勧告 (根雨1区・2区、23世帯 37 名) ・ 20:05 自衛隊第13旅団幕僚長等が県本部に到着 ・ 中国管区広域緊急援助隊等の派遣 (10/6 ~ 15 延べ 417 名)
7 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長が連美国土庁政務次官とともに被害状況視察 (境港市) ・ 本部長が扇国土庁長官ほかの政府調査団に概況報告 (米子空港) ・ 本部長が被災状況調査のため、消防防災ヘリコプターで米子空港から日野町へ移動、その後日野町、西伯町を視察 ・ 政府調査団記者会見に同席 (米子空港) ・ 16:30 本部長は県災害対策本部に戻り、現地の被害状況を本部員に伝達し対策を協議、指示。「被害は大きく、余震が怖くて眠れないなどメンタル面の対応も必要。扇国土庁長官は災害復旧に最大限努力すると言明。今後の支援要請にもしっかり対応すること。」 ・ 自衛隊災害派遣要請 (境港市竹内団地の排水溝土砂撤去、西伯町・会見町及び日野町における損壊独居老人宅等への防雨用シートの展張) ・ とりネットに地震被害情報等の掲載を開始 ・ 日野町へ医薬品セット (1,000 人分) を提供 ・ 毛布の提供 (1,030 枚) ・ 救援物資の提供 (ブルーシート 6,500 枚 (兵庫県からの 500 枚を含む)、トイレトペーパー 500 個、水用ポリタンク 1,062 個) ・ 弁当手配 (8 日分 10,600 食) ・ 21:00 災害救助法を適用 (溝口町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9:10 第13旅団司令部及び第13通信中隊が県災害対策本部待機を解除 ・ 扇国土庁長官ほか政府調査団が被災地視察 ・ 政府調査団記者会見 (県本部長同席) ・ 水産庁海岸防災課長による境漁港被害調査 ・ 給水車による応急給水とそれに伴う職員を派遣 (自衛隊、他県 (岡山県、山口県、広島県、島根県)) ・ 兵庫県 (斉藤防災監) から前例等の資料提供の申し出電話 ・ 米子市社会福祉協議会等が「米子市災害ボランティアセンター」を設置 ・ 給水車による応急給水及びそれに伴う職員を派遣 (鳥取市等) ・ 15:30 溝口町で避難勧告 (大坂地区、2 世帯 10 名) ・ 避難住民の困りごと、不安の解消等を目的に、中国管区内各県警察の女性警察官で編成された「コスモス隊」を派遣 (10/7 ~ 20 延べ 246 名)
8 日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8:20 本部会議開催。「境港の仕事が多いため、人員を確保し直ちに派遣すること。激甚災の状況を把握すること。被災者生活再建支援が良い。災害救助法が適用されなくても必要な支援は行うこと。」 ・ 本部長が被害状況視察 (西伯町、日南町、溝口町、会見町) ・ 18:30 本部長は県災害対策本部に戻り指示「日南町、江府町の震度が発表されないことからボランティアの偏りがあるため、取材、報道をお願いする。当面必要な経費は予備費を超えるが自分の責任で専決を行う。」 ・ 防災無線による地震便乗悪質商法への注意呼びかけについて西部地区全市町村に文書要請 ・ 地震便乗悪質商法に関する相談、問い合わせ窓口を消費生活センターに開設 (10 日から「消費生活 110 番」として本格運用) ・ 毛布の提供 (120 枚) ・ 救援物資の提供 (ブルーシート 1,250 枚、ダンボール箱 1,500 個、ロープ 25 束、ガムテープ 150 本、荷造りひも 142 束、ポリタンク 1,768 個) ・ 弁当手配 (9 日分 10,268 食、10 日分 7,840 食) ・ 仮設住宅 10 戸の建設準備開始 (日野町黒坂小学校グラウンド) ・ 根雨高グラウンドをボランティア等の駐車場として解放 (8 ~ 9 日) ・ 20:40 災害救助法を適用 (境港市、会見町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00 橋本高知県知事から電話「できることは何でも言うてください。」 ・ 給水車による応急給水とそれに伴う職員を派遣 (自衛隊、他県 (岡山県、山口県、広島県、島根県)) ・ 9:15 日南町長から知事に電話「日南町の震度がいつも発表されない。」 ・ 日野町等が「日野町災害ボランティアセンター」を設置 ・ 11:33 溝口町で避難勧告 (父原地区、4 世帯 18 名) ・ 給水車による応急給水及びそれに伴う職員を派遣 (鳥取市等) ・ 21 時 余震発生を受け、西伯町で自主避難を呼びかけ
9 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8:20 本部会議開催。「被災市町村に報告を求めるのではなく、支援要請に対してスピーディに対応すること。現場では言いにくい面もあるため、柔軟に心を開いて対応すること。」 ・ 本部長が被害状況視察 (江府町、岸本町、米子市) ・ 佐藤陸上自衛隊第八普通科連隊長、安宅航空自衛隊美保基地司令、石上西部消防局長へ支援、協力のお礼と今後の協力依頼 ・ 自衛隊災害派遣要請 (西伯町及び日野町下樓での損壊した独居高齢者、身体障害者宅への防雨用シートの展張) ・ 自衛隊災害派遣要請 (西伯町での県職員による緊急調査へのヘリコプター支援) ・ 自衛隊災害派遣要請 (溝口町での損壊した高齢者世帯家屋へのシートの展張) ・ 救援物資の提供 (ブルーシート 200 枚) ・ 19:30 本部会議開催。「本日から県との連絡調整のための職員を西伯町と日南町に派遣。住宅の危険度チェックの応援要否を照会すること。今回は総務部長等が偶然西部に居合わせ、西部の拠点となったことが良かった。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10:30 頃 平林郵政大臣から知事へ電話 ・ 被災者生活再建支援法適用 (境港市) ・ 給水車による応急給水とそれに伴う職員を派遣 (自衛隊、中国地方建設局) ・ 給水車による応急給水及びそれに伴う職員を派遣 (鳥取市)

日時	県の対応	国、市町村、他県等の対応
10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 8:20 本部長は終日対策本部で指揮 早急に対応する必要があるものについて、知事専決処分により鳥取県西部地震対策補正予算(50億円)を編成 鳥取県西部地震に対する緊急要望(浜崎芳宏県議会議員、山口享県議会議員、鉄永幸紀県議会議員、広田喜代治県議会議員) 鳥取県西部地震に対する申し入れ(米井悟県議会議員、長谷川稔県議会議員) 救援物資の提供(ブルーシート400枚) 弁当手配(12日分 4,290食) 避難所での食品や飲料水の衛生対策を現地指導 自衛隊が設置した仮設入浴施設に対し伝染病予防対策を現地指導 弁当業者に対して被災者救援用弁当に係る食品衛生対策を指導 日野町に仮設住宅24戸の建設を決定(黒坂12戸、下榎8戸、野田4戸) 午後「鳥取県西部地震被災者等貸付金制度案内窓口」を設置(経営流通課、西部県民局、米子市、境港市、西伯商工会、日野商工会) 19:30 本部長は終日対策本部で指揮 復興状況を情報発信することも必要。被災者支援のチラシ作成。商工労働部の現地調査結果の報告、企業の内部は外見より相当被害がひどい。復興や立ち直ってきている情報も発信すること。(皆生、米子空港など) 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁渡辺侍従長を通じ、天皇后両陛下から被災者へのお見舞いと災害復旧関係者へのねぎらいの言葉が届く 10:30 平林郵政大臣から知事へ電話 常田郵政事務次官が激励のため県災害対策本部へ 被災者生活再建支援法適用(米子市、日野町) 13:00 日野町で避難勧告(本郷地区、10世帯40名・7事業所) 「鳥取県西部地震災害義援金」の募集開始(鳥取県共同募金会、日赤鳥取県支部、NHK鳥取放送局・米子放送局、鳥取県)
11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 8:20 本部長は終日対策本部で指揮 15:05 本部長は終日対策本部で指揮 「市町村に対する被災者支援対策説明会が必要」 災害救助法等市町村担当課長会議を開催(会場：西部健康福祉センター) 地震便乗悪質商法の被害防止及び消費生活110番の開設案内チラシを被災市町村役場等へ巡回配布、防災無線等による住民への注意喚起を再度依頼 報道各社に対し資料提供「県内の主要観光施設、旅館・ホテルとも通常どおりに営業している。」 弁当手配(13日分 3,870食) 救援物資の提供(ロープ5束) 18:00 本部長は終日対策本部で指揮 「緊急要望の内容検討。県内でのイベント開催に後ろ向きにならないこと。」 	<ul style="list-style-type: none"> 8:00 溝口町で避難勧告解除(父原地区、1世帯8名) 13:00 西田鳥取大学教授から鳥取県西部地震の発生メカニズム、余震等について県本部に説明 午後 兵庫県教委からの派遣職員が会見町、西伯町の各学校を訪問しアドバイスを実施
12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 8:45 本部長は終日対策本部で指揮 「災害査定、技術者派遣等は被災市町村間のバランスをよく取ること。キャラバン隊での検討事項は瞬時に解決すること。」本部長は終日対策本部で指揮 鳥取県西部地震に対する申し入れ(松本芳彬県議会議員) 「り災証明書」の様式取りまとめ、市町村配付 自衛隊災害派遣要請(米子市での損壊した独居高齢者宅等への防雨用シートの展張) 災害支援制度説明キャラバン隊(藤井喜臣西部県民局長ほか)による説明(米子市、境港市、西伯町) 風評被害対策として新聞広告、大阪地下鉄車内吊(10月末～11月初に掲出) 県政テレビ「週刊!とりぼーと」撮影(13日朝放映) 救援物資の提供(電気ポット20個、給水ポット20個、高齢者用下着200組、洋式便座5個、防水合羽15個) 弁当手配(14日分 3,740食) 日野町黒坂に仮設住宅8戸の建築を開始 日野町役場、江府町役場、溝口町中央公民館にそれぞれ1名の職員を派遣し、「住宅相談窓口」を開設 「鳥取県西部地震対策特別資金」を創設(融資枠30億円) 18:55 本部長は終日対策本部で指揮 「特に在宅高齢者のケアは大丈夫かどうかと職員の長期派遣の必要性について市町村に照会すること。応急危険度判定の赤紙にいかなるアドバイスができるか検討すること。り災証明書発行マニュアルの検討。」 	<ul style="list-style-type: none"> 土井堅郎岡山県瀬戸町長が災害見舞いのため県本部来訪 13:10 佐藤正陸上自衛隊第8普通科連隊長が県本部来訪 13:25 兵庫県、神戸市の専門職員が県本部へ助言来訪 給水車による応急給水とそれに伴う職員を派遣(自衛隊、鳥取市ほか) 農林水産省森林総合研究所地すべり研究室長らが林地崩壊現場を調査 被災者生活再建支援法適用(鳥取県全域) 14:10 米子市で避難勧告(宗像地区、1世帯3名) 15:46 米子市で避難勧告(宗像地区、2世帯5名)
13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 8:40 本部長は終日対策本部で指揮 「り災証明書発行マニュアルを本日の説明会で配布し、応急危険度判定の赤紙の意味が高齢者でも理解できるようにマニュアルを作成すること。」本部長は、終日対策本部で指揮 本部長と渡辺邦彦京都大学防災研究所地震予知センター助教授が意見交換 13:00 知事記者会見「死者がなかったことは不幸中の幸い。1週間が経過し、当面の応急対策は進んだが、今後市町村と連携し復興、生活再建に臨む。復興の方が仕事量が多いが県職員の長期派遣などで支援する。公約の防災組織の強化、防災訓練が役立った。激甚災の適用を受けたい。被災者生活再建支援法は支援がアンバランス。」 新聞広告(支援制度紹介)(18日掲載) 災害支援制度説明キャラバン隊(藤井喜臣西部県民局長ほか)による説明(会見町、溝口町、日野町) 全半壊世帯への見舞金(20千円)の支給を決定(専決予算対応) 救援物資の提供(スコップ100丁、ほうき100本、ちりとり100個) 弁当手配(15日分 3,335食) 20:00 NHK番組「特集 鳥取県西部地震」に生出演 21:25 本部長は終日対策本部で指揮 「応急危険度判定について、個別のコンサルティングを行う必要がある。西部県民局長から西部本部の概要説明。」 	<ul style="list-style-type: none"> 衛藤文一郎日本消防協会常務理事が県本部来訪 18:30 谷洋一農林水産大臣が県対策本部を来訪(被害状況説明及び要望) 農林水産省森林総合研究所地すべり研究室長らが県職員とともに日野町本郷地区の現地調査、消防防災ヘリコプターにより米子、日野方面の林地崩壊を上空から調査 山崎登NHK解説委員が県本部来訪 16:50 日野町で避難勧告解除(根雨1区・2区、23世帯37名) 16:52 日野町で避難勧告(本郷地区、10世帯40名・7事業所)
14日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 本部長は終日対策本部で指揮 「復旧の足取りが町村によって異なるので、県の対応もきめ細かく行う必要がある。種々の判断は受ける人の感情もあることを踏まえておくこと。裏山の崩落が戸数等で急傾斜地制度の対象外となる場合の救済を検討すること。こういう時こそ現場に出ることが大切。」 救援物資の提供(ゴム手袋500組) 夜間の県災害対策本部の配備体制を縮小 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物再資源対策課長が関係市町村を巡回し、災害廃棄物処理事業の説明

日時	県の対応	国、市町村、他県等の対応
15日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 本部長、谷農林水産大臣、相沢金融再生委員長、石破農林水産省総括政務次官とともに被災地視察 本部長、谷農林水産大臣とともに被災市町村の要望聞き取り(県西部対策本部) 本部長、鳥取県西部地震に対する要望のため米子空港から上京 救援物資の提供(ストロボ付きインスタントカメラ200個) 県警察震災総合安全対策本部及び警察署地域安全対策本部(西部地区各署)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 谷農林水産大臣、相沢金融再生委員長、石破農林水産省総括政務次官らが被災地視察 13:40 米子市で避難勧告(青木地区、2世帯8名)
16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回国への要望活動「鳥取県西部地震に対する国(官房長官、国土庁、厚生省)への要望活動」 16日より県内全ての学校で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 谷農林水産大臣が被災地視察
17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回国への要望活動「鳥取県西部地震に対する国(消防庁、自治省、運輸省、建設省、文部省)への要望活動」 16:00 本部長が参議院災害対策特別委員会調査団に概要説明及び要望(出雲空港) 18:45 知事記者会見(検討中の住宅関係施策について) 	<ul style="list-style-type: none"> 16:00 参議院災害対策特別委員会調査団が被災地視察
18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅復興支援制度の要綱策定作業に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 鈴木消防庁長官来訪、被災地視察 17:00 溝口町で避難勧告解除(大坂地区、2世帯10名)
19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 民主党鳥取県総支部連合会による要望(福岡県議会議員、伊藤県議会議員) 	
20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 本部長、嶋津自治省財政局長とともに被災状況視察 	<ul style="list-style-type: none"> 嶋津自治省財政局長が被災状況視察
21日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 14:00 山陰放送ラジオの生番組取材 	<ul style="list-style-type: none"> 西田鳥取大学教授が県本部来訪
22日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 翌日以降の本部会議の開催方針を決定(16:30に部長、次長、課長のいずれかが本部室に集合し、情報交換、対策を協議) 	
23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 日野町黒坂に建設中の仮設住宅(12戸)が完成 	
24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 日野町黒坂の仮設住宅(24世帯)の入居募集に対して23世帯が応募 	<ul style="list-style-type: none"> 日野町から仮設住宅の増設要望(新たに5世帯の入居希望)
25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 日野町に仮設住宅をさらに4戸建設することを決定 	
26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 日野町で仮設住宅4戸の建設に着手 	
30日(月)~31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回国への要望活動「鳥取県西部地震に関する緊急要望(震災復興に向けた新制度の要望)の関係省庁への要望」 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 2日 鳥取県西部地震災害復興本部設置、第1回復興本部会議開催(今後の復興対策の取組について) 2日 11月臨時議会(災害復旧、復興予算) 6日 「元気いっぱい!鳥取県」宣言(皆生グランドホテル天水前) 8日 「元気いっぱい!鳥取県」キャンペーンキャラバン隊派遣(東京、大阪、神戸) 13日 第2回復興本部会議開催(被災者向けパンフレット案等について) 16日 第3回国への要望活動「工業用水道事業費(災害復旧)補助金の採択基準の緩和、災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置についての国(大蔵省、厚生省)への要望活動」 27日 第3回復興本部会議開催(被災者向けパンフレットについて他) 28日 国へのお礼活動(補正予算に震災復興関係が盛り込まれたことにより、知事から関係省庁に対してお礼活動) 	<ul style="list-style-type: none"> 11月6~15日 災害復興本部設置(米子市、境港市、岸本町、日南町、日野町、江府町)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 25日 第4回復興本部会議開催(震災支援策の状況等について他) 	
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> 2月6~7日 米子震災フォーラム開催(米子コンベンションセンター) 4月2日 第5回復興本部会議開催(災害復旧・復興支援等の状況他) 10月1日 第6回復興本部会議開催(災害復旧・復興支援等の状況他) 10月6日 「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会開催(米子コンベンションセンター) 10月「平成12年鳥取県西部地震の記録」発行 10月「平成12年鳥取県西部地震震災体験記録」発行 	<ul style="list-style-type: none"> 10月6日 西伯町災害復興本部設置
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 9月28日 「鳥取県西部地震」2周年県民大会開催(米子コンベンションセンター) 12月10日 仮設住宅の撤去完了 	<ul style="list-style-type: none"> 12月31日 西伯町災害復興本部廃止
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 12月5日 県道菅沢日野線の復旧工事完了をもって全ての災害復旧事業が完了 	<ul style="list-style-type: none"> 3月31日 境港市、日南町災害復興本部廃止 4月1日 岸本町災害復興本部廃止 12月1日 日野町災害復興本部廃止 12月29日 米子市災害復興本部廃止
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日 県西部地震災害復興本部廃止 	
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> 10月6日 鳥取県西部地震から5年フォーラム開催(日野町文化センター) 	
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> 10月6日 鳥取県西部地震展示交流センター開館(日野町山村開発センター内) 	

知事の方針決定

本部長である知事は、次のとおり方針を決定し、職員はその方針に基づき対応を行った。

1. 物資（食糧含む）の要請には全て対応すること。
2. 経費については、市町村負担とか県負担とか言わないで、全て県でみるとの対応をすること。
3. 1、2の方針を直ちに市町村へ知らせること。
4. 対策の決定は、本部会議で直ちに行うこと。

この知事の方針決定を受け、以後、市町村から要請のあった物資、弁当は全て県で供給した。

また、被害情報を集約する手順、組織等が明確でないなど、災害対策本部事務局運営に支障を来していたため、知事が直接指示を出して報道対応担当や被害情報集約担当、後方支援担当などをつくり、対策本部の運営に当たった。

知事の主な現地視察

視察日	視察先等（主として消防防災ヘリコプターを使用）
10月7日(土)	・境港市（市役所、現地）、日野町（役場、現地）、西伯町（現地） ・国の調査団とも行動
8日(日)	西伯町（役場）、日南町（役場、現地）、溝口町（役場、現地）、会見町（役場、現地）
9日(月)	江府町（役場、現地）、岸本町（役場）、県西部災害対策本部、米子市（市役所）、第八普通科連隊（同隊、西部消防局）
14日(土)	日野町（役場、現地）、西伯町（役場、現地）、会見町（役場、現地）、溝口町（役場、現地）
15日(日)	・農林水産大臣の被災地調査に同行 ・境港市（現地）
18日(水)	米子市（市役所）、県西部災害対策本部
20日(金)	・自治省財務局長に同行 ・日野町、溝口町、会見町、西伯町

情報収集迅速、的確に
対策本部

防災無線で素早く対応 被災地支援に終日奮闘



被災地の状況を報告する片山知事

鳥取県災害対策本部（本部長・片山善博知事）が六日の地震発生直後から収集した災害情報のうち、最もスピードが要求されたのが人災、家屋被害など住民に直結する情報だった。担当した県市町村長は素早く対応。ぼう大な量の情報の整理に手まといながらも、時間とともにスムーズに処理をこなした。

同課の初動は、地震発生直後の午後一時三十分、職員二十五人が、主に西伯町の市町村からけが人の人数、けがの程度、住宅の損壊状況などを聞き取った。当初は電話が多いため、防災無線で対応した。

下田弘嗣市町村長は「できる限りの対応を心がけた。最初は情報状況を把握し、支援策を打ち出す項目づくり」と報告。

本部は、県内のシート業者や運搬を依頼するトラック協会への連絡を急いだ。破損家屋の屋根の保護などに活用するシートの需要は他の町村にもあり、要望枚数は六千枚を超えた。

本部は前日、応急給水、簡易トイレ、ポリタンクなどの手配に追われた。「きょうも現地からの要望に的確にこたえたい」と西原局長。

午前十時六分、被災した建物の危険度の判定を行っていた建築士ボランティアが、溝口町役場の危険性を指摘したとの連絡が入る。

片山知事が本部に買ったのは、午後四時半、境港市の竹内団地や宍半島の干拓地の被災化現象、寸断された道路やこんな境港市の岸壁の模様など、現地での目撃した被災状況を本部員に報告した。

片山知事は「片側通行となっている道路、段差が生じた橋や被害が生じた汚水処理施設の復旧を急ぎたい。避難所での生活しているお年寄りはよくしてあげたい」という反応が多かった。引き続き物心両面での支援を続けていくと気を引き締めた。

平成12年（2000年）10月8日 日本海新聞

広報活動（報道対応）

地震発生直後から各報道機関の取材が始まったが、災害対策本部室を24時間公開し、報道機関用スペース（机、椅子）も確保した。対策の決定したものから直ちに発表し、情報は定時・臨時を問わず公開し、知事や県幹部職員も時間の許す限り取材に応じた。このため、取材でのトラブルはほとんど発生しなかった。

被害状況等の報道機関に対する情報提供及び記者発表は災害対策本部室で直接実施し、本庁舎県政記者室で補完的に情報提供を行った。この体制は、災害復興本部に移行する11月2日まで継続した。

発災初日は情報集約体制が混乱したため、被害状況の速報の提供は予定した時刻（午後4時30分）から大幅にずれ込んだ午後6時30分となった。なお、2日目以降は被害状況は定時に、その他の情報は随時資料提供及び記者発表を行った。

なお、鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用した被害状況や支援情報等の情報掲載については、10月7日から実施した。

（1）記者発表 随時災害対策本部室で実施

（2）知事記者会見

10月13日 震災発生から1週間経過しての現状等について（企業局局長室）

10月17日 検討中の住宅再建施策について（企業局局長室）

※ 10月23日以降は定例記者会見の中で実施

（3）資料提供（被害状況）

期間		提供（取りまとめ）時刻等 ※ 緊急情報は随時	備考
平成12年	10月6日	17:00、17:30、18:30、19:00、21:00、23:30	23:30は避難所情報
	10月7日～8日	8:30、12:00、15:00、18:00、21:00	
	10月9日～10日	9:00、12:00、15:00、16:00、18:00、21:00	16:00は支援情報
	10月11日～15日	9:00、16:00	16:00は支援情報
	10月16日～27日	16:00	
平成12年10月28日～11月19日		16:00	閉庁日は除く
平成12年11月20日～平成13年4月6日		毎週月曜日16:00	
平成13年4月13日～12月6日		毎月初日	

市町村災害対策本部等

県内各市町村においても、西部地域を中心に、19市町村で災害対策本部が設置された。また、一部の市町村では、災害対策本部を災害復興本部に切り替え、災害復興対策に当たった。各市町村災害対策本部等の設置、廃止の状況は次のとおりである。

※ 年表示のないものは全て平成12年

市町村名	災害対策本部		災害復興本部	
	設置	廃止	設置	廃止
倉吉市	10月6日 13:35	10月12日 09:00	—	—
米子市	10月6日 13:40	11月6日 09:00	11月6日	15年 12月29日
境港市	10月6日 14:00	11月10日 13:00	11月10日	15年 3月31日
青谷町	10月6日 13:35	10月6日 15:10	—	—
関金町	10月6日 13:40	10月6日 20:00	—	—
東伯町	10月6日 13:45	10月9日 12:00	—	—
赤碕町	10月6日 13:40	10月10日 17:00	—	—
西伯町	10月6日 14:00	13年10月6日 08:30	13年 10月6日	14年 12月31日
会見町	10月6日 15:00	13年10月5日 17:00	—	—
岸本町	10月6日 13:45	11月13日 13:00	11月13日	15年4月 1日
日吉津村	10月6日 13:32	13年3月31日	—	—
淀江町	10月6日 13:45	10月13日 17:00	—	—
大山町	10月6日 13:35	10月27日 17:00	—	—
名和町	10月6日 13:40	10月25日 17:00	—	—
中山町	10月6日 13:45	10月25日 18:00	—	—
日南町	10月6日 13:45	11月9日 17:00	11月9日	15年 3月31日
日野町	10月6日 13:35	11月15日 17:00	11月15日	15年 12月1日
江府町	10月6日 13:48	11月5日	11月5日	14年 3月31日
溝口町	10月6日 13:35	13年10月5日 17:00	11月1日	14年 3月31日



余震で新たに流出した土砂で覆われた国道181号とJR伯備線。線路復旧作業中だった作業員らは、間一髪難を逃れた。（日野町）
鳥取県西部地震（平成12年10月）鉄道復旧記録誌（西日本旅客鉄道株式会社米子支社刊）から転載

国等の主な被災地視察

この地震による被災調査のため、政府調査団をはじめ、国の視察、調査が実施された。県及び市町村は、被災状況の説明を行い、災害の復旧、復興に対し協力を依頼した。

視察日	主な視察者	主な視察先
10月7日(土)	国土庁長官一行 (副国土庁長官ほか) 関係省庁調査団(連国土 庁国土総括政務次官ほか)	米子市、境港市、西伯町 会見町、日野町
15日(日)	谷農林水産大臣、相沢金融 再生委員長、石破農林水産 省総括政務次官	境港市
17日(火)	参議院災害対策特別委員会 (白浜委員長ほか)	米子市、境港市、西伯町
18日(水)	鈴木消防庁長官	
20日(金)	島津自治省財務局長	

なお、緊急要望や震災復興に向けた新制度の要望などについて、国への要望活動が3回にわたり実施された。

※ 要望内容については、「平成12年鳥取県西部地震の記録(平成13年10月発行)」を参照



被災地を訪れる副国土庁長官

県議会等の活動

(1) 常任委員会による被災地現地調査等

各常任委員会は、地震による被災状況等を把握してその後の災害復旧に係る県の施策に生かすため、次のとおり現地調査を実施し、議長に対して調査結果に基づく申し入れを行った。

常任委員会名	調査日等	調査場所
総務教育 常任委員会	10月24日	県西部災害対策本部
	10月25日	県立武道館、北斗高校、あけぼの幼稚園、 会見小学校、根雨高校、日野総合事務所、 溝口役場等
福祉環境警察 常任委員会	10月11日	県災害対策本部、米子警察署、米子市災害 ボランティアセンター本部、安倍彦名団地、 済生会境港総合病院、境港カニかご岸壁等
	10月12日	西部やまと園、西伯町ボランティアセンター、 ひまわり保育園、日野病院、明倫小学校等
農林水産 常任委員会	10月20日	県西部災害対策本部、米子市彦名干拓地、 境港弓浜干拓地、境漁港、境港水産卸売市場、 西伯町地内、日野町地内、江府町地内、 溝口町地内
土木商工 常任委員会	10月11日	県西部災害対策本部、米子港、安倍・彦名 団地、彦名干拓地、境港管理組合、境港外 港昭和北地区・昭和南地区・竹内地区、 米子市本通り商店街
	10月12日	西伯町地内、会見町役場、会見小学校、 溝口町役場、日野町地内

(2) 各会派の要望・申し入れ

県議会各会派は、復興支援等に関する要望・申し入れを知事や総理大臣に行った。

要望・申し入れ者	要望・申し入れ日	要望・申し入れ先
鳥取県議会自由民主党 会長 浜崎 芳宏	10月10日、14日	知事
鳥取県議会会派「信」 会長 松田 一三	10月13日	内閣総理大臣
鳥取県議会社会・住民連合 会長 足立 光徳	10月24日	知事
公明党鳥取県議会議員団 団長 山崎 建治	10月27日	知事
日本共産党鳥取県議員団 団長 松本 芳彬	10月24日	知事
鳥取県議会カレッジ 代表 長谷川 稔	10月25日	知事
	10月13日	知事

※ 要望内容については、「平成12年鳥取県西部地震の記録(平成13年10月発行)」を参照

(3) 11月臨時会・12月定例会等

11月2日に11月臨時会(会期1日)を開会し、議案第1号「災害復旧費や被災者向け住宅復興補助金等総額279億3,904万円の平成12年度一般会計補正予算」並びに議案第8号「災害復旧について緊急を要する応急工事費等総額50億円の平成12年度一般会計補正予算の専決処分の承認について」など、8議案が原案のとおり可決、承認された。

また、12月4日に開会された12月定例会においても、災害復旧等に関する論戦が交わされた。

鳥取県西部地震対策予算(単位:百万円)

区分	予算額	主な事業	
H12	5,000	農林水産施設災害復旧費	1,300
10月補正		土木施設応急復旧費	1,000
(専決)		救援対策費	800
H12	27,939	被災者向け住宅復興補助金	4,000
11月補正		震災対策商工業復興支援緊急対策事業	2,650
		農林水産施設災害復旧事業	3,495
		土木施設災害復旧事業	7,327
		市町村資金貸付基金繰出金	8,000
H12	1,768	被災者向け住宅復興補助金	150
12月補正		農林水産施設災害復旧事業	1,113
		土木施設災害復旧事業	100
		地域材利用施設整備促進対策費	350
H12	517	被災家屋等解体支援事業	730
2月補正		大沢川被災家屋等復興特別対策事業	606
		農林水産施設災害復旧事業	600
		土木施設災害復旧事業	1,560
		被災者向け住宅復興補助金 (減額相当分についてはH13当初に計上)	△2,509
H13	17,076	被災者向け住宅復興補助金	4,523
当初		制度金融資(地震対策分)	5,597
		農林水産施設災害復旧事業	991
		土木施設災害復旧事業	2,515

県議の被災地視察

職員の随行取りやめ 知事が復旧専念指示

県議会土木商工委員会（小玉正猛委員長、9人）による被災地視察で、片山善博知事が、当初予定されていた県土木幹部の随行をやめさせていたことが12日、わかった。

視察は11日から2日間行われ、初日は米子、境港両市、2日目は西伯、日野両郡を回った。

小玉委員長は「執行部、説明によると、委員会が「復旧作業の迷惑にならない」視察の時期を土木部に打診した際、土木部側が幹部職員を随行させる意向を示したという。

しかし、随行を知った片山知事が「現地への応援で本庁職員も手薄で、災害復旧に専念すべきだ。議会事務局で対応してほしい」と、土木幹部の随行取り止めを指示した。

片山知事によると、広江式議長の了解を取ったうえで、小玉委員長に伝えたといい、小玉委員長は「執行部、議会が一体で動かなければならぬ時期。職員に随行してもらえれば調査活動がさらに効率的になると考えたのだが……」と話している。

【田中 成之】

平成12年（2000年）10月13日 毎日新聞



県幹部職員と協議をする県議会議員



1年後の復興状況を視察する県議会議員（境港市）



平成12年11月2日に開催された鳥取県議会11月臨時会

住民避難の状況

地震発生直後から、住宅等に被害を受けた多くの住民が避難所に避難した。避難者数は、市町村別では、西伯町が最も多く、次いで日野町、米子市が多かった。

- (1) 避難者数 3,031人 (10市町)
避難所数 84箇所 (10市町) ※ 避難者があった避難所のみ
- (2) ピーク時避難者数 2,703人 (8市町)・・・10月7日正午
ピーク時避難所数 75箇所 (10市町)・・・10月6日23:30
- (3) 避難期間 10月6日～11月13日
※ 11月13日午前まで日野町黒坂の町老人福祉センターに避難していた4世帯5名のうち、3世帯4名が仮設住宅に入り、1世帯1名が自宅に戻ったことで、避難者がゼロとなった。



避難状況の推移

(上段：避難者数、下段括弧書き：避難所数)

市町村名	10月6日				7日				8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	最大値		
	15:00	18:00	22:00	23:30	8:00	9:30	12:00	15:00										18:00	
米子市	224 (20)	379 (20)	354 (17)	384 (29)	398 (29)	398 (29)	不明 (22)	362 (20)	224 (20)	379	311	588	249	279	127	111	79	60	588 (29)
境港市	74 (6)	80 (7)	38 (4)	38 (4)	46 (5)	52 (5)	49 (5)	90 (6)	74 (6)	80	83	125	87	64	40	31	32	20	125 (7)
西伯町	1,094 (19)	1,104 (19)	878 (18)	782 (18)	1,104 (18)	1,104 (18)	1,094 (19)	1,094 (19)	1,094 (19)	1,104	787	777	190	74	28	20	18	17	1,104 (19)
会見町	20 (1)	30 (1)	25 (2)	75 (2)	76 (2)	88 (2)	78 (2)	70 (1)	20 (1)	30	35	97	76	39	25	23	14	12	97 (2)
岸本町		1 (1)	11 (1)	11 (1)	11 (1)					1		14	7						14 (1)
淀江町	29 (4)	11 (1)	10 (2)	19 (4)	19 (4)	29 (4)	29 (4)	29 (4)	29 (4)	11									29 (4)
日南町			1 (1)	1 (1)	1 (1)							16							16 (1)
日野町	770 (9)	770 (9)	300 (8)	700 (8)	700 (8)	770 (9)	770 (9)	770 (9)	770 (9)	770	576	339	293	176	145	130	75	44	770 (9)
江府町	15 (3)	15 (3)	11 (1)	11 (1)	13 (1)	13 (1)	15 (3)	15 (3)	15 (3)	15	15	14	14	12	12	12	12	12	15 (3)
溝口町	273 (9)	269 (9)	不明 (6)	130 (6)	130 (6)	130 (6)	130 (6)	273 (9)	273 (9)	269	157	134	134	52	44	44	42	41	273 (9)
計	2,499 (71)	2,659 (70)	不明 (60)	2,151 (74)	2,498 (75)	2,584 (74)	不明 (69)	2,703 (71)	2,499 (71)	2,659	1,964	2,104	1,050	696	421	371	272	206	3,031 (84)

※ 市町村が集計した避難所数、避難者数を表示しており、時間表示がないものはその日のピークの数値を示している。

避難勧告の発令状況

市町村名	発令対象	勧告日時	解除日時
日南町	菅沢地区 3世帯7名	10月6日16:30	10月8日10:00
日野町	根雨1区 20世帯31名 根雨2区 3世帯6名	10月6日19:00	10月13日16:50
	本郷地区 10世帯40名 及び7事業所	10月10日13:00	10月13日16:52
溝口町	大坂地区 2世帯10名	10月7日15:30	10月18日17:00
	父原地区 4世帯18名	10月8日11:33	10月11日8:00 (1世帯8名) 10月24日18:30 (2世帯3名) 14年3月20日17:00 (1世帯7名)
	大坂地区 1世帯7名	11月2日8:50	11月3日16:30
米子市	宗像地区 1世帯3名	10月12日14:10	12月22日9:45
	宗像地区 2世帯5名	10月12日15:46	11月16日13:30 (1世帯2名) 11月16日15:30 (1世帯3名)
	青木地区 2世帯8名	10月14日13:40	11月3日13:00
計	48世帯135名及び7事業所		

※ 年表示のないものは全て平成12年。また、避難指示については発令なし

避難所での様子



続く余震 不安の住民



避難先の小学校で被災状況を報じる新聞に目を遣す住民＝7日午前7時20分、鳥取県西仙町

鳥取県西部地震

避難生活眠れぬ夜

疲労の色濃く

【鳥取県西部地震】から一夜明けた7日、鳥取県西部の被災地では夜も静けさはない。避難生活を送る住民は、余震の心配や、生活不安を解消するに精進を怠らぬ。余震の心配や、生活不安を解消するに精進を怠らぬ。余震の心配や、生活不安を解消するに精進を怠らぬ。

鳥取県西部地震から一夜明けた7日、鳥取県西部の被災地では夜も静けさはない。避難生活を送る住民は、余震の心配や、生活不安を解消するに精進を怠らぬ。余震の心配や、生活不安を解消するに精進を怠らぬ。

深い傷跡 懸命の復旧

被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。

大山山頂付近で地滑り



大山山頂付近で地滑り。被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。

たん詰まらせ 患者8人あわや

【鳥取県西部地震】から一夜明けた7日、鳥取県西部の被災地では夜も静けさはない。避難生活を送る住民は、余震の心配や、生活不安を解消するに精進を怠らぬ。

被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。

被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。被災地では、一日も早く復旧作業を進めようとする声があふいている。

平成12年(2000年)10月8日 日本海新聞



避難所での様子

緊急物資調達

県では、平成12年6月30日に県内における災害発生時の被災者救援等に速やかに対応するため、県内の大規模小売店舗事業者等と、食料品、衣類、日用品等の「生活関連物資の調達に関する協定」を締結していた。

地震発生後、被災市町村から防水シート等の支援要請が殺到したが、被災の翌日の7日から9日までは「体育の日」を含む3連休にもかかわらず、おおむね速やかに協定締結業者等から調達することができ、市町村へ支援することができた。

食糧

(1) 手配期間 10月7日～10月27日

(2) 調達数 59,929食

※ 食糧供給は全て弁当で対応

(境港市2,705食、西伯町14,158食、会見町4,802食、日野町38,264食)

生活関連物資

(1) 主な調達物資

(2) 調達状況

調達先はほとんどが生活物資取扱業者業者であったが、県外自治体からも防水シート500枚（兵庫県）を調達した。

物資名	数量	物資名	数量
防水シート	8,435枚	水用ポリタンク(20リットル)	3,000個
トイレトーパー	1,376個	段ボール箱	1,500個
仮設トイレ(簡易水洗)	59棟	石油ストーブ(※自衛隊から)	25台
カイロ	1,110個	下着	600着



防水シートの需要が最も多かった



食糧供給は全て弁当で行われた

医療物資(災害救助用毛布)

(1) 配布期間 10月6日～8日 ※ 9日以降の要請なし

(2) 配布枚数 3,950枚

(境港市150枚、西伯町2,010枚、会見町100枚、岸本町30枚、淀江町150枚、日野町1,260枚、溝口町250枚)

※ 県備蓄分1,530枚、日赤備蓄分1,920枚、創価学会500枚

(3) その他 災害用救急医療品の提供あり

支援要請物から人へ

県が集計 調査など市町村職員不足

県企画部は十五日、県西部地震で各市町村からの要請に対応した物資や職員派遣など県の支援状況をまとめた。地震発生当初は雨よけシートや毛布など物資の支援要請が多く、発生翌日

からは人的支援の要請が多くなっている。まことに、被災地に送った物資は、これまで水四百リットル以上、簡易トイレ七十一台、雨よけシート八千三百五十枚、弁当五万二千七百七十八食、毛布三千九百五十枚など。簡易トイレは六日に西伯、日野町から要請があった。七市町から計二千七百四十枚、雨よけシートは七日に米子市千枚など八市町村から計六千五百枚の要請があるなど、発生当初に支援要請が集中した。

一方、弁当は避難者が二千六百五十九人と最も多かった七日の各市町の要請が計五千八百三十九食だったが、対して、要請が最も多かったのは八日の一万六百食など、対応が後手にまわっていたとものかがあった。人的支援は延べ七百五十一人を派遣。とくに八日が百三十三人、九日が百二十四人となっており、傷んだ住宅の調査やがれきの後始末など、復興への作業に各市町村の職員が不足している状況が表れている。足田男・県企画課長は「少ない職員の中で、突発的な災害に各市町村だけで対応するには無理があるのが現状。今後も復興に向けて積極的に支援していきたい」と話している。

米や水 備蓄不十分

鳥取県西部地震 被災8市町

全国でも「阪神」の教訓忘れ 2割未満

鳥取県西部地震で、断水などライフラインに被害が出た日野町など同県内八市町では、十分な水と食糧が備蓄されていなかったことが十四日、明らかになった。このため発生当日、食料の配給が深夜にずれ込むなどした。全国でも、備蓄している市区町村は二割に満たないことも、自治省消防庁震災対策指導室の調査で判明。特に山間部で財政難もあって進んでおらず、「孤立する可能性も高く、備蓄は必要。阪神大震災の教訓を生かしてほしい」と指摘している。

日野町では、八つの簡易水道がすべてストップ。蓄えていた食料もインスタントの米百食分だけだった。

炊き出しのため、町災害対策本部はJAなどを通じて緊急に米九百三十キを集めたが、学校給食センターなど地域防災計画で定めた炊き出し場も断水。役場庁舎屋上のタンクに残っていた水を使ったものの、おにぎりや住民に配られたのは発生から九時間半後の午後十一時ごろになった。

田貝英雄助役は「JAに予備があるし、多くの家に蔵があって米が置いてある。西伯町や会見町なども断水したが、水をためていなかったため不自由。溝口町は飲料水に転用出来る六十リタの防火水槽を町立溝口小学校庭に設置し、米二千食分も蓄えていた。同室によると、全国約三千の市区町村のうち、米を常時備蓄しているのは五百六十七とわずか約19%

で、水はさらに少なく三百七十四(約12%)。震災以降、地域防災計画の見直しで備蓄を進めるよう各自治体に通達を出しているが、「地震の頻度や財政状況などが自治体ごとに違って、なかなか進まない。三分分の備蓄が望まれる」といふ。

佐土原聡・横浜国立大学院工学研究科教授(都市防災)の話「土砂崩れなどで敷か所が孤立したら避難所などに備蓄しておかないと対処出来なくなる。油断せずに水だけでも確保しておくべきだ」

平成12年(2000年) 10月15日 読売新聞



被災地に届けられた救援物資

応援職員の派遣

被災市町村における応急対策、復旧対策を支援するため、県から市町村へ職員を派遣した。

その総数は、出張による派遣、派遣命令による派遣などを合わせると、延べ2,844人・日（平成13年6月30日まで実施）となっている。

長期派遣

(1) 県地方機関への応援（兼務発令によるもの）

米子土木事務所 2名
日野総合事務所 15名

(2) 町村等への応援

（地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく派遣命令によるもの）

西伯町 12名
日野町 2名
境港管理組合 4名

短期派遣（出張による派遣によるもの）

(1) 市町村等への応援

応援先	延べ人数	応援先	延べ人数	応援先	延べ人数
米子市	43	日吉津村	28	江府町	84
境港市	24	淀江町	1	溝口町	253
西伯町	539	名和町	1	西部市町村一円	8
会見町	205	日南町	13	日野郡一円	21
岸本町	53	日野町	672	境港管理組合	16
計					1,961

(2) 県地方機関への応援

応援先	延べ人数	応援先	延べ人数	応援先	延べ人数
西部県民局	24	米子地方農林振興局	101	根雨土木事務所	92
西部健康福祉センター	7	日野地方農林振興局	154	企業局西部事務所等	35
西部健康福祉センター（日野）	5	米子土木事務所	76	教育委員会西部事務所等	69
計					563



市町村役場で対応する職員たち

緊急消防援助隊

地震発生後、消防庁から緊急消防援助隊の派遣要請の有無について問い合わせを受けたが、14時17分に県代表消防機関（東部消防）から「西部消防局から自力で対応可能であるとの連絡を受けたので、緊急消防援助隊の要請は行わない。」との回答を得たため、その旨消防庁に報告した。

また、広島県及び広島市のヘリコプターに「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援を要請し、神戸市ヘリコプターからも自主的に出動した旨の連絡を受け、それぞれから次のとおり支援を受けた。

(1) 神戸市ヘリコプター

支援内容：県西部地区の情報収集

活動状況：

- 14：00 出動
- 15：40 淀江町、大山町上空偵察開始
- 16：56 大山三鉢峰ユートピア小屋付近要救助者捜索
- 16：59 検索により要救助者なしを確認
- 17：34 帰投連絡
- 18：20 神戸市帰還

(2) 広島市ヘリコプター

支援内容：県西部地区の情報収集

活動状況：

- 14：10 出動
- 15：42 西伯町より上空偵察開始
- 17：37 帰投連絡
- 18：20 広島市帰還

(3) 島根県ヘリコプター

支援内容：

県西部地区及び島根県東部地区の情報収集及び消防庁へのヘリテレ映像の配信

広域緊急援助隊の派遣

地震発生当日は、偶然、鳥取市において中国管区広域緊急援助隊の訓練が行われていた。

地震発生を受け、岡山県警察ヘリコプター（わしゅう）が鳥取空港を離陸し、ヘリテレにより県内主要幹線道路をはじめ県内各地域の映像を県警察特別災害警備本部、警察庁等へ送信した。しかし、当時は県災害対策本部とはヘリテレ情報を共有する仕組みがないなど課題があり、その後改善に向けた取り組みが行われた。

また、14時30分頃には、広島県警察ヘリコプター（みやじま1号）が、地震による大山登山道の崩落により孤立していた登山者をホイストでつり上げて救助し、大山山麓まで無事救助した。

(1) 派遣期間 10月6日～15日

(2) 支援人員 延べ417名



航空応援のために集結した消防防災ヘリコプター



西部地区に派遣された中国管区広域緊急援助隊

自衛隊の災害派遣

地震発生当時、陸上自衛隊第八普通科連隊は、連隊長以下連隊の大部分は富士地区において演習中であったが、副連隊長以下約200名の隊員をもって、直ちに普段の訓練どおり派遣の準備を行い、地震発生後約30分後には、偵察要員、各機関に対する連絡要員が出発した。

県では、地震発生後から59分後の14時29分に第八普通科連隊に災害派遣要請を行った。駐屯地においては、県との連絡を保ちつつ、自ら情報収集活動を実施し、速やかに要請に応じ、救助活動を実施し、翌日には連隊主力も合流し、本格的な救助活動を実施した。

また、自衛隊による個人住宅への屋根シート張りの救助活動が全国で初めて実施された。

(1) 派遣期間

10月6日～10月18日正午

(2) 派遣概要

支援人員

延べ1,546名（米子駐屯地1,186名、美保基地360名）

支援車両

472両（米子駐屯地449両、美保基地23両）



自衛隊の設置した入浴施設を利用する被災者

(3) 主な活動実績

給食支援

4,000食（主食2,000食、副食（味噌汁）2,000食）

給水支援

144.4トン

入浴支援

640名（利用者）

生活救護支援

屋根シート張り138軒、崩落防止シート張り12箇所

その他

派遣ヘリフライト 8回

(4) 派遣要請の手続き

県が行った災害派遣要請（全9回）及び部隊等の撤収要請（全7回）については、次のとおりである。

自衛隊に対する災害派遣要請

要請日	要請理由	派遣期間	活動希望区域	活動内容
平成12年10月6日	鳥取県西部地震により鳥取県西部地域のビル、家屋等が崩壊し、水道管等が諸処寸断されており、被災者の人命救助及び当面の生活支援のための自衛隊の派遣が必要とされるため。	平成12年10月6日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県西部区域	人命救助、給食、給水、人員及び物資等の緊急輸送等の必要な活動
平成12年10月7日	鳥取県西部地震により境港市竹内団地地域が液状化現象を起こし、排水溝に土砂が溜まって、排水が困難となり、竹内団地住民の生活に支障をきたした。しかし、土砂の排除のために機械力を使用できず、多数の人力による作業に自衛隊の派遣が必要とされるため。 鳥取県西部地震により日野町及びび会見町の住民家屋の屋根が破損し、独居高齢者等の生活に支障をきたし、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月7日から派遣を必要としなくなった時期までの間	境港市竹内団地地域	排水溝等の土砂撤去
			鳥取県日野町、西伯町及びび会見町	損壊した独居高齢者等への防雨用シートの展張
平成12年10月8日	鳥取県西部地震により日野町周辺の家屋が倒壊し、またガス・水道等が使用できず、住民の入浴が困難になり生活に支障をきたし、当面の入浴支援に自衛隊の派遣が必要になったため。 鳥取県西部地震により西伯町周辺の住民家屋が、土砂の崩壊による損壊の危険があり、崩壊の可能性のある土砂を事前に除去し、住家家屋の損壊を防止する自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月8日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県日野町	入浴支援に必要な活動
			鳥取県西伯町	危険な崩壊土砂の除去
平成12年10月9日	鳥取県西部地震により西伯町及び日野町周辺の住民家屋の屋根が損壊し、独居高齢者及び身体障害者の生活に支障をきたし、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。 鳥取県西部地震により山腹クラックが多数確認されており、今後の降雨によっては山腹崩壊による道路、河川、人家への被害の発生が懸念されており、山腹クラックの監察調査のための自衛隊の支援が必要とされるため。 鳥取県西部地震により鳥取県溝口町内の家屋が損傷し、高齢者等の生活に支障をきたしているが、現在溝口町では消防団等が全力でかけ崩れの修復を実施中であり、他に代替力がなく、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月9日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県西伯町及び日野町下榎	ア 損壊した独居高齢者及び身体障害者宅への防雨用シートの展張 イ 崩壊する危険のある土砂へのシートの展張
			鳥取県西伯町	県職員による緊急調査への自衛隊ヘリコプターによる支援
平成12年10月12日	鳥取県西部地震により米子市の住民家屋の屋根が損壊し、今後雨漏りが予想され、独居高齢者及び身体障害者の生活に支障をきたしている。消防署にも依頼しているが、消防署単独での作業は困難であり、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月9日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県溝口町畑池、三部、大坂、溝口、谷川	損壊した高齢者世帯家屋に対するシートの展張
			鳥取県米子市	損壊した独居高齢者及び身体障害者宅への防雨用シートの展張

自衛隊災害派遣の撤収要請

要請日	要請理由	撤収要請希望日時	撤収を要請する部隊等
平成 12 年 10 月 8 日	鳥取県西部地震により鳥取県西部地域のビル、家屋等が崩壊し、水道管等が諸処寸断されたが、給水を除く必要な活動の自衛隊の派遣が必要でなくなったため。	平成12年10月8日 午前11時00分	車両及び人員
平成 12 年 10 月 8 日	鳥取県西部地震により西伯町周辺の住民家屋が、土砂の崩壊による損壊の危険があったが、崩壊の可能性のある土砂の除去作業が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月8日 午後4時45分	車両及び人員
平成 12 年 10 月 10 日	鳥取県西部地震による西伯町、会見町、日野町及び溝口町の住民家屋に対するシート展張活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月10日 午後4時	車両及び人員
	鳥取県西部地震により境港市竹内団地が液状化現象を起こし、排水溝に土砂がたまるなどの支障をきたしたが、土砂の排除活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月10日 午後2時10分	車両及び人員
平成 12 年 10 月 13 日	鳥取県西部地震による米子市の住民家屋に対するシート展張活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月13日 午後7時	車両及び人員
平成 12 年 10 月 15 日	鳥取県西部地震による日野町の住民に対する給水活動が町で対応可能となり、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月15日 午後6時	車両及び人員
平成 12 年 10 月 18 日	鳥取県西部地震による日野町の住民に対する入浴支援が、入浴施設（リバーサイドひの）の復旧により可能となり、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月18日 正午	車両及び人員

自衛隊活動実績内訳

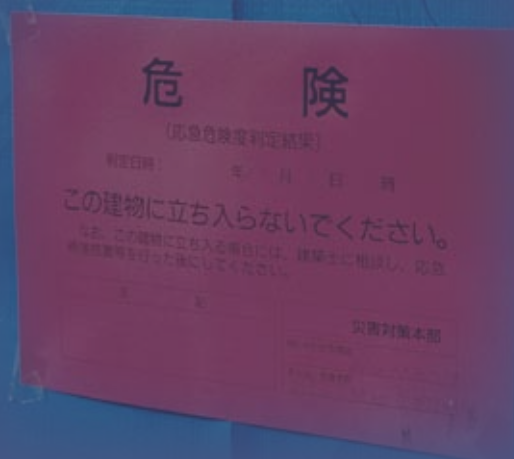
※ 日ごとの活動実績は判明のみ記載しており、個別数値の合計と「計」欄とは一致しない場合がある

支援内容	対象市町村	単位	日														計
			6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日			
給食支援	日野町	食	1,000	1,000	2,000												4,000
給水支援	境港市、日野町、会見町	トン	6.0	25.0	24.5	33.1	24.3	10.6	11.4	4.6	3.2	1.7					144.4
屋根シート張り	日野町、会見町、西伯町、溝口町、米子市	軒		6	82	13							22				138
崩落防止シート張り	西伯町、溝口町	箇所					12										12
入浴支援 (入浴者数)	日野町	人				67	70	165	124	63	74	50	22	5			640
ストーブ貸し出し	西伯町	台		25													25



液状化現象によって流出した土砂を撤去する自衛隊

宅地・建物の危険度判定



被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建物について、余震による二次災害の危険性を防止するため、応急危険度判定を行った。応急危険度判定の実施体制が未整備で、体制整備を検討中であったため、危険度判定の判定士の召集は、(社)鳥取県建築士会に要請し、建築士相互の電話連絡等の活動により、最終的に延べ300人を超える建築士の参加を得た。

また、判定により過大な心配や誤解を与えたり、り災証明の判定と混乱するなどのトラブルが発生したため、応急危険度判定終了後に民間判定士による個別の巡回相談を実施した。

(1) 実施時期

平成12年10月7日～20日(14日～20日は規模を縮小)

(2) 対象地域

米子市、境港市、西伯郡、日野郡の14市町村

(3) 調査人員 延べ300人以上

(4) 調査結果 調査件数 3,849件

「危険」と判定したもの 435件

「要注意」と判定したもの 1,395件

「安全(調査済)」と判定したもの 2,019件



被災建築物応急危険度判定を行う判定士

石垣や塀などにも多くの被害が発生した



被災宅地危険度判定

地震により被災した宅地について、二次災害を防止し住民の安全を確保するため、県職員等が被災宅地危険度判定を行った。

(1) 実施期間

平成12年10月20日～11月28日

(2) 対象地域 1市7町

(3) 調査人員 延べ143人(36班)

内訳：県職員 72人、市町村職員 36人、
県建設業協会員 35人

(4) 調査結果 調査件数396件

「危険」と判定したもの 139件

「要注意」と判定したもの 155件

「安全(調査済)」と判定したもの 102件

り災証明の発行

地震直後から、被災した家屋について、各市町村でその被害状況の調査を行い、り災証明を発行した。り災証明は、各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて被害を証明するものとして幅広く活用されるもので、発行は市町村の責任で行うものであるが、この地震では主に建築技術職員のいない町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。

- (1) 実施時期 平成12年10月16日～12月25日
- (2) 派遣人員 延べ219人（社）鳥取県建築士事務所協会
- (3) 判定基準 神戸市作成の被害家屋調査要領を採用
※ 市町村によってはその他の判定基準を追加

り災証明の発行状況（平成13年11月30日現在）

市町村名	申請件数	発行件数			
		全壊	半壊	一部破損	計
米子市	8,292	225	1,335	6,732	8,292
境港市	2,077	292	494	1,291	2,077
西伯町	1,420	41	401	978	1,420
会見町	747	2	44	701	747
岸本町	842	0	10	832	842
日吉津村	190	1	12	177	190
淀江町	269	0	0	269	269
大山町	125	0	1	124	125
名和町	9	0	1	8	9
中山町	3	0	0	3	3
日南町	253	0	11	242	253
日野町	1,300	123	419	758	1,300
江府町	203	0	1	202	203
溝口町	1,482	163	301	1,018	1,482
計	17,212	847	3,030	13,335	17,212



町の住宅相談窓口を訪れる被災者

地震によって崩れ落ちた石垣



仮設住宅の建設

地震により住居を失った被災者に対し、当座の生活拠点として、日野町内に仮設住宅が建設された。仮設住宅は、災害救助法の救助の一環として、応援協定に基づき社団法人プレハブ建築協会の協力を得て県が建設した。

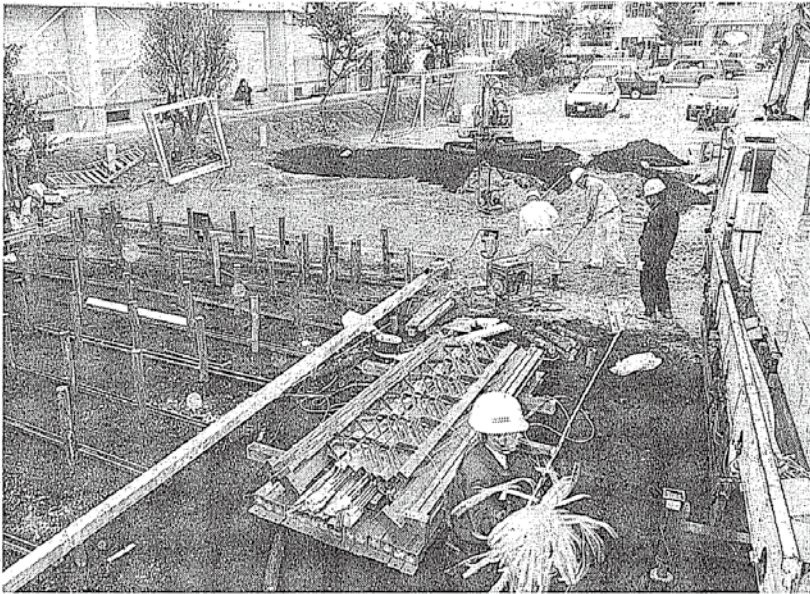
10月10日に建設が決定された仮設住宅は、12日から建設に着手し、23日にはまず12戸が完成、合計28戸建設された。

その後、住宅の再建等に伴って仮設住宅は順次撤去され、平成14年12月10日には全て撤去された。



建設中の仮設住宅

仮設住宅建設始まる



仮設住宅の建設が始まった鳥取県日野町の黒坂小学校＝12日午前10時20分

日野町黒坂の黒坂小学校グラウンドでは、約五百平方メートルの敷地で2DKの仮設住宅十二戸を着工。県は同町内でさらに十二戸の建築を予定しており、二十一日ごろから被災者が順次入居できる見通し。

江府町ではすべての小、中学校が授業を再開。同町武庫の明倫小学校は地震で破損した校舎の梁(はり)の補修などに今週いっぱいかかるため、約三キロ離れた町山村開発センターを仮校舎に利用した。日野町黒坂の日野産業・日野高校は十三日から、同町内の小、中学校三校は十六日から再開する。

鳥取県災害対策本部によると、十二日午後四時現在、全半壊家屋は二百九十二棟で、一部損壊を含めると三千五十棟。土

平成12年(2000年)10月13日 日本海新聞

仮設住宅の概要

建設戸数	黒坂(黒坂小学校校庭)16戸、下榎6戸、安原2戸、野田4戸計28戸(建設地は日野町のみ)
建設期間	平成12年10月23日から順次完成 平成14年12月10日に最終撤去
仕様概要	・約30平方メートル(和室2間と風呂、トイレ付き) ・業者レンタルで、経費は建設・解体費とリース料込みで一戸当たり4,270千円
入居世帯	28世帯72人(平成12年11月24日現在)

鳥取県西部地震 1週間

日野町、まず12戸 避難者数半減、227人に

鳥取県西部地震の発生から一週間目を迎えた十二日、住宅六十六棟が全半壊した日野町では、応急仮設住宅の建設がスタート。被害が大きかった被災地の本格的な支援策が動き出した。同町黒坂の根雨高校では六日ぶりに授業を再開し、生徒たちは復旧したJ.R伯備線などを利用して登校。県西部の小、中、高校の休校数は五校に減り、学校に活気がよみがえった。一方、米子市宗像の高台にある民家では敷地の石垣部分に亀裂が見つかり、市は三世帯八人に避難勧告した。

(23、25、27面に関連記事)

三十八億円に上る一方、避難者数は七市町で前日の約半数の二百二十七人に減った。

鳥取県地方気象台によると、前日に三十二回あった余震は、十二日午後四時現在で二十回と目を追うごとに減っている。

また、同気象台では、県西部で十三日夕方までに多いところで二〇mmの降雨を予想しており、地震の影響で緩んだ地盤に引き続き注意を呼び掛けている。



建設中の仮設住宅



仮設住宅に家財道具を運び込む住民＝日野町黒坂

仮設住宅の入居始まる

日野町

鳥取県西部地震で大層が始まった。溝口町で大きな被害を受けた日野は地震後、立ち入り禁止町で二十六日、被災者となった役場庁舎の応急仮設住宅への入居作業が始まるなど、

被災地は復興に向けて本格的に動き出した。仮設住宅は、一棟が二戸建て。県が黒坂地区に

六棟、下榎地区に三棟、野田地区に二棟、安原地区に一棟を建設した。各戸2DK(二十平方)で、

ふる、トイレ、ガスコンロなどを備えている。入居期間は二十六日から二年間で、最長二年まで延長できる。管理は町が行う。入居が決まった町内の二十三世帯のうち、同日夕まで十七世帯が町役場を訪れ、入居の手続きを終えた。その日うちに家財道具の搬入を始める家族もあった。

町では、二十五日になって新たな入居希望者があったことや、防災証明の家屋調査の中間発表で全壊の戸数が百十九戸に上ったことから、県と協議し、同町黒坂に二棟四戸の仮設住宅を増設することを決めた。着工日や入居募集は、県と協議の上、決定する。

一方、溝口町では地震で柱に亀裂が入り、立ち入り禁止となっていた役場庁舎の解体作業が始まり、職員や議員ら約七十人が、慣れ親しんだ庁舎との別れを惜しんだ。新庁舎の建設に向けて、町議会に特別委員会も設置され、庁舎の再建に向けて本格的に動き始めた。

病院

西部地区を中心に、17病院で壁の亀裂、水道管・窓ガラスの破損等の被害が生じるとともに、震源地に近い医療機関が、停電、断水等により一時機能停止状態となった。よって、多数の患者を他の医療機関に転院させる必要が生じたため、3病院（日野、西伯、済生会境港総合病院）の入院患者188名について、鳥取大学附属病院他に受入要請を行い転院の措置をとった。

病院の被害状況

市町村名	病院名	被害の状況
日野町	日野病院	受水槽に亀裂、壁の一部タイル崩れなど
西伯町	西伯病院	天井水漏れ、外壁・廊下・床等に亀裂など
岸本町	大山リハビリテーション病院	建物数力所に亀裂など
日南町	日南病院	外壁・廊下・床等に亀裂など
溝口町	溝口中央病院	建物数力所にひび割れなど
米子市	鳥取大学医学部附属病院	病棟～第二診療等の渡り廊下の一部亀裂、壁一部落下
	博愛病院	水道管破裂、外壁・廊下・床等に亀裂など
	米子中海病院	廊下・床等に亀裂など
	山陰労災病院	壁等に亀裂など
	高島病院	高層棟屋上、外部周りの外壁に亀裂など
	医療法人勤誠会米子病院	水道管破裂、病理棟と病棟及び病棟接続部の亀裂など
	広江病院	柱・壁・床のひび割れなど
	皆生温泉病院	貯水槽破損、エレベータ停止、ひび割れなど
境港市	鳥取県済生会境港総合病院	旧外来棟・東病棟に亀裂など
	医療法人元町病院	外来棟・手術室等にひび割れなど
倉吉市	谷口病院	建物の一部に亀裂
信生病院	電気設備停止	

メンタルケア

震災後の住民に対する健康相談やメンタルケアに対応するため、健康福祉センター（保健所）、精神保健福祉センター、県立病院・市町村等の医師、保健士、看護士等が様々な取り組みを行った。また、鳥取大学医学部、国立療養所鳥取病院、鳥取県精神科病院協議会の協力を得て、メンタルケア相談を実施した。さらに、民生委員、福祉関係職員も高齢者・障害者等に対し、福祉相談に取り組んだ。

また、被害の大きかった地域や県道の通行止が続く地区については、市町村と連携を図りながら継続して健康相談等を実施した。

実施概要	実績等
避難所、高齢者・障害者等の家庭訪問による健康相談・避難所巡回延べ生活指導等を実施	延べ305人を派遣し、避難所巡回延べ129箇所、家庭訪問延べ1,200件
地元要請により米子市安倍彦名地区の住民健康相談を実施	31件
高齢者、障害者等に対する福祉相談を実施	延べ90人を派遣
西部健康福祉センターに電話相談窓口を設置。個別訪問指導も実施	巡回相談73件、電話相談131件
西部健康福祉センター及び日野地域保健福祉部に電話相談窓口を設置。個別訪問指導も実施	相談件数50件
精神保健福祉センターの医師、心理判定員等による相談対応（西部健康福祉センターで実施）	9件
西伯郡内を対象に児童相談所の心理判定員等による相談対応（西伯小学校に設置）	電話相談2件、来所相談11件
西伯郡内を対象に児童相談所の心理判定員等による相談対応（西伯プラザ（土、日のみ開設）に設置）	
相談対応者に対する精神保健福祉センター所長によるメンタルケア対応に関する講義等	
4種類のリーフレットを作成し保育所などの関係機関に配布	
鳥取県保険事業団による日野町、溝口町、西伯町、米子市職員の健康診断、健康相談等を実施	87人
鳥取県臨床心理士会による「震災による教職員・役所職員等援助者のための過労防止ホットライン」の設置	1件



被災者を訪問し、相談を受け付ける警察コスモス隊

学 校

公立学校で被害を受けたのは、高等学校20校、中学校27校、小学校76校、養護学校4校、幼稚園4園の合計131校であった。なかでも、会見小学校では校舎の柱に多数の亀裂が入り半壊状態となるなど、大きな被害を受け、そのほかの公立学校でも校舎外壁の剥離・亀裂、窓ガラスの破損等の被害があった。この地震による施設被害及び児童生徒への影響は甚大で、地震の翌日の10月7日には県西部を中心に97校が臨時休校の措置をとり、全ての学校が授業を再開したのは10月16日のことであった。

また、私立学校においても、校舎・園舎等に亀裂が入ったものが多かったが、中には地盤の液状化、沈下に伴う陥没があり、被害を大きくしたのもあった。

児童生徒の被害はなかったが、10月7日は米子市内の高等学校3校が臨時休校の措置をとり、幼稚園についても休園、自由登園の措置をとった園があるなど大きな影響があった。

公立学校の休校状況

区分	7日(土)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	16日(月)
小学校	60	12	7	3	3	0
中学校	23	4	2	1	1	0
盲聾養護学校	4	0	0	0	0	0
高等学校	10	2	2	1	0	0
計	97	18	11	5	4	0



取り壊される被災住宅

廃棄物処理

この地震では、居住が困難で二次災害の危険もあり解体せざるを得ない被災家屋が多数発生したため、生活環境保全の観点から市町村が被災家屋等の解体を行った。これについては、国庫補助事業の対象とならないため、県において補助を行った。

また、解体した家屋から木くず・がれき等の廃棄物や壊れた陶器等の不燃物が大量に発生したため、臨時収集を行い、処理を行った。これは、災害廃棄物処理事業費補助金を受け、市町村が実施した。

災害廃棄物処理事業費

(単位：円)

市町村名	総事業費	国庫補助関係			県補助関係				市町村負担額
		総事業費	基本額	交付決定額	総事業費	県補助金		計	
						解体費	処分費		
米子市	578,582,482	283,370,729	274,416,000	137,208,000	295,211,753	129,585,000	18,020,000	147,605,000	293,769,482
境港市	749,847,637	433,970,605	412,533,000	206,266,000	315,877,032	135,014,000	22,924,000	157,938,000	385,643,637
西伯町	329,434,607	114,879,708	99,855,000	49,927,000	214,554,899	83,170,000	24,107,000	107,277,000	172,230,607
会見町	147,844,958	81,310,460	72,464,000	36,232,000	66,534,498	33,267,000	0	33,267,000	78,345,958
岸本町	32,074,712	12,572,066	12,570,000	6,285,000	19,502,646	8,928,000	823,000	9,751,000	16,038,712
日吉津村	1,596,154	980,303	980,000	490,000	615,851	307,000	0	307,000	799,154
日南町	37,889,500	14,613,500	13,957,000	6,978,000	23,276,000	11,337,000	301,000	11,638,000	19,273,500
日野町	693,493,677	396,767,633	366,552,000	183,276,000	296,726,044	100,715,000	47,648,000	148,363,000	361,854,677
江府町	27,590,585	11,708,091	9,628,000	4,814,000	15,882,494	6,866,000	1,075,000	7,941,000	14,835,585
溝口町	407,297,357	202,292,628	152,130,000	76,065,000	205,004,729	75,474,000	27,028,000	102,502,000	228,730,357
計	3,005,651,669	1,552,465,723	1,415,085,000	707,541,000	1,453,185,946	584,663,000	141,926,000	726,589,000	1,571,521,669

ボランティア

地震発生直後より、多くのボランティア活動が行われた。県内外からのボランティアにより、屋根のビニールシート張り、炊き出し、がれき撤去などの活動が日野町や西伯町などで展開された。

ボランティアの派遣調整については、鳥取県社会福祉協議会が「鳥取県西部地震鳥取県社協対策本部」を設置（10月6日～11月15日）し、必要な調整等を行った。

また、この地震を契機として、日野町では「日野町ボランティアセンター」や「日野ボランティア・ネットワーク（ひのぼらねっと）」が結成され、引き続きボランティア活動が行われている。

これ以外に、砂防ボランティアや建築士ボランティア（被災建築物応急危険度判定）などが活動を行った。（詳細は「平成12年鳥取県西部地震の記録」（平成13年10月発行）を参照）

ボランティア活動者延べ人数（平成12年12月28日まで）

市町村名	活動者数	活動者数のうち県外者	
		人数	内訳
米子市	583	85	山形、東京、京都、大阪 等
境港市	89	0	
西伯町	899	261	愛知、大阪、広島、島根、兵庫 他
会見町	203	1	岡山
岸本町	101	14	兵庫
日野町	3,033	1,493	島根、岡山、広島、東京、大阪 他
溝口町	440	43	島根、岡山、広島
計	5,348	1,897	

ボランティアコーディネーター派遣延べ人数

市町村名	派遣期間	県内	県外	計
米子市	10月7日～15日	49	15	64
西伯町	10月8日～14日	57	29	86
岸本町	10月8日～11月12日	236	180	416
計		342	224	566

ボランティア走る



屋根にビニールシートを張るボランティア＝8日午後1時ごろ、鳥取県日野町本郷

後片付けや炊き出し

県内外から300人が汗

鳥取県西部地震発生後、被災地はボランティアの活動場となるボランティアセンターの設立が相次いだ。日野町ではこの日、県外から参加したボランティアが約300人、被災地を訪れた。ボランティアが到着し、総勢300人を超えた。最も大きな被害を受けた日野町では、日、夜を問わずに約100人のボランティアが被災地を訪れ、住民の復旧作業に汗を流した。

日野町ではこの日、県外から参加したボランティアが約300人、被災地を訪れた。ボランティアが到着し、総勢300人を超えた。最も大きな被害を受けた日野町では、日、夜を問わずに約100人のボランティアが被災地を訪れ、住民の復旧作業に汗を流した。

活動の打合せをするボランティアの皆さん



鳥取県西部地震発生後、被災地はボランティアの活動場となるボランティアセンターの設立が相次いだ。日野町ではこの日、県外から参加したボランティアが約300人、被災地を訪れた。ボランティアが到着し、総勢300人を超えた。最も大きな被害を受けた日野町では、日、夜を問わずに約100人のボランティアが被災地を訪れ、住民の復旧作業に汗を流した。

日野町ではこの日、県外から参加したボランティアが約300人、被災地を訪れた。ボランティアが到着し、総勢300人を超えた。最も大きな被害を受けた日野町では、日、夜を問わずに約100人のボランティアが被災地を訪れ、住民の復旧作業に汗を流した。

義援金

この地震により被災された方々に対する義援金を募集するため、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK、県において受付窓口を設置した。義援金の配分は、「鳥取県西部地震」災害義援金配分委員会を設置し、被災者への見舞金を被災市町村に配分した。

なお、配分後の残高については、鳥取県社会福祉協議会の災害ボランティア活動振興基金へ積み立てることとした。

(1) 義援金

265,247千円

(2) 配分基準

(第1次配分)

重傷者70千円/人、住宅全壊100千円/世帯、住宅半壊35千円/世帯

(第2次配分)

・次の積算基準及び平成13年3月30日現在の被害件数に応じて各市町村に配分（住宅全壊2点/世帯、住宅半壊1点/世帯）

・少額市町村へは配分しない

・義援金の使途、配付対象者、配付単価等は各市町村が独自に決定

・残額（13,268千円）については、鳥取県社会福祉協議会の災害ボランティア活動振興基金へ積み立て

義援物資

義援物資については、提供物資の保管場所の確保が困難であり、また被災地で必要のない物品の提供を受けても、せっかくの善意が無駄になるおそれがあることから、次の方法により受け入れた。

1. 災害対策本部救援物資班で申し出を受付
2. 申し出のあった物資について、市町村等に希望を確認
3. 希望のあった物資について、提供者に提供市町村等への搬送を依頼

提供の申し出があった義援物資

区分	内容	申し出件数	提供件数	備考
食料	カップ麺、缶詰、飲料水等	5	4	申し出内訳 県内 3 県外 17
日用品	ざる、ちりとり、炊飯器等	3	2	
寝具	布団、毛布	2	2	
衣料品	おむつ、作業服、子供服等	4	0	
その他	貸家、家具、温泉入浴等	6	0	
計		20	8	

義援金配分結果

市町村名	最終対象件数			配分額（千円）			最終配分額の配付基準
	重傷者	住宅全壊	住宅半壊	1次配分	最終配分	計	
米子市	8	110	1,144	51,600	50,651	102,251	市義援金と併せて、重傷者100千円/人、全壊142千円/世帯、半壊50千円/世帯
境港市	11	71	285	17,845	15,735	33,580	全壊・半壊世帯で住宅建替を行う世帯140千円/世帯、建替を行わない世帯70千円/世帯
西伯町	2	40	392	17,860	17,646	35,506	自治会へ世帯数に応じて配分
会見町	2	2	43	1,845	1,761	3,606	町義援金と併せて、老人、母子、生活保護、全・半壊世帯及び重傷者へ10千円、自治体へ世帯数に応じて配分
岸本町			10	350	375	725	半壊世帯に均等配分
日吉津村		1	12	520	524	1,044	全壊世帯に100,400円/世帯、半壊世帯に35,300円/世帯
淀江町	1			70		70	
大山町	2		1	175		175	
名和町			1	35		35	
日南町			12	420	450	870	半壊世帯に均等配分
日野町	4	119	433	27,335	26,187	53,522	全壊世帯に均等配分
江府町			1	35		35	
溝口町		37	182	10,070	10,490	20,560	町義援金と併せて、全壊世帯に140千円/世帯、半壊世帯に70千円/世帯
計	30	380	2,516	128,160	123,819	251,979	

風評被害対策

震災直後から、いわゆる風評による被害が多く発生したことから、県や関係団体等が協力して風評被害対策を実施した。

主な風評被害対策取り組み

実施日	内容	実施主体
10月6日～	インターネットによる情報提供（県観光HP掲載、旅行会社へのメール配信）	観光課、県観光連盟
10月16日～	風評被害対策チラシ作成（A4判、計75,000枚）	広報課
10月26日	新聞広告（全7段、モノクロ）掲載紙（京都新聞、神戸新聞、山陽新聞、中国新聞）	広報課
10月28日	神田神保町古本まつりでのPR	東京事務所、文化振興課
10月29日～31日	大阪地下鉄車内吊り広告（B3ポスター、1,450枚）	広報課
10月～	テレビ・ラジオ番組放送、テレビスポット、旅行雑誌等への広告、大型映像装置でのスポット放映、電車吊り広告、マスコミ招致など	観光課、県観光連盟
11月3日	新聞広告（全15段、モノクロ）掲載紙（読売新聞）	広報課
11月6日	「元気いっぱい！鳥取県」宣言（米子市）	観光課、県観光連盟
11月7日～8日	旅館経営者、女将、県などによるキャラバン隊派遣（大阪、神戸、東京でのマスコミ・旅行会社訪問、街頭宣伝）	観光課、県観光連盟
11月18日	甲子園球場「阪神・巨人OB戦」でのPR	大阪事務所
11月27日	鳥取・島根観光復興フォーラム開催（米子市）	観光課、県観光連盟



ワゴン車に乗り込み出発する観光宣伝隊

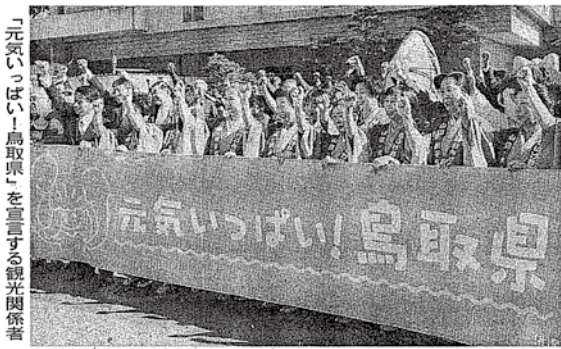
元気な姿アピール

皆生温泉や周辺観光施設

鳥取県西部地震の発生以降、風評被害などで観光客が減少した米子市皆生温泉や市周辺の観光施設の関係者が二十五、二十六の両日、元気な姿をアピールするため、山陽、四国地区でセールス活動を行った。観光課、県観光連盟、石尾寿朗組合長は「元気な姿をアピールし、十分な成果を上げてほしい」とあいさつ。観光宣伝隊のメンバーは宇田川英二副組合長の「頑張れまじょう」の掛け声で氣勢を上げ、バスやワゴン車に乗り込んだ。

鳥取県西部地震の発生以降、風評被害などで観光客が減少した米子市皆生温泉や市周辺の観光施設の関係者が二十五、二十六の両日、元気な姿をアピールするため、山陽、四国地区でセールス活動を行った。観光課、県観光連盟、石尾寿朗組合長は「元気な姿をアピールし、十分な成果を上げてほしい」とあいさつ。観光宣伝隊のメンバーは宇田川英二副組合長の「頑張れまじょう」の掛け声で氣勢を上げ、バスやワゴン車に乗り込んだ。

平成12年（2000年）10月27日 日本海新聞



「元気いっぱい！鳥取県」を宣言する観光関係者

鳥取県西部地震の発生から丸一カ月を迎えた六日、県内の観光関係者約三百人が米子市皆生温泉に集結し、地震による風評被害の払しょくに向けて「元気いっぱい！鳥取県」を宣言した。鳥取県観光環境衛生同業組合（二百四軒加盟）によると、六日の地震発生以降、宿泊や休憩、食事のキャンセルは約八万人、被害額は約十五億九千万円（十月末現在、被害報告目二十四軒）に上る。また、これから始まる忘年会やスキーシーズンへの影響も心配されている。この日、皆生温泉の皆生グラウンドホテル天水上広場には地元・皆生温泉

「元気いっぱい！鳥取県」宣言

風評被害 払しょくへ 県内の観光関係者ら集結

米子・皆生

や境港の水産関係者たちが集まり、片山善博知事が「地震に打ち勝って鳥取県の観光復興に向けてみんなを力を含ませて頑張りたい」とあいさつ。県おかみ会の宇田川富美江副会長が「私たち鳥取県の観光関係者は全国の皆さまに安心して鳥取県にお越しただくために県内の観光施設や宿泊施設が運営の元気いっぱい営業していることを宣言します」と訴え、参加者全員で「元気いっぱい！鳥取県」を宣言した。県内の観光関係者は七、八の両日、大阪や神戸、東京に向けて総勢百人のキャラバン隊を派遣し、鳥取県が元気であることをアピールする。

平成12年（2000年）11月7日 日本海新聞

災害救助法の適用

家屋の倒壊等により、多くの住民が避難所に避難する等、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、次のとおり6市町に災害救助法の適用を決定した。

(1) 適用市町村名

米子市、西伯町、日野町（10月6日決定）
溝口町（10月7日決定）
境港市、会見町（10月8日決定）

(2) 適用年月日

平成12年10月6日

災害救助法の適用実績

救助区分	米子市	境港市	西伯町	会見町	日野町	溝口町	計
避難所の設置	期間	10/6～10/18	10/6～11/1	10/6～10/19	10/6～10/19	10/6～11/13	10/6～11/15
	箇所数	39	9	21	2	12	13
	延人数	3,768	1,824	4,492	588	3,834	1,371
炊き出しその他による食品の給与	期間	10/6～10/12	10/6～10/12	10/6～10/17	10/6～10/15	10/6～11/13	10/6～11/19
	延食数	5,445	2,821	16,598	5,032	41,003	2,495
災害にかかった住宅の応急修理	期間	10/6～11/29	10/6～11/3	10/6～12/4		10/6～11/2	10/6～10/21
	世帯数	101	7	8		24	17
障害物の除去	期間						10/6～10/19
	世帯数						2
応急仮設住宅の設置	戸数					28	28
	構造					軽量鉄骨造平屋建(組立ハウス)	

激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置については、平成13年3月9日の閣議において決定し、3月14日に公布された。

市町村名	公共土木施設等 ※1	農地等 ※2	農林水産業共同利用施設 ※3
米子市		○	
境港市		○	○
西伯町	○	○	
会見町	○	○	○
日吉津村		○	
日野町	○	○	○
江府町		○	○
溝口町		○	○

※1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置

※2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置

※3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

被災者生活再建支援制度の適用

県下全域に被災者生活再建支援法が適用され、生活必需品等の購入のための支援金が支給された。

1 支援金の概要（当時）

支給限度額

世帯収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢不問	100万円	75万円
500～700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700～800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円

支給対象となる経費

通常経費	炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫など生活に必要な物品の購入費、修理費、移転費
特別経費	エアコン、ストーブ、ベビーベッド、学習机、眼鏡など世帯の状況に応じた購入費、交通費、礼金、医療費等

2 支援制度の適用実績

市町村名	法適用年月日 (適用基準)	適用対象世帯	支給金額 (円)
米子市	10月6日 (3号)	113	90,889,428
境港市		115	89,142,055
西伯町		11	3,936,926
会見町		3	1,938,619
岸本町		3	2,000,000
日吉津村		0	0
大山町		0	0
名和町		0	0
日南町		1	428,000
日野町		98	74,138,048
江府町		0	0
溝口町		22	18,498,000
計		366	280,971,076

災害査定

この地震に係る国の災害査定は次の日程で実施された。

区分	日程 (平成12年)	班編成
農地・農業用施設等	耕地関係	11月27日～12月26日 9班
	林道関係	11月13日～12月15日 3班
	水産関係	12月19日 1班
	漁港関係	12月18日～21日 1班
公共土木施設	河川・砂防・急傾斜地・道路・橋梁関係	11月20日～12月22日 17班
	港湾関係	12月4日～15日 4班
	公園・下水道関係	12月4日～28日 4班

ライフライン・インフラ応急対策

上水道等のライフラインは、地震から約1週間でほぼ復旧したが、鉄道や道路等のインフラは、度重なる余震や降雨等の影響により、幾度となく運休や交通規制等の対策が行われた。

このため、約1ヶ月間にわたり被災者は非常に不便な生活を余儀なくされた。

ライフライン・インフラの復旧状況一覧

区分	復旧日	備考
電気	10月6日 15時22分	住家の電気設備破損によるものは除く
電話	10月7日 14時20分	
上水道	10月18日	
下水道	10月11日	境港市竹内団地の管渠の土砂撤去で復旧
ガス	10月8日 18時	
高速道路	10月7日 7時25分	本震によるもの
	10月9日 0時10分	余震によるもの
一般道	平成15年12月5日	県道菅沢日野線の復旧工事完了
JR	10月10日 13時29分	本震によるもの
	11月17日 6時2分	土砂崩れによるもの
空港	10月10日 15時1分	10月11日の羽田空港発(7:15) 米子空港着(8:30) より運航再開

電話

県西部の一部の地域で不通となるとともに、県内全域で電話が通じにくい状態となった。

被災者との安否確認等の手段として運用された災害用伝言ダイヤルの利用数は、約20万件に上り、過去最高となった。

【NTT西日本】

(1) 不通となった回線数 134回線

(2) 復旧の推移

被災箇所	被災概要	不通回線数	復旧日時
溝口町宇代	崖崩れにより100対のケーブルが切断	60	10月6日 22時35分
日野町下菅	崖崩れにより30対のケーブルが切断	16	10月6日 23時10分
日野町板井原	崖崩れにより100対のケーブルが損傷	37	10月7日 12時10分
日野町三土	電柱が折損し30対ケーブルが切断	21	10月7日 14時20分

(3) トラフィック状況

- ・ 接続規制 50%規制、市外局番「0857・0858・0859」
- ・ 規制期間 10月6日 13:36~23:20、以降規制なし

(4) 災害用伝言ダイヤルの運用

- ・ 10月6日 14:30 より災害用伝言ダイヤル「171」を運用
- ・ 10月10日までの5日間の総利用数：19.5万コール

日時	伝言の登録	伝言の再生	計
10月6日	119,686	53,213	172,899
10月7日	8,635	8,506	17,141
10月8日~10日	892	4,176	5,064
計	129,213	65,891	195,104

【NTTドコモ中国ほか】

- ・ NTTドコモ中国、ジェイフォン西日本株式会社、auとも被害はなし
- ・ NTTドコモ中国が通話確保のため日野町に臨時可搬型携帯電話基地局を設置(10/12~12/24)

【特設公衆電話の設置】

区分	設置数	内訳
固定電話	21カ所、31台	境港市(1カ所、2台)、西伯町(6カ所、12台) 会見町(1カ所、1台)、日野町(8カ所、11台) 江府町(1カ所、1台)、溝口町(4カ所、4台)
衛星携帯・携帯電話	22カ所、41台	溝口町宇代(2台)、日野町下菅(1台) 日野町板井原及び固定特設公衆電話設置場所(38台)

【通信機器の貸出】

貸出先	内容(貸出元)
鳥取県	携帯電話40台、衛星携帯電話10台(NTTドコモ中国)
西伯町	携帯電話20台(NTTドコモ中国)
	MCA無線機20台((財)中国移動無線センター) 衛星携帯電話4台(中国電気通信監理局)

応急給水活動の様子

上水道

県西部を中心に多くの地域で断水したため、県内市町村や自衛隊、中国地方建設局及び中国各県の支援を受け、10月6日～16日にかけて約500トンの応急給水活動が行われた。

(1) 断水となった世帯数

5,744件

(2) 濁り水が発生した世帯数

1,370世帯 (ピーク10月12日 1,336件)

(3) 断水復旧

10月18日 (濁り水解消 10月17日)



上水道被害及び復旧状況

区分	市町村名	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	最大数
			21:00	18:00	18:00	18:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	
断水	米子市	80	80												80
	西伯町	2,371	380				29	9	28	6	6	6	6		2371
	会見町	1,120													1120
	淀江町	93													93
	日南町	404													404
	日野町	1,029	300	190	190	165									1029
	江府町	529													529
	溝口町	117	30	30											117
	東郷町	1													1
	計	5,744	790	220	190	165	29	9	28	6	6	6	6	0	5,744
濁り	会見町		1,120	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100							1120
	岸本町	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21				21
	大山町	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28			28
	日南町					14									14
	日野町						135	135							135
	溝口町				30	30	30	52	52	52	52	52			52
	計	49	1,169	1,149	1,179	1,193	1,314	1,336	101	101	101	80	0	0	1,370

電気

一時的に約9300戸が停電したが、配電系統の切替により、発生から約2時間後には復旧した。

(1) 停電した区域

日野郡を中心とした鳥取県西部地区

(2) 供給支障の発生した電気所

黒坂発電所、旭発電所

(3) 停電戸数の推移

延べ停電戸数9,277戸、復旧時間10月6日15時22分

ガス

地震により多くの耐震自動遮断装置が作動した。

(1) 米子ガス

ガス漏洩に伴い71戸で供給停止。10月8日18:00に復旧完了

(2) エルピーガス

メーターの感震遮断が5,310件発生し、設備損傷70件、容器被害71件発生

高速道路等

本震、余震の発生に伴い、点検及び応急復旧のため通行止めが実施された。

本震に伴う被害状況

道路名	区間	被災状況	通行止め解除時間
米子自動車道	久世～江府	通信回線障害、トンネル覆工剥落	10月7日1時10分
	江府～米子	路面亀裂、橋梁部段差	10月7日7時25分
安来道路	安来～米子西	路面段差	10月7日2時45分
米子道路	淀江大山～米子東	異常なし	10月6日14時50分
境水道大橋		異常なし	10月6日16時50分

※ いずれも通行止め開始は、10月6日13時32分

余震に伴う被害状況

道路名	区間	被災状況	通行止め解除時間
米子自動車道	溝口～米子(下)	別所川橋の補修部損傷	10月7日14時50分～ 10月8日0時30分
	蒜山～江府(上下)	異常なし(巡回点検のみ)	10月8日21時25分～ 10月8日22時30分
	江府～米子(上下)	佐川橋の補修部損傷	10月8日21時25分～ 10月9日0時10分
安来道路	安来～米子西(上下)	路面亀裂	10月8日21時25分～ 10月8日23時20分
境水道大橋	米子側取付部のみ	路面段差	10月8日21時25分～ 10月9日0時45分

一般道

地震直後より全面通行止め、片側交互通行等の交通規制を実施したが、地震直後は混乱した状況下であり、地震後数日を経過してから交通規制を実施した箇所もあった。

さらに度重なる余震や平成12年10月31日～11月2日の豪雨により、地震の影響で地盤の緩み等が発生していた箇所において地盤の変状が増大し、落石・土砂崩落等が発生したため、新たに通行規制を実施した。

地震でのり面が大きく崩れ、日野町黒坂～久住間の役3.5kmで通行止めになっていた県道菅沢日野線の復旧工事が平成15年12月5日に完了し、全ての道路での通行が可能となった。

区分	10月			11月		
	7日	14日	27日	3日	11日	12日
全面通行止め	国道	4	0	0	4	0
	県道	8	7	5	9	5
	市道	2	0	0	1	0
	計	14	7	5	14	5
片側通行止め	国道	5	8	9	9	9
	県道	5	12	11	10	12
	市道	0	0	0	0	0
	計	10	20	20	19	20
大型車通行止め	国道	0	0	0	0	0
	県道	2	2	1	1	1
	市道	0	0	0	0	0
	計	2	2	1	1	1
合計	26	29	26	34	31	24

空港

地震により米子空港の滑走路にクラック等の被害が発生したため、鳥取空港に緊急避難するとともに、再開するまでの間、鳥取～羽田便が増便された。

米子空港滑走路閉鎖期間

10月6日 13時51分～10月10日 15時1分

滑走路被害

横断方向のクラック 4箇所(幅1cm、段差2cm程度)

縦断方向のクラック 延長100～200m程度

端部及び誘導路 液状化による路面変状

その他多数のクラックが発生

無線誘導施設(ローカライザー)の停止

進入誘導灯(アプローチライト)の傾斜 2基

運航状況

[平成12年10月6日]

13:51 滑走路閉鎖

14:20

羽田空港発(13:15) 米子空港着(14:25)の便が鳥取空港に緊急避難

羽田空港発米子空港着の4便は鳥取空港の臨時便に振り替え

[平成12年10月7日～10日]

鳥取空港～羽田空港間を臨時便4便と合わせて7便体制で運航

[平成12年10月10日]

15:01 滑走路オープン

[平成12年10月11日]

羽田空港発(7:15) 米子空港着(8:30)より運航再開



運航再開についての案内(米子駅)
鳥取県西部地震(平成12年10月)鉄道復旧記録誌
(西日本旅客鉄道株式会社米子支社刊)から転載

鉄道（JR西日本）

地震により米子支社管内において、計32本が運転を停止した。その後も土砂流出により部分運休があり、完全な運行再開は1ヶ月余り後の11月17日となった。

運行状況

[平成12年10月6日]

13:30

米子支社内列車停止（山陰本線、伯備線等計32本）、状況確認

13:40

被害状況調査及び被害箇所修復開始（20:49山陰本線全線、23:48境線運転再開、伯備線は全列車運転休止）

[平成12年10月7日]

12:04

余震発生、米子支社内全列車運転停止、状況確認・点検（12:20山陰本線（赤碕～荒島間除く）、15:44境線、17:13山陰本線全線運転再開）

[平成12年10月8日～9日]

「はくと」、「はまかぜ」、「いなば」増結・増発、運転区間延長（山陰地域と山陽、京阪神地域間の輸送確保）

[平成12年10月9日]

18:00

伯備線を10月10日13:00を目途に運転再開することを決定

21:51 安全確認試運転列車の運転

[平成12年10月10日]

07:13 伯備線被災箇所を上空から調査（ヘリコプター）

13:29 伯備線全線運転再開

21:58

余震発生、山陰本線（赤碕～荒島間）、境線、伯備線で運転停止、線路状況等確認

[平成12年10月11日]

山陰本線、境線始発列車から運転再開

11:58 伯備線全線運転再開

[平成12年10月28日]

16:22

伯備線（根雨～黒坂間）土砂流入発生、全列車運転停止

19:24 伯備線（根雨～黒坂間）大規模な崩壊発生

[平成12年10月29日～11月16日]

「やくも」部分運転（出雲市～根雨間、生山～岡山間）

「サンライズ出雲」部分運転（東京～生山間、根雨～出雲市間）

※生山～根雨間については、代替バスを運行

[平成12年11月17日]

03:25 復旧作業終了、安全確認試運転列車運転

06:02 伯備線全線運転再開

鉄道の運休状況

路線名	区間		運休期間
伯備線	全線	本震	10月6日 13時30分 ～10月10日 13時29分
		余震	10月10日 21時57分 ～10月11日 12時3分
	生山～根雨	土砂崩れ	10月28日 16時22分 ～11月17日 6時2分
山陰線	全線	本震	10月6日 13時30分 ～10月6日 20時49分
	赤碕～荒島間除く	余震	10月7日 12時4分 ～10月7日 12時20分
			10月7日 12時4分 ～10月7日 17時13分
赤碕～荒島間	余震	10月10日 21時57分 ～10月11日始発発車前まで	
境線	全線	本震	10月6日 13時30分 ～10月6日 23時48分
		余震	10月7日 12時4分 ～10月7日15時44分
			10月10日 21時57分 ～10月11日始発発車前まで



生山～根雨間のJR代替バス運行の様子
鳥取県西部地震（平成12年10月）鉄道復旧記録誌
（西日本旅客鉄道株式会社米子支社刊）から転載

被災者 住宅 再建支援

この地震による被災地の多くは中山間地にあり、これらの地域は県内でも有数の高齢化率の高い地域であるうえに、その財政基盤も脆弱であった。冬季を前にして、生活基盤として大切な住宅の再建が困難を極めるなど深刻な状況が生じており、被災者が安心して生活できる生活基盤を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能にするため、住宅本体の再建に補助金を交付するという、鳥取県独自の新たな住宅再建支援を行った。

「道路や河川といった公共物には手厚い支援制度がある。だが、いくら道路を直しても、そこに住まう人がいなくなるのではむなしい。」「仮設住宅は解体費用も含めて1軒あたり300万円～400万円程度かかるが、いずれ壊すものに補助金があるのに、個人財産として残る場合はダメというのは割り切れない。税金で仮設住宅を大量に作るのを控えて住宅再建を補助する、という考え方はありえる。」「私的な財産に公費をつぎ込むことの是非は問題は依然として残るが、背に腹はかえられない。」(片山知事談)

片山知事は、悩んだ末、被災地の真の復興を願って異例の制度導入に踏み切った。

この支援策は、地震発生から11日目となる10月17日の記者会見で発表された。300万円の支給条件は、「地域を守る」という観点から「被災前と同じ市町村に建設する」というものだけで、全壊、半壊などの被害程度や所得の大小などは一切問わないわかりやすいものにした。

平成13年1月12日には、液状化等により傾斜等をした住宅について、住宅建設又は住宅補修の補助と併せて活用できる「住宅液状化復旧」を補助対象項目に追加し、被災住宅の早期復旧を図った。

この制度を契機として、今後の自然災害による住宅被害からの再建に資するため、「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を平成13年7月6日に創設した。

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合
住宅	建設	300万円	住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入 ※ 居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る。
	補修	150万円	住宅の補修又は既存の住宅面積の5割未満の建替え ※ 敷地内の浄化槽、給排水設備、電気設備、ガス設備の補修等を含む。
	液状化復旧	150万円	液状化によるものの基礎の復旧(地盤補強、住宅の整地等を含む)
石垣・擁壁補修	150万円	被災に係る面積部分のみ。従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。	県1/3

鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業補助金集計

市町村名	住宅建設				住宅補修				住宅液状化復旧			
	件数	補助金実績額			件数	補助金実績額			件数	補助金実績額		
		県費	市町村費	計		県費	市町村費	計		県費	市町村費	計
倉吉市	0	0	0	0	18	6,470	5,385	11,855	0	0	0	0
米子市	180	359,727	179,864	539,591	3,430	1,109,324	740,703	1,850,027	245	124,606	124,649	249,255
境港市	92	184,000	92,000	276,000	2,061	766,654	638,631	1,405,285	10	4,613	3,614	8,227
赤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伯町	56	112,000	56,000	168,000	1,363	444,244	310,919	755,163	0	0	0	0
会見町	30	60,000	30,000	90,000	711	280,921	203,817	484,738	0	0	0	0
岸本町	5	10,000	5,000	15,000	649	192,359	128,034	320,393	0	0	0	0
日吉津村	4	8,000	4,000	12,000	239	62,397	34,085	96,482	0	0	0	0
淀江町	0	0	0	0	265	83,915	50,874	134,789	4	1,800	1,132	2,932
大山町	2	4,000	2,000	6,000	92	25,469	15,582	41,051	0	0	0	0
名和町	0	0	0	0	13	4,779	3,496	8,275	0	0	0	0
中山町	0	0	0	0	6	1,029	511	1,540	0	0	0	0
日南町	3	6,000	3,000	9,000	349	113,391	67,085	180,476	0	0	0	0
日野町	102	204,000	102,000	306,000	1,287	520,647	795,248	1,315,895	0	0	0	0
江府町	1	2,000	500	2,500	429	130,775	86,084	216,859	0	0	0	0
溝口町	45	90,000	45,000	135,000	1,021	355,453	281,396	636,849	0	0	0	0
合計	520	1,039,727	519,364	1,559,091	11,933	4,097,827	3,361,850	7,459,677	259	131,019	129,395	260,414

鳥取県西部地震

住宅再建への公的補助

県全国初300万円を上限



鳥取県は県西部地震で住宅が全半壊、一部損壊し、建て替えや補修が必要となった世帯を対象に、全国の自治体では初めて公的補助制度を導入する。建て替えの限度額は300万円とする方針で、県が三分の二、市町村が三分の一を負担。市町村と相談した上で早急に予算案を組み、十一月初旬の臨時議会に諮る。

建て替えの場合、補助五十万円。負担割合は五割。市町村での建設が条件と、市町村が半分ずつ、五十万円。補修の限度額は百万円以上の場合は県、市町村、本人が三分の一ずつを負担する。

被災者対策本部がまとめた十七日現在の住宅の被害状況は、全壊百二十三戸、半壊二百四十八戸、一部損壊三千二百二戸。県は今後、住宅を再建する世帯数を調査し、市町村が主体となって補助金を交付する。

片山龍博知事は住宅再建への公的補助導入について「今回の震災では中山間地の高齢化率が高い地区が大きな打撃を受けた。資金力、気力の面で今後の生活に不安を感じている方が多いが、地域

鳥取県西部地震で倒壊した米子市内の民家
6日午後3時30分

を支えてもらうため特別」と説明した。日野町では、金半壊が措置を講じることとし、

六十六戸、一部損壊が三百四十四戸にも上り、町財政の圧迫が懸念されている。市町村負担の軽減について片山知事は「特別交付税を十分に確保する努力をしたい」と話した。

補助の財源として県は一般財源に加え、基金を充てる考え。県の主な基金は減債基金五百八十一億円、財政調整基金三千九億円がある。

阪神淡路大震災後の平成十一年四月から導入された被災者生活再建支援制度では、自然災害によ

平成12年(2000年) 10月18日 日本海新聞

(単位：千円)

市町村名	石垣・擁壁補修			計				
	件数	補助金実績額		件数	補助金実績額			
		県費	市町村費		計	県費	市町村費	計
倉吉市	4	1,080	1,348	2,428	22	7,550	6,733	14,283
米子市	108	27,508	27,552	55,060	3,963	1,621,165	1,072,768	2,693,933
境港市	4	1,322	1,325	2,647	2,167	956,589	735,570	1,692,159
赤崎町	1	210	210	420	1	210	210	420
西伯町	151	38,982	38,353	77,335	1,570	595,226	405,272	1,000,498
会見町	75	15,729	16,097	31,826	816	356,650	249,914	606,564
岸本町	82	24,133	24,133	48,266	736	226,492	157,167	383,659
日吉津村	0	0	0	0	243	70,397	38,085	108,482
淀江町	9	2,189	2,189	4,378	278	87,904	54,195	142,099
大山町	11	4,051	4,082	8,133	105	33,520	21,664	55,184
名和町	2	477	476	953	15	5,256	3,972	9,228
中山町	3	1,130	1,079	2,209	9	2,159	1,590	3,749
日南町	80	24,452	25,456	49,908	432	143,843	95,541	239,384
日野町	415	137,429	274,857	412,286	1,804	862,076	1,172,105	2,034,181
江府町	43	11,066	11,821	22,887	473	143,841	98,405	242,246
溝口町	136	42,960	49,636	92,596	1,202	488,413	376,032	864,445
合計	1,124	332,718	478,614	811,332	13,836	5,601,291	4,489,223	10,090,514

住宅復興補助制度の市町村別補助率（住宅建設）

市町村名	補助対象額	県	市町村	本人	備考
倉吉市	300万円	2/3	1/6	1/6	該当住宅なし
米子市	300万円	2/3	1/3	0	
境港市	300万円	2/3	1/3	0	
赤碕町	300万円	2/3	1/3	0	該当住宅なし
西伯町	300万円	2/3	1/3	0	
会見町	300万円	2/3	1/3	0	
岸本町	300万円	2/3	1/3	0	
日吉津村	300万円	2/3	1/3	0	
淀江町	300万円	2/3	1/6	1/6	該当住宅なし
大山町	300万円	2/3	1/3	0	
名和町	300万円	2/3	1/3	0	該当住宅なし
中山町	300万円	—	—	—	規程なし、該当住宅なし
日南町	300万円	2/3	1/3	0	
日野町	300万円	2/3	1/3	0	
江府町	300万円	2/3	1/6	1/6	
溝口町	300万円	2/3	1/3	0	低所得世帯には100万円を上乘せ

住宅復興補助制度の市町村別補助率（住宅補修）

市町村名	補助対象額	県	市町村	本人	備考
倉吉市	～50万円	1/2	1/4	1/4	割合は10万円控除後、10万円を下限
	50～60万円	1/2	1/2	(20万円)	割合は20万円控除後
	60～150万円	1/3	1/3	1/3	
米子市	～50万円	1/2	1/4	1/4	割合は10万円控除後、10万円を下限
	50～60万円	1/2	1/2	(20万円)	割合は20万円控除後
	60～150万円	1/3	1/3	1/3	
境港市	～50万円	1/2	1/4	1/4	高齢者・母子世帯は県1/2、市1/2
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
赤碕町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
西伯町	～10万円	1/2	1/8	3/8	
	10～50万円	1/2	1/4	1/4	町民税非課税世帯は町3/8、本人1/8
会見町	～50万円	1/2	1/4	1/4	町民税非課税世帯は町3/8、本人1/8
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
岸本町	～50万円	1/2	1/4	1/4	5万円を下限
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日吉津村	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
淀江町	～50万円	1/2	1/6	1/3	町民税非課税世帯は町1/3、本人1/6
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
大山町	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
名和町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
中山町	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日南町	～50万円	1/2	1/6	1/3	4万5千円を下限
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日野町	～50万円	1/2	1/2	0	
	50～150万円	1/3	2/3	0	
江府町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
溝口町	～50万円	1/2	1/4	1/4	低所得者は町3/8、本人1/8
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	低所得者は町1/2、本人1/6



鳥取県西部地震で被害を受けた溝口町が実施する震災復興支援の住宅建設事業を利用した住宅の第一号が二十三日着工し、現地で地鎮祭があった。町は「住宅建設が始まったことで復興に弾み

がつくと期待している。住宅を建設するのは同町畑池の農業、安達一孝さん（妻の音子さん）と築後百年以上という安達さんの住宅は地震で柱が傾くなど全壊の被害を受け、隣接する納屋を改装して仮住まいしている。新築する住宅は木造平

屋建ての2DKで、延べ床面積は四十六・六平方メートル。建築費は約五百万円。県の住宅復興補助金で、町の住宅復興補助金三百万円（うち百万円は町が負担）と町が独自に百万円などを充てる。旧宅を取り壊した建設予定地で行なわれた地鎮祭では、近くの大蔵神社

の安江和人宮司が祝詞を上げ、安達さんがくわれ。安達さんは「地震から今日まで長かった。資金面が心配だったが、補助が出てありがたい。一日も早く新しい家で暮らしたい」と喜びをかみしめていた。

また溝口町の杉原良仁福祉保健課長は「被災者にとって一番の不安は住宅の確保。第一号の住宅が着工したことで、復興への光が見えてくるのではないかと話した。今回の地震で溝口町は全壊三千戸、半壊百四十五戸（十五日現在）の被

震災復興に弾み

住宅第1号が着工

復興支援

溝口

害を受けた。住宅建設事業には、百二十九件の申る。

平成12年（2000年）11月24日 日本海新聞

復興対策



日野郡のそば収穫の様子

地震発生後の応急対策が一段落した後は、生活の基盤となる住宅再建をはじめ災害からの本格的な復興対策に取り組むため、平成12年11月2日から従来の県災害対策本部に替えて「鳥取県西部地震災害復興本部」を設置した。災害復興本部の事務局として、総務部次長を室長とする災害復興推進室を併せて設置し、的確な復興対策の推進に努めた。

災害復興本部は、県西部地震でのり面が大きく崩れ、最後まで通行止めとなっていた県道菅沢日野線が平成15年12月5日に開通するなど、災害復興対策が完了したことを受け、平成16年4月1日に廃止された。

災害復興本部の設置

鳥取県西部地震災害復興本部

事務局：災害復興推進室
鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき設置

〔構成〕

本部長：知事

本部員：出納長、教育長、各部局長、防災監

〔業務〕

- ・土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること
- ・被災住民の生活再建・生産活動の支援に関すること
- ・災害対策に関すること
- ・その他西部地震に関する復興に関すること

災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所

〔業務〕

- ・災害復興支援対策の進行管理
- ・市町村の復興対策の把握・調整
- ・災害復興本部の事務局業務

〔体制〕

「災害復興推進室」

室長：総務部次長

室員：行政体制整備室職員

「災害復興推進室西部事務所」

所長：西部県民局長

所員：西部県民局県民課職員



被災地の日野郡では、農業水路が崩壊し水稲作ができなくなった水田で、そば転作に取り組むようになった。

復興本部会議の開催実績

回数	開催日	内容
第1回	平成12年11月2日	1. 鳥取県西部地震の今後の復興対策の取組みについて 2. 意見交換
第2回	平成12年11月13日	1. 国への緊急要望に対する措置状況について 2. 被災者向けパンフレットについて 3. 鳥取県西部地震関連で活用可能な事業について 4. 先週の被害状況の変化
第3回	平成12年11月27日	1. 被災者向けパンフレットについて 2. 住宅復興補助事業について 3. 被災者への激励品等の巡回展示について（プロスポーツ選手の寄せ書き、色紙） 4. 先週の被害状況の変化
第4回	平成12年12月25日	1. 震災支援策の状況等について 2. 先週の被害状況の変化
第5回	平成13年4月2日	1. 災害復旧・復興支援等の状況 2. 被害状況 3. 鳥取県西部地震関連支援対策（3月30日現在）
第6回	平成13年10月1日	1. 被害状況 2. 災害復旧・復興支援等の状況 鳥取県西部地震関連支援対策（10月1日現在） 3. 復興施策に係る問題点及び今後の課題

復興に向けた取り組み等

(1) 広報活動による復興のPR

「県政だより」による復興に向けた県民の協力を呼びかけるとともに、県政テレビなどで震災の状況や復興への取り組みの紹介を行った。そのほか、被災者支援情報を新聞広告などを活用して周知を図った。

(2) 災害記録の保存

地震の教訓を後世に伝承するとともに、今後の防災対策に活用するため、地震に関する資料を収集するなど記録保存に取り組んだ。



鳥取県西部地震災害の記録保存（包括的に取りまとめたもの）

名称	種別	発行年月	内容
鳥取県西部地震～被災から復興へ～	冊子	平成12年11月	被災状況家復興に向けた取り組みなどを写真中心に掲載（約50ページ）
平成12年 鳥取県西部地震の記録	ビデオ		被災状況家復興に向けた取り組みなどを収録（約30分）
平成12年 鳥取県西部地震の記録	冊子	平成13年10月	地震発生から1年間の取り組みを掲載（約200ページ）
平成12年鳥取県西部地震震災体験記録	冊子	平成13年10月	県民や防災関係者に行ったアンケートの結果や震災体験談を収録（約120ページ）
「平成12年鳥取県西部地震」記録集	CD-ROM	平成15年3月	各機関の記録・報告書・写真等をデータベースに取りまとめ（資料一覧は巻末別表） 県ホームページにも掲載

復興に関する広報一覧

実施時期等	タイトル等	内容
平成12年11月号	(県民向けのメッセージを折り込み)	A4版1枚
平成12年12月号	特集「鳥取県西部地震」	被災状況、県の対応状況及び復興に向けた取組等を紹介
平成13年1月号	特集「鳥取県西部地震を乗り越えて」	復興に向けた県内各地の動きを具体的に紹介
平成17年10月号	鳥取県西部地震から5年	西部地震から5年となる取り組みなどを紹介
平成12年10月16日	「週刊!とりぼーと」(山陰中央テレビ)	復興に向けた県内の動きや知事メッセージ
平成12年12月2日	「とりっ子倶楽部」(山陰放送)	復興へのあゆみを住民インタビュー等交えて紹介
平成12年12月6日	「週刊!とりぼーと」(山陰中央テレビ)	復興に向けた取組を紹介
平成12年10月18日	日本海新聞	全7段、貸付金・県税減免など
平成12年12月1日	日本海新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	全10段、各種融資制度の案内
平成12年12月6日	日本海新聞、山陰中央新報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	全10段、住宅再建のための補助金・融資など
平成12年10月19日	日本海新聞	半5段、住宅等相談窓口のお知らせ
平成12年10月20日	山陰中央新報	
平成12年10月7日～	とりネット、文字放送	被害状況、支援情報等の情報掲載
平成12年10月18日	新聞広告	支援制度紹介
平成12年10月21日	山陰放送ラジオ「どどーんと土曜日新鮮組」	復興に向けて知事への電話インタビュー



(3) 復興イベント等の開催

地震の教訓を防災活動に生かし防災への意識を高めるとともに、復興への取り組みを紹介し復興状況を広くPRするため、周年大会などのイベントを開催した。



米子震災フォーラムのパンフレット

震災復興に関するイベントの開催実績

名称	開催日	開催場所	主な概要
米子震災フォーラム ～鳥取県西部地震の教訓を活かして～	平成12年 2月6日、7日	米子 コンベンション センター (ビッグシップ)	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演（鳥取県知事 片山善博） ・パネルディスカッション（県知事、境港市長、西伯町長、兵庫県防災監ほか） ・分科会 <ul style="list-style-type: none"> 第1：初動体制のあり方（県防災監ほか） 第2：被災者の生活再建支援（NHK解説委員、県知事ほか） 第3：ライフラインの確保（日本水道新聞社長ほか） 第4：災害時におけるメンタルケア（県精神保健センター所長ほか） 第5：災害時におけるボランティア活動（県社会福祉協議会ボランティアセンター所長ほか） まとめ：安全で活力ある地域づくりをめざして（県知事、兵庫県防災監ほか）
「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会 ～西部地震を乗り越えて～	平成13年 10月6日		<ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッション（県知事、西伯町長、日野町文化センター所長ほか） ・小中学生による復興への取り組み発表（溝口町立日光小学校添谷分校、日野町立日野中学校ほか） ・復興モニュメント制作発表（県立米子高等学校総合学科） ・復興宣言（日野町立根雨小学校、県知事） など
「鳥取県西部地震」を考える2周年県民大会 ～住み続けたいまちづくり～	平成14年 9月28日		<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演（神戸大学都市安全研究センター教授 室崎益輝） ・「おにっ子太鼓」演奏（溝口町立溝口小学校） ・パネルディスカッション（県知事、北海道虻田町長、日南町長、日野ボランティアネットワークほか）
鳥取県西部地震から5年フォーラム	平成17年 10月6日	日野町 文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・荒神神楽「八重垣能」（県立日野高等学校郷土芸能部） ・自主防災組織、団体等の知事表彰 ・基調講演（大阪市立大学教授 宮野道雄） ・座談会（県知事、新潟県川口町長、黒坂地区自主防災会会長、山陰放送経営企画局長ほか）

(4) 鳥取県西部地震展示交流センターの開館

地震から6年が経過し、地震当時の記憶が徐々に風化してきている中、震災の経験や教訓を振り返り、後世に語り継ぐ場として、また、最も被害の大きかった日野町の住民や災害ボランティアが集い、被災体験などを語らい、情報共有すや発信をする拠点として、地震発生から6年目となる平成18年10月6日に「鳥取県西部地震展示交流センター」(日野町山村開発センター2階)を設置した。



備えの重要性 再認識

鳥取県西部地震から6年

開催した鳥取県西部地震展示交流センターに展示された写真を見る片山知事(6日、日野町根雨)



「鳥取県西部地震展示交流センター」が6日、立てもろろ拠点になった日野町根雨の町山村開発センター内に開館し、セレモニーが行われた。県西部地震の写真や資料などを展示するとともに、研修や座談会を通して来場者が被災者と被災体験や教訓を共有できる場として活用される。

同センターは県が設置し、日野ボランティアネットワークに運営を委託。開館セレモニーで片山知事は震災直後の様子を振り返り、「貴重な経験を教訓として残すことが

展示交流センター開館

「鳥取県西部地震展示交流センター」が6日、立てもろろ拠点になった日野町根雨の町山村開発センター内に開館し、セレモニーが行われた。県西部地震の写真や資料などを展示するとともに、研修や座談会を通して来場者が被災者と被災体験や教訓を共有できる場として活用される。

「鳥取県西部地震展示交流センター」が6日、立てもろろ拠点になった日野町根雨の町山村開発センター内に開館し、セレモニーが行われた。県西部地震の写真や資料などを展示するとともに、研修や座談会を通して来場者が被災者と被災体験や教訓を共有できる場として活用される。

「教訓」共有できる場に

鳥取県日野町と境港市で震度6強を記録し、全壊家屋三百三十八、半壊千九百三十九など、県西部を中心に大きな被害をもたらした鳥取県西部地震(八日二〇〇〇年の発生から六年が経過した。時間の経過とともに復旧が進み、今では災害のつめ跡を見ることができなくなった。人々から地震の記憶が薄れつつある中で、震災を教訓として防災意識を高めようとする。この日、各地で防災訓練などが行われ、あらためて災害への備えの重要性を再認識した。

揚を町内外に働き掛ける」とともに、地域の皆さんの交流の場にした」と語った。会場には、震災直後の被災地の様子を写した写真や震災を伝える号外などパネル約二百枚と震災関連の書籍約二百冊があり、当時の状況を記録したビデオを見ることができ、片山知事は会場の写真に、「懐かしい」と感慨深げだった。

平成18年(2006年)10月7日 日本海新聞

開館後、展示品を見学する片山知事



激励品

この地震では、全国各地の非常に多くの方々から様々な支援や激励が寄せられた。

鳥取市在住の日本画家・山川賀寿雄氏のご尽力もあり、プロ野球などのスポーツ界等からも、50点を超えるサインや寄せ書きなどの激励品が寄せられ、県西部地域の市町村等で、平成12年12月から平成13年4月にかけて巡回展示が行われた。

(主な激励品 (在籍はいずれも平成12年当時))

- プロ野球
 - 新庄選手、坪井選手 (阪神タイガース)
 - 王監督、井口選手 (福岡ダイエーホークス)
 - 長嶋氏、田淵氏、R・バース氏 (巨人・阪神OB戦) ほか
- サッカー
 - 北澤選手、廣長選手 (ヴェルディ川崎)
 - 柳沢選手、秋田選手、中田(浩二)選手、秋田選手、相馬選手 (鹿島アントラーズ)
 - 下田選手、森保選手、藤本選手 (サンフレッチェ広島) ほか
- プロゴルフ
 - 青木功選手、尾崎将司・建夫・直道選手、中島常幸選手ほか

福岡ダイエーホークス・王監督からの激励サイン



平成19年1月に開催された激励品展 (鳥取県西部地震展示交流センター)



お礼状・感謝状

国内・国外の各方面から人的・物的支援及び義援金などの多種多様な支援に対して、知事のお礼状を送付し、謝意を表明した。

なお、物資支援の申し出を受けたが、需要がなく結果的にお断りした方も含めて幅広く送付した。

(お礼状を送付した方)

- ・義援金、電報、手紙をいただいた方
- ・民間企業等による物資支援や申し出をいただいた方
- ・その他特に多大な支援をいただいた方

お礼状の送付実績

送付時期	国の機関等	地方公共団体関係	各種団体	民間企業等	個人等	国外関係	計
平成12年12月	10	18	74	86	50	24	262
平成13年1月	2		3			4	9
平成13年2月			4	1	1		6
平成13年4月			7	2		1	10
計	12	18	88	89	51	29	287

※ 各部等が個別に送付したお礼状については含まない。
お礼状には、「県政だより（平成13年1月号）」抜粋、「被害と現状写真」等を同封した。

お礼状の一例

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、10月6日に発生しました鳥取県西部地震に際しましては、心温まるご厚情を賜り、ありがとうございます。

今回の地震は、規模がマグニチュード7.3、最大震度6強を記録するなど、阪神・淡路大震災に匹敵するものであったにも関わらず、1人の死者もなかったことが不幸中の幸いでありました。

負傷者106名、全壊家屋366棟、半壊家屋2,265棟をはじめ、道路や港湾の崩壊、工業団地の液状化などあらゆる分野に被害が及んでおり、依然としてその傷跡には大きなものがあります。

しかしながら、皆様からいただいた温かいご支援やご協力を大きな励みとして、県民が力を合わせて頑蔽っております。

去る11月23日には第一号の復興住宅が着工するなど、一歩一歩ではありますが、被災地も着実に復興を遂げております。

また、地震とは直接に関係ない風評による観光客のキャンセルなどへの影響もあり、これらの対策にも取り組んでいるところです。

今「元気いっぱい上鳥取県」をモットーに、県・市町村、さらには多くの県民が、一日も早い復興に向けて、そしてこれまでに以上に活力溢れる鳥取県をめざして懸命に頑張っています。

今後とも、温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。略儀ながら書中をもって心からお礼申し上げます。

平成12年12月
鳥取県知事 片山 善博

感謝状の一例

また、長期にわたる支援など、特に多大な支援をいただいた(社)鳥取県建築士会や自衛隊などに対し、感謝状を贈呈した。

平成十二年十月二十七日
鳥取県知事 片山善博

感謝状

建築士ボランティア
(応急危険度判定士)代表
社団法人鳥取県建築士会
会長 尾崎明 様

平成十二年鳥取県西部地震による災害に際しボランティアとして被災した住宅等の応急危険度判定に迅速に対応し被災者の安全や財産の確保に多大な貢献をされました。よってここに深く感謝の意を表します。

支援施策の概要

県や市町村では、被災者が一日も早く元通りの生活ができるよう、様々な分野にわたる支援施策を実施し、新聞やホームページ等の各メディアで広報を行うとともに、避難所や県・市町村の相談窓口等において各種の相談を受け付ける等、積極的な周知活動を行った。

これらの一環として、支援施策の内容や問い合わせ先をとりまとめたパンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ～県の緊急支援対策～」を2万部作成し、支援施策を有効に活用してもらうための周知に努めた。

※ その他各部局等が実施した支援策や活用できる事業などについては、「平成12年鳥取県西部地震の記録」（平成13年10月発行）を参照

パンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ～県の緊急支援対策～」から転載

鳥取県西部地震で被災された方々へ
～県の緊急支援対策～

元気です。

平成12年10月6日午後1時30分頃、鳥取県西部地域を震源とする「鳥取県西部地震」により、県内の各方面に多くの被害が生じました。県及び市町村では、この地震で大きな被害を受けた方々が、一日も早く生活の再建が行えるようさまざまな支援を実施しています。被災された方々がこれらの支援策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめました。どうぞお気軽にご相談ください。

鳥取県西部地震の被害の概要
(平成12年11月17日現在)

人的被害	
負傷者	97名
住家被害	
全壊	338戸
半壊	1,939戸
一部被害	10,487戸
被害総額	約454億円

問い合わせ・相談窓口等

※ それぞれの手続きには、申請書や添付書類が必要となります。お気軽に調査員の問い合わせ・相談窓口にご相談ください。
※ また、経産の発生上全ての支援策を記載しているわけではございません。記載された施策以外のこともご相談ください。

区 市 町	総合相談窓口		生活・住宅相談窓口	
	窓口名	電話番号	窓口名	電話番号
鳥 取 市	災害復興推進室	0859-23-5630 ～5935	住宅復興窓口	0859-23-5636 ～5637
境 南 市	災害復興推進室	0859-47-1069	防災復興窓口	0859-23-5105
境 南 町	市民生活課	0859-66-3111	生活支援 災害復興推進室	0859-47-1069
倉 吉 町	総務課	0859-64-2211	児童福祉 児童福祉課	0859-47-1051
新 倉 町	災害復興推進室	0859-68-4640	住宅補助 総務課	0859-64-2211
日 高 津 町	総務課	0859-27-0211	防災復興 総務課	*
足 利 町	総務課	0859-56-3111	住宅補助 総務課	*
大山町	総務課	0859-53-3311	生活補助 児童福祉課	0859-39-5055
名 倉 町	総務課	0859-54-5201	生活補助 児童福祉課	0859-54-3111
中山町	総務課	0858-68-6111	生活補助 児童福祉課	*
白 河 町	総務課	0859-82-1111	生活補助 福祉保健課	0859-82-0374
日 野 町	市民生活福祉課	0859-72-0334	生活補助 児童福祉課	*
江 府 町	総務課	0859-75-2211	生活補助 児童福祉課	0859-62-0711
溝 口 町	災害復興推進室	0859-62-0711	生活補助 福祉保健課	*

県 関 係

●生活・福祉・復興関係	0857-26-7144	●森林水産関係	0857-26-7256
福祉保健部福祉保健課	0858-23-3141	農林水産部林業課	0859-31-9641
中部健康福祉センター	0859-31-9315	米子地方森林整備推進課	0859-72-2002
* 日野地域保健福祉部	0859-72-0041	環境水産事務所	0859-42-3167
生活福祉課防災危機管理課	0857-26-7584	●観光関係	
土木部土木課	0857-26-7406	観光部観光課	0857-26-7053
●農工業・サービス関係		西部商船振興課	0859-31-9621
商工労働部経済流通課	0857-26-7249	●教育関係	
西部県民共済工務課	0859-31-9636	総務部総務課(私立学校)	0857-26-7022
		教育委員会生涯学習課	0857-26-7516

ご不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

鳥取市東町1-220 災害復興推進室 0857-26-7844
米子市総町1-160 災害復興推進室西部事務所 0859-31-9797

さらに詳しい内容や不明な点は、裏面に記載の各市町村担当窓口あるいは連絡先欄に記載の県庁各関係課等に直接お尋ねください。

< 1 住宅の建替えや補修 >

項目	事業内容	連絡先
1 住宅復興補助金の交付	被害を受けた住宅の新築・購入・改築・増築、住宅の補修・液状化現象等が生じた住宅の敷地の整地等、石垣・擁壁の補修を行われる方に対して、県と市町村で補助金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> 住宅新築等 (補助対象限度額) 300万円/戸 (補助率) 県2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合には限ります。 住宅補修等 (補助対象限度額) 150万円/戸 (補助率) 50万円以下部分：県1/2 50万円超部分：県1/3 石垣補修 (補助対象限度額) 150万円/宅地 (補助率) 県1/3 ※補助対象範囲と市町村の補助率は、地域の実情に応じて各市町村が定めますので、詳しくは市町村にお尋ねください。	住宅課 0857-26-7408
2 災害復興住宅資金(住宅金融公庫等)の利子補給	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給を行います。	住宅課 0857-26-7399
3 災害復興住宅建設資金(県の上乗せ融資)の貸付及び利子補給	上記2に掲げた住宅金融公庫等の融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せの融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子とします。 (融資限度額) 建設 400万円 (20年償還・据置なし) 補修 200万円 (10年償還・据置なし)	住宅課 0857-26-7399
4 民間賃貸住宅への家賃補助	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助します。 (補助限度額) 3万円/戸・月額	住宅課 0857-26-7411
5 民間借上げ空き家への家賃補助	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助します。 (補助限度額) 3万円/戸・月額	住宅課 0857-26-7411

項目	事業内容	連絡先
6 災害復旧資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次のとおり災害復旧資金をお貸しします。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (貸付限度額) 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けた方 150万円 世帯主が1ヶ月以上の借を負われた方 150万円 (償還期間) 10年以内 (償還期間3年以内) (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※世帯人員により所得制限があります。	福祉保健課 0857-26-7158
7 生活福祉資金の中の災害復旧資金・住宅資金の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯 (身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯) あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要となる資金をお貸しします。 ただし、6の災害復旧資金と重複してお貸しすることはできません。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (資金区分及び限度額) ①災害復旧資金 150万円 ②住宅資金 245万円 ①と②の重複貸付 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※低所得世帯は所得制限があります。	福祉保健課 0857-26-7158 鳥取県 社会福祉協議会 0857-21-2272
8 母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性 (配偶者と離別等した方) が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 (資金区分と限度額) 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居費等住宅資金 26万円 (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※寡婦及び40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。	子育て支援課 0857-26-7150 西部健康福祉センター 0859-31-9311 中部健康福祉センター 0858-23-3126
9 県営住宅の家賃免除	被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間 (平成13年9月まで) 家賃を全額免除します。 この場合、県営住宅の入居資格 (所得要件等) に関係なく入居でき、家賃は免除期間中の徴収を猶予します。 ※ただし、県営住宅の空き家が生じた場合には限りません。	住宅課 0857-26-7411

<3 授業料などの負担の軽減>

項目	概要	内容	連絡先
17 県税の減免	県税について次のような減免措置等が講じられます。 <ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税の減免 被災不動産やそれに替わる不動産に係る減免措置 個人事業税の減免 事業用資産に措置を受けた方や住宅又は茶畑に措置を受けた方に對する減免措置 中西等の直轄の提出期間延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期間延長 徴収金の徴収猶予 全額・半額等の措置を受けた方の徴収猶予 	総務部総務課 0857-26-7022 子育て支援課 0857-26-7150 医療課 0857-26-7189 高等学校課 0857-26-7698 各高等学校	
18 私立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 全額、半額の被害：全額免除 上記以外の被害：半額免除 (対象となる学校) 私立高等学校………岩倉郡総務課 私立保育専門学校………子育て支援課 県立徳島衛生専門学校………総務課 県立看護専門学校……… 県立高等学校………高等学校課、各高等学校	総務部総務課 0857-26-7022 子育て支援課 0857-26-7150 医療課 0857-26-7189 高等学校課 0857-26-7698 各高等学校	
19 奨学金等の返還猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。 (対象資金) 日本育英会奨学金………日本育英会 鳥取県育英奨学金………高等学校課 鳥取県専修学校等奨学金………同和対策課 鳥取県奨学奨励資金………同和対策課 鳥取県奨学奨励資金………同和対策課 介護福祉士等奨学金………福祉保健課 理学療法士及び作業療法士奨学金……… 看護職員奨学金………医療課	日本育英会 0857-26-8328 高等学校課 0857-26-7516 同和対策課 0857-26-7073 同和対策課 0857-26-7534 福祉保健課 0857-26-7141 医療課 0857-26-7189	
20 日本育英会奨学金の緊急採用	実家の被災などにより家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生などについて受け付けます。	日本育英会 0857-26-8328 在学している各学校	
21 専修学校等奨学金等の年度中途申請の受付	災害等に基づく経済的理由により年度中途において修学が困難となったとき、年度中途における奨学金の貸与の申請を受け付けます。 (対象資金) 鳥取県専修学校等奨学金………同和対策課 鳥取県奨学奨励資金………同和対策課	同和対策課 0857-26-7073 同和対策課 0857-26-7534	
22 高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に就学が困難な方に対して、教科書等を支給します。 (1年以内)にり災により住居に半壊以上の被害を受け、その際、教科書等を紛失した場合)	高等学校課 0857-26-7516 各高等学校	

<2 生活再建と心のケア対策>

項目	概要	内容	連絡先
10 被災者生活再建支援金	住宅が全壊した世帯または半壊で住宅が解体となった世帯に對して、生活必需品等の購入のための経費として支援金を支給します。 (支給限度額) 37.5～100万円 ※世帯収入、世帯主の年齢等により支給額が異なります。	防災危機管理課 0857-26-7584	
11 被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で、自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合には、その一部を県費助成します。 (助成額) 1世帯あたり10万円 (特設20万円) ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円 (特設10万円)	長寿社会課 0857-26-7860	
12 生活福祉資金の特例貸付(小口貸付)	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とする世帯に貸付をお貸しします。 (貸付限度額) 10万円 (1世帯1回限り) (利率) 無利子 ※所得制限はありません。	福祉保健課 0857-26-7158 鳥取県 社会福祉協議会 0857-21-2272	
13 母子専修福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母(母子家庭となつて5年未満の方)に生活資金として、次の資金をお貸しします。 (貸付限度額) 月額10.3万円(2年間に限り) ・生活資金 月額10.3万円(2年間に限り) (利率) 6年割(借入期間含む) 無利子	子育て支援課 0857-26-7150 西部健康福祉センター 0859-31-9311 中部健康福祉センター 0858-23-3126	
14 「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。 実施期間 11月10日～平成13年3月31日 相談時間 午前8時30分～午後5時まで 電話番号 0859-31-2220(米子保健所) 0859-72-2220(米子保健所窓口)	健康対策課 0857-26-7769	
15 医師・保健婦による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健婦による健康相談を実施しています。	健康対策課 0857-26-7769	
16 子どもの心の相談窓口の設置	地震により心のケアを必要とする児童に對して、児童相談所の専用電話で心理判定員等が相談に応じています。 専用電話 0859-33-1471 また、災害に起因すると考えられる児童・生徒の心身の状況に對して、臨床心理士などの専門家が電話・訪問により相談を行っています。	子育て支援課 0857-26-7149 小中学校課 0857-26-7512 生涯保健課 0857-26-7528	

< 4 産業の再建 >

項目	事業内容	連絡先
23 震災対策復興工事業復興のための支援対策	被害を受けた企業を支援するための特別資金をお貸しします。 (償付限度額) 5,000万円以内 (特認1億円) 償付総額 2,000万円以内 (特認5千万円) 運転資金 10年 (償還2年) (償還期間) 10年 (償還2年) (未償利率) 保証無0.64%、保証付0.54% (信用保証料) 当初6年間は無利子 当初6年間は0% 0.4% 当初6年間は0%	経営流通課 0857-26-7249 商工団体
24 鳥取県西部地震に係る農工商工利程度融資の償還猶予	被災された企業が融資を受けた場合、融資が行われた日から6年間、未償利率を0%とします。 融資の実行の日から6年間、信用保証料を0%とします。 被災を受けた中小企業が平成12年10月6日以前に農工商融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施します。 (内容) 1年以内の償還猶予及び1年以内の償付期間延長	経営流通課 0857-26-7249 商工団体
25 中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金をお貸しします。 (償付限度額) 一般 5,000万円 組合等 6,000万円 (償還期間) 7年 (償還1年) (担保保証人) 金融機関が定める (未償利率) 保証無2.43% 保証付2.05% (信用保証料) 0.8%	経営流通課 0857-26-7249 商工団体
26 中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金をお貸しします。 (償付限度額) 経費の2/3以内で 5,000万円 特認あり (償還期間) 12年 (償還2年) (担保保証人) 金融機関が定める (未償利率) 保証無2.70% 保証付2.31% (信用保証料) 0.8%	経営流通課 0857-26-7249 市町村 (即小売サービス業のみ)、 商工団体
27 小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に次の融資を行います。 区分 一般 小口 特別 小口 対象者 従業員20名(商業サービス10名以下) 従業員20名(商業サービス5名以下) 償付総額 1,500万円 1,000万円 償還期間 設備7年 (償還1年) 運転5年 (償還6月) 未償利率 1.82% 信用保証料 0.6%	経営流通課 0857-26-7249 市町村、商工団体
28 同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の同和地区中小企業を対象に次の融資を行います。 区分 一般 小口 特別 小口 対象者 従業員20名(商業サービス10名以下) 従業員20名(商業サービス5名以下) 償付総額 1,500万円 1,000万円 償還期間 設備7年 (償還1年) 運転5年 (償還6月) 未償利率 1.82% 信用保証料 0.5%	経営流通課 0857-26-7249 部落解放同盟鳥取県連合会 0857-22-2361 市町村、商工団体

項目	事業内容	連絡先
29 小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入に要する経費をお貸しします。 (償付限度額) 経費の1/2以内で4,000万円 (償還期間) 7年 (償還6月) (担保保証人) 担保業 保証人2名 (未償利率) 0%	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
30 小規模企業者等設備貸与	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (償還6月) リースは3~7年 (担保保証人) 保証人2名 (割賦利率) 2.5% (リース料) 1,394~2,992%	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
31 中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売を行います。 区分 一般 特 別 対象者 経営基盤の強化を図る企業 経営基盤に連つた設備特設企業 従業員21名~80名以下 従業員300名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり 償付総額 6,000万円 8,000万円 償還期間 7年 (償還6月) 保証人 2名 割賦利率 2.5%	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
32 鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り受けた場合に、借入れ後6年間に限り、金利負担と保証料負担をゼロにします。 (未償利率) 0% (信用保証料) 0%	経営指導課 0857-26-7260
33 水産業復興支援緊急対策資金の貸付	被災された漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、被災された加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。 (未償利率) 借入れ後6年間に限り0% 7~10年 0.6% 漁業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金 借入れ後6年間に限り0% (信用保証料) 上記資金については借入れ後10年に限り0% ※無担保保証制度もあります。	水産課 0857-26-7313
34 林業改善資金の貸付(被害森林整備資金)	被災された森林所有者の方に対してお貸しする被害森林の整備に必要な資金について無利子とします。 (償付限度額) 120万円/ha (未償利率) 0% (償付期間) 5年	林務課 0857-26-7264

鳥取県西部地震の被災者の皆さんへ

鳥取県では被災者の皆さんの一日も早い生活の再建と安定に向けて、いろいろな制度や相談窓口を設けています。

貸付金について

被災されたかたの生活や事業（商工関係、農林水産業関係）、住宅などに対するいろいろな貸付制度があります。これらの貸付金に関する相談を次のところで受け付けています。

業務内容：各種貸付金制度の紹介、各貸付金の相談先、申込先の紹介

鳥取県西部地震被災者等貸付金制度相談窓口

- 鳥取県経営流通課内（鳥取市東町1-220鳥取県庁） ☎0857-26-7249
- 鳥取県西部農林局農工商課内（米子市税関1-160鳥取県西部総合事務所） ☎0859-31-9636
- 米子市災害対策相談窓口（米子市加茂町1-1米子市役所） ☎0859-23-3099・3082
- 境港市地震災害総合相談窓口（境港市上道町3003境港市役所） ☎0859-47-1069
- 西伯町商工会内（西伯郡西伯町法勝寺371-1） ☎0859-66-2035
- 日野町商工会内（日野郡日野町榎南341-2） ☎0859-72-0249

県税の減免等について

●減免 被害を受けたかたは、不動産取得税と個人事業税が次のとおり減免されます。

○不動産取得税

要件	減免額される額
災害により失われたり、損かした不動産に代わる不動産（代替不動産）を被災後5年以内に取得した場合	A×B×税率＝減免額 A:代替不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積
取得した不動産が、取得の直後に災害により失われたり、損かした場合	A×B×税率＝減免額 A:被災不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積

注)代替不動産、被災不動産の1㎡価格とは全国的に統一した基準で評価した価格（購入価格や建築工事費とは異なります。）を延床面積で除した価格です。

○個人事業税

要件	事業所得	減免の割合
災害により、事業用資産の損害額がその資産の価格の2分の1以上で、前年中の事業所得が1,000万円以下である場合	500万円以下	全
減免される額：平成11年の事業所得に対する税が次のとおり減免されます。	500万円を超え 750万円以下	2分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1

●県税の申告書等の提出期限の延長

被害を受けたかたの県税の納税者または特別徴収義務者は申請に基づき、申告などに関する書類の提出、納付または納入の期限が延長されます。（災害が終わってから2か月）

●徴収の猶予

県税の納税者または特別徴収義務者がその財産に災害を受け、県に徴収金を一時に納付（納入）することができないと認められるときは、申請にもとづき徴収が猶予されます。

問合せ先 鳥取県西部県税事務所（米子市税関1-160） ☎0859-31-9621
鳥取県庁 税務課（鳥取市東町1-220） ☎0857-26-7053

住宅が全壊した世帯に支援金が支給されます

○支給対象

鳥取県内に居住する住宅が全壊した世帯（半壊で解体となった住宅も含む）

○対象となる経費

・生活に必要な物品の購入費または修理費、移転費（最高70万円）
・世帯の状況に応じた物品（ペーパーベッド、学習机など）の購入費または修理費、交通費、礼金、医療費など（最高30万円）

○支給金額

世帯収入額合計	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢は問いません	100万円	75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円

○申請窓口 市町村役場

○必要な書類 支援金支給申請書、住民票または外国人登録簿記載書類、災証明書（写しでも可）、所得証明書、預金通帳の写しなど

問合せ先

市町村役場

鳥取県庁防災危機管理室 ☎0857-26-7873

高等学校授業料が減免されます

●減免が受けられる場合

鳥取県西部地震により資産が著しく損なわれ、授業料の支払いが困難である場合であると認められるときは高等学校生徒の授業料が減免されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・生徒の属する世帯の所得が一定の基準を上回る場合
- ・日本育英会、その他の奨学金の貸与または給付を受けている場合

●減免の種類

全額免除：家屋が全壊または半壊した場合
半額免除：上記以外の場合（一部破損など）

●必要な書類：減免申請書、災証明書（写しでも可）、所得課税証明書（世帯全員）

申込・問合せ先 各高等学校

県では、このほかにも健康や住宅に関する相談窓口なども設置しています。気軽に利用してください。

被災状況、被災者の皆さんへの支援制度やいろいろなお知らせを県のインターネットホームページ「とりネット」に掲載しています。

URL <http://www1.pref.tottori.jp/>

鳥取県

平成12年（2000年）10月18日 日本海新聞

鳥取県からののお知らせ

「鳥取県西部地震」により被災されたかたへの生活再建支援

鳥取県西部地震により被災されたかたがたに対し、県では、次のような相談窓口を設置しましたので、気軽にご相談ください。

- 生活・福祉・医療関係（災害援護資金、住居の修繕・改築のための資金など）
県庁福祉保健課（☎0857-26-7144）、県庁環境政策課（☎0857-26-7184）
県庁住宅課（☎0857-26-7408）※住宅金融などの貸付手続きは最寄りの金融機関へ
 - 商工業・サービス業関係（中小企業等の運転資金・設備資金など）
県庁経営流通課（☎0857-26-7249）、県西部農林局（☎0859-31-9636）
米子市災害対策相談窓口（☎0859-23-3099）
境港市地震災害総合相談窓口（☎0859-47-1069）
西伯町商工会（☎0859-66-2035）、日野町商工会（☎0859-72-0249）
 - 農林水産業関係（被害農業者、林業者、漁業者等に対する各種貸付金など）
県庁農政課（☎0857-26-7256）、県米子地方農林振興局（☎0859-31-9641）
県日野地方農林振興局（☎0859-72-2002）、
県境港水産事務所（☎0859-42-3167）
 - 県税関係（不動産取得税及び個人事業税の減免など）
県庁税務課（☎0857-26-7053）、県西部県税事務所（☎0859-31-9621）
- ※または、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

お知らせ「2001年版県民手帳」予約受付中!

使いやすいポケットサイズの日記式手帳です。

別冊／資料編（県勢、市町村勢一覧、各公共機関・宿泊施設便覧、観光案内、各市町村の主要年中行事など）、東京都・大阪府地下鉄路線図
価格／500円 発売時期／10月下旬
申込・問合せ先 鳥取県統計協会（県庁統計課内）（☎0857-26-7103）
市町村統計主管課

鳥取県庁への郵便物は〒680-8570 鳥取県庁 ●●●課で届きます。 ●インターネットURL
〒680-8570 鳥取県庁 広報課 【☎0857-26-7021・7754・7755 FAX0857-29-6621】 【とりネット】<http://www1.pref.tottori.jp/>

イベント 林業試験場まつり

日時／10月22日（日）午前10時～午後3時

会場／県林業試験場（河原町稲常）

- 内容／
- 展示：試験研究成果、林業機械 ほか
 - 体験：木工教室、リースづくり、丸太切り ほか
 - 実演：高性能林業機械 ほか
 - 21世紀の森散策
 - なめこ汁サービス（先着500人）
 - その他：郷土芸能、農林水産物の即売

※当日は、無料シャトルバスを運行します。
鳥取駅南口発（9:30、9:50、11:30、12:30）、
鳥取県庁発（9:30、11:30）

問合せ先 県林業試験場（☎0858-85-2511）

お知らせ 里親制度をご存じですか？

10月は里親月間です

里親制度は家庭の事情により、家庭で養育できない児童を、温かい愛情と正しい理解を持った里親の家庭に預けて、その家庭で養育し、児童の健全な育成を図るための制度です。里親の認定は、児童相談所が行った家庭調査をもとに、知事が行います。なお、養子縁組をする「養子里親」についても、気軽にご相談ください。

申込・問合せ先 中央児童相談所（☎0857-23-1031）
倉吉児童相談所（☎0858-23-1141）
米子児童相談所（☎0859-33-1471）



10月21日（土）午前10時15分～10時30分（山陰放送）

- きこパワーの不思議
- 21世紀農業の学習拠点～農業大学校～

平成12年（2000年）10月19日 日本海新聞

鳥取県西部地震で被災された皆さんへ

鳥取県では、被災者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、さまざまな支援を行っています。

■住宅の再建のために

●住宅の改築や石垣などの補修に対し市町村と協力し復興補助金を交付します

区分	対象者	補助限度額	申込期限など
建設 購入	自ら所有し居住されている住宅が被災されたかたで、り災住宅に代わる住宅を新築、購入されたり(り災住宅と同一市町村内に限る)、り災住宅の過半の増改築を行うかた	300万円	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの。
住宅 補修	自ら居住する住宅の所有者で、被災した住宅を補修または既存面積の半分以上の増改築を行うかた(敷地内の給排水・電気ガス工事、液状化などによる整地工事なども含む)	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月31日までに完成するもの。
石垣・擁壁	崩落により、自分の住宅や他人の住宅などに被害を及ぼしたり、道路、水路など地域住民の生活に支障をきたすと認められる石垣や擁壁を修理したり撤去するかた	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月31日までに完成するもの。

※事業の実施について市町村によって、取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。 **問合せ先 各市町村**

●住宅金融公庫などから災害復興住宅融資などを受けられたかたに利子を助成します

対象者	住宅が被災し、新たな家の建設(同一市町村内)及び住宅や石垣、擁壁などの補修に要する資金を、住宅金融公庫や民間金融機関などから受けたかた ※ただし、補修の場合は10万円以上のものが対象となります。
利子助成の対象となる貸付限度額	○建設の場合 2,080万円 ○補修の場合 970万円
助成する利率	融資が行われた日から6年間、最高2.1%の利子を助成します。
申込期限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの
その他	利率率、償還期間などは各資金によって異なります。資金についての詳しいことは、融資を受けられる金融機関などにお問い合わせください。

※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください。 **問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)**

●住宅金融公庫や民間金融機関などから、住宅の建設(同一市町村内)や補修などに要する資金の融資を受けられたかたに対し、上乗せして融資する制度を設けます。この上乗せ融資は、融資が行われてから6年間は利率が0%になります。

区分	建設の場合	補修の場合(10万円以上のもの)
上乗せ融資限度額	400万円	200万円
償還期間	20年以内(据置期間なし)	10年以内(据置期間なし)
利率	年2.1%(融資が行われてから6年間は0%)	
申込期限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの	

※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください。 **問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)**

■住宅を借りられるかたのために

●被災されたかたが、民間賃貸住宅に入居された場合、市町村と協力して家賃を助成します。

助成限度額 1か月当たりの家賃が6万円以上の場合:3万円
1か月当たりの家賃が6万円未満の場合:家賃の2分の1の額
助成期間 契約の日から1年間(ただし、最長平成13年12月31日まで)
※事業の実施について市町村によって取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。 **問合せ先 各市町村**

●被災されたかたが県営住宅に入居された場合は、1年間家賃を全額免除します。

被災されたかたが、県営住宅に入居される場合は、所得要件など入居資格に関係なく入居できます。平成13年9月まで家賃を全額免除し、敷金についても平成13年9月まで徴収を猶予します。
※ただし、当初募集した43戸は既に満室となりましたので、今後、空室が発生した場合に申込を受け付けます。 **問合せ先 県米子土木事務所建築住宅課(☎0859-31-9751)**

■心身の健康のために

●「震災・心の健康ホットライン」を開設しています。

被災地の住民のかたの心身のストレスや精神的不安などに関する相談をお受けする専用電話を設置しています。気軽に相談してください。

設置期間:平成13年3月31日まで
相談時間:午前8時30分～午後5時まで
相談窓口:○西部健康福祉センター(米子保健所) ☎0859-31-2220
○西部健康福祉センター(米子保健所・根雨支所) ☎0859-72-2220

■修繕工事などを契約されるかたへ

●修繕工事などの契約は慎重に

地震発生以降、県消費生活センターに修繕工事などの契約に関する相談が多数寄せられています。契約する前に、もう一度次のことに注意して慎重に契約しましょう。

- ◆工事方法、金額などの説明を十分に受けましょう。高額の場合は複数の業者の見積り进行比较することも必要です。
- ◆契約書は必ず受け取りましょう。
- ◆訪問販売では、契約書を受け取った日から8日以内であれば契約の解除(クーリング・オフ)ができます。解除したいときは、書面で行うなど適切に対応しましょう。

※次の場合はクーリング・オフができない場合もあります。
①墓石・灯ろうの修理など法律の対象外の商品など
②契約の意思を示して業者を訪ねたとき

このほかにも、契約や商品などについて困ったり、疑問に思われることなどがありましたら、気軽にご相談ください **問合せ先 県消費生活センター(☎0859-34-2648)**

鳥取県

平成12年(2000年)12月6日 日本海新聞



復興に取り組む被災地の様子

アンケート調査

地震を体験された多くの県民の方々の地震発生当時の状況や行動、災害への対応策などや、災害対策に様々な分野から取り組んだ防災関係者が震災で得た教訓を、今後の地震防災対策を検討するための基礎資料とするため、アンケート調査を実施し「平成12年鳥取県西部地震震災体験記録」として取りまとめた。

※ この震災体験記録の中から、県民に対するアンケート結果を数点転載する。(回答者数784、単位は%)

アンケートの概要

(1) 調査時点

平成13年3月

(2) 調査対象者

- ・ 県民調査 (14市町村)
1,000名 (回収率78.4%)
- ・ 防災関係者 390名 (回収率65.6%)

(3) 主な調査項目

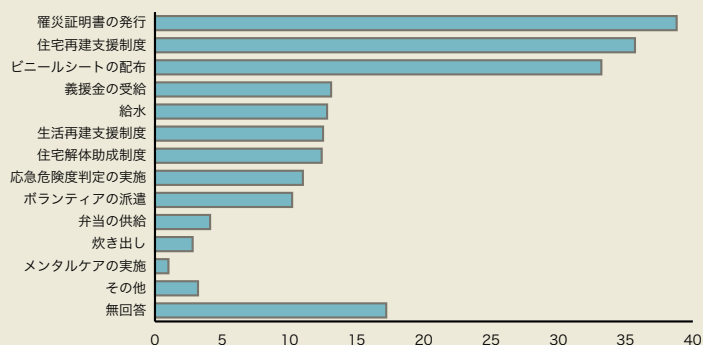
- ・ 地震発生時の状況
- ・ 最初に知りたかった防災情報
- ・ 有効だった災害対策
- ・ とても不満と感じた災害対策
- ・ 県・市町村で早急に強化すべき防災対策 など



アンケート結果が掲載された「平成12年鳥取県西部地震震災体験記録」

◆ 御家族にとって、とても有効であった災害対策は、何ですか。(回答は3つ以内)

「罹災証明書の発行」「住宅再建支援制度」「ビニールシートの配布」が有効だったという回答が多い。

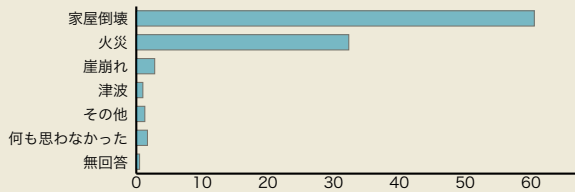


自由記載欄から抜粋

- ・ 家の損壊による補償資金の助成をさせていただいて、本当に助かりました。災害を受け、落ち込んだ気持ちの時に一筋の希望の明かりを見つけた思いでした。
- ・ 県知事、市町村の職員の方々、またボランティアの人々がいち早く一生懸命努力されて被害に遭われた方も心強かったと思います。
- ・ 息子たち、兄姉、親戚、有人等遠方にいる人たちからの連絡を「災害用伝言ダイヤル」「171」ダイヤルで知ったことは、大変嬉しく励まされました。
- ・ 住宅損害に対する補助金は額の大小はともかく、非常に心の支えになった。
- ・ 片山知事の速やかな判断、対応はすばらしいと思う。この事により県民、被災地とも鳥取県は安心して暮らせるという精神的にも救われたような気がします。
- ・ 奥日野温泉がその日から無料で入らせてくださった。涙が出るほどありがたかった。

◆ 地震が発生した時に、最も危険と感じたことは、何ですか。(回答は一つだけ)

ほとんどの人が「家屋倒壊」または「火災」を最も危険と感じている。

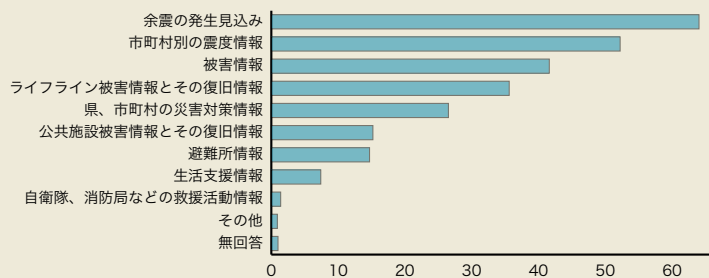


自由記載欄から抜粋

- ・避難場所へ行くまで、家々の建っている所を通り抜けるのに屋根瓦また、窓ガラスの飛び散る危険があった。
- ・隣の近くに原子力発電所があり、一番に異常がないかと不安になった。
- ・私は二階にいましたが階段の側まで行くのがやっとで、柱につかまったら身動きができませんでした。そして家がどちら側に倒れるかそればかり考えていました。
- ・会社事務所の揺れは大変すく事務所が倒壊しないかと一瞬の下に体を入れました。揺れがおさまりすぐ外に出ました。

◆ 地震発生後に、真っ先に知りたかった防災情報とは、何ですか。(回答は3つ以内)

半数以上の人が地震発生後、最初に必要とした情報として、「余震の発生見込み」、「市町村別の震度情報」をあげている。

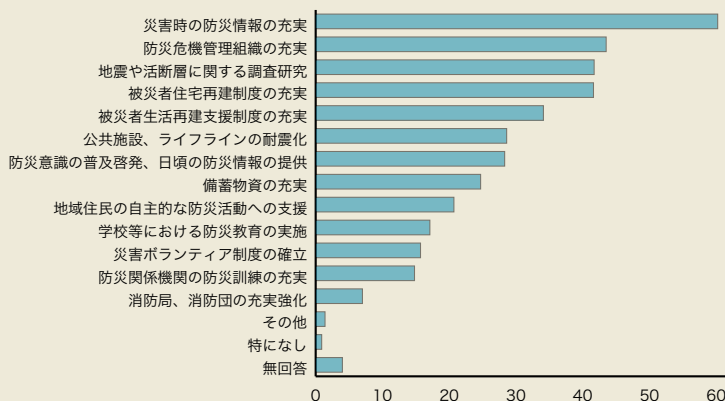


自由記載欄から抜粋

- ・地震発生の見込みをしてもらいたかった。余震の見込みもなかった。
- ・地域の情報提供や確認のルールやルート。
- ・地震や活断層に関する専門的な情報が欲しい。
- ・市町村別の震度情報の詳細を早々に知らせること。余震の発生見込みをもっと詳しく知らせること。(テレビ・ラジオを通じて)

◆ 今回の地震を契機に、県や市町村で早急に防災対策を強化すべきと考えることは、何ですか。(回答は5つ以内)

早急に強化すべき防災対策として、「災害時の防災情報の充実」が最も多く、次いで「防災危機管理組織の充実」「地震や活断層に関する調査研究」「被災者住宅再建制度の充実」「被災者生活再建支援制度の充実」などが続いている。



自由記載欄から抜粋

- ・1部落に1箇所くらい、赤電話を付けてもらいたい。
- ・市町村、広域行政の連携について改めて、地域住民によく分かる救済対策など考え直してほしい。
- ・県や市町村に防災の認識を再度検討してもらって、今の現状でなくもっと充実した防災計画やチェックリストの作成を早期にしてもらいたいと、器材の装備をお願いしたい。
- ・これを教訓に我が家でも対策を講じることはもちろん、地域(町内)でも情報交換や防災組織作りをし、助け合っていける町づくりが必要だと感じました。
- ・突然の災害の時、どこに避難すれば良いか分からないので、緊急の時のために地区の住民の人にどこへ逃げると良いかを指導しておいて欲しいと思いました。
- ・集落と町部との交通手段を早急に確保することが一番大切なことと痛感した。

地震を教訓とした取り組み

この地震では、市町村が現場対応で手一杯となったため十分な報収集ができなかったり、県や市町村で地震を想定した物資備蓄をほとんど行っていなかったため避難者等に対する生活必需品の供給が不十分な事例も発生するなど、多くの課題が見受けられた。これらの教訓を生かし、次のような防災対策に取り組んでいる。

鳥取県被災者生活再建支援制度の創設

この地震で実施した住宅再建支援制度を恒久化し、台風などを含む幅広い自然災害による被災地域の住宅再建を支援するため、県と市町村が共同で積み立てる「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を創設した。被災世帯への支給額は、鳥取県西部地震の基準とほぼ同様とした。

- ・制度創設：平成13年度
- ・対象災害：
風水害や地震・津波などの自然災害等で全壊家屋が全县で10戸以上
- ・支援対象：被災住宅の新築・購入・補修
- ・支援額：新築・購入300万円、補修150万円
- ・支援要件：所得制限なし、年齢制限なし、被災程度条件なし
- ・基金：50億円（目途）、県・市町村が毎年2億円積立（拠出割合：各1/2）

防災センターの整備

県西部地震発生当時、県災害対策本部室と事務局の中心を努める危機管理室が別々のフロアにあったため、災害対策本部の運営が十分円滑ではなかった。

このため、災害対策本部の迅速な立ち上げと円滑な運営を行うため、県庁第二庁舎3階を防災センターとして整備することとし、常設の災害対策本部室の設置や災害対策本部事務局を努める防災危機管理課、消防課の各執務室を同一フロアに配置した。

- ・整備年度：平成15年度（平成16年3月完成）
- ・災害対策本部室：
約20m×約9m、本部員等36席、事務局36席、報道関係者16席
- ・主な設備：
大型プロジェクタ（100インチ×2面）、映像記録機器等



完成直後の県防災センター（県災害対策本部室）

災害時緊急支援チーム

県西部地震の際に、課長級の幹部を含む職員を市町村に派遣し、市町村を支援したことが非常に有効だったことから、大規模かつ重大な災害が発生した場合、県の専門職員によるチームを編成、被災市町村に派遣し、当該市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援することを目的に、「災害時緊急支援チーム」の制度を設けた。

- ・制度創設：平成14年11月
- ・チーム構成：
5名（事務要員2名、土木技師1名、建築技師1名、保健師1名）
※ 職員数は被災状況や市町村の要望等に応じて適宜増減
事務要員は次長、課長級等の幹部職員で編成
- ・派遣期間：発生後概ね1週間程度（状況に応じて延長、交代）
- ・支援内容：
市町村災害対策本部に対する助言や支援
初動対応の技術的支援
県や関係機関との連絡調整 など

職員災害応援隊

大規模災害時には大量の人員が必要となるため、あらかじめ応援出動可能な職員を登録・組織化しておく「鳥取県職員災害応援隊」の制度を設けた。

- ・制度創設：平成15年4月
- ・隊員登録：
希望職員で構成し長期的な目標は550人(平成19年1月1日現在225名)
- ・活動内容：
市町村等が行う災害応急対策への応援活動（作業補助）



平成16年台風第21号で初めて出動し活動する応援隊職員（智頭町）

県と市町村の連携備蓄

防災備蓄として県と市町村の役割分担をあらかじめ定めて連携して備蓄を行う「県と市町村の連携備蓄」の制度を設けた。

備蓄品目については、県西部地震の被災者等のアンケートにより要求の多いものから順に選択した。

- ・制度創設：平成13年度
- ・役割分担：
県・・・共通利用される大型資機材（仮設トイレなど4品目）
市町村・・・個人ごとに必要とされるもの（食料、簡易トイレ、毛布など18品目）



絶望的に見えた被災地も、多くの人たちに支えられ、
徐々に復興へと向かっていった。
そして、いつしか被災地に笑顔が戻ってきた。
この経験をいつまでも忘れることなく、心に留めて...

Chapter 3

震災を振り返って 震災体験談

- 岩下 文広 (県防災監)
- 塚田 勝 (県土木部次長)
- 野々村 憲 (県根雨土木事務所
維持管理課課長補佐)

- 坂本 昭文 (西伯町長)
- 西本 ミネ (溝口町職員)
- 松本 利秋 (日野町企画振興課長)

- 西田 良平 (鳥取大学工学部教授)
- 坂田 善穂 (自衛隊鳥取地方連絡部長)
- 米村 建治 (境港水産振興協会副会長)

- 原田 豊 (県精神保健センター所長)
- 堀江 裕 (日野病院長)
- 国本 英子 (西伯町社会福祉協議会
事務局職員)

- 山下 弘彦 (日野ボランティア・
ネットワーク)

- 唐来 秀夫 (会見小学校教諭)
- 井原 孝 (根雨高校教頭)
- 河平 美美子 (根雨保育所長)

- 坂出 清子 (日野町黒坂)
- 宮脇 光男 (日野町消防団長)
- 吉田 一博 (大沢川暗渠排水路
被害者連絡協議会)

震災を振り返って

震災体験談

被災者、支援者など、様々な立場から復旧復興に携わった方々に、当時の記憶を振り返っていただいた。

寄稿者の職名等は、被災当時のものとしました。

■ 岩下 文広 (県防災監)

1 事前準備がうまくいったこと

平成11年7月に防災監制度がスタートし、準備が開始されたことをまず評価したいと思います。最初は、体制作りと予算要求であります。予算要求は、訓練経費とマニュアル作成経費が主たるものであった。組織要求は消防防災課を消防と防災に分けるものでありました。その他に災害対策室の独立化も要求しました。折衷案となり、通常は会議室使用で災害時は専用であります。これでもまだ良いほうで、当時の防災計画には災害対策本部は講堂となっていたのですから。

平成12年4月からマニュアル作りと訓練が始まりました。マニュアルは手作りです。これが実践に役立った。各部でのそれぞれの対応も始まった中、生活物資調達の協定が鋭意進んで実践に役立った。

次に、防災訓練では、7月31日の図上訓練、実施訓練を米子で開催したことである。米子市、自衛隊、警察、消防、県など一方で図上訓練を行い、もう一方で実施訓練を行うという誠にハードなものでありました。震度想定、地震発生区域想定ともやがて来る西部地震と大きな差はありませんでした。

2 後世に伝えたいこと

災害が発生してもまもなくブルーシート張りを西部消防にお願いしたことがありました。局長は了解、直ちに実施されるものと思っていたら、シート張りを職員が拒否しているとのこと、誰から給料を貰っているのか、被災した市町村ではないか、何を考えているのか、開いた口がふさがらない。そこで自衛隊にお願いしたら直ちにOKである。お陰で消防も動き始めることに、何かおかしい、私の権限外のことなので、これ以上のことは差し控える。

3 その他

発災時や事後の対応についてはいろいろ記録があると思うので、記録にないことを中心に書いてみました。防災監は防災を一心に考えるということで設置された職である長たる者、他の幹部が言ったからといって考え方を変えてはいけません。防災監は、合理性を持って、真剣に鳥取県の危機管理を考えている。かつての鳥取県地域防災計画に示す被害想定は鳥取市を中心に策定されている。誰がこんな馬鹿なものを作ったのか、専門家に聞いたことがある、県職員がそのようにしるのとこのこととされるとおりにし



たとのこと。当時と今は違うからこんなことは起こらないと思うが、気を抜いてはいけません。根拠のない被害想定は作ってはいけません、県民の生命と財産を守る立場にある県がこんな対応をしてはいけません、遠い先のことからと言って手を抜いてはいけません。防災に携わる者は、自分が県民の生命と財産を守る責任があることを忘れてはならない。

地震対策について、職員の意識改革や体制作りについてその琴線に触れる部分を主に記述したところであるが、中でも一番重要な事項について記述しておきたいと思う。

平成11年4月に片山知事が当選し、7月に防災監の設置や、震災対策のための組織を大胆に作ったことである。なぜ、ここで言うかということ、鳥取県西部地震の前後をよく考えていただくことわかるのでありますが、その5年前に起こった兵庫県の阪神・淡路大震災では多くの犠牲者が発生しました。

当時の兵庫県の体制は2人しかいないという状況であった。その教訓を全国自治体が活かして、その後、鳥取県はスタッフを増強し、防災監等も設置していた。こういった準備態勢が整った後に、鳥取県西部地震が発生したのである。

ここで改めて、片山知事の見識に高い評価をするものである。

■ 塚田 勝（県土木部次長）

11日間できた西部地震住宅再建支援制度

地震の翌日10月7日（土）夕方、防災ヘリコプターで被災地から対策本部に戻った知事は、現地の被害状況を本部員に伝え、対策を協議、指示を終えた後、本部に詰めていた当時土木部次長の私に、「独居老人が再び家を建てる気になるような制度を秘密裏に検討するように」（10月7日のメモから）と指示をした。

当時の住宅課、森本課長、藪田課長補佐等と現行制度の情報収集と分析の結果、融資制度や阪神大震災後に成立（平成10年5月）していた被災者生活再建支援法があったが、この法は全壊世帯に最高100万円（家財道具の調達等に要する経費）を支援するもので所得制限等細かい制約があった。もちろん、住宅本体の支援は対象外であった。

鳥取県版住宅再建支援の当初案は、利子補給、県単独かさ上げ融資制度中心とならざるを得なかった。被災地には高齢者世帯が多い。しかし、高齢者には住宅金融公庫ですら融資が難しい実態もあった。融資が受けられなくても、自力で又は県外などの子供の支援を受けて家を再建する高齢者には、200万円（建替え融資を受けた場合の利子補給相当額）を助成する制度を考えた。

災害対策本部で知事に当初案を説明したのは10月11日頃であったと思う。毎日のようにヘリコプターで現地に通い、2週間知事室に帰らず、対策本部で指揮を執っていた知事との協議、決裁は、職員の総てが本部で行っていた。周囲には報道関係のデスク、真に情報公開の場であった。

知事は、当初案を見て ①200万円の住宅助成を300万円に、補修は150万円 ②高齢者のみの世帯を対象にせず再建する場合は総てを対象に ③全壊、半壊の認定にこだわらず総て対象に ④所得制限なし ⑤市町村と協力する制度等を即決した。私はこれを聞きながら、この制度はきっと成功すると強く感じた。過去に見たことがないほど非常にシンプルでわかりやすく、公平で運営しやすいものであったからである。現場主義である知事の決断だった。



さらに、今住んでいる地域で住み続け、地域を支えていただける人に支援する。住宅の石垣修繕も助成対象する等整理を重ねた。また、不確定の災害状況から所要額を約50億円との推計もした。

10月17日（火）、関係省庁への緊急要望を終えて帰ってきた知事は、その夕方「検討中の住宅関係施策（案）」の発表を行った。地震が起きてから11日目のことである。

発表後、被災地域から「県がこんながんばってくれるのだから私たちもがんばらなければ」という声があったと記憶している。早期に発表したことが精神的、経済的に被害者の皆さまの支えになったと思った。平成13年4月現在の被災地からの永久転出者は11世帯18人と記録されている。被災地の生活基盤は今も守られてきている。

今後の自然災害の事態に備えるため、「鳥取県被災者住宅再建支援条例」が平成13年3月成立した。県と市町村が25年間で50億円を基金として積み立てている。これに併せて国に対して被災者生活再建支援法を改正し、住宅本体の助成を対象とするよう強く求めてきたが、全国知事会の中でも賛同を得られず、法改正に至っていない。

福井豪雨災害（平成16年7月）において本県類似の支援制度が実施されていることなどから、本制度の必要性が早く全国に認識されることを期待している。

■ 野々村 憲

(県根雨土木事務所維持管理課課長補佐)

鳥取県西部地震10月6日の初期初動

インドネシアのスマトラ沖地震、ジャワ島地震、国内では新潟県中越地震や台風・記録的な集中豪雨による大規模な自然災害が各地で頻発しております。わが国の自然は春夏秋冬、四季とりどりに彩られ、そして自然は複雑ななかにも微妙なリズムとバランスを保ち、我々の生活を豊かなものしてくれています。

しかし、この自然の変化の源となる強力なエネルギーはそれと対にたびたび、これを壊す働きをすることがあり、長年の間に積み上げてきた、貴重な生活基盤を一瞬に破壊してしまう地震の被害規模は予測も想像もできないものです。

平成12年10月6日午後1時30分、晴れ、日野路は稲刈りの真っ盛り。前兆もなく突然に地震があり、「オオ大きいなあ・いま治まる、もう治まるな、ん・あ強い、ナンダコリヤー」と感じ、椅子より立ち上がった瞬間に、耳をかすめて背面のロッカーが一回転し部屋の中央に、前面のロッカーの上のテレビも月面宙返りし部屋の中央にひっくり返りました。

あの阪神・淡路大震災の光景が頭をよぎる中、横倒しのロッカー、散らばった書類、机を飛び越え庁舎の外に出ると庁舎の外壁にバギバキと音を立てクラックが入り、向かいの民家は屋根がバウンドしながら瓦がバラバラ落下していました。庁舎を飛び出し避難した職員は「大地震だ、とんでもない事が起きた」と信じられない光景とこれから起きる想像を超える被害を思い考え呆然と見ていました。自分自身も落ち着かなくてはと思いながら、これから何をどうすべきなのかとパニック状態になっている時に、地元の車の人が「舟場橋がカタガタだ」と通報され自宅の方に急いで帰られました。

神戸の高架橋の桁転倒のニュース映像写真が眼に浮かぶ中、そんなまさかと思いながら国道に走って出ると、国道は上下線も車は通過していましたが、舟場橋の取付部は段差が生じ、国道は日野川側がクラックが入り、落ち込み、路面はうねり、電柱は傾いていました。間地トンネル側県道より下りてきた車に様子を聞くと、「岩石が多数落ちているが通行はなんとかできる」と、同様に江戸町側国道より来た車は「どの橋も取付部に段差が起きている」と少しの情報でも地震の大きさ、被害の大きさが解りました。すぐ14時に別棟の詰所に本部を設置し、電話2台と移動用防災無線1台で情報収集および現場に出ている職員の状況確認等の連絡を取りましたが、電話の通じ方が非常に悪く、携帯電話も同様で時間ばかり掛かり情報の収集と確認が混乱状態でした。

余震の続くなか、時間経過とともに点検パトロール、関係機関及び地元より情報が入りましたが、情報が重複するとともに断片的な情報で被害規模、緊急、応急措置の要求等の状況判断が困難で整理できない状態が続いていました。県庁と連絡が取れない中、ライフラインの交通確保を全力を上げて最優先するとして職員および地元建設業協会とで交通整理、土のう作り、橋梁取付部の段差直し、陥没箇所への穴埋め、そして崩落土及び岩石の撤去等を全力あげて緊急対応し、17時までに国道181号、国



道183号をなんとか緊急車両の交通可能状態としました。余震の続くなかで危険が大きいと認めながら、そして刻々と状況変化するなかで国道の交通確保に緊急対応作業を実施しました。この数時間は全員が、かつてない未経験の中、献身的に対応作業したことは生涯忘れることのできない貴重な経験であり公共施設建設に携わるものとして、やらなければならない使命感であったと思います。

夜半に保安資材設置とパトロールに出かけ、崩落箇所、大転石の落石箇所を目のあたりにし、被害の甚大・深刻さに改めて驚嘆させられ、一瞬にして築きあげたものが破壊され、時の流れを止める地震が如何に恐ろしいものかと感じさせられました。その後の度々の余震及び大雨による被害の増大に、国道の代替道路確保が必要になり、農道の応急復旧、路面補修等を地元建設業協会の昼夜問わずの協力により確保できたことをはじめ、他事務所より、その日のうちに緊急資材を応援輸送していただいたこと、そして翌日より砂防ボランティア、コンサルタントの橋梁点検、急傾斜地等、斜面の緊急点検に多数の応援いただきましたことは非常に有難く、関係者の支援応援体制も迅速でした。

地震の予測は一般的に困難といわれていますが、百年以上も先であるかもしれないが来年かもしれません。

しかし地震の経験を糧として考えれば、的確な情報収集と的確な伝達及び交通機関途絶時の初動体制の人員確保について、町、地域との協調体制を図る必要があると思います。また行政側は定期的な異動等があり、災害対応のノウハウ等の蓄積が難しいと考えますが、平常時より準備、訓練の実施が重要であると思います。

鳥取県西部地震も発生から6年目を迎えますが、被災者、特に高齢者の方々の心の痛みもまだ薄れていないと思いますが、地域の互いの団結による素早い復興に立ち上がり、以前より益して活気ある日野路を取戻されています。これからの我々は自分の地域は自分で守り、地域の子供、高齢者の安全は地域で守る地域の自主防災に取り組むことが必要と感じています。

■ 坂本 昭文（西伯町長）

鳥取県西部地震に被災して

介護保険制度を一気に広めていこうと、全国から3千人もの参加者を得て「介護保険推進全国サミット」を主催したが、開催中に地震に遭遇し、大会は中止となった。多くの皆さんに迷惑を掛け、今でも申し訳ないと思って過している。

町内各地から続々と寄せられる被害情報や救援要請を受けて、それに対する的確な指示、対応がままならず本部はパニック状態になりつつあったが、県の財政課長が本部に常駐しアドバイスをしてくれて本当に助かった。

また消防団長、議会議長など主だった面々が本部に詰め相談に乗って頂いたが、心強くて確かな対策につながった。家の裏山に亀裂が入っている何軒かに避難の要請を行ったが、言うことを聞いていただけない人があって、最後には押し倒して避難していただいたことは忘れられない。

今でもよかった点として挙げられるのは

1. 災害廃棄物の受け入れを分別して行ったこと。
2. 福祉のまちづくりが奏功して、独居高齢者などの安否確認がスムーズに行われたこと。
3. 県の支援体制が素晴らしかったことと、近隣町村との連携を図って支援策の調整をとったこと。
4. 基金をすべて取り崩し被災者支援の姿勢を明確にした。いざというときに頼りになる職員の存在は、住民にとって頼もしく以後の協働の町づくりの礎となった。



坂本町長（右から3人目）

注意すべきこととして

1. 災害対策専門の人材が行政にも地域にも養成されていなかったこと。
2. 災害に対して行政も住民も準備不足、平素の訓練不足を痛感した。
3. 情報通信について基盤整備と複数の手段を構築しておくなどである。

年の経過とともに被災経験は薄れていくので、防災訓練の実施と弱まっている地域コミュニティを再編強化して、互助機能が働く地域づくりが課題である。

生涯に一度あるかないかの大地震に遭遇したが、全国から支援を受けみんなが協力して繁栄する南部町を作って来たことを誇りにして、油断大敵、用意周到、自立連携を、町づくりの中で確実に後世に伝えていく義務があると考えている。

■ 西本 ミネ（溝口町職員）

鳥取県西部地震を体験して

2000年10月6日午後1時半、鳥取県西部地震がおき、6年目がやってきます。忘れることのできない恐怖の日が再来するにつれ当時の様子が、鮮明に浮かんできます。

地震後6日経った12日に「総合支援センター住宅相談窓口」が立ち上がり、私はその窓口での対応をいたしました。旧溝口町の80%は山間地が占め、被害の大きかった地域はとりわけ過疎が進んでいるところに重なりました。

相談にみえる方は、ほとんどおじいちゃんおばあちゃんで、恐怖と不安を満身にこめ、お相手できる言葉がありませんでした。同病相憐、実相を本音で語り合う間柄になり、耳をすませました。皆さんは、つぶさに今日までの、人生を、暮らし方を、吐露されました。農業一筋に、先祖から受け継いだ田畑、墓を守り、子孫のために「ふるさと」を絶やさぬように「家」を残さねばならぬという、強い使命感がひびいてきました。

住宅再建するにも年金生活では遠く及ばず、なんとか良策はないものかと、わらをもすがる心境で訴えて来られた方も多くありました。具体的な支援策はなく、気持ちを落ち着け、励ますことに心を配るのが精一杯でした。



10月14日、片山知事がみえ、相談窓口の状況を説明しました。高齢の被災者の声をもれなく伝言しなければという焦りが先に立ち、意を尽きたか悔やみました。

それでも現場の状況をよく理解していただき、3日後に、住宅復興補助金制度が公表されました。迅速な対応に驚嘆感涙にむせびました。知事の現場重視の支援策が功を奏し、その後の被災者の生きる大きな支えになったと確信しています。

復興再建住宅で暮らすご夫婦を訪ねました。明るい笑顔で迎えてくれたおじいちゃんは、この制度のおかげで、今の生活が見通せたと、感謝の念をにじませておられたのが強く印象に残っています。

過疎が進む地域で、高齢者の方々がこの苦悩を乗り越え「ふるさと」を守り通そうとされる熱い思いを、多くの方々に伝えていただければと思います。

■ 松本 利秋（日野町企画振興課長）

情報と訓練の大切さを痛感

忘れることの出来ないあの時、平成12年10月6日午後1時30分。私は役場庁舎内から外に出ようとした瞬間でした。ドーンという音と共に大きな揺れがあり、5メートルほど引き返しカウンターにしがみついて難を逃れました。庁舎内は積んであった物が崩れ落ち、白煙が立ち込め騒然となりました。（幸いにも電気と電話には支障がなく、防災行政無線設備も健在でした。）



企画振興課長（情報連絡班長）の職にあったので、真先に2階にある防災行政無線室に駆け込み、緊急通信をアドリブで行いました。「大地震が発生しました。まず、火の始末をしてください。ガスの元栓を締めてください。危険ですので、大きく揺れても外に飛び出さないでください。落ち着いて安全な場所に避難してください。」と繰り返しました。通信中にも何度も大きな揺れに襲われましたが、使命感に燃えて通信を続けました。その間30分程、揺れが少なくなり窓から外を見ると、家々の屋根瓦が落ち、駐車場には役場職員が避難し情報収集を始めている様子。被害の大きさを直感しました。

揺れが治まると情報収集班員は庁舎1階の企画振興課に集合し、活動を開始した。わが班は、正確な情報を一早く収集することであるが、10回線ある電話が住民、報道関係者から安否確認や被害状況の問合せで鳴りっぱなしになり、その対応で何も出来ない状況に。そうこうしているうちに消防団等から断片的に情報が入ってくるが錯綜し、住民の安否情報など日野町全体の被害状況をつかむのに苦労しました。そこで、情報は整理しないまま大きな黒板に書き上げていきました。（このような状況が2～3日続きました。）

防災行政無線（全世帯・避難所、屋外4）で、地震発生から避難情報を始め、自治会長への住民の安否確認の依頼、道路の通行止め、給水、火の用心など随時通信を続けました。節目には町長が自らお見舞いや激励、また復興補助金の説明などを。通信の多い日には27回、10月末には320回を数えました。また5日後には全自治会長宅並びに避難所（12箇所）に電話・ファクシミリを設置し、情報収集の強化と情報の共有化を図りました。

初動活動の反省と今後へ

では、地震の初動活動を中心に振り返って見たいと思います。何と言っても大地震であるにもかかわらず死亡者、火災が発生しなかったことが不幸中の幸いであったと思います。それと、片山鳥取県知事さん自ら先頭に立たれ、県のすばやい対応とご指導があってこそスムーズな初動活動が出来たと感謝しております。

そのうち緊急時の防災無線や写真撮影などは、自然体で行うことが出来ました。大災害になれば記録写真を取られないケースが多々あるので、部員（広報担当者）に指示して出来る限り写真を取ってもらい「広報ひの」やポスターで紹介。これらが評価され、全国広報コンクールで特選に輝き、内閣総理大臣表彰も受けることが出来ました。写真は貴重な資料となり、記録の大切さを痛感した次第です。

反面初動体制として、電話の対応に追われ情報の収集が出来なかったことや、情報収集が系統だて行われず、整理が不十分であったこと。また災害時の初動マニュアルが不備だったことなどが挙げられ、反省しなければなりません。

災害はいつ発生するかわかりません。この震災を教訓として生かし、役場の危機管理体制を確立し、住民上げて防災訓練を実施するなど防災意識の高揚を図ることが一番です。収集した情報はパソコンで管理し、全職員並びに関係者が共有すると共にインターネットの活用が大事であると感じました。

大災害に直面して、とっさに平常心で仕事が出来たのは体験したことのみで、いかに日頃の訓練が初動活動に大切であるかを実感しました。すべてに「備えあれば憂いなし」という言葉通りです。これからも住民の生命と財産を守るために頑張りたいと思います。

最後に、全国の皆様から激励やお見舞い、また多くのボランティアとして駆けつけて頂いたことが元氣と復興への支えとなり、嬉しく感謝申し上げます。

■ 西田 良平（鳥取大学工学部教授）

2000年鳥取県西部地震の時 私は

私は山陰地域の地震のホームドクターとして、地震を研究し、地震災害を少しでも軽減できればと考えています。2000年鳥取県西部地震の体験は私の研究生活で大きな出来事の一つです。鳥取県民の地震災害への関心、鳥取県の地震対策、山陰地域の地震活動の特徴など多くの事が私の中で重なり合っています。

地震の11年前、1989年10月27日、日野郡日野町に中地震(M=5.3)が発生、翌1990年に西伯町で中地震(M=5.3)、1991年には鳥根県安来市で、1997年に再び西伯町でM=5.6の地震が発生し、西伯郡、日野郡、境港市などで小被害が出る地震が断続的に発生し、2000年鳥取県西部地震へと地震活動が続きました。私は一連の地震活動を観測研究し、鳥取県西部の地震発生の癖などある程度把握することが出来ました。

平成12年5月に、鳥取県岩下防災監から、鳥取県西部での震災訓練の相談を受け、米子市で実施することの重要性を話し、その図上訓練が7月末に実施され、災害対策の矛盾点や不備な点が明白になり、鳥取県がその手直しをしました。

10月6日午後1時30分、私は大学の研究室で震度4の揺れを感じ、私は揺れの状況、継続時間などから、やや遠い大地震で被害が発生していることを予想しました。次に地震が発生する可能性のある地域として、「鳥根県東部の地震空白域」と「兵庫県南西部の山崎断層周辺」の2カ所を、以前から講演会で挙げていました。実際には、鳥取県西部地震(M=7.3)は活発な地震活動が継続している鳥取県西部の山間地域の地下が震源でした。

私は、当日午後4時ごろから鳥取県庁の災害対策本部に入り、知事をはじめとする災害対策本部に席を連ねました。被害情報が入り、対応策が議論され、即決で、次々と被害対策の指令がここから発信されて行く状況を体験することができました。



余震活動が継続する中で、地震情報も次々と入ってきて、今後予想される余震のマグニチュード、震度、被害が及ぶ範囲などが問われた。地震学を研究して得た専門知識と、前駆的地震活動を観測することで得た鳥取県西部地域の状況把握などから、余震活動の推移、最大余震の発生予測など、被害対策に活用される話をする事が出来ました。

鳥取県西部地震は秋日午後1時30分で激震域が山間部という、被害発生の可能性が少ない場所・時間でした。けれども、日野町では住居の倒壊が多く、地震後すぐに被災地を訪れた時、被災者の方から掛けられた言葉を今も忘れることが出来ません。

「先生は地震の先生ですね。私の家はこのように潰れました。けれどもこのような被害が出ないように研究をしてください」

私は非難されることを覚悟していたのですが、この言葉により鳥取県民に対して地震学者の責任を痛感したことを昨日のように思い出します。

■ 坂田 善穂（自衛隊鳥取地方連絡部長）

鳥取県西部地震体験談

秋晴れの穏やかな午後の昼下がりー

平成12年10月6日13時30分頃、病院のベットが大きく揺れた。かなり激しく長く揺れを感じ、ベットの下に入りかけた。テレビのニュースで「マグニチュード7.3ー震度6強ー震源地米子南地区付近」と。鳥取とは120km以上離れているのにー

3ヶ月前に米子で防災訓練があり、想定上のマグニチュードと震度は、今回の地震とほぼ同じであった。また、損害は死者約300～500名であったことを思い出した。私の部下の服部副部長以下ほぼ全員が、自衛隊米子駐屯地で陸曹候補士の採用試験をやっていた。相当の損害を覚悟した。携帯電話で連絡しても通じない。本当に困った。何も出来ないで時間は無情に過ぎていく。何をなすべきかを自問自答した。

『そうだ県庁に行き、防災監と災害派遣について調整しなければならぬ。米子自衛隊の連絡幹部が来るまで、概ね3時間はかかるであろう。』病院長の所へ県庁に行く許可をもらいに行った。手術3日後であり、なかなか許可が下りなかった。何とか説得して許可をもらい、病院の外に出てタクシーに腹ばいで乗り、揺れないようにゆっくり行ってもらった。途中、地方連絡部本部に行ったが、地震のためエレベーターが止まっていた。とても6階まで登っていけないので、掃除のおばさんに6階まで連絡に行ってもらった。因幡人の温かい心に感謝した。総務課長に行き先を告げて、地図と携帯電話を持った人員を速やかに県庁に派遣するよう指示して、引き続きタクシーに乗った。

県庁の階段を痛みをこらえながら登り、対策本部の中に入ると、もう既に知事をはじめ防災監、各部長等の職員が展開し、指揮所活動を行っていた。マスコミの記者もたくさん詰めかけていた。速いと思うと同時に、ジャージとスリッパで県の対策本部の部屋に入った自分が、いかに場違いな服装をしているのか恥ずかしくなった。

知事に報告したら『座ってください。』と3回言われたが、痛くて座れなかった。不審に思った知事が『何かあったのですか?』と耳元で聞かれたので病名を告げた。『誰か毛布と座布団を持ってきなさい。』と知事が言われた。知事のお心遣いと冷静な思考に「さすが」と思った。毛布の上に横になり、地図と携帯電話を握り、状況を確認する態勢をとった。また追及してきた山本曹長に、携帯電話係を担当してもらった。

県消防ヘリからの映像が送られてきていた。道路と鉄道にかなり大きな石が転が落ちていた。境港の出雲大社教会の崩落、米子市内から煙が上がっている等の情報もたらされていた。『ああ、現実に被害が出ている。図上演習とほぼ同じ規模の地震であり、相当の損害が出るであろう。』と思った。一刻も速く自衛隊の災害派遣を要請してもらおうと思い、防災監に言ったら、『直接知事に言ってください。』と言われた。知事にその旨をつげたら、『損害の状況が分からないので、何をやってもらえますか?』と言われたので、『まず被害状況を解明するため、偵察をやってもらいましょう。』と答えた。知事は数秒考えておられたが、『災害派遣を要請しなさい。』と防災監に言われた。その時、地震が起きてから55分後であった。



坂田鳥取地方連絡部長（写真右）と片山知事

その後10分ぐらいして、森総理大臣から知事に電話があったことを聞くことが出来た。《国としてやるべきことをやるから言ってください。ところで自衛隊への要請はやりましたか?》知事が先ほど要請したことを告げると、森総理大臣は、自衛隊への要請が迅速であったことに驚かれていた。

じ後、米子自衛隊から連絡幹部が来るまでの2時間半の行動を記載する。

- 米子自衛隊の出動可能状況を確認する。佐藤連隊長以下主力は、富士演習場で演習中（残留人員約250名）であり、副連隊長の奥村2佐に災害派遣の状況説明と速やかな帰隊をお願いする。また、直ちに偵察活動により、被害状況の解明をお願いした。知事に厳しい状況を報告する。小野寺旅団長と連隊長は、大型ヘリで迅速に帰隊することを確認した。
- 境港の安宅美保基地司令に状況を確認する。滑走路が大きくひび割れ、回復には相当期間（最悪の場合、約1ヶ月）がかかる事、及び境港地区の一部に液化化現象が出ていることを確認した。知事に直接携帯電話を渡し、美保基地司令と話してもらった。
- 鳥取大学の西田教授の余震についての記者発表を受け、中部方面総監部の二戸防衛部長と現在の被害状況、県対策本部の状況及び余震の予測等について話す。それにより、避難する人の増加に伴う給水、給食及び野外浴場の、方面としての処置をお願いする。
- 鳥取地方連絡部の部員と受験学生等が、全員無事であることを確認した。米子自衛隊から連絡幹部の岸元1尉が来たので状況を申し送り、方面総監部に交代の旨を報告するとともに、知事に交代することを告げ、病院に帰った。手術の痛みもかなりあり、お尻の付近は血でべっとりとしていた。病院に帰り手当をし、夕食後テレビのニュースで、かなりの損害が出ているが、死者が《0名》で有ることを聞き、救われた気がした。また、対策本部の知事と防災監の前でジャージで毛布の上に横になっている自分を見て、看護婦さんも笑っていた。

私見であるが、鳥取県西部地震の対応が迅速であったのは、下記のとおりである。

- 県庁の対策本部の立ち上がりが速く、知事を中心に有機的に活動していた。
- 県庁、米子市と自衛隊、警察及び消防との図上演習（実動訓練を含む）を3ヶ月前に米子で実施していた。またその訓練は实际的であった。
- 日頃から県と自衛隊とは良好な関係にあった。特に防災監等との関係は、極めて良好であった。

■ 米村 健治（境港水産振興協会副会長）

地震体験談

地震、雷、火事、親父の言葉がある。この順序は、予知予告の有無、被害の大きさ、怖さの順ではないかと思われる。

東京生活18年の私は、小さな地震には幾たびか遭遇し、若干の恐怖も経験したがまさか、天災の少ない境港で大地震を体験するとは夢想だにできなかった。

境港水産業最大のイベントである境港水産まつりが近づき、その準備に追われ、遅く弁当箱を開けたのが12時半過ぎであったと記憶する。食事が終わり、仕事に執りかかろうとした矢先であった。グラッときたと同時に机から1メートルほど先にあった衝立が大きく揺れだした。上半分がガラスであったので壊れることを心配した私は、とっさにそこまで行こうとしたが震動と恐怖心が重なり動けないのである。残念にも衝立は倒れ、ガラスは粉々になった。今、その記念すべき衝立はガラス部分が修理され、目的を立派に果たしている。ほぼ、準備を終えた境港水産まつりは中止となった。

地震当日は、情報交換等に忙殺され、翌日市場の現状を目の当たりにし驚いた。鮮魚を扱う上屋は破損、岸壁は湾曲、側溝等あらゆる箇所が亀裂、これはただごとではないと思うと同時に、冷凍・冷蔵庫等水産加工施設の損壊に思いが及び悩みがふくらんだ。その思いは現実となった。時間の経過とともに、道路等インフラを含め被害は拡大していった。



農林水産大臣の被害観察の来境を機会に「産地鮮魚流通の基本である水揚岸壁の早期復旧と市場機能の完全回復」他2項目を取り纏め緊急要望した。

企業経営の複雑さを痛感したのは、この要望内容を取り纏める時であった。ある経営者は被害の現実に涙したと側聞し、苦悩の深さを思い知らされたのであるが、同時に取引先や競合他社のこと、消費者イメージ等対外的マイナス要因を恐れ、被害を過少評価し発表、ために取り急ぎ応急措置をほどこし、風評被害防止に死力を尽くしたのである。余人は知らずの部分である。

埋立地に形成された県営魚市場、そこから各水産加工工場へのアクセス道路を含めた液状化被害は極めて深刻なもので、正常化への道は遠く時間がかかると憂慮されたが「リーダーの評価は異常時にあり」との言葉どおり、被災者への思いやりとすぐれた決断が人心の動揺混乱を最小にし、今日地震の爪痕を探すのが難しいほど、その後粛々と復興が進捗したこと申すまでもない。

■ 原田 豊（県精神保健センター所長）

地震発生当初、県外に居た私は、列車の遅れもあり、同日夜ようやく鳥取市に到着、すでに協議を行っていた精神保健福祉センタースタッフと合流し、現地におもむきました。地震発生当初より、市町村・保健所の保健師の連携もあり、すでに高齢者や障害者を中心として訪問活動が行われ、私はこれらの情報を受けながら、翌日、保健所の公用車をお借りして大半の避難所を回りました。

地元の避難所では、住民同士が協力しあいながら片づけに終わり、天気が安定していたこともあり子ども同士が元気に遊んでいました。一部の地域を除いてライフラインが保たれていたこと、精神科医療機関に大きな被害が無かったことは幸いでした（仮に、医療機関に大きな問題が出ていた場合には、医療機関同士の調整や外部からの医療ボランティアの受け入れの調整など、中心となる業務が変わっていきます）。

また、地震翌日から三連休であったことは、多くの家族が仕事を離れ一緒に片づけに専念でき、一緒に時間を過ごすことができ、これが子どもの精神保健に関して大きな安心感を与えてくれました。子どもの中の一部には、不眠や不安、抑うつが訴えが見られましたが、これらの子どもは、地震発生時学校を休んでいて一人で地震に遭遇した、地震発生後何らかの理由（親の仕事、一時的に県外に預けられた等）で親と接する時間が少なかったなどの



影響によるものですが、これは一時的な所見で徐々に落ちついていきました。

被災者達の精神保健の安定にもっとも効果のあったものの一つが住宅支援です。早期に、住宅復興支援の政策を県が打ち出したことにより、多くの住民に安心感を与え、また、自治体職員も同じ方向性を持って動くことができたことは、職員の精神保健を守ることに有意義でした。

この地震では多くのことを学びましたが、好条件も重なった部分もあり、必ずしも今後起きうる災害のモデルになるとは限りません。いろいろな状況を想定しながら、今後の施策を検討していく必要があると思います。

<参考>精神保健福祉 in 鳥取覚え書 <1>2000年鳥取県西部地震～保健相談活動とメンタルヘルス～、鳥取県立精神保健福祉センター 原田 豊

■ 堀江 裕（日野病院長）

鳥取県西部地震の日野病院役者連

平成12年10月6日午後1時30分、伯備線高梁を過ぎたあたりのトンネルの中で『特急やくも』が急停車しました。列車はそりそりと備中神代まで進み、そのあと後退して岡山へ午後8時に帰り着きました。様子の判らぬ私は、夜中の8時にやっと病院と連絡がつき、事務の高橋雅恵さんが『院長先生、大変なことになっていますよ。早く帰ってください』という言葉で、事態の深刻さを悟りました。岡山駅まで向かえにきてもらい、7日の午前1時ごろ病院からの車で日野へ帰りました。迎えにきてくれたのは、事務の頭本保人、運転手の松本正弘さんの二人です。院長が、あまり深刻な顔をしていなかったのが、二人とも一安心と思ったそうです。

早速避難している住民の皆さんを体育館に見舞いました。留守中、陣頭指揮をとってもらった岡野一広副院長の判断は的確で、重症者は日南病院医員へ送ってもらっていました。患者を生命の危機状態で分けることをトリアージというそうですが、とりあえず、中等症から軽症の患者さんのみ避難所に残った状態で私は病院へ帰りました。

夜中の2時からの会議の議題は、今後の病院の体制をどうするかでした。修理して旧病院を使う案と、病院は完全に閉鎖し空にして新病院へ移る案が出ており、議論はカンカンガクガクでした。私は後の案に賛成しました。新病院がすでに川向こうに建てていたからです。結局12月末の移転開院を2ヶ月早めるという目標に向けて、全職員一丸となって乗り切ることが出来ました。

震災後6年経ってから思うことですが、震災の真っ只中に身をおかなかったのが、むしろ冷静に震災の対処が出来たのではないかと考えています。私の頭の中にはまったく病院を閉鎖するという考えはありませんでした。閉鎖を主張した、五代和紀内科部長の提言に頭が下がる思いです。

震災のあと4日間の休みがありましたが、その休みが非常に有難いものになりました。頭を冷やす期間とでもいうのでしょうか。コンサルタントとして、かねてから指導してもらっていた谷田一久国際広島大学助教授に相談に加わってもらい、看護体制を三分して外来、避難所、引越しに分けました。隣町の日南病院へも毎日4人を送りました。重症患者10名を送っていたからです。

日南病院へ勤務する看護師さんは泣き言をいっていたそうですが、『あなたがた何いっちゃんかね』と枝原瑞江看護師長が弱気になる看護師さんを叱咤激励した姿が忘れられません。患者さんをすべて病院から送り出したあと、『院長先生、看護師の仕事をつくってくださいよ。仕事がないと職員が遊んでしまいますからねー』と院長をおどかしたのも枝原婦長でした。移転新築を予定していた川上和彦事務長は地震対策事務長とよばれましたが、持ち前の明るい性格は震災を乗り切る原動力になりました。



改めて思うのは、いろいろの役割分担で多くの職員に火事場の馬鹿力を出して活躍してもらったということです。自分がいろいろ思いついたと思っていましたが、院長自身のアイデアは振り返ると結局何もありませんでした。震災翌日、避難所めぐりをしたあと、川上事務長に連絡し出なかったため、『大將はじっと机にすわって陣頭指揮を執ってください』と叱られたことが懐かしい思い出です。遠藤隆則事務主査、中川正春次長、入江康之総務課長の3人は、食事の世話から引越しの段取りの全てをやってもらい、感謝の気持ちで一杯です。

—震災、その時わたしは—と題して「地域病院のめざす坂の上の雲」という本を作成しました。震災一周年にめがけて二千部発行しましたが、体験談を対談などで読みやすかつもりですので、見ていただきたいと思います。

■ 国本 英子

(西伯町社会福祉協議会事務局職員)

鳥取県西部地震の体験について

平成12年10月6日、当時の西伯町社会福祉協議会として震災後にまず行ったことは、民生児童委員・地域福祉委員・愛の輪協力員といった地域のボランティアに協力いただき、一人暮らしの高齢者、要介護高齢者、障害者など要援護者の避難誘導・安否確認だった。

社協のディサービスセンターでは、専門の看護・介護職員によるケア付の特別避難所として、介護保険サービス業務を休止し、避難の必要がある要援護者を社協の車で搬送。24時間ケアしながらの監視体制を3交代で回し、実避難者96名、延べ572名の対応を行った。この時、まず身体状況の確認、次に家屋の被災状況、更に内部の生活環境の確認といっぺんに十分な確認をせず、何度も同じ家に何人もが訪問するというような状況もあり、要援護者の安否確認が非効率であった。

さらに社協では一人暮らし高齢者の把握はできていたが、高齢者夫婦世帯や介護保険サービス利用者以外の要援護世帯の把握は十分でなく、通常より災害時の要援護者情報をどう共有してどう対応するかが課題として残った。自治会や自主防災組織で各世帯の状況把握を日頃からしておき、地域住民による安否確認・避難誘導がスムーズに行えるシステムを作っておく必要があると思った。また、当時は、地元の人との連絡も電話に頼るしかなく、電話が繋がらなかつたりして連絡にとまどった。

震災後に町内でたくさん自主防災組織が立ち上がったが、日頃から防災意識を高め、防災訓練等を実施するなど、いざという時に機能することが大事であり、情報の伝達をスムーズにするため、双方向からの情報のやりとりができるような情報伝達体制の整備が求められると思った。



もう一つ社協として対応したことに、災害ボランティアセンターの運営がある。震災後しばらくは特別避難所の運営で手一杯だったので、県社協の支援により、災害対策本部の一部として災害ボランティアセンターが立ち上がった。災害対策本部で活動に必要な資材などを確保してもらい、公設民営方式のやり方で、行政と連携を取りながらボランティアの活動調整を行い、特別避難所を閉所した後に町の社協が運営を引き継いだ。刻々と変化するニーズに対して何が 필요한のか、どんなボランティアが必要なのか情報収集し、発信し、情報提供と共有を行わないと無駄が多くなったり、的確な支援に結びつかない。ボランティアの理解を深めるためにも、災害ボランティアセンターは、被災者の生活課題を的確に把握することが最も重要である。

ボランティア、行政、機関、団体の日頃からのネットワークが大切で、自分で自分を守る自助を基本に、普段の生活の中で隣近所の助け合い・支え合いの精神を醸成し、日頃から住民の手で、お互い助け合う地域づくりをしていくことが大切であると痛感した。

■ 山下 弘彦 (日野ボランティア・ネットワーク)

被災体験を生かすということ～6年を経て考えること～

「初めての経験でどう対応していいかわからなかった」。被災後の日野町、そして他の被災地で繰り返し耳にした言葉だ。これは経験した者が伝えなければ、いつも被災地は初めての災害対応に戸惑い、混乱するということを意味する。

関西から日野町の支援に来てくれた人たちは、阪神大震災の経験を踏まえ、復興には長い時間がかかること、特に高齢化が進んだ中山間地の被害であるだけに、高齢者を中心に長期的な支援が必要だということを伝えてくれた。

日野町内外からメンバーが集まった私たち日野ボランティア・ネットワークでは、経験に基づくこうした助言を生かしながら、結果として2本柱で活動を続けてきた。

(1) 復興から地域福祉的な活動へと移行しつつ、被災後の日野町で地域活動

被災者の声に耳を傾け活動するうちに、被災以前から高齢者の暮らしを支える地域力が弱まっていたことを実感。高齢者だけで暮らす方の訪問を続けて5年になる。日ごろから接点を作ってコミュニケーションを密にすることで、地域の状況がわかり災害対応にもつながることを、豪雪災害等の対応で再確認した。

町外からの力も借りながら、子ども・若者や住民グループなど地域資源を生かして活性化し、地域ぐるみで互いに支え合う地域こそが、日常に暮らしやすく、非常時にも安心であるということ、活動を続けて感じている。



(2) 日野町での災害対応経験を生かすため、他被災地への支援活動

中山間地、過疎高齢化が進んだ地域を中心として被災地の支援活動を重ねるうちに、体験してきた考え方や対応を、被災規模や地域状況に応じて生かす重要性を強く感じてきた。

日野のように、被災後に復興から地域活動につなげて長期に継続している例は少なく、また被災地支援・ボランティア活動に関する知見そのものが全国的にもまだ浅い。全国規模でつながりをつくり支え合う一端を担うことは、重要な役割と考えている。

鳥取県西部地震から6年を迎える。

被災体験はただ過去のものとして伝えるだけでは不足がある。他被災地での経験なども含めた学びを積み重ねて、防災力を高め減災につながる取組み、そして日ごろの暮らしに生かしていくことこそが大切であると考えている。

■ 唐来 秀夫（会見小学校教諭）

鳥取県西部地震は、昼の休憩時間中に起こりました。平成12年10月6日の学校日誌には、「13:31 地震発生」と記録してあります。

グラツとした時、立ってはいられないほどの大きな揺れでした。大プールの水が大波をつくり、半分以上もプールサイドに流れ出しました。体育館のガラスに亀裂が入り、大きなガラスが真下に落下し、床で砕け、飛び散りました。

一番逃げ遅れたのは、3階の音楽室で音楽祭に出る練習をしていた子ども達でした。床がカーペットなので上靴を脱いでいました。逃げようとしても上靴は乱れていて、靴の中には割れたガラスの破片が入っていました。「誰の靴でもいいからガラスを出して逃げるように」と言われても、子ども達はパニック状態でもあり、必死で自分の靴を探そうとして時間がかかってしまいました。

また、地震により放送が使えなくなったことも、避難を遅らせました。校舎内に居た子ども達は、とっさに教室の机の下などにもぐり込みましたが、いつまで経っても放送がないので、一人一人が自分の判断で避難するしかありませんでした。

職員も、子ども達の人数を把握する者、校舎内に残っている子を捜しに行く者、職員室にラジオを取りに行く者と、分担し合いました。幸運にも数人が小さなケガをした程度で、全員が無事避難することができました。もし、一人でも重傷者や死者が出ていたらと思うとゾッとしました。そして、職員は一同に、日ごろの避難訓練の大切さを切実に実感しました。ただ、これまでの避難訓練はこの時点で終わり、この後にどう対応していいか誰も考えたことはありませんでした。とにかく家に帰しても同じ状態だろうから、町教委に連絡し、運動場で保護者が迎えに来るまで待つことにしました。



特に被害が大きかったのは、前校舎でした。壁や柱は、鉄骨が見えるほどコンクリートが剥がれ落ち、一部は校舎の中から外が見える程でした。前校舎と体育館は使用禁止になりましたが、幸いに後校舎は無事で8学級の教室は確保できました。子ども達がまた同じ学校でみんな一緒に生活できることは、何より嬉しいことでした。しかし、保健室も職員室も確保できず、渡り廊下に机を並べての再スタートとなりました。晴れていても遊び場が少ないのに、晩秋の雨や冬の雪の日には狭い後校舎の中だけで生活しなければなりません。

有難いことに地震直後から、復興に際して多くの方に献身的なご助力をいただきました。また、県内外からも驚くほどたくさんのお励ましの手紙や支援金が寄せられました。そして、平成14年1月に新しい校舎が完成しました。

地震から6年が経ちました。今、会見小学校の子ども達は、日々落ち着いた学校生活を過ごしています。今年度4月には、読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を賜る嬉しいこともありました。

■ 井原 孝（根雨高校教頭）

鳥取県西部地震を体験して

鳥取県西部地震からすでに6年になる。当時私は県立根雨高校に勤務しており、この日は強歩遠足実施中であった。午前9時10分、2・3年生163名は行程23キロのコースに向け出発した。午前11時過ぎ、車で遠足パトロールに出かける。12時ごろ、折り返し地点の明智峠では、30名ほどの生徒が楽しそうに弁当をひらき休息していることを確認し、コースを回って学校に帰る。

教務室の机に座ってまもない午後1時30分、突然大きな揺れが始まった。背後の書類ロッカーが倒れそうに支える。このまま潰されるのではないかと一瞬感じる。窓の外を囲む工事用の足場が倒壊するのではと心配する。

かなり長い揺れだった。教務室にはほかに職員1名がいたが、声もなく呆然。揺れがおさまった際に一緒に廊下に出る。壁の黒板ははずれて落下。ロッカーは扉が開いて中ものが散乱。余震が襲ってくるので足元に注意し、一階に降り玄関から外へ避難する。事務室にいた職員3名も無事外に避難。すでに遠足からゴールして校舎内にいた生徒30名ほどを、放送でグラウンドに避難させる。手分けして校舎内を巡回し生徒をグラウンドへ誘導する。

5分おきぐらいに震度3～4程度の余震があり、そのたびに事務室から外へ飛び出す。電話機は受話器がはずれ、ピーピーと鳴りっぱなし。おそるおそる校舎内を見回る。教務室など机の引き出しは開き、机上のものは落下散乱し足の踏み場もない。3階の化学準備室は薬品がこぼれて異様な臭い。図書室は入り口から書架の本が抜け落ち散乱。

各部屋の受話器をかけなおして事務室に帰ってみると、電話機は復旧し、外線が次々とかかってくる。生徒や教職員の家族からの安否確認。県教委からは状況確認と報告指示。メモをとり黒板に貼る。こちらからの電話はつながりにくく、公衆電話とファックスでなんとか対応する。校長は朝から高校野球秋季大会で倉吉へ出張、7-2で岩美高へ快勝の良報をもって2時過ぎ帰校し、ゴールする生徒をグラウンドへ避難指導。3時10分、コース遅れの生徒は職員が車で搬送して全生徒のゴールを確認。道路・建物の崩壊やがけ崩れの中、けが人が一人も出ず、全員無事帰着できたことを感謝する。

まもなく被害情報が次々と入ってくる。学校前の国道181号線はJR陸橋と約30センチの段差が生じ不通。陸橋から見える根雨の家々は屋根瓦の棟がほとんど崩れ落ちていた。生徒はグラウンドに数名ずつかたまりしゃがみこんでいた。救急車のサイレンや上空を旋回するヘリコプターの轟音で生徒に声が届かなくなる。塔の峰や本郷あたりの山が余震のたびに砂煙をあげて崩壊する光景を目の当たりにし、身体が震える。



午後4時ごろ余震がやや減ってきたものの、国道やJRの不通情報に、生徒をどうやって帰宅させるかを職員で協議する。生徒の無事と帰宅方法をできるだけ早く家庭に連絡させることにする。夕暮れになり生徒を武道館に集め、担任が帰宅方法を一人ずつ確認する。皮肉にも生徒に持ち込み禁止にしていた携帯電話がかなり役立ったようだ。この間にも大きな余震がきて、恐怖のあまり座り込んでしまう生徒もいた。迎えの車も道路の不通や渋滞で思うようにならず、できるだけ乗り合わせ、迎えのない生徒10名ほどは職員が手分けをして家まで送る。午後7時半、なんとか全員の生徒を下校させることができた。

午後7時40分、事務室にて職員会議。翌日の日程と対応を確認し、数名居残って解散とする。日野町から体育館の避難所借用の要請があり待機するが、午後9時、必要なしとの連絡が入り、県教委へ連絡確認のうえ全職員下校した。

学校の被害は大きく、校舎の壁・天井・床・柱に亀裂、通学路の石段・窓ガラスの破損、教室棟は断水、トイレ使用不能、部室は被害甚大で立ち入り禁止。また、JRは根雨と生山間が崖崩れにより11月17日まで不通でバスによる代行運転。このため地震翌日から5日間を臨時休校とし、10月16日ようやく平常授業に戻る。また郡内の生徒の中には、避難所生活や長い間の余震で不安と恐怖のため心のケアの必要な生徒も出た。

今回の地震は、遠足という学校行事中であり、生徒全員の状況把握に苦労した。平常日であった場合の授業、調理実習、化学実験等それぞれの場面での地震を想定したシミュレーションや、理科室の薬品戸棚、生物標本など危険物の地震対策、避難経路の安全確保、机の中やパソコン等の情報管理など、対策の必要を感じた。

天災は忘れた頃にやってくる。今回の地震体験を十分生かしたソフト面、ハード面の対策を日々忘れないことを改めて肝に銘じたい。

■ 河平 芙美子（根雨保育所長）

子どもたちとともに

あの未曾有の大地震から6年が経とうとしています。たいへんな状況の中、保護者、地域の皆様と職員が一体となり、子どもたちの命を守ることができたことを、心から感謝しています。

まさに大地震でした。わたしたち職員は、突然地の底から突き上げてくるような激しい揺れ、いつまでも続く余震に、一瞬「何事だ。この世の出来事か」と疑う状況でした。子どもたちは各保育室で昼寝中でした。遊戯室の防煙用ガラスが落下、床に散乱して非常に危険な状態の中、職員は必死で子どもたちを布団ごと机の下に引き入れ、名前を何回も呼び起こし、人員点呼するとともに、不安がる子どもを励ました。地鳴りとともに、何度も起きる余震に子どもたちは、机の下で恐怖におののき、すすり泣く声がしていました。

子どもたちを避難場所にいつ誘導するのか、ずいぶん考えました。園庭は狭く、いろいろな遊具や鉄柱などがあり、タイミングが悪ければ命にかかわると思っていました。一時間ほど過ぎた頃から、多少余震が少なくなったのをみはからって、0、1、2歳児は

避難車に乗せ、3、4、5歳児は徒歩で園庭に集まり、日野病院の駐車場に避難しました。その間、病院が停電になったため、電源を確保するため重症患者数名が当所に避難してこられました。地震発生直後から、数人の保護者が駆けつけてくださり、たいへん勇気づけられました。また、避難先では、患者さんや病院職員の皆さんが大勢おられて、「皆と一緒にんだ」という安心感をいただきました。

時間の経過とともに、次々と迎えに来られ、全員無事保護者にお渡しできたとき、「本当にみんな無事でよかった」と、涙が止まりませんでした。少しでも間違えたら何が起きてても不思議ではなかった状況でした。

今回の体験から、人間は自然の中で生かされていると実感しました。だからこそ、人間同士の支え合いとつながりが大切だと感じました。21世紀を生き抜く子どもたちが、この体験を忘れることなく、命を尊び、心豊かに人とのつながりを大切に、たくましく成長してほしいと願っています。

■ 坂出 清子（日野町黒坂）

あれから6年。当時を思い出しながら、当日我が家は留守にしていた、幸か不幸か一番の怖さは知りません。家に帰ると鍵をして出た雨戸はねじれたり、外れたものもあり、思うように戸も開きません。どうにか中へ入ってみると、何もかも倒れ、人形ケースのガラスは飛び散り、足の踏み場もない状態でした。土足で部屋に上がり、どうにかまたぎながら長椅子の所までたどり着きました。電話等も勿論どこにある事やら、何から手をつけて良いのやら、呆然と立ちすくんでいました。今思えば、いくら大変だったといっても、本当の事はわからない、あの時手をつけないうちにちゃんと写真を撮っておくべきだったと思います。

やがて町内から所在確認と避難所に行くかどうか尋ねられ、行かないことにしました。その後も再三の揺れがあり、非常に怖い思いをしました。

家にいると、早速食べることから困りました。台所に入るまでの片付けから大変でした。避難所に行かなくても、1日、2日の食べ物配ってほしかったと感じました。

家の被害は、戸の上下を見ると10cmくらい傾き、二階建て全壊と査定されました。「壊すなら何日までに申し込むように」とのことで、全壊の家が次々と壊される状態で随分迷いましたが、

大工、設計士等専門の方に相談したところ、「昔の家は柱が太く、大黒柱もどうも無いから改修したら」とのアドバイスをいただき、その様に決めました。

壁を全部落とし、柱だけにして直すことになり、家具など全部引越すことが必要になりました。隣家が壊され、そこに仮倉庫を建て自分で一日引越してはみたものの、無理とわかり引越屋に頼むことにしました。現状の部屋に番号を入れ、部屋ごとの荷物に番号を記入して引越は1日で終わりました。

全部壁を落としたので、基礎、床下、柱も余分に加え、徹底した改修工事が出来ました。

工事が完成し、荷物を戻す作業は、一度に運んでも片付けが大変ということもあり、ボランティアさんをお願いして三回くらいに分けて部屋の番号に合わせて運んでいただき、ゆっくり片付けることができました。

今思えば、築百数十年のこの家、あわてて壊さなくて良かった。使い慣れた部屋、何ともいえぬすずけた天井の色具合にますます愛着を感じ、良いアドバイスを下さった方、そして引越を手伝って下さった方々に心から感謝し、本当に満足して暮らしています。

■ 宮脇 光男（日野町消防団長）

平成12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、日野町は震度6強により町全体が多大な被害を被りました。大災害にもかかわらず一人の死者もなく、また火災が発生しなかったことは不幸中の幸いでした。

地震発生当時、消防団員の大半が町外での仕事で、また町職員においても出張者が多く、私も隣接の江府町で今までに経験したことのない震えに遭遇し、速やかに帰町し、発生5分後に設置された災害対策本部に詰め指揮をとりました。

サイレン及び防災無線などにより団員を招集し、第一、第二、第三と召集を行い、これに呼応して根雨地区、黒坂地区の指定場所に集結しました。団員77名中約15名、時間の経過とともに仕事先から帰ってきて集合してくれて、団員も増えてきました。

第一、第二、両副団長指揮のもと、午後1時45分に初動体制に入りました。被害状況等確実な情報を収集するよう、また自主的避難の呼び掛け等指示を出し、また各自治会に住民の安否確認及び被害状況を流すよう防災無線で促しました。住民からも次々と情報が寄せられ、真住地区、下榎地区において、2件の人的被害発生の際により、広域消防と連携し救出に向かい、両方とも無事救出できました。雨が降るとの情報もあり、ブルーシートの確保（約1,500枚）等、財産保護にも努めました。

消防団の使命は、第1が人的災害救助活動、第2が財産保護のための活動です。そのためにも、早く確実な情報を収集すること、少ない体制ながら精一杯の努力をしましたが、なにせこれだけの大規模な災害にあって、住民の皆さんの様々な要請に対し、速やかに且つ十分な対応ができなかったということが残念でなりません。このような状況下では、人的救助を優先せざるを得ません。さらに、団員を効率的に動かすためには、なによりもまず確実な情報が必要となります。



災害が発生したときには、一人ひとりが慌てず、適切な行動を取ることが必要です。そのためには、日頃から関心を持って正しい心構えを身につけておくことが必要です。ぜひ家族会議で、家の中ではどこが安全か、幼児やお年寄りの誘導、避難場所と経路の確認、救急品等のチェック、家族間の連絡方法など、時間帯や季節による違いも考えて相談しておいてください。また、「自分の町は自分たちが守る」という意識を持って、住民一人ひとりがきめ細かい活動をすることが重要です。このことが自主防災組織の始まりとなるものです。

近年、社会情勢の変化により、消防団は団員数の不足や高齢化等により活動に支障が出ています。本町も同様であり、さらに、町外へ通勤する団員が増加したことにより、昼時間の団員数が極めて少ないという状況です。よって各自治体において自主防災組織を充実させ、消防団員との連携を密にすれば、災害に強い町を築く事が出来るのではないのでしょうか。

また、全国的には女性消防団員が増加傾向にあり、1万5千人が女性特有のきめ細かさを生かして活動中です。本町でも女性団員が入団され、自分の町を守る新しい原動力になっていただきたいと念願しております。

■ 吉田 一博 (大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会)

米子の地に地震が起こるなんて、他人事だと思っていました。そして、まさか被害を受けるとは信じられませんでした。

鳥取県西部地震が起こって早や今年で6年になります。地盤家屋の復興は完了していますが、私達の心の中からは「不安」という文字はいまだ消えることはありません。それは「なぜか」。日本全国どこを捜してもこんな地域はないからです。

家屋の下に大沢川の農業用排水路ヒューム管が、県と市の工事で今から約50年位前の昭和30年代に設置されました。地下4～6mの所に直径1.8mのコンクリート管が総延長1.8kmにも及び設置されましたが、当時は大部分が畑地だったそうです。地震が起きたことによって、液状化現象が起こり、地盤が締め、沈下し、基礎が埋設されたヒューム管の方向に沈下、家屋が傾く、また他の家屋では柱が折れ、床、畳が波を打つ、亀裂が入る、ブロック塀が湾曲、玄関ドア、扉が開かない、窓ガラスが割れ鍵がかからない、台所では梅酒のビンが落ちて割れ、梅がゴロゴロ散乱し、臭いでフラフラ、障子、襖が真半分に折れ、そして建たない、縁側のサッシは中開きのまま曲がって動かない、6畳2間の欄間が下がり、襖が開閉出来ない、欄間と敷居の間に柱を建て、筋交で補強、このような様々な状況が目を追うごとに見えてきました。

地震が起きてすぐには大沢川農業用排水路の存在を協議会の8割位の人々は知らなかったようで、地震が起きて初めて知り、驚いたり、後悔したりでした。私達は2つの自治会から構成されています。上後藤2区自治会の平塚肇自治会長代理(副会長)を中心に4～6名で、わが自治会内の被害者宅の状況掌握に動きまわりました。2つ目の旗ヶ崎3区北自治会は、木村次郎会長を中心に行いました。そして木村さん、平塚さんを中心に20名で米子市長、市議会議長に陳情し、また市より県へ早急に対策を要望、米子市選出の県議会議員、議長宅へも陳情に行きました。各自自治会ごとに会合を開き、検討を重ねた結果、地震発生後47日目に、「大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会」を設立する運びとなりました。会設立につきましても、木村自治会長、平塚自治会長代行がおられなかったら、設立は儘ならなかったでしょう。

交渉は鳥取県米子地方農林振興局長石村祐輔氏、地域整備課長岩田幸房氏他と、米子市経済部長中井俊一氏、耕地課長山形哲夫氏他と行いました。

項目は、(1)被害額の請求(物件の修繕費用、家屋の調査他)、(2)地震前の土地、家屋に、(3)地質調査(ヒューム管周辺とヒューム管内)、(4)権利設定、(5)その他・・・以上、大筋の項目の交渉を何回も何十回も行いました。現在も新たな問題点が出てきていますので、交渉を続けています。

協議会設立当初は副会長として同席していましたが、会長が体調不良を理由に職を辞されました。2ヵ月後に悩みに悩んだ末、会長を引き受けました。「私に出来るだろうか。迷惑を掛けるのではないだろうか」等々、多くの方に相談し、被害者の会の中からも是非との声も多くあり決断しました。

早急に結論の出ないものもあり、家屋が傾いている所に住まなくてはいけなくて、そのために、ある婦人は毎日続く余震と寝不足、不安の精神的ストレスと子育て(生後5ヶ月、4歳、6歳)で目眩、吐



気がして、4ヶ所の病院で検査した結果メニエル病と診断されました。また、他にも多くの人々が家にいると上記の症状のため、頭痛、または転倒したり、浮動感に悩まされ大変でした。こんな生活を続けるわけにはいかない人は、住吉公民館に1週間避難したり、娘さんの所に、親類の所に、知人の所にと工夫されていました。こういう人達に何の手助けも出来なかったことに、深い反省と悔いが残ります。自分の家に住めない人達に、行政からアパートの紹介があり、移動された方も数世帯ありました。どこにも行くことの出来ない人達は、目眩や頭痛と戦いながら生活を続けました。

2～3週間位すると症状も治まり、人間の体は不思議です。被害を受けた世帯は49世帯ありましたが、補助対象となったのは44世帯に減りました。5世帯の方々には一緒に頑張っていたいただいたのに残念でした。

行政との交渉に時間が掛かることは承知していましたが、ここまで掛かるとは思いませんでした。地盤改良工事に着手したのは、地震発生から8ヶ月経ってからでした。この工事の発案は被害者の美住誠氏であり、彼は土木工事に従事されている方で、教養のある強い味方であります。一番大変だったのは、家屋補助金額の割合でした。私達は100%、行政は50%。訴訟に持ち込むわけにもいかないし、あくまで話し合いを前提に、皆さんの同意を得ることを心掛けて、誠心誠意努力に努力を重ねて、苦渋の選択をして同意にこぎつけることができました。今考えてみれば、基礎、地盤改良費を行政の全額補償としてもらえた事は有り難いことではないでしょうか。同じ被害を受けても、何の対策もしていただけない所もあると聞いています。今こうやって、少しの不安はあっても、無事住んでいられるのは、片山知事をはじめ多くの関係者の努力と行動があったらと感謝しています。

確かに、今住んでいる所ではなく他に住んでいたら、地震にあわないか、被害はなかったか、これはわからない事。この地を選んだ事により、いろんな人と違い、良い思い出もでき、そして苦しいこともあります。皆さんと一緒に同苦を乗り越える勇気、励ましを持ち、負けない気力を持ち続けることを学ばせて頂きました。

これからは、ヒューム管の寿命はどの位なのか、ヒューム管は鳥取県が工事施工され、県の持ち物です。管理は米子市で行っています。行政(県・市)の担当者の方々には毎年のように変わりますが、大沢川被害者、ヒューム管は変わりません。その上で、どういつ時、どのような時代になっても対応のできる方法を行政の方々と検討し、対策を考えていきたい。今回のことを教訓に、排水路上には家屋を建築する許可を出さないようお願いしたい。二度と同じ被害、苦しむ人々を出さない行政であって欲しい。今回の教訓を後世に生かしていただきたい。

Chapter 4

西部地震関連 新聞記事

協力（五十音順）
株式会社朝日新聞社
株式会社産業経済新聞社
株式会社新日本海新聞社
株式会社毎日新聞社
株式会社読売新聞大阪本社
社団法人共同通信社

1 2000年(平成12年) 10月6日 金曜日

MAINICHI

新毎日

毎日新聞大阪本社

号外

鳥取で震度6強

M7.1 大阪も震度4



地震で商品が散らした米子市内のスーパー

土砂崩れ 生き埋めも

6日午後1時半ごろ、中国地方を中心に中部から九州にまたがる広い範囲で強い地震があった。鳥取県境港市など同県西部で震度6強を観測したほか、岡山県北部と香川県東部で震度5強を観測。中国地方から四国、兵庫県

停電、JR運転見合わせ

鳥取県西部で、深さ約10メートルの地震の規模を示すマグニチュードは7.1。津波の恐れはないという。

鳥取県日野町役場によると、同町内の工事現場で土砂崩れがあり、1人が生き埋めになったが、まもなく救出された。しかし生死は不明という。

JR西日本によると、地震による停電で、東海道、山陽の両新幹線は一時、全線運転を停止。京阪神や鳥取、岡山、広島各県内の在来線も一時全面ストップしたが、午後1時50分ごろから一部で徐行運転を始め、同58分に京阪神地区で全線運転を再開した。

同社は同30分、工藤一能・鉄道本部長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報収集を急いでいる。

各地の震度は次の通り。

【震度6強】鳥取県西部

【震度5強】岡山県北部、香川県東部

【震度5弱】鳥根県東部、岡山県南部、広島県南西部、徳島県北部、香川県西部、兵庫県淡路島

【震度4】滋賀県北部・南部、京都府北部、大阪府北部、兵庫県北部・南部、徳島県南部、鳥取県東部、鳥根県東部、徳島県南部、徳島県東部、山口県東部、中部、山口県北部、東部、大分県北部

【震度3】京都府南部、大阪府南部、奈良県、和歌山県北部・南部、鳥根県西部、愛媛県南予、山口県西部、大分県中部・南部

毎日新聞購読お申し込みは 専用フリーダイヤル 0120-468012



家屋が倒壊、道路陥没

「車が埋もれている」の情報も

鳥取県米子市では長い横揺れが断続的に続き、同市加茂町では歩道にひび割れ

が入った。同市の防災無線は「警戒してご注意ください」と、市民に注意を呼び掛けた。

鳥取市内や岡山、広島市内への電話は通じにくくなっている。米子市の県立米子コンベンションセンターでは、この日から「介護保険推進全国サミット」が開かれており、会場には参加者約2000人がいたが、突然の大揺れにステージの催しは突然、中断した。揺れは横揺れから縦揺れになり、長い間続いた。

座席に座っていた参加者たちからは「地震、地震!」「中止、中止だ!」と叫び声があがり、多くが屋外に飛び出した。ステージ上の照明などの機材も大揺れになったが、マイクが使用せず、大声で「そこは危ない」などと声を掛け合った。

震源地に近い鳥取県境港市の市中心部では、建物の倒壊や火災などは発生していないが、民家の食器棚から食器が落ちたり、タンスから箱が落ちるなどした。

住民らは家の外に飛び出し、被害状況の確認に走り回っている。

米子消防署によると、溝口町で土砂崩れが発生、車が埋もれているとの情報が入っている。また、西伯町では、たんすが倒れて下敷きになった人がけがをしており、米子市内でもレンタルビデオ店で店内の商品が倒れ、客がけがをしている

という。

境港市内では、同市上道で宗教団体の施設の一部が倒壊したほか、民家1棟が倒壊。また、同市外江の寺院では、プロック解が倒れた。

米子市和町では、民家1棟が倒壊、道路をふさいでいる。

鳥取県米子市総務課に入った報告によると、6日午後2時15分現在で同市内の敷力所で道路が陥没している。

震度5弱の強い揺れがあった鳥根県鹿島町の中国電力鳥根原発電には、1号機(沸騰水型、46万キロワット、1974年3月運転開始)、2号機(同、82万キロワット、89年2月運転開始)があるが、ともに定期検査のため現在は運転停止中。同原発によると、午後1時40分時点で被害は確認されていない。

15基の原発が立地する福井県によると、四国電力(高松市)によると、四国4県で地震による停電はないという。

JR大阪駅では、13時33分ごろ、大阪地方で強い地震が発生しました。安全確保のため、全列車を止めております。と放送が繰り返された。乗客らは「どうなってるんだ」と言いながら、携帯電話や公衆電話で電話する姿が目立った。

神戸市は地震発生直後に災害警戒本部を設置。市内の被害状況などの情報収集を始めた。また、中国自動車道の福崎-佐用間が道路点検のため午後1時半から通行止めになった。

高松市で一番高いビルの香川県庁本館(21階建て)ではエレベーターが止まり、職員らは階段を上り下りしながら情報収集や対策の打ち合わせに追われている。

(1) 2000年(平成12年)10月7日 日曜日 第38454号

鳥取県西部で大地震



強い地震で倒壊した民家＝6日午後5時20分、鳥取県境港市

境港、日野震度6強

M7.3「阪神」上回る

鳥取県西部で発生した地震は、震源地が鳥取県境港市の南西約10キロ、震源の深さは約10キロと推定された。震度6強を観測した境港市日野地区は、震度6強を観測した地域としては、鳥取県西部で最も震度が高かった。震度6強を観測した地域は、鳥取県西部で最も震度が高かった。震度6強を観測した地域は、鳥取県西部で最も震度が高かった。

100棟全半壊 42人重軽傷

きょう国土庁長官派遣

近畿、中四国で57人けが

地震関連ニュース



鳥取県西部地震震度分布図

鳥取県西部で発生した地震は、震源地が鳥取県境港市の南西約10キロ、震源の深さは約10キロと推定された。震度6強を観測した境港市日野地区は、震度6強を観測した地域としては、鳥取県西部で最も震度が高かった。震度6強を観測した地域は、鳥取県西部で最も震度が高かった。震度6強を観測した地域は、鳥取県西部で最も震度が高かった。

鳥取県西部で発生した地震は、震源地が鳥取県境港市の南西約10キロ、震源の深さは約10キロと推定された。震度6強を観測した境港市日野地区は、震度6強を観測した地域としては、鳥取県西部で最も震度が高かった。震度6強を観測した地域は、鳥取県西部で最も震度が高かった。震度6強を観測した地域は、鳥取県西部で最も震度が高かった。

日本海新聞

発行所 新日本海新聞社 電話 0859-221111

COODHILL Corporation 世界はひとつ

会社員射殺で妻に懲役15年 25面

読者サービス

SEKISUI HOUSE 清水ハウスの家

家屋損壊2086棟



間に備えて屋根にビニールシートが掛けられた地域で被害を受けた民家。7日午後4時10分、鳥取県日野町で共同通信社ヘリから

鳥取県西部地震

2市7町で2600人避難

118重軽傷 余震350回、断水続く

六日発生した鳥取県西部地震は、七日も鳥取県内各地で余震が続いた。鳥取県西部地震は、六日午後八時四十分、鳥取県日野町で発生した。震源地は鳥取県日野町、震源の深さは約十キロメートルと推定されている。震害は鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。

M6以上余震なお警戒を

鳥取県西部地震の震源は、鳥取県西部にあり、震源の深さは約十キロメートルと推定されている。震害は鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。

余震状況見ても

鳥取県西部地震は、六日午後八時四十分、鳥取県日野町で発生した。震源地は鳥取県日野町、震源の深さは約十キロメートルと推定されている。震害は鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。

津波被害で

鳥取県西部地震は、六日午後八時四十分、鳥取県日野町で発生した。震源地は鳥取県日野町、震源の深さは約十キロメートルと推定されている。震害は鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。

日本海新聞

鳥取県西部地震

鳥取県西部地震は、六日午後八時四十分、鳥取県日野町で発生した。震源地は鳥取県日野町、震源の深さは約十キロメートルと推定されている。震害は鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。

地震関連ニュース

(2、4、5、25、26、27面に掲載)

鳥取県西部地震は、六日午後八時四十分、鳥取県日野町で発生した。震源地は鳥取県日野町、震源の深さは約十キロメートルと推定されている。震害は鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。鳥取県西部地震は、鳥取県西部を中心に、鳥取県内各地に広がった。

**このページに掲載されていた新聞記事は、
提供社からホームページ掲載の許可を得て
いないため削除しました。
誠に申し訳ありませんがご了解ください。**

1 13期 産経新聞 2000年10月7日 土曜日




産経新聞社 〒100-8111 東京都千代田区西千代 1-1-1
 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社営業部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社印刷部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社配送部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社経理部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社総務部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社人事部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社広報部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社編集部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社印刷部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社配送部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社経理部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社総務部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社人事部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社広報部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 本社編集部 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112

平成12年(2000)10月7日 土曜日
10/7 (土)
 THE SANKEI SHIMBUN
 〒100-8111 東京都千代田区西千代 1-1-1
 TEL: 03-5561-0111 FAX: 03-5561-0112
 直営店 http://www.sankos.co.jp/

主な記事
 対北朝鮮コメ支援発表(4部)
 補正予算要求締め切り(9部)
 採女毒殺未遂で起訴(25・31部)
 直営店 http://www.sankos.co.jp/

鳥取西部で震度6強

M7.3 西日本各地で被害



鳥取西部地震の影響で、倒壊した出雲大社上道敷会＝6日午後4時30分、鳥取県境港市上道町

負傷者50人超える

西伯町全町民に避難要請

鳥取県西部を震源とする地震が発生し、鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。



「未知の活断層」M6余震 発生警戒

鳥取県西部を震源とする地震が発生し、鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。

鳥取県西部を震源とする地震が発生し、鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。鳥取県西部を中心に、西日本各地で被害が広がった。

白昼グラリ 各地に爪跡

鳥取西部地震

埋まる国道

大きな揺れはがけの土を崩し、国道を埋めた。震害と併行して走るJRの線路も同様の被害に遭った。6日午後3時30分、鳥取県日野町（本社へりから）



強い力…陥没

中津水門に至るアスファルトの道路は地震の強い力を受け、割れつのように陥没した。6日午後6時30分、鳥取県八束町江島

異様な紋様

通常の埋め立て地では見られなかったような、異様な紋様を浮かび上がらせた。6日午後3時30分、鳥取県日野町（本社へりから）



酒びん散乱

瓶は壊れ、酒はこぼれ、あちこちに散らばった。6日午後1時30分、鳥取県八束町江島



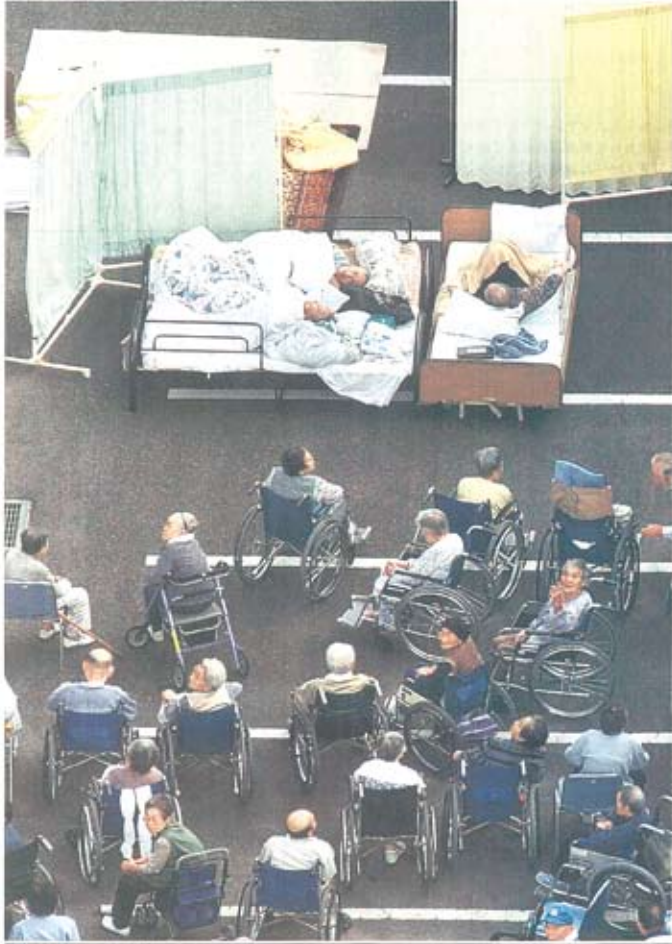
強固な地盤 惨事救った

境港 混乱の中、市民冷静 ガス使用少なくて火災ゼロ

【境港市】16日午前7時30分、西日本最大規模の地震発生。境港市は、震害の被害が比較的軽微で、市民は冷静に行動した。市内にはガス使用が少なく、火災はゼロだった。地震発生後、市民は冷静に行動し、避難所や避難所を確保した。市内にはガス使用が少なく、火災はゼロだった。地震発生後、市民は冷静に行動し、避難所や避難所を確保した。

エネルギー大震災の1/3 「左横ずれ型」最大1.6メートルのずれ

【東京】16日、西日本最大規模の地震発生。この地震は、エネルギーが通常の地震の1/3程度と推定されている。また、最大1.6メートルの左横ずれ型のずれが生じた。この地震は、エネルギーが通常の地震の1/3程度と推定されている。また、最大1.6メートルの左横ずれ型のずれが生じた。



境港市は、震害の被害が比較的軽微で、市民は冷静に行動した。市内にはガス使用が少なく、火災はゼロだった。地震発生後、市民は冷静に行動し、避難所や避難所を確保した。市内にはガス使用が少なく、火災はゼロだった。地震発生後、市民は冷静に行動し、避難所や避難所を確保した。

大震災被災者「またか」 「神戸に避難」すぐ、米子へ第1陣

【神戸】16日、西日本最大規模の地震発生。被災者は「またか」と驚き、神戸に避難した。その後、米子へ第1陣が到着した。被災者は「またか」と驚き、神戸に避難した。その後、米子へ第1陣が到着した。



家は半壊も崩れ落ちた民家—6日午後3時すぎ、鳥取県米子市和歌町

被災者は「またか」と驚き、神戸に避難した。その後、米子へ第1陣が到着した。被災者は「またか」と驚き、神戸に避難した。その後、米子へ第1陣が到着した。

被災者は「またか」と驚き、神戸に避難した。その後、米子へ第1陣が到着した。被災者は「またか」と驚き、神戸に避難した。その後、米子へ第1陣が到着した。

(鳥取県新聞社提供)

日本海新聞

2000年(平成12年)10月7日 土曜日 (第1412号)

初動に生きた震災の教訓

鳥取県西部地震

鳥取県西部地震発生から10日、被災地では、死者や行方不明者の捜索が続いている。また、被災者の生活再建に向けた支援活動も進められている。地震発生から10日、被災地では、死者や行方不明者の捜索が続いている。また、被災者の生活再建に向けた支援活動も進められている。

鳥取県西部地震発生から10日、被災地では、死者や行方不明者の捜索が続いている。また、被災者の生活再建に向けた支援活動も進められている。

官邸対策室



首相官邸の危機管理センターで、鳥取地震の情報を収集と分析に当たる森田相ら＝6日午後2時（代表撮影）

日本海側の「要注意地域」

鳥取県西部地震発生から10日、被災地では、死者や行方不明者の捜索が続いている。また、被災者の生活再建に向けた支援活動も進められている。

鳥取県西部地震発生から10日、被災地では、死者や行方不明者の捜索が続いている。また、被災者の生活再建に向けた支援活動も進められている。

M0以上の余震の恐れ

未知の活断層が

鳥取県西部地震発生から10日、被災地では、死者や行方不明者の捜索が続いている。また、被災者の生活再建に向けた支援活動も進められている。

10・6ドキュメント

- 10月6日 鳥取県西部地震発生
- 10月7日 鳥取県西部地震発生から1日経過
- 10月8日 鳥取県西部地震発生から2日経過
- 10月9日 鳥取県西部地震発生から3日経過
- 10月10日 鳥取県西部地震発生から4日経過
- 10月11日 鳥取県西部地震発生から5日経過
- 10月12日 鳥取県西部地震発生から6日経過
- 10月13日 鳥取県西部地震発生から7日経過
- 10月14日 鳥取県西部地震発生から8日経過
- 10月15日 鳥取県西部地震発生から9日経過
- 10月16日 鳥取県西部地震発生から10日経過

土砂崩れ 生き埋め

西伯で600人避難

交通網陸空ストップ

鳥取県西部地震



鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

鳥取県西部地震で、鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。



軽自動車に直撃した土砂崩れ。鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

余震警戒呼び掛け

鳥取県西部地震発生後、鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

軽自動車を山崩れ直撃

鳥取県西部地震発生後、鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

土砂に埋まった作業員を救出

鳥取県西部地震発生後、鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

全壊家屋の下敷き、重傷

鳥取県西部地震発生後、鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

定期点検で運転停止中

鳥取県西部地震発生後、鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。鳥取市、鳥取県西部地震で倒壊した家屋の瓦礫。

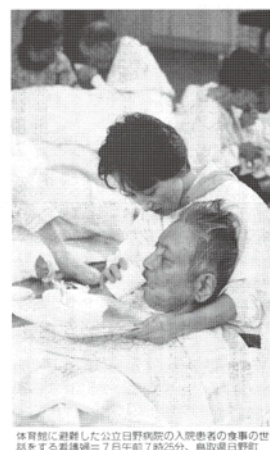
平成12年(2000年)10月7日 日本海新聞



炊き出しをするボランティアグループ。7日午前10時45分、鳥取県米子市餅町1丁目のふれあいの里



厚さ約2.50cmの亀裂が入った堤原の四方。7日午前10時20分、鳥取県東郷市和町



体育館に避難した公立日野病院の入院患者の食事の世話をする看護婦。7日午前7時25分、鳥取県日野町

まるで野戦病院、



体育館に避難した日野郡厚生連日野病院の入院患者。6日午後10時40分、鳥取県日野町

平成12年(2000年)10月8日 日本海新聞(共同通信配信)

(朝3欄(朝刊)掲載)

日本海新聞

2000年(平成12年)10月8日 日曜日 第(2)

「特殊な地盤が幸い」

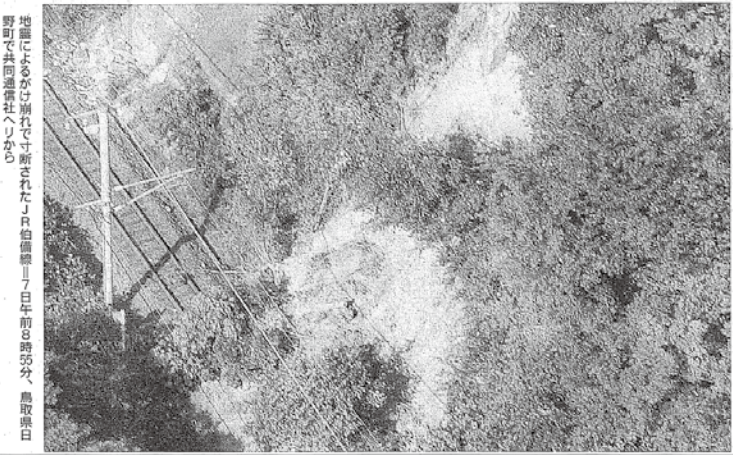
縦揺れなく少なかつた被害

鳥取大 助教授 ヘリで上空から調査

鳥取大の山本浩二助教授が、10月7日午前8時50分、鳥取県西部で発生した平成12年鳥取県西部地震の震源地付近をヘリコプターで上空から調査した。調査の結果、震源地付近は「特殊な地盤」で、縦揺れが少なく被害が少なかったことがわかった。

鳥取県西部地震

鳥取県西部地震の震源地付近は「特殊な地盤」で、縦揺れが少なく被害が少なかったことがわかった。



地震により崩壊したJR伯耆線。7日午前8時50分、鳥取県西部で発生した平成12年鳥取県西部地震の震源地付近をヘリコプターで上空から調査した。

2つの地震が連動か

菊地東大 阪神大震災でも 教授ら解析

鳥取県西部地震の震源地付近は「特殊な地盤」で、縦揺れが少なく被害が少なかったことがわかった。

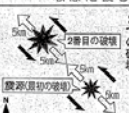
政府調査団現地入り

副長官「最大限の努力」

鳥取県西部地震の震源地付近は「特殊な地盤」で、縦揺れが少なく被害が少なかったことがわかった。



政府調査団の副長官ら、7日午前8時50分、鳥取県西部で発生した平成12年鳥取県西部地震の震源地付近をヘリコプターで上空から調査した。



鳥取県西部地震の震源地付近は「特殊な地盤」で、縦揺れが少なく被害が少なかったことがわかった。調査の結果、震源地付近は「特殊な地盤」で、縦揺れが少なく被害が少なかったことがわかった。

冬間近、復興へ向け着々

鳥取県西部地震から1カ月

鳥取県西部地震の発生から、六日で丸一カ月を迎える。阪神大震災を上回るマグニチュード(M)7.3を記録した大地震は、死者こそ出なかったものの負傷者約百人、損壊家屋四千七百棟以上の被害をもたらした。震度6強を記録した日野町では依然として十人が避難生活強いられるほか、二十三世帯が仮設住宅で生活。冬を前に不安

を背負いながらの生活が続いている。一方、道路や公共施設の復旧工事は着々と進んでおり、被災地の住民たちは震災のショックから徐々に立ち直り、復興に前向きな声や笑顔も出始めた。県も被災者の住宅再建を最優先課題と位置付け、全国で初めて公的資金の投入を決めるなど積極的な支援を展開している。

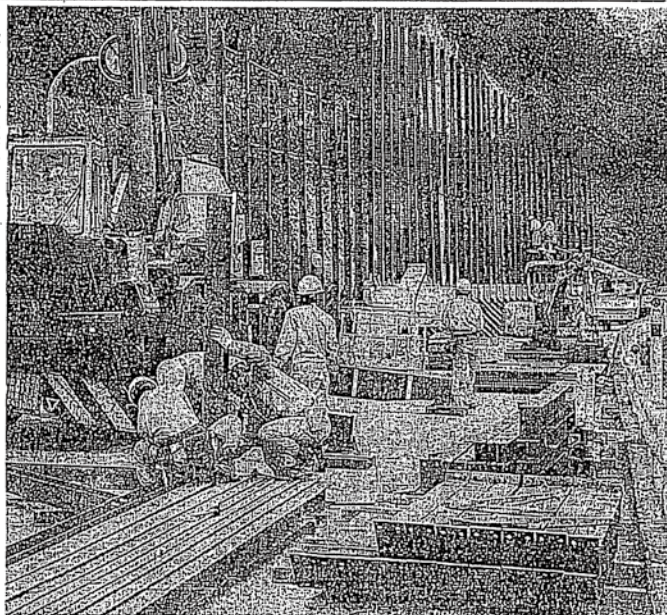
四日午後五時現在で避難生活を送っているのは日野町の十人。ピーク時には九市町村で二千六百人を超えていたが、余震の減少や県営・市営住宅などへの入居でここまで減少した。

鳥取県災害復興本部によると、二日午後四時現在の被害状況は、負傷者九十七人、全半壊家屋が千五百九十五棟、屋根や瓦などの一部損壊が三千八十七棟で、合わせて四千六百八十二棟となっている。道路など土木施設の被害は二百二十二億三千二百万円、農林水産関係の被害は百十六億九百万円で合わせて約三百四十億円被害が出ている。道路は依然として七路線十カ所が全面通行止め、十五路線二十三カ所が片側通行となっている。河川、港湾、ダム関係

などの被害箇所は二百六十二で、がけ崩れは百九十九。これまでは危険回避の応急的な措置だったが、今後は本格的な復旧作業へと移行する。境漁港の完全復旧は平成十五年度の見通し。

震災直後に災害対策本部を立ち上げた県は、被災者の住宅再建を柱とした支援策を次々打ち出し、全国で初めて住宅再建に最高三百万円の補助を決めるなど総額二百七十九億円の補正予算を二日の臨時県議会に提案、可決された。

また、震災から一カ月がたち、被災地からは復興に前向きな住民の姿や、笑顔も見え始めた。元気な姿をアピールするイベントなども各地で開催されている。



仮設の防護柵を設置し、復旧を急ぐ国道180号＝鳥取県日野町本郷

県西部地震

避難所の被災者数ゼロに

5 日野の 仮設住宅と自宅へ

鳥取県災害復興本部（本部長・片山善博知事）によると、県西部地震で避難所に避難していた被災者が十三日、ゼロになった。日野町黒坂の町老人福祉センターに同日午前まで避難していた四世帯五人のうち、三世帯四人が仮設住宅に入り、一世帯一人が自宅に戻った。

日野町老人福祉センターから仮設住宅に移った同町黒坂の長尾君子さん（宅）は「仮設住宅に入れなかったら困るねと、避難所の仲間と心配していた。みんな入れることになり、よかったよかったと喜びました」と語る。生田秀正日野町長は「最終的に避難所を終了したわけではない。町では二次災害に備え、いつでも収容できる体制は取っている。ただ、住宅の復興を最優先している中、避難者については一区切りついたと感じている」と話している。県災害復興本部による

と、被災市町村全体の避難者数は地震発生翌日の七日にピークの二千七百三人を記録し、八、九日はほぼ三千人で推移。十は百人を切っていた。市町村別では、被害が大きかった西伯、日野両町が七日、それぞれ千四百人、七百七十人と最多を記録した。

片山知事 住宅再建支援法案に意見 17日 自民災害対策委に出席

鳥取県の片山善博知事は十七日に開かれる自民党の災害対策・地盤対策特別委員会会議に出席し、国会の超党派議員でつくる「自然災害から国民を守る国会議員の会」が作成した被災者住宅再建支援法案の骨子について意見を交換する。鳥取県は、住宅の建て替えや補修を行う被災者に補助金を交付する全国で初めての住宅復興補助制度を導入。この制度に初めて住宅の被害を多く受けたという実態、これまでにない施策を講じざるを得なかった実情を伝える。住宅再建の何らかの

施策を具体化していただくような希望も申し上げたい」と述べた。「自然災害から国民を守る国会議員の会」の被災者住宅再建促進小委員会（柿沢弘治委員長）が作成した骨子案では、自然災害で住宅が被害を受けた国民に対し、住宅所有者の負担金によって設けられた基金と国費から支援金を支給する。

災害復興補助金の受け付け開始

日野町は十三日、同町黒坂の町公民館と同町根雨の山村開発センターの二カ所で、県の地震災害復興対策事業補助金制度の受け付けを始めた。初日は四十五人が住宅の建設、補修などの相談に訪れた。同町では受け付けを三十日まで集中して行うため、訪れた町民からは「見積もりも時間がかかるが大丈夫か」との問い

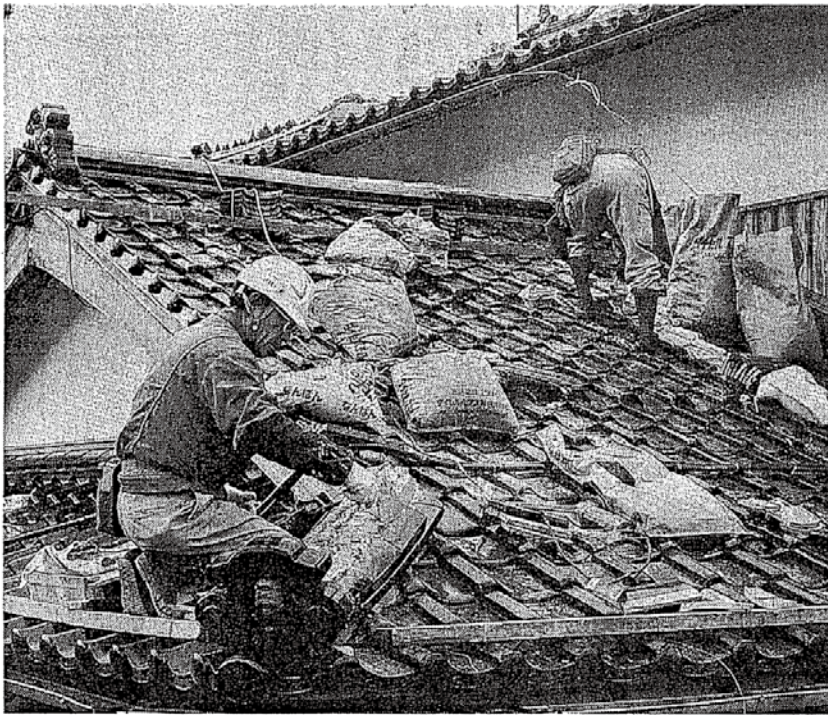
合わせが多かった。町では「見積書は着工までに提出すればいいので、手続きだけは済ましてほしい」と話している。同町根雨に住む母親に代わって鳥取市から訪れた男性は、妻の補修を受けたい。また、会場では住宅復興資金や生活再建資金の貸し付けについても相談を受けている。

鳥取県西部地震

住宅の補修進まず

日野郡

鳥取県西部地震で大きな被害を受けた日野郡で、住宅の補修工事が遅れている。降雪量の多い地域だけに屋根の補修を急ぐ世帯が多いが、被災件数が多過ぎるため建築業者の手が回らないのが現状だ。冬場を前に住民からは不安の声も聞かれている。



冬場を前に遅れが目立つ住宅の補修工事―日野町下榎

件数多く業者お手上げ 冬前に住民ら不安

今回の地震で日野町は町内の約三分の一に当たる五百五十五棟が全半

壊、一部破損も含めるとほぼ全世帯が被災した。町内からは住宅復旧など三百三十八件の補助申請が出ているが、見積もりを待たずに、実際に工事に入った家はひと握りだ。町が十四日までにとめた住宅の補修などに関するアンケートによると、業者を受け付けてもらえないなどの理由から、まだ二百十世帯が業者に相談していないという。

日野町下榎の池本静香さん(58)の自宅では、かわらぐすねたり、玄関の柱にひびが入るなどの被害が出た。修理業者のあてがなくて、町から紹介してもらった東伯町の業者

に「見積もりを頼んだ。山陽方面の業者も何社か訪れているが、池本さんは「先のことを考えると、やはり地元の業者の方がいい」と話す。

同町根雨のボランティアーに屋根のビニールシートの補強をしてもらったこともあって、「修理は春になってからお願いしようと思っ

ている」とも。同町根雨のボランティアーには、このよ

うな屋根のシート張り替えの依頼が増えている。町内にある十社足らずの建築業者では修理どころ

が見積もりも追いつかないため、「この冬は我慢するしかない」との声も聞かれる。

同町内の建築業者は「すでに十五件の修理の見積もりをした。全部で三十件にはなりそうで、それだけでも忙しい。今は冬をしのぐための応急処置で手いっぱい。人手も足りず、これからは天気も悪くなるので、どうしても本格的な工事は来年になる」と話した。

同町ではアンケートをもとに、県建設業協会西部支部に建築業者の派遣を要請することになっている。

人口変動少なく

鳥取県西部地震から3カ月

住宅再建支援策の成果

昨年10月の鳥取県西部地震は6日、発生から丸3カ月。被害を受けた同県内の14市町村は、高齢化が進む過疎地が多く、人口流出が心配されていたが、地震後も人口に大きな変動がないことが5日、県のまとめで分かった。全国で初めて県が導入した建て替え世帯へ

の一律300万円の支給を柱とする住宅再建支援策の成果とみられる。地震前の昨年9月末現在の住民基本台帳登録者数は、14市町村合わせて25万599人。地震後の11月末には計25万772人で173人増えていたが、通常の

住宅再建支援策は、建て替え世帯に県と市町村の負担で一律300万円を支給。補修にも100万円〜50万円を補助する。毎日新聞の調べでは、5日現在、14市町村で建て替え補助の申請が約130件、補修は約2600件提出されている。【田中 成之】

平成13年(2001年) 1月6日 毎日新聞

知事が被災地視察

住民励まし復興状況確認

鳥取県の片山善博知事は6日、鳥取県西部地震で被害を受けた西伯、日野、溝口町を視察し、被災した住民を励ました。日野町黒坂の仮設住宅

では、住民が「自宅の再建が順調に進んでいる人もいます」と話すと、片山知事は安心した様子で「発生直後はどうなるかと心配しました」と答えた。また、出迎えた約二十人の入居者たちに

「寒くないですか。疲れが出ないように頑張ってください」と温かい声をかけていた。西伯、溝口両町では県の復興支援制度を使って

住民から復興の様子を聞いた。視察を終えた片山知事は「再建に向けていろいろ問題が出ると思うが、きめ細かく対応していきたい。(復興には)皆さんの連帯が大切なので、自治会活動を活発にすることを考えている。メンタルケアにも力を入れた」と語った。



仮設住宅の入居者に生活の様子などを尋ねる片山知事(右) 日野町黒坂

平成13年(2001年) 2月7日 日本海新聞

地震の教訓、防災対策に

□米子震災フォーラム始まる□

知事講演やパネル討論

鳥取県西部地震から四カ月。今回の地震の教訓を今後の防災対策やまちづくりに生かそうと、「米子震災フォーラム」(鳥取県主催)が六日、米子市弥生町の米子コンベンションセンターで二日間の日程で始まった。一日目は、「行政における地震対策」をテーマにした全体会があり、片山善博知事の基調講演と行政関係者によるパネルディスカッションでこれからの防災行政について考えた。

フォーラムには約二千政関係者ら約七百人が詰め込み参加。うち北海道から沖繩県まで県外から基調講演で、片山知事



行政の防災対策について意見交換したパネルディスカッション

は「鳥取県西部地震の体験を踏まえて」と題し、知事就任以来防災体制の強化を図ってきたことが今回奏功したことを強調。「実態とそぐわない地域防災計画や形骸化した防災訓練を見直してほしい。災害対策では現場主義と素早い意思決定が

大事」と話した。また、パネルディスカッションでは、地元被災地を代表して黒見哲夫境港市長、坂本昭文西伯町長、阪神淡路大震災を経験した兵庫県から齋藤富雄県防災監、防災行政に力を入れる神奈川県箱根町から矢作高宏防災課長

が発言。箱根町の矢作防災課長は「全自治会で自主防災組織の結成▽救援物資空輸のための臨時ヘリポートの確保▽防災無線での相互通信システムの導入」など、阪神大震災を教訓に先進的な取り組みを紹介し、関心を集めた。

一方、兵庫県の齋藤防災監は日本の防災体制について「市町村が対応し、都道府県、国が支える仕組みになっているので、市町村の防災体制が強くないと地域の防災体制が強くない」としながら、「広域的な応援が必要な大規模災害では、防災システムが標準化されていないと、混乱を招く。日本全体が統一化される必要がある」と問題提起した。

二日目の七日は午前九時半から「被災者の生活支援」などをテーマにした分科会が開かれ、米子宣言を採択する。

地域社会は守られたか

鳥取県西部地震半年

人口流出は最小限に 補助金利用が72%

◆調査方法 鳥取県日野町の黒坂、下榎の両地区を中心とした三百世帯に三月、質問票を郵送。回答したのは百七十七世帯(回収率五九・〇%)。回答は無記名で質問項目は「被害額」「日野町を離れよう」と

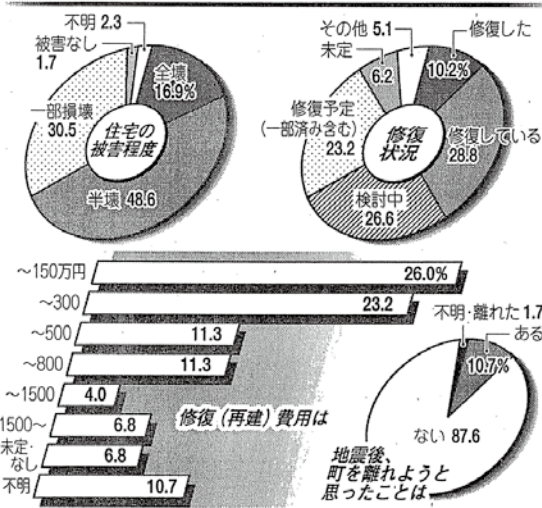
震度6強の大地震に襲われ倒壊した民家(2000年10月7日、鳥取県西伯町)



昨年十月六日午後一時半、鳥取県西部を中心に震度6強の揺れが襲った鳥取県西部地震から六日で半年が経過する。一九九五年の阪神大地震以来の大地震だったが、発生時間や強固な地盤などの幸運が重なり、奇跡的に犠牲者はいなかった。しかし、過疎の山間部にもたらした住宅被害は高齢者らに多大な経済負担を強いて、人口流出、地域社会崩壊が懸念された。県や町は住宅復興に補助金を出し、地域社会を守るうとしたが、果たして町は守られたのか。共同通信社は被害がほぼ全世帯に及んだ同県日野町の被災三百世帯を対象にアンケートを行い、実態を探った。

その結果、人口流出にめて浮き彫りとなった。日野町は中国山地の山は雨止めとなったもの、あいにあり、約千六百世帯、被災者らの不安が帯、人口約四千六百人、三人に一人は六十五歳以上

鳥取県日野町民のアンケート結果 (四捨五入のため合計が100%にならないことがある)



上の過疎の町。回答者の中や修復予定が四九・八六六・一%が高齢者で、%。作業者の不足などがうち一七・九%が一人暮らし原因で住宅復旧が進んでいない状況が明らかになった。回答によると、住宅被害は九六・〇%の世帯に一人仮設住宅に住む長尾君子さんは「見直しはしたが、大工さんがいなくなると修復中二八・八%検討中」と

自衛隊との連携緊密に 人事面や施設提供で

半年前の地震を教訓に、鳥取県は自衛隊と緊密に連携していくことで防災体制の強化を図っている。二〇〇〇年度、地域の消防団など自主防災組織の結成率は米子市で一九・三%、境港市六・六%と全国平均の五・六・一%を大きく下回っていた。同時に県は、県庁から百人以上離れた県西部の拠点として、約三百名の敷地を持つ航空自衛隊美保基地(境港市)に着目。炊き出し施設もあり、大規模災害時に避難所などとして利用できるよう同基地と協議を重ねている。

話し、目標だった春までの帰省も長引きそう。冬に作業が中断したことも響いている。県と町の支援策は①住宅再建に三百万円支給の補助金百五十万円以内。②借入金の利子補給③回答者の七・八%が補修・再建の補助金を利用している。しかし費用は半数以上が百五十万円以上を見込み、公的援助では足りない。率直に「足りずにはない」との意見がある一方「どれだけでもありがたい。補助金があることで心落ち着いた」と精神的ダメージを和らげる効果もたらした「制度を聞いて転出を思いとどまった」という例もあった。地震をきっかけに町を離れようと思ったのは一〇・七%。八七・六%は「思ったことはない」。

「防災のプロ」の助言だ。同基地の秋原雄司司令は「できる限りの協力を」と前向きな姿勢

「笑顔が出ない」「振動に敏感」

多い健康面での不安

高齢者らから聞き取り調査

県西部地震で日野町のボランティア

鳥取県西部地震の被災者支援にあたっては、聞き取り調査し、報告書にまとめた。日野町災害ボランティアセンターはこのほど、町内の高齢者世帯、仮設住宅入居世帯から震災後の生活状況や困り事などを聞き取り調査し、報告書にまとめた。調査は、二月中旬から三月中旬にかけて実施。調査対象は、六十五歳以上

上の独り暮らしの高齢者世帯百三十四と七十歳以上の高齢者世帯百三十九、仮設住宅への入居世帯二十六の計二百九十九世帯。報告書によると「地震の後遺症で笑顔が出ない」「中の走る音や振動に敏感になった」などと

精神的不安を訴える人が見られ、地震を機に健康面で不安を募らせる高齢者が多いことが分かった。町外に住む子供や親せきの元への転居を考えている人が少なくない。また、高齢者世帯の八割以上で住宅などの補修が進んでおらず、うち約

二割は予定も立っていないと回答。「県の住宅補償制度は助かった」と歓迎する一方で、仮設住宅入居者を含め経済的負担に悩む人が多い。ボランティアセンターの活動については、約八割が認知しているが、利用した人は四割前後にとどまっている。「ボランティア活動自体が住民になじみが薄く、戸惑いがあった」と分析している。同センターでは今後の活動について「精神的ケアを含め、普段から相談相手になるなど、個別に対応することが必要。ボランティア活動を地域で支えていくことが求められる」としている。



ネットワークの設立に参加したボランティアたち

広範な活動連携 ネットワークが発足

「日野ボランティア・ネットワーク」の発足会が十四日、日野町黒坂の町公民館で開かれた。鳥取県西部地震で芽生えたボランティア精神を引き継いでいこうと旗揚げしたもので、約四十人のボランティアが出席し、今後の運営方針などについて話し合った。同ネットワークは、町

内外でボランティア活動に取り組み個人や団体が連携。日野町災害ボランティアセンターへの支援を中心とした広範な活動と、ホームページで震災復興状況の発信を行う。発足会では、日野町の独居、高齢者世帯、仮設住宅入居者など約三百世帯を対象に行った聞き取り調査の結果を報告。

「地震の後遺症で、笑顔が出ない」などの報告があった。ネットワークでは「それぞれが今取り組んでいる活動を中心に連携し、何かあった時に協力できる態勢をつくりたい」と話し、今後は定期的に会合を開いていく。

観光客前年 44万 6000人減

昨年の入り込み県まとめ

県西部地震で 大山や花回廊響く

鳥取県観光課は二十一日、二〇〇〇年の県内への観光客入り込み状況をまとめた。観光客数は八百五十九万八千人で、鳥取県西部地震や兵庫県で

開かれた「淡路花博」の影響を受け前年に比べ四十四万六千人(4.9%)減った。減少率は県が一

九四四年に調査を始めて以降では第二次オイルシ

富海岸・岩井温泉周辺(岩美町、福部村の一部)も9.4%減った。温泉地では鳥取温泉(鳥取市)と東郷温泉(東郷町)以外は前年を割り込んだ。東郷温泉は新しい施設のオープンで50%近い大幅増となった。

観光客の内訳は日帰り客が六百三十一万人、宿泊客が二百二十九万人。発地別では、県内からがほぼ半数、近畿と中国地方からが二割ずつとなっている。観光消費額は八百九十三億円で、前年に比べ五十二億円減った。

地域別観光入り込み客数

広域エリア名	入り込み客数(千人)	前年比(%)
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	1,224	109.9
浦富海岸・岩井温泉周辺	441	90.6
八頭	244	88.4
とっとり梨の花温泉郷周辺	1,624	96.7
東伯耆周辺	785	128.7
米子・皆生温泉周辺	1,457	97.8
境港周辺	1,451	87.5
大山周辺	1,241	77.5
奥日野周辺	131	102.3
計	8,598	95.1

ヨックで5.3%減少した七九年に次ぐ高さとなった。県内の観光客の大幅減は、県西部地震の影響などで皆生や大山など大観光地が多い県西部が前年より六十万(12.3%)減ったことが要因となっている。

中でも、大山周辺(西伯耆と日野郡の一部)が22.5%の大幅な減少となった。昨年三月から九月まで開かれた「淡路花博」と十月に発生した県西部地震の影響で、とっとり花回廊の入場者が前年の百六万人から半分以上の五十万人に減ったのが響いた。また、県内最

大の温泉地・皆生温泉(米子市)の入湯客は五十万人で、10%減った。境港周辺も「水木しげるロード」を除いて振るわず12.5%減となった。県東・中部全体では昨

鳥取県西部地震考える県民大会

「力を合わせて頑張ろう」
復興宣言力強く
モニュメントを開幕



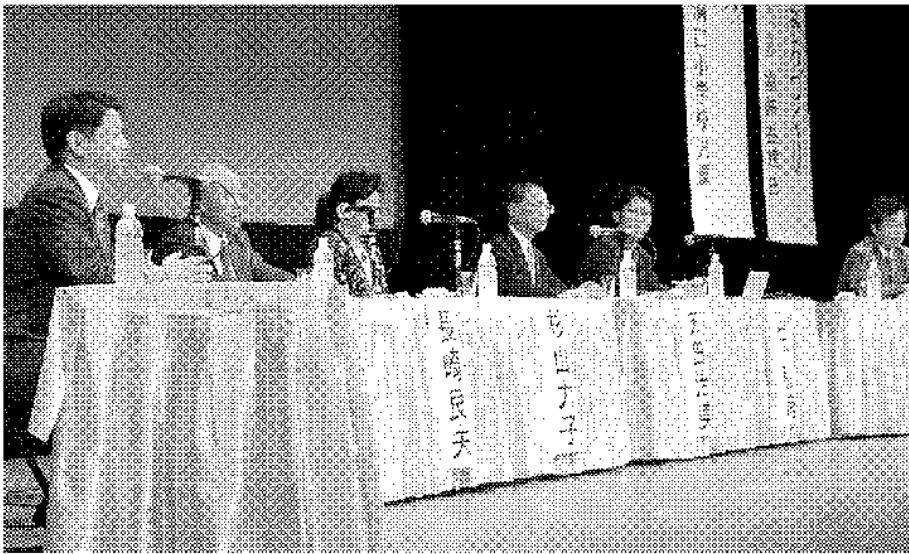
「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会が、地震から丸一年を迎えた六日、JR米子駅前の米子コンベンションセンターで開かれた。参加者が「元氣いっぱい鳥取県！ みんなで力を合わせて頑張ろう」と復興宣言し、米子コンベンションセンターに復興の象徴として設置されたモニュメントを除幕した。
(鳥取地域総合面に関連記事)

鳥取県西部地震の1周年を記念して制作した復興モニュメントを見る片山善博知事ら＝6日午後、米子市

大会は県が主催し、県内各地から千数百人が出席。片山善博知事が「われわれは地震で手痛い打撃を受けたが、教訓も得た。風化させることなく、災害対策に生かしたい」とあいさつした。
「西部地震を乗り越えて」をテーマにした討論では、西伯町の坂本昭文町長が「地震を通し、町職員が住民の生命、財産を守る使命を強く感じた。二十一世紀の地方分権に生かしたい」、日野ボランテニアネットワークの結成にかかわった日野町文化センターの松田暢子所長が「震災は大変な経験だったが、町が元気づく活動に生かしたい」と強調した。

産業基盤が被災した日野町下榎農用地利用改善事業組合の坂本達美組合長は「行政の力強い支援があった。今後は集落が知恵を出し合い、地域農業を守りたい」、カワバタ印刷(境港市竹内団地)の川端広社長は「人間は傷つくほど強い力がわく。不況の中だが、竹内で着実に頑張りたい」と決意を披露した。
液状化現象で住宅が傾いた安倍彦名団地(米子市)の復興に当たった中ノ海二区地震被災復興委員会の矢野博司委員長は「地域のコミュニケーションや互助の精神をさらに大切にしていきたい」と語った。続いて山郷小(智頭町)、日光小添谷分校(溝口町)、日野中(日野町)の児童・生徒が復興に向けた取り組みを発表。最後に、根雨小(日野町)の児童と討論の参加者らが復興宣言を力強く唱和した。

コンベンションセンターの玄関ロビーには、米子高校総合学科で陶芸を選んでいる生徒が制作した陶製の復興モニュメント「まなざし」あすへの希望」を設置。大会終了後、制作した生徒や片山知事らが除幕した。



片山知事（左）をコーディネーターに「住み続けたいまちづくり」と題したパネルディスカッション＝28日、米子コンベンションセンター

災害に強いまちへ意欲

県西部地震2周年県民大会

米子

「鳥取県西部地震2周年県民大会」が二十八日、JR米子駅前の米子コンベンションセンターで開かれ、基調講演やパネルディスカッションで、災害に強いまちづくりについて語り合った。

大会は昨年に続き県が主催。約六百五十人が出席し、片山善博鳥取県知事が「二年が過ぎようとしている中、いつまでも忘れず、災害を教訓として、地域の安全を考えるようにしたい」とあいさつした。

基調講演として、阪神淡路大震災を教訓に神戸

大学都市安全研究センターの室崎益輝教授が「被災体験を生かしたまちづくり」と題して「最大の教訓はみんなで助け合ったこと。日常の問題として、元気で豊かでないまちを自分たちでつくりだす、結果的に防災へもつながる」と話した。

「住み続けたいまちづくり」をテーマとしたパネルディスカッションには、五人のパネリストが出席。二〇〇〇年三月の有珠山噴火で被害に遭った北海道虻田町の長崎良夫町長が「災害では住民をいかに早く的確に避難

させるかに尽きる。素早く決断することが重要だ」と陣頭指揮をとった経験を話した。

県西部地震の被災地を代表して鳥取県日南町の矢田治美町長が「将来の町への人材養成を目指し、町民の安否確認のシステムづくりや情報網の整備に取り組みたい」と防災に強いまちづくりを目指す抱負を語り、日野ボランティアネットワークの山下弘彦さんが「各家庭の情報を把握して、大事にすることが必要。お年寄りが見守られていると感じる町づくりを」と高齢化が進む中山間地での新しいまちづくりを提言した。

同会場では二十九日も引き続き、県西部地震被災パネル展を開催している。

「仮設住宅 寂しくなかつた」

鳥取県西部地震の発生から二年がたち、日野町黒坂の黒坂小学校校庭に設置されている仮設住宅の入居者は、独り暮らしの古川鶴子さん（まだけ）となった。「大勢の人たちから声を掛けてもらい、寂しくなかつた」と二年間を振り返る。

古川さんは、仮設住宅から約五百メートル離れた同町中菅で被災、家が傾き住めなくなった。大阪や米子で暮らす息子や娘から「一緒に住もう」と誘われたが、「遠くに行くと墓や仏壇を守れなくなる。息子が数年後に帰ってくるなら」と、日野町にとどまるため仮設住宅に入る決心をした。

仮設住宅には愛犬のマルチーズ「ナナ」と同居

最後の1人となった 日野の古川さん



新しい生活を心待ちに愛犬ナナと暮らす古川さん＝日野町黒坂

大勢の人が声掛ける

撤去迫り新しい生活待望

し、畑仕事をしながら居していた黒坂の仮設住宅から目を追うこと。日々を送る。十六戸が入居も、震災後一年を過ぎに入居者が少なくなっ

た。

しかし、仮設住宅を出

ていった人から毎日のように「寂しくないか」と電話があり、買い物や畑に行くこと「元気か」と声を掛けられる。「この二年間、寂しいとは思わなかったけど、いよいよ一番後になったなあ、という思いが強い」と古川さん。

町によると、仮設住宅は町内四カ所に合計四棟二十八戸を建設したが、入居者がいなくなつたところから随時撤去。今月二十五日が入居期限となっており、年末にかけて施設は撤去される予定。古川さんは現在建設中の町営住宅に入居を希望している。

仮設住宅に別れを告げる日が近づき「ボランティアの人には花やもちを持ってきてもらった」と記憶もよみがえるが、「ここでは何か落ち着かず、早く出たい気持ち強い」と新しい生活を心待ちにしている。

3年2カ月ぶり県道復旧

二〇〇〇年十月六日の鳥取県西部地震で不通になっていた鳥取県日野町久住地区の生活道路・県道菅沢日野線の復旧工事が終わり、五日、現地で開通式があった。同地震の最大被災地・日野町は十一月三十日、県道復旧を見越し復興宣言式をしており、三年二カ月ぶりの県道復旧により、町が地震前の姿に戻った。



復旧工事箇所を視察する片山善博知事（左から三人目）ら関係者
 〓鳥取県日野町久住の県道菅沢日野線

鳥取県西部地震で不通・菅沢日野線(日野)

う回の不便解消 久住地区民喜び

県道は標高五〇〇以上にあり、十八戸六十四人が暮らす久住地区と町部の黒坂地区を最短で結ぶ。地震で一・四が土砂崩れなどを起こし、久住―黒坂間三・五が不通になった。それまで車で五分余りだったのが、地震後は国道や林道を大きく回すしかなかった。道路脇が国有林のため、県と鳥取森林管理署が合同で、今春の開通を目指し工事を進めたが、路盤がもろく新たに斜面や路肩の崩壊があり完成が遅れた。一部区間は災害復旧に合わせて拡幅、カーブの線形を緩やかにした。事業費は十二億七千万円。

住民など約五十人が出席した式で、片山善博知事が「久住の皆さんは長い間、難儀をされたが、

ようやく完成した。今後は安心して暮らせる地域づくりを、いそいそと進めたい」とあいさつ。テープカット後、全員が現地を歩いて視察した。同地区の上谷春自治会長(五三)は「この三年間は

不自由で、慣れ親しんだ県道の復旧が待ち遠しかった」と開通を喜んだ。

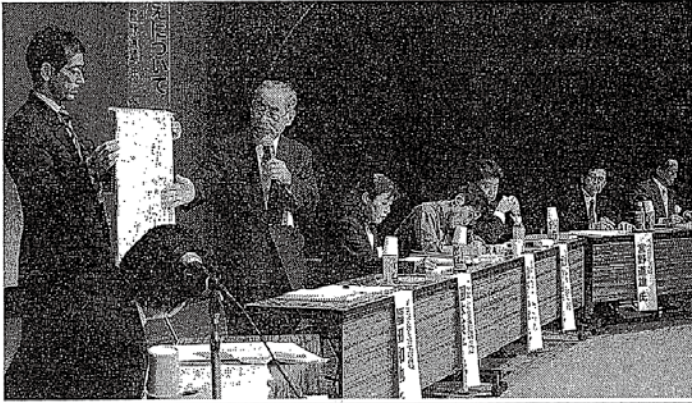
経験忘れず、皆で共有

日野で地震フォーラム

地域で減災努力を

反省や得たものの再確認

県西部地震で深刻な被害を受けた日野町で六日、「県西部地震から五年フォーラム」（県、日野町主催）が開かれた。震災で得た教訓の再確認を通じて、地域における防災力の向上を図るねらい。地元住民らが震災時の体験を語りながら地域防災の重要性を指摘し、参加者は五年目から始まる震災後の新たな日々に向けて、意を強めた。



震災時の状況を紹介するパネリストら。六日、日野町根雨の町文化センター

大阪市立大学の宮野道一氏について「地域防災と雄教授が「減災への心構え」をテーマとし

て基調講演したほか「地震災害に備えるために」みんなを救えるのはあなたをテーマとする座談会が主な内容。約二百五十人が参加した。座談会のコーディネーターを務めた片山善博知事には四人のパネ

事は「震災の貴重な経験や教訓を忘れず、共有することが大切」とあいさつ。災害時における減災のためには地域の防災力を高める必要があるとテーマを説明した。座談会には四人のパネ

リストが出席。このうち、同町黒坂地区自主防災委員会の福田和也会長（67）は、地震前から盛んだったまちづくり活動が被災時に奏功した例を引いて「高齢化率が四割を超え

「倒壊家屋などから生存救出される可能性が高いのは発生後三日間。発生直後では地域住民による救出が奏功する」として、地域防災システム構築の必要性を説いた。

「被災当初に住民がボランティア活動を速断したり、警戒した実例を語り「ボランティアの支援を受け入れる住民啓発も不可欠」と提言した。基調講演では宮野教授が「倒壊家屋などから生存救出される可能性が高いのは発生後三日間。発生直後では地域住民による救出が奏功する」として、地域防災システム構築の必要性を説いた。

自主防災

県内組織率5割強

設置進まず全国下回る

鳥取県西部地震から五年たつが、県内では災害時に初動対策を担う自主防災組織結成の立ち遅れが目立っている。都市化による地域の連帯感の低下、過疎化による人材や資金の不足など問題は多いが、防災に関する専門知識を持つ防災士の活用など、地域防災力の向上には工夫の余地があると指摘も多い。

県内には今年四月現在で約二千の自主防災組織があるが、世帯数から見た組織率は55.6%。四月現在（一〇〇三年）を下回っている。一九九五年の阪神大震災後には一時急増したが、その後は横ばい傾向。さらに数字では表れない組織の形骸（けい）化も指摘される。これについて、県の衣

笠克則防災監は「モデルとなるような地区も増えたり、これからの波及が期待できる」と語る。県西部地震が発生した六日を目指して、境港市では竹内町自治会（湯中義人会長）が自主防災部を結成するなど、地震をきっかけに住民自らによる活動も広がっている。

織率は20〜30%台と県内最低レベル。日南、智頭両町では今年に入ってから組織整備が進んだが、これらは昨年の台風被害が契機となった。必ずしも震災の経験が生かされているとは言えず、衣笠防災監も「常日ごろから危機意識を持つよう訓練への市民参加を増やしたい」としている。震災の記憶を風化させ

らを中心に約百人いる。救急救命など専門知識を学んでおり、鳥取本町郵便局の黒田敏博局長は「災害時は、住民だけでなく、ただのことができないが問われる。われわれの力を活用してほしい」とアピールしている。

検証 鳥取県西部地震

第1部 ②

◆液状化で「泥の海」
 「津波が来るかも知れないので、出来るだけ速く逃げてください」
 震度6強の激しい揺れに見舞われた境港市の竹内工業団地。地ビールレストラン「境港ビアガッセ」の室崎栄一店長(45)は6日午後1時半の地震発生直後、お客さんに大きな声で呼びかけた。埋め立て地にある団地は、津波がくればひとたまりもなからう。地震当時、幸い屋敷のビークは過ぎており、大きな混乱はなかった。従業員ら自宅に帰した後、周りを見て初めて液状化に気づいた。泥は見る間にあふれ出し、一時は厚さ30センチにまでなったという。鳥取県西部地震で、液状化現象による被害が最も大きかった竹内工業団地。

境港・竹内団地

鳥取県が1974年から90年までに約250億円を投じ、128軒の海を埋め立てた大事業だが、大地震では埋め立て地のもろさを露呈した。

◆遅れの回復に懸念
 団地で最も大きな被害が出たのは、ガスや上下水道など地下の配管だった。

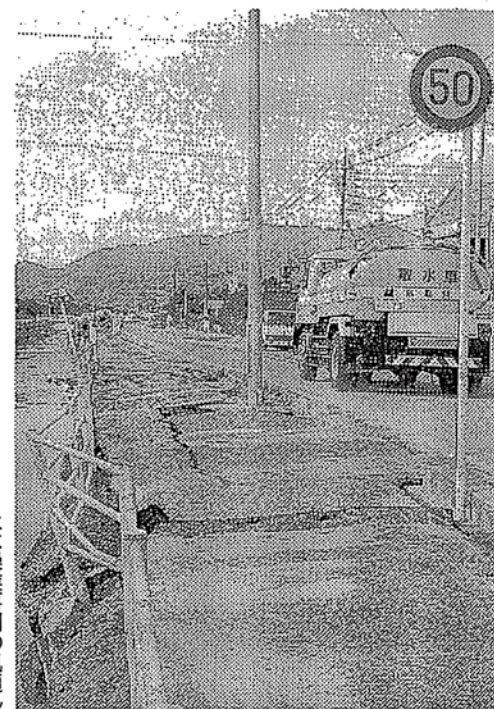
魚介類の加工品を製造している「小林魚類」(小林政夫社長)。工場自体の被害は軽かったが、排水処理を十分に行えないため、工場の稼働率を落とさざるを得ない状況が

進出企業の8割が被害

応急処置で操業続ける

印刷(川端広社長)は、床面に段差などが生じ、今の場所での操業が出来なくなったため、市内の仮設工場での操業を16日から始めた。「取り引きも続けないといけないし、従業員を遊ばせておく訳にはいかない」と仕事の遅れを取り戻すのに

「誘致した責任がある」「こんなに被害が出ると



現在でも被害のつめ跡が残る竹内工業団地

は思わなかった」。地震発生から2週間。団地の関係者からは、県に対する不満やいら立ちの声も聞かれ、「今後、団地に進出する企業はなくなる」と心配する意見もある。

しかし、企業からは「他人の助けを待っている時間はなく、まずは自らの力で復興に努めるしかない。責任問題や金銭的なことは後からでも何とかする」と力強い言葉も出始めている。

地ビールレストラン「境港ビアガッセ」。店内は客席が傾くなど大きな被害を受けたが、建て替える必要はなく、補修で対応できる見通しだ。現在は敷地内に仮設事務所を設け、復旧工事も順調に進んでいる。

「一刻も早く団地が元の姿に戻り、お客様においしいビールを飲んでもらいたい」。室崎店長は復興へかける思いを熱く語り続けた。

【阿部 雄介】

検証 本 県西部地震

第1部 ③

◆大漁から4日で暗転
1992年から5年連続で水揚げ日本一を記録した漁業基地・境港。しかし、主力のマイワシの不漁が続き、昨年は全国6位でピーク時の4分の1と低迷した。そんななか、今月2日の水揚げが2000トを超え、大漁旗が半年ぶりに市役所に掲げられた。

漁港に活気が戻り、「大漁が続いてくれれば」と関係者が期待をかけたから、わずか4日後の大地震だった。

通称カニ岸壁と呼ばれる「3号岸壁」が隆起

漁業基地・境港

◆大漁から4日で暗転
1992年から5年連続で水揚げ日本一を記録した漁業基地・境港。しかし、主力のマイワシの不漁が続き、昨年は全国6位でピーク時の4分の1と低迷した。そんななか、今月2日の水揚げが2000トを超え、大漁旗が半年ぶりに市役所に掲げられた。

漁港に活気が戻り、「大漁が続いてくれれば」と関係者が期待をかけたから、わずか4日後の大地震だった。

通称カニ岸壁と呼ばれる「3号岸壁」が隆起

カニ解禁へ暮る不安

し、亀裂が走り、屋根を支えている柱が持ち上がってしまっている。周辺の道路にも、陥没、ひび割れなどがあちこちに見られる。

の水揚げを誇るベニズワイガニ。3号岸壁に隣接する5号岸壁の応急復旧工事で、水揚げは出来るようになった。しかし、雨よけの屋根の幅は

自主規制の水産業者 岸壁復旧に期待

県漁港課によると、他の岸壁も含めた港湾施設の被害だけで約8億円に上る。現在、地盤への影響を調べるボーリング調査が進められているが、県水産事務所の本山達雄所長は「完全復旧に1年はかかるだろう」と話す。

◆ベニズワイを直撃 全国シェアの7〜8割

しかし、地震は水産加工施設へも広がって

り、せっかく水揚げしても、加工が追いつかない状態だ。鳥取、島根両県でつくる「かにかご漁業組合」は、所属漁船を水揚げ後すべに出漁させず、入港日を含めて4日間は休漁する自主規制を続けている。

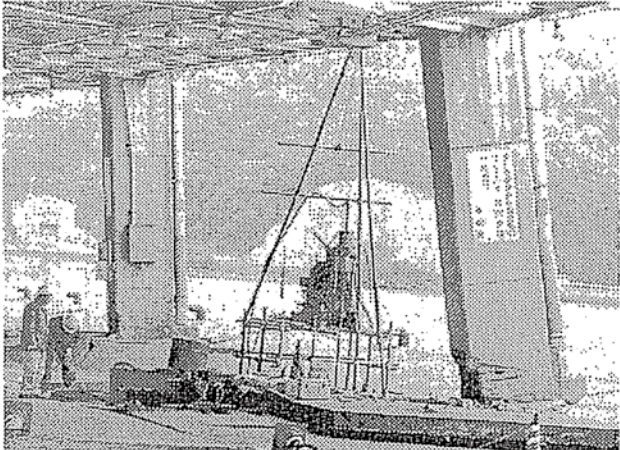
県漁連境支所の池淵秋雄支所長は「カニを持ち帰っても、加工場の生産能力は60%まで落ちてい

員210人）は地震翌日の7日、水産加工会社137社に対して被害調査を実施した。協会の米村健治・専務理事は「半数の会社から回答があった。『明日からでも再開出来る』という会社も多々、さほど心配はしていなかった。しかし、実際にラインを動かしてみたら、30分で機械が動かなくなったり、などの報告が

「松葉ガニへの影響? それは分からない……」

◆深刻な施設被害 境港水産振興協会(会

県水産課の18日現在の



復旧には相当時間がかかりそうなる3号岸壁

被書まごめでは、境漁港の卸売市場、水産加工や冷凍冷蔵施設、水産加工品などの被害は11億円を超えた。

× × ×

境漁港の水揚げ速報によると、大漁旗が舞った2日の水揚げ量は2135ト。主力のまき網はほぼ通常の漁に戻っており、17日には1680トの水揚げを記録した。しかし、ベニズワイに限る

【松本 健男】

検証 鳥取県西部地震

第1部④



陥没した畑。不安の中でニンシンの間引き作業が進む

◆一面の液状化現象
「畑が大変なことになってるらしいぞ」
米子市彦名新田の彦名干拓地でタバコを作る男性(49)＝同市彦名＝は地震発生直後、近所の人の言葉に胸騒ぎしながら自分の畑に行ってみると、液状化現象で大きな水たまりのようだった。タバコの裏作として植えたニンシンの苗が点々と水から顔を出していた。

「全滅だ」。ただぼう然と立ちすくみ、畑を見やるだけだった。
彦名干拓地への入植開始は1992年。大規模な集約農地で作業効率が上がる「21世紀の農地」として、県農業開発公社が売り出し

た。
「前から持っていた土地は、住宅地に近くて思うように土壌消毒ができなかった。干拓地にかけてみようと思っただけ」
この男性は、先祖代々受け継いだ自宅近くの畑で、約2億円の作物そのものの被害を大きく上回っている。
液状化で海水が噴き出したことなどによる塩害は、目には見えない被害だけに農家を悩ませる。干拓地の主産品のタバ

を休ませ、3年前に干拓地でタバコ栽培に取り組むことを決めた。しかし、21世紀を目前に、「夢の農地」は思わぬ大地震に襲われた。

「夢の農地」に不安広がる

主産品の 来春には塩分除去へ タバコ

コは、葉に含まれる塩分濃度に厳しい基準がある。塩分が多いと有毒物質が発生し、商品にならない。
県農林水産部経営指導課によると、塩害を防ぐためには、50mmの降雨に相当する量の水をまき、塩分を地中深くに流し込む必要があるという。同

課はスプリングローによる散水などで、タバコ栽培が始まる来春4月までには、塩分の大半を除去できると見込んでいる。
◆暗きよのシレンマ
干拓地には、排水のため水路(暗きよ)が地下80～90cmに埋設されている。県水干拓地方農林振興局地域整備課による

と、彦名干拓地約100畝のうち80畝、弓浜干拓地約107畝のうち20畝の暗きよの排水施設に、段差が出来るなどの被害が出たとみられる。
排水ができないと水がたまり、作物が根腐れを起す。農家は「早急に直してほしい」とあせるが、畑ではニンシンの栽培中

培中で、ムギの種まきも始まっている。「農地を全面的に掘り起こして調べるわけにもいかず、被害態がどれほどか…」と、彦名干拓地営農組合(112農家)の三島伸治・組合長。これに対し同課は「暗きよの修復などは作付けの状況を見ながら進めるしかない。干拓地全体が地震前の姿に戻るのには、2年かかるだろう」と見通しを語る。

◆見えない先行き
「自己負担があるなら、この畑をあきらめるしかない。みんな投げ出すよ」彦名干拓地でダイコンを栽培していた男性(51)

「借金返済しながら生活費を稼ぐのがどれだけ大変か……。みんなきりぎりやっている。これで作物が出来なかったら、家がつぶれる。まして農家の自己負担になれば……」
米子市内のホテルで16日、農、漁業関係団体が谷洋一農相に直接支援を要請する会合が開かれた。三島営農組合長は「ヘドロを埋めたくて作った欠陥農地だ。造成した国に責任はないのか」と農家全体の気持ちを代弁した。

「土の中のニンシンがうまく育ってくれるか……。見えないだけに不安。でも、先が見えないことが一番不安だよ」
ニンシンの間引き作業をしていた男性のつぶやきが心に響いた。
【青木 勝彦】
(第一部おわり)

「借金を返しながら生活費を稼ぐのがどれだけ大変か……。みんなきりぎりやっている。これで作物が出来なかったら、家がつぶれる。まして農家の自己負担になれば……」
米子市内のホテルで16日、農、漁業関係団体が谷洋一農相に直接支援を要請する会合が開かれた。三島営農組合長は「ヘドロを埋めたくて作った欠陥農地だ。造成した国に責任はないのか」と農家全体の気持ちを代弁した。

「土の中のニンシンがうまく育ってくれるか……。見えないだけに不安。でも、先が見えないことが一番不安だよ」
ニンシンの間引き作業をしていた男性のつぶやきが心に響いた。
【青木 勝彦】
(第一部おわり)

「借金を返しながら生活費を稼ぐのがどれだけ大変か……。みんなきりぎりやっている。これで作物が出来なかったら、家がつぶれる。まして農家の自己負担になれば……」
米子市内のホテルで16日、農、漁業関係団体が谷洋一農相に直接支援を要請する会合が開かれた。三島営農組合長は「ヘドロを埋めたくて作った欠陥農地だ。造成した国に責任はないのか」と農家全体の気持ちを代弁した。

「借金を返しながら生活費を稼ぐのがどれだけ大変か……。みんなきりぎりやっている。これで作物が出来なかったら、家がつぶれる。まして農家の自己負担になれば……」
米子市内のホテルで16日、農、漁業関係団体が谷洋一農相に直接支援を要請する会合が開かれた。三島営農組合長は「ヘドロを埋めたくて作った欠陥農地だ。造成した国に責任はないのか」と農家全体の気持ちを代弁した。

干拓地被害

社が売り出し

施設被害は計約17億円

同

同

同

同

同

検証 県西部地震

第2部 ①

県西部地震は阪神大震災（1995年1月）以降、全国の自治体で見直しが進んだ防災体制が初めて試された地震でもあった。第2部では、県はじめ行政の対応を検証しながら、課題、問題点を探る。

◆手間取る情報集計

地震が発生した6日午後1時30分。鳥取市東町の県庁本庁舎3階の知事室で、「まちなみ整備コンテスト」の表彰式を終えた片山善博知事は、入賞した鳥取、倉吉、鹿野各市町の住民6人と懇談中だった。県内の最高震度は「6強」。職員が知事にメモを渡し、県庁は非常態勢に入った。

県の初動

地震発生と同時に第2庁舎3階会議室に対策本部を設置。午後1

混乱した被害状況把握

職員「体動かす訓練必要」

時50分には県消防防災ヘリコプターによる上空からの調査が指示された。

片山善博知事は午後2時9分に対策本部に入り、29分には自衛隊に災害派遣要請。40分ごろに森喜朗首相からの電話を受けている。

表面的にはスムーズに見えた初動対応だったが、被害状況の把握、集計は混乱した。

計画では、防災危機管理室の職員6人が情報収集や集計にあたるはずだったが、連絡調整で手いっばいで、「そこまで手が回る状況ではなかった」（岩下文広・防災監）からだ。

市町村振興課が市町村情報の集計を、各課からの応援職員が県各部収集

の情報集約に当たる態勢が整ったのはその日の夜だった。

初の大地震で各部署が一斉に情報集めに走ったことが、逆に混乱に拍車をかけた。重複情報も多く、整理、集計に手間取った。

◆マニュアル見直し直後

「県が作った防災計画というのは、いざ災害があった時には、マニュアルとしてではなく機能しないことがよく分かりました」



片山知事ら幹部が常駐した県災害対策本部

片山知事のこの言葉は、今回の地震後ではない。今年5月23日に県幹部職員を中心に実施した防災訓練を受け、7月の県議会で議員の質問に答

た。災害の際に対策本部が設置されることが決まっていた新館2階の会議室は広さ約70平方メートル。職員は床下に埋め込まれてい

「県が作った防災計画というのは、いざ災害があった時には、マニュアルとしてではなく機能しないことがよく分かりました」

た。災害の際に対策本部が設置されることが決まっていた新館2階の会議室は広さ約70平方メートル。職員は床下に埋め込まれてい

た米子にきていた本庁職員だった。消防防災課勤務の経験があり、接続口の場所を覚えていた。その場に居合わせた職員は「もし、彼がいなかったら、対策本部の実質的な立ち上げが1時間は遅れていただろう。体を動かさない訓練では、いざという時には役立たないことを実感した」と振り返った。

【田中 成之】

〓つづく

検証 鳥取県西部地震

第2部

トップダウン

対策本部では、知事以下、出納長や各部長らが長机を

「それじゃあ、30分で県庁第2庁舎3階の県災害対策本部。地震後しばらく、片山善博知事がこんな指示を出す光景がしばしば見られた。知事の姿勢は部長たちにも及び、「今日中でいいですか」と尋ねる部下に、「11時間でもんだ」と部長が指示する場面も。

市町村長名で発行されるの証明について、県の支援方法を話し合った。まず、被災者への県

的に現れたのが地震7日目の12日午前の会議だった。

今度市町村に提供する証明書のひな形について部長たちが議論し、2時間弱で証明書の書式、該当する制度の抽出が完了。すぐに市町村にファクスなどで通知された。

防炎危機管理室を今年4月に設けて、県の防災体制を強化した。

これまで年一回だった県主催の防災訓練も今年度は6回予定され、地震前の5、7、9月に実施

されたところだった。特に7月の図上訓練は「島根県東部を震源としたマグニチュード7.2の地震で米子市が震度6強」という想定で、今回の地震と酷似していた。岩下文広防災監は訓練に参加した職員は少なくとも地域防災計画と行動マニュアルを読んだ。災害発生時に自分がどういう行動をすべきか

「防災計画に書いてある。しかし、むしろ、近辺で被害に遭っていないお弁当屋さんから供給してもらおう方が現実的だろう……」

片山知事が7月5日の県議会でごう答弁する直前の6月30日、県はホームセンターや弁当業者、大手スーパーなど23業者（現在は26業者）と、弁当などの食料、衣類、防水シートなどの生活用品など50品目について「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結した。「災害発生前の適正価格を前提に、県が業者から物資を調達できるとする内容で、支払いを後回しにした信用取引がスムーズに行える。

阪神大震災以降の防災体制見直しで、災害時の物資確保策は大きな懸案だった。しかし、一定の在庫確保を求める県と、

コスト削減のため在庫をなるべく残したくない業者との話し合いはなかなか進まなかった。

交渉が動き始めたのは、防災監ポスト創設後、窓口が一本化し、県内の在庫にこだわらない形がよくやく合意にこぎつけた。

地震後、この協定が大きな力を発揮した。県民生活課の担当者は「協定があったために、業者も腹をくくってくれたと思う。広島、岡山などにある本社との交渉もつまへ出来た」と話す。弁当発注を担当した生産流通課職員も「協定がなかったら、拝み倒すしかなかった」。

地震が起きた6日は金曜日、翌7日から体育の日の9日まで3連休だったが、被災地への物資供給はおおむねスムーズにいった。【田中 成之】

防災強化 職員の危機意識向上

片山イズム 真価発揮

◆素早い意思決定 「それじゃあ、30分で県庁第2庁舎3階の県災害対策本部。地震後しばらく、片山善博知事がこんな指示を出す光景がしばしば見られた。知事の姿勢は部長たちにも及び、「今日中でいいですか」と尋ねる部下に、「11時間でもんだ」と部長が指示する場面も。

困っていた。部長同士が部をまたぐ問題を議論し、片山知事がすぐに決定を下すことも多かった。

の生活支援制度で、申請の際に炎証明が必要なものも調べることにになり、片山知事が「該当する制度を30分で調べて」と指示。報告を受けた後、

防災体制強化を公約の一つに掲げ、昨年4月に就任した片山知事。防災専門の防災監ポストを7月に新設、消防防災課から防災部門を独立させた

た。岩下文広防災監は訓練に参加した職員は少なくとも地域防災計画と行動マニュアルを読んだ。災害発生時に自分がどういう行動をすべきか

片山知事が7月5日の県議会でごう答弁する直前の6月30日、県はホームセンターや弁当業者、大手スーパーなど23業者（現在は26業者）と、弁当などの食料、衣類、防水シートなどの生活用品など50品目について「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結した。「災害発生前の適正価格を前提に、県が業者から物資を調達できるとする内容で、支払いを後回しにした信用取引がスムーズに行える。

地震後、この協定が大きな力を発揮した。県民生活課の担当者は「協定があったために、業者も腹をくくってくれたと思う。広島、岡山などにある本社との交渉もつまへ出来た」と話す。弁当発注を担当した生産流通課職員も「協定がなかったら、拝み倒すしかなかった」。

検証 県西部地震

第2部 ③

◆無防備だった郡部
 トイレ・トイレレットペ
 ーパー18カ所(782
 人分)、ストーブX25(1
 カ所5個)、食料・水(お
 かず・汁物782人分)。
 毛布は今不足
 しているが、
 避難者が増え
 る可能性があ
 り、予備がほ
 しい。民家の
 屋根の破損の
 補修シート1
 000枚、メ
 ンタルケアの
 相談員(明日
 以降)
 X X
 地震発生か
 X X
 山間部の被災地で、避
 難状況、必要物資を最も
 的確に素早く把握した西
 伯町。しかし、皮肉にも、

ら10時間後の6日午後11
 時半。西伯町が県に求め
 た必要な資材だ。午後10
 伯町。しかし、皮肉にも、
 難状況、必要物資を最も
 的確に素早く把握した西
 伯町。しかし、皮肉にも、
 議会。「備えはなかった
 のか」との町議の追及に、
 町幹部はこう答えるのが
 精いっぱいだった。
 阪神大震災(1995
 年1月)以降、地震の規
 模、被害想定の見直しを
 中心に、災害への対処法
 などを定めた「地域防災
 計画」の改定が全国で進
 んだ。
 に追われる中、県は物資
 調達などで前面に出る。
 県が調達した物資は23
 日午後4時までで、弁当
 5万8808食▽防水シ
 ート8350枚▽毛布3
 950枚―など。原則
 的には、県がすべて経費
 を負担する形(実際は市
 町村が一部負担)で発注
 した。

片山善博知事の方針によ
 るものだった。
 県職員も被災町村に派
 遣された。特に日野、西
 伯両町には、8〜10日に
 50〜62人の大量派遣だっ
 た。課長級も含まれてお
 り、県と町の連絡調整や
 町職員の負担軽減に大き
 な役割を果たした。
 ◆残された課題
 「町村の防災対策とい
 いますか、いざという時
 の対応を真剣に考えてい
 かなければならぬ」町
 村にも(防災への)意識
 と体制を持つてもらいた
 いという言葉をやり始め
 た時期。少し地震のほう
 が早めに来てしまった…
 …」
 片山知事は23日の定例
 記者会見で、今回地震の
 教訓を率直に指摘した。
 県によると、地震を想
 定した総合防災訓練を98
 年から3年連続実施した
 のは県西部では江府町だ
 け。東部では、鳥取大地
 震(43年)を経験した鳥
 取市、鹿野、国府岡町が
 実施していた。防災計画
 改定の遅れと合わせ、西
 部の町村に防災意識の低
 さがあったことは否定で
 きない。
 「役場職員が100人
 程度の町村に出来ること
 には限界がある。やはり
 県が前面に出なければ…
 …」。県幹部はこう実感
 を語る。
 過疎・高齢化がますます
 進む山間部。総務部長
 はじめ多くの県幹部が介
 護保険全国サミット参加
 のため西部に出張中だっ
 た。幸運にも恵まれ、
 スマートに見えた今回の
 地震への対応。しかし、
 町村の防災体制や訓練の
 在り方、県との連携など
 多くの課題も残した。
 【田中成之、青木勝彦】
 第2部おわり

地元自治体の対応に限界

防災体制・訓練など課題

時現在の避難者数は87
 8人(18カ所)に達して
 いた。この時点で県に正
 式に資材を要求した自治
 体は境港、日野、西伯の
 3市町。西伯町の要求は
 詳細で具体的だった。
 山間部の被災地で、避
 難状況、必要物資を最も
 的確に素早く把握した西
 伯町。しかし、皮肉にも、

地元には何も備えがな
 く、地元だけでは何も対
 応出来ない状況を浮き彫
 りにした。
 「食料備蓄については
 今後、業者との協力関係
 などを検討する必要があ
 る」。24日の臨時西伯町
 議会。
 片山善博知事の方針によ
 るものだった。
 県職員も被災町村に派
 遣された。特に日野、西
 伯両町には、8〜10日に
 50〜62人の大量派遣だっ
 た。課長級も含まれてお
 り、県と町の連絡調整や
 町職員の負担軽減に大き
 な役割を果たした。
 ◆残された課題
 「町村の防災対策とい
 いますか、いざという時
 の対応を真剣に考えてい
 かなければならぬ」町
 村にも(防災への)意識
 と体制を持つてもらいた
 いという言葉をやり始め
 た時期。少し地震のほう
 が早めに来てしまった…
 …」
 片山知事は23日の定例
 記者会見で、今回地震の
 教訓を率直に指摘した。
 県によると、地震を想
 定した総合防災訓練を98
 年から3年連続実施した
 のは県西部では江府町だ
 け。東部では、鳥取大地
 震(43年)を経験した鳥
 取市、鹿野、国府岡町が
 実施していた。防災計画
 改定の遅れと合わせ、西
 部の町村に防災意識の低
 さがあったことは否定で
 きない。
 「役場職員が100人
 程度の町村に出来ること
 には限界がある。やはり
 県が前面に出なければ…
 …」。県幹部はこう実感
 を語る。
 過疎・高齢化がますます
 進む山間部。総務部長
 はじめ多くの県幹部が介
 護保険全国サミット参加
 のため西部に出張中だっ
 た。幸運にも恵まれ、
 スマートに見えた今回の
 地震への対応。しかし、
 町村の防災体制や訓練の
 在り方、県との連携など
 多くの課題も残した。
 【田中成之、青木勝彦】
 第2部おわり

しかし、県内39市町村
 のうち改定が済んでいな
 かったのが5町村あり、
 いずれも被災した県西部
 の自治体だった。
 ◆前面に出た県
 地震後、地元町村が被
 害確認、避難所設置など
 に追われる中、県は物資
 調達などで前面に出る。
 県が調達した物資は23
 日午後4時までで、弁当
 5万8808食▽防水シ
 ート8350枚▽毛布3
 950枚―など。原則
 的には、県がすべて経費
 を負担する形(実際は市
 町村が一部負担)で発注
 した。
 片山善博知事の方針によ
 るものだった。
 県職員も被災町村に派
 遣された。特に日野、西
 伯両町には、8〜10日に
 50〜62人の大量派遣だっ
 た。課長級も含まれてお
 り、県と町の連絡調整や
 町職員の負担軽減に大き
 な役割を果たした。
 ◆残された課題
 「町村の防災対策とい
 いますか、いざという時
 の対応を真剣に考えてい
 かなければならぬ」町
 村にも(防災への)意識
 と体制を持つてもらいた
 いという言葉をやり始め
 た時期。少し地震のほう
 が早めに来てしまった…
 …」
 片山知事は23日の定例
 記者会見で、今回地震の
 教訓を率直に指摘した。
 県によると、地震を想
 定した総合防災訓練を98
 年から3年連続実施した
 のは県西部では江府町だ
 け。東部では、鳥取大地
 震(43年)を経験した鳥
 取市、鹿野、国府岡町が
 実施していた。防災計画
 改定の遅れと合わせ、西
 部の町村に防災意識の低
 さがあったことは否定で
 きない。
 「役場職員が100人
 程度の町村に出来ること
 には限界がある。やはり
 県が前面に出なければ…
 …」。県幹部はこう実感
 を語る。
 過疎・高齢化がますます
 進む山間部。総務部長
 はじめ多くの県幹部が介
 護保険全国サミット参加
 のため西部に出張中だっ
 た。幸運にも恵まれ、
 スマートに見えた今回の
 地震への対応。しかし、
 町村の防災体制や訓練の
 在り方、県との連携など
 多くの課題も残した。
 【田中成之、青木勝彦】
 第2部おわり

鳥取県西部地震

<1>

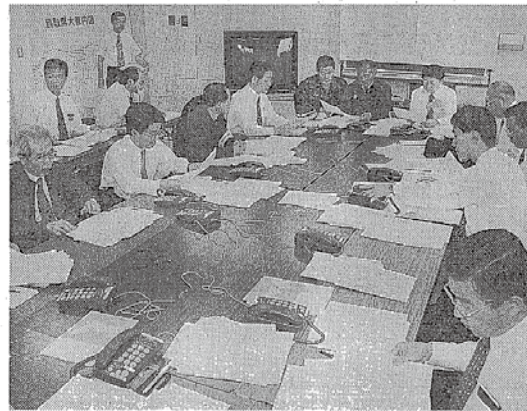
鳥取県西部地震の発生から六日で丸一カ月を迎える。平成七年一月の阪神淡路大震災を超える規模の大地震は、県土に大きな被害を及ぼし、県や市町村の危機管理のあり方を見直すきっかけとなった。行政や防災機関の初動態勢、水源対策や食糧備蓄など災害時の備えは万全だったか。被災住民への支援策など地震発生後の行政の対応を交え、県西部地震を検証する。

県の防災計画では、震度5強以上の地震が観測された場合、直ちに災害対策本部が設置される。地震発生は午後一時半。その直後から県庁第二庁舎三階の第二会議室に机やファクスが運び込まれた。本部員の各部局長が次々と集まり、午後一時五十分には「災害対策本部を設置しました」とのアナウンスが庁内に流れた。部長長の片山善博知事は二時二十九分、陸上自衛隊米子駐屯地に動員を要請した。

地震発生から自衛隊への出動要請まで一時間。しん速な対応だった。自衛隊の派遣は知事権限だが、知事が判断を下す過

初動態勢

関係機関と連携
県の岩下文広防災監は、消防、警察、自衛隊



県庁第2庁舎3階に設けられた県災害対策本部。自衛隊への派遣要請はしん速だった

県、直後に対策本部

生きた危機管理意識

実際の災害を想定した訓練は七月末にも米子市で行われ、職員の危機管理意識は高まっていた。岩下防災監は「各部署の長はいざという時、各課が何をすべきか自覚できていた。夜の時間帯でも職員は（本部に）集まってきたはず」と話す。被災地情報を集約するはずだった防災危機管理室に県外の報道機関からの問い合わせが殺到し、情報処理に手間取った。さらに、けが人などの情報局となっていた同課は手ごたえのつかぬ状態に陥った。岩下防災監は「集計

二時間は慌てたこともあったが、比較的早い時間から軌道に乗ったと思う。市町村や自衛隊との連携もとれた」と振り返る。県が五月下旬に県庁で実施した職員防災訓練の後、片山知事は地域防災計画の見直しを提案した。電気、水道がない場

所への精米の供給は現実離れしているなどの指摘がある」と改善策を指摘した。一部局を別に設ける必要がなくなった。地震で、発

「検証鳥取県西部地震」<1>～<11>
平成12年(2000年)11月6日～12日、14日～17日 日本海新聞

検証 鳥取西部地震

< 2 >

全平塚家屋千五百九十五棟、負傷者九十七人を出した鳥取県西部地震。局に石上洋二局長を本部長とする災害対策本部が発足した。全職員を召集して情報収集を開始。田中博章警防課長は「この時点で阪神大震災のような被害も頭をよぎった」と話す。

地震発生時から二十分間で指令課には四十二件の通報が殺到した。「家がつぶれそう」「日野の親せきは大丈夫かなど、精神的ショックからくるものや問い合わせのたくいも多かった。管内に配備されている十四台の救急車はフル回転で対応に当たった。

マグニチュード7.3の大きな揺れが起きた直

救援態勢

日野町下樓で住民一人



送水パイプが破損し、水圧が下がった消火栓
米子市夜見町

救出、1時間で終了

東・中部応援もつと厚く

町の二つの病院から入院患者の転院搬送の要請が相次いだ。中部、東部消防局からの救急車の派遣もあり、翌七日までに百十人の患者を管内の病院に搬送した。

甚大な被害はなく、消防関係者は一連の救助活動について「あくまでも通常の救助活動が重なっただけ」と反省点を挙げる。

しかし、想定外のトラブルもあった。米子市の内浜方面で軟弱地盤のため消火栓のパイプが破損し、水圧が下がる事態が発生。境港方面への送水に支障をきたした。今後はパイプの継ぎ目に緩衝材を付けることに対応するといふ。

今回、阪神・淡路大震災のような被害が出なかったため、初動段階では西部消防局だけの対応で済んだ。しかし、複数の場所で火災が起きたり、ビルが崩壊するなど事態が生じた時は、他の消防局からの応援が不可欠となる。

反省や課題も
また、局内の態勢にも課題は残った。池淵啓祐警防課長は「人手不足で一人が二役、三役とこなさなければならぬ」ところへ報道からの問い合わせが殺到した。情報収集が滞り、指示も遅れが

鳥取県の岩下文広防災監は「中部広域、東部広域の応援隊をもっと集結させ、余裕をもった態勢を組むことが大切だった」と思う。身近なところに消防警員がいることは被災住民の安心につながる」と指摘している。

(鳥取県西部地震取材班 岡崎慎也・沢田圭太郎)

検証 鳥取県西部地震

<3>

会見町では、今回の地震で水道水の水源が濁り、約一週間飲料水が不足する事態となった。町は水道管の破綻などによる断水は予想していたが、水源が泥水で濁る事態はまったく想定外の出来事だった。安定した水道水源の確保が今後の課題として残った。

会見町では、今回の地震で水道水の水源が濁り、約一週間飲料水が不足する事態となった。町は水道管の破綻などによる断水は予想していたが、水源が泥水で濁る事態はまったく想定外の出来事だった。安定した水道水源の確保が今後の課題として残った。

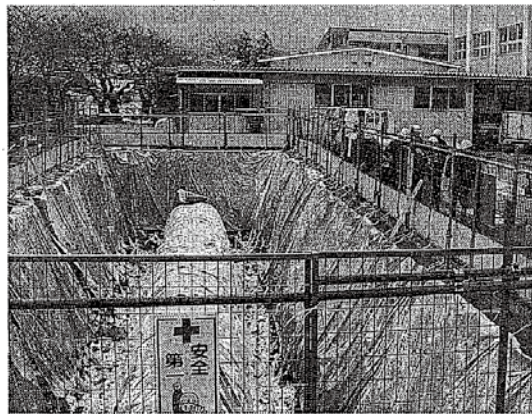
多くなっていたのが不幸中の幸い。助かった」と振り返る。湧水は地震の揺れなどで濁ることがあり、回復には揺れが収まった後、最低一週間以上が必要となる。同町では、ライフライン確保のため、新たな地下水型水源確保を検討している。

余裕生んだ備え
一方、今回の震災では

ライフライン

同町では、地震で破損した水道パイプの修理は当日夜までに完了。しか
その後、町内各所から「泥のような水が出る」の苦情が相次いだ。調
べてみると、町内の大半の生活水を賄っている滝
山水源から泥水が出てい

同町では、地震で破損した水道パイプの修理は当日夜までに完了。しか
その後、町内各所から「泥のような水が出る」の苦情が相次いだ。調
べてみると、町内の大半の生活水を賄っている滝山水源から泥水が出てい



溝口町が埋設した耐震性貯水槽。3月に撮影、溝口小学校駐車場

新たな地下水型検討 安定した水源確保課題に

循環させながら鮮度を保つ構造となっている。震災時には、水道管との接続部の弁が自動的に閉まり、町民が三日間使えるだけの量が確保できる。隣接の給食センターで炊き出しも可能だ。

今回の震災で、溝口町内の水道はほとんど被害を受けず、貯水槽の活躍の場はなかったが、圓山和紀助役は「震災時には『三分の水はとりあえずある』という気持ちから、余裕を持って対応できた」と振り返る。

また、江府町は来年度の完成を目指し、本年度から森林火災や負傷者運搬などに対応できる「配水系」として、「配水系統を分けたり、他町にわたる連絡管、給水車の整備などが必要。特に震災時には、だれがどのように動かすかなど、細かな指示が書かれたマニュアルが必要になるのでは」と話している。

(鳥取県西部地震取材班・高塚直人)

水「奥大山の水」や米の一時貯蔵庫として、常に新鮮な物資を確保する。震災時には、土砂崩れや地割れで孤立した集落にへりで水と食料を空輸する計画だ。

鳥取県によると、今回の震災で、県西部の日野、溝口、大山、岸本町など約十カ所の水源に濁りが確認された。濁りが出やすい湧水の水源地は、鳥取市など十五市町村で約七十カ所に上る。

会見町ではたまたま湧水が問題となったが、県環境政策課は「地層や水脈の関係で一概に地下水源が地震に強いとは言えない」として、「配水系統を分けたり、他町にわたる連絡管、給水車の整備などが必要。特に震災時には、だれがどのように動かすかなど、細かな指示が書かれたマニュアルが必要になるのでは」と話している。

(鳥取県西部地震取材班・高塚直人)

検証 鳥取県西部地震

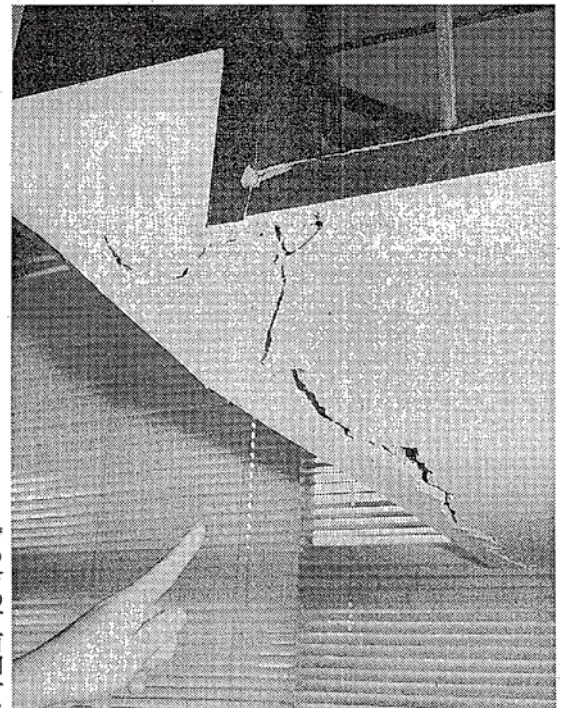
<4>

公共施設の耐震性

六千四百人を超える犠牲者を出した阪神大震災（一九九五年一月）を教訓に、建設省や全国の自治体では公共施設や橋梁（りょう）の耐震診断を実施。補強が必要な箇所を確認したが、予算がネックとなり、補強や改修はあまり進んでいないのが現状だ。災害という予想できない脅威だけに、各自自治体とも頭を悩ませている。

しかし、これまでに補強が終わったのは七施設十棟。二棟が補強予定で中央病院など十二棟は検討に入っているが、残る橋も同じ状況で、災害

予算不足の橋
予算不足の橋も同じ状況で、災害



階段に亀裂が生じた溝口町役場庁舎＝10月12日撮影

進まぬ補強工事

県庁など30施設で必要だが

鳥取県は、九五年から三年間、県の公共施設を中心に耐震診断を実施。県庁舎や県立中央病院、鳥取警察署など三十施設四十九棟で「補強が必要」と診断された。

県、学校は

鳥取県は、九五年から三年間、県の公共施設を中心に耐震診断を実施。県庁舎や県立中央病院、鳥取警察署など三十施設四十九棟で「補強が必要」と診断された。

二十五棟は手つかずのまま。県建築課は「各部署に予算要求を頼んでいるが、施設統合や建て替え時期の議論も加わり、進んでいない」と嘆く。

建設省鳥取、倉吉両工務事務所が管理する同ネットワーク上の橋でも、優先的な補強が必要な県の管理の橋は二百四十一カ所。うち、来年度までに百六十四カ所を完了する予定だが、残りの約八十カ所については「予算の関係で決まっていない」（県道路課）。

建設省鳥取、倉吉両工務事務所が管理する同ネットワーク上の橋でも、優先的な補強が必要な県の管理の橋は二百四十一カ所。うち、来年度までに百六十四カ所を完了する予定だが、残りの約八十カ所については「予算の関係で決まっていない」（県道路課）。

鳥取市役所は、第二庁舎も耐震整備は遅れている。耐震診断で「補強が必要」とされた県庁第一庁舎は、現地での建て替え構想が進んでいたが、片山善博知事が就任した昨年年度に白紙に戻され、整備計画がストップ。

被災した県西部の自治体の対応はどうだったか。耐震基準が強化された八一年以前に庁舎を建設した江府町（五六年）、溝口町（五七年）、日南町（六〇年）、境港市（同）ではいずれも阪神

「危険」建物

大震災後、耐震調査を実施していない。理由については、溝口町は「庁舎の狭あい化や老朽化のためいずれ早い時期に建て替えを検討しなければいけないかったため」（住田圭成町長）という。しかし、その溝口町役場庁舎は十月六日の地震発生後、応急危険度判定で柱十八本中九本に亀裂が見つかり、「危険」建物として立ち入り禁止となった。このため、役場庁舎に隣接する町中央公民館に仮庁舎を設けて災害復旧に当たった。溝口町議会の「役場庁舎建設調査特別委員会」が設置され、庁舎再建の動きが本格化する中、住田町長は「これだけの地震を経験したのだから耐震性を重視した庁舎を建てなければいけない。町として庁舎設計の段階から耐震性を特に求めている」と話している。（鳥取県西部地震取材班・谷英憲、深田巧）



<5>

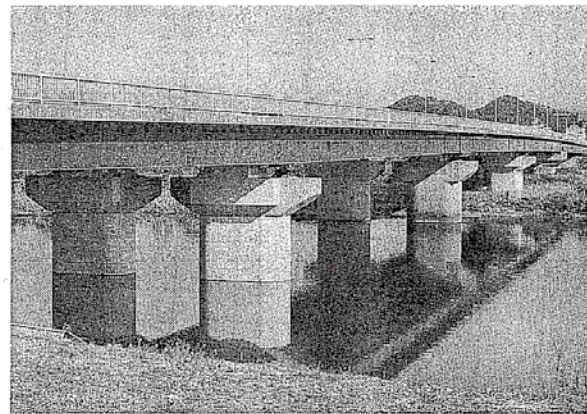
道路網の補強

一九九五年の阪神大震災で、安全とされてきた高速道路や橋に対する「安全神話」が崩壊。建設省は新たな耐震基準を設け、全国の自治体などに対し、基準を満たさない橋などの補強を指示したが、鳥取県内では「予算不足」との理由で思うように進んでいない。県が

一九九五年の阪神大震災で、安全とされてきた高速道路や橋に対する「安全神話」が崩壊。建設省は新たな耐震基準を設け、全国の自治体などに対し、基準を満たさない橋などの補強を指示したが、鳥取県内では「予算不足」との理由で思うように進んでいない。県が

一九九五年の阪神大震災で、安全とされてきた高速道路や橋に対する「安全神話」が崩壊。建設省は新たな耐震基準を設け、全国の自治体などに対し、基準を満たさない橋などの補強を指示したが、鳥取県内では「予算不足」との理由で思うように進んでいない。県が

一九九五年の阪神大震災で、安全とされてきた高速道路や橋に対する「安全神話」が崩壊。建設省は新たな耐震基準を設け、全国の自治体などに対し、基準を満たさない橋などの補強を指示したが、鳥取県内では「予算不足」との理由で思うように進んでいない。県が



橋や跨線橋の耐震補強は、防災対策の最優先課題の一つだ

が必要な跨線橋や橋のうち、工事が完了するのは十分の一の七カ所だけにとどまっている。

メド立たず

四十一カ所と、建設省管理の七十カ所、建設省の新しい耐震基準を下回り、補強の必要性が指摘された。県道路課の説明によると、ネットワーク上にある県管理橋のうち、すでに補強工事が終了したのは百カ所、今年度末までに新たに完了するのは三十カ所。残りの橋は、阪神大震災クラスの地震を想定した耐震基準を満たさないまま運用されている。

鳥取県西部地震では、幸い火災や橋脚の崩壊などの大きな被害はなかった。しかし、被災地の周辺では国道180号や181号、県道などが各地で寸断された。災害時、緊急用の車が通れる道路をどう確保するか。防災対策上、最優先課題の一つである。

目立つ基準以下

「予算不足」で工事進まず

ネットワーク

ネットワーク

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋

阪神大震災では、それまで「絶対安全」と信じられていた高速道路や橋



<7>

自主防災組織

溝口町畑池自衛消防団の団長を務める柴田達也さんは十月六日の地震発生直後、米子市の職場から地元に戻り、自衛消防団の消防ポンプが収納してある倉庫で待機した。畑池地区では幸い人的被害はなく、自衛消防団が出動する事態には至らなかった。

無駄でない訓練

畑池自衛消防団は年三回、放水訓練を実施しているほか、毎月ポンプの点検などを行なっている。

自衛消防団のような自主防災組織は、法律に基づき消防団とは異なり、地域住民が「自分たちの町は自分たちで守る」という連帯意識の下、自治会などを母体に自主的に

結成。大規模災害時、出火防止や初期消火、被災者の救護などが期待さ

る防災知識を身に付けている。

柴田さんは「今回は火災が発生しなかったが、各地で同時に多数の火災が発生していれば、消防が来てくれなかったかもしれない。日ごろの訓練は無駄ではなかった」と振り返る。

新興住宅地の西伯町東西町地区では、住民同士の団結を高めるため、一九八〇年に自衛消防団を



住民の連帯力ギ

結成と活動の充実には拍車

る。団員は各世帯から交代で出ているため、地区

のほほとんどの人がポンプの使い方をはじめとす

ど一定の成果はあった。

防災意識を高めてきた結果、住民が決められた避難場所に避難するなうに地区住民の全員が何

西伯町東西町地区の自衛消防団が昨年3月に開いた防火訓練

らかの被害を受ける災害は想定外。それぞれが自分のことで精いっぱいな状況で、地区としてどう動くかを考え直さないと話す。

地震機に発足へ

今回の地震を機に、新たに自主防災組織を結成しようとする動きもある。液状化現象で住宅が傾く被害が相次いだ米子市の安倍彦名団地。地震後に設立された中ノ海二区地震被害対策委員会が自主防災組織の立ち上げを自治会長に要請し、来年四月の発足に向けて準備を進めている。

同委員長の矢野博司さんは「今回の地震で自治会長に役割が集中し、連絡網がまひした。

防災の専門組織が必要」と説明。「住民の意思疎通がないと万一のとき手もつけない。どんな状況でも全員が避難できるよう、住民同士のコミュニケーションを高めることに重点を置いた組織を立ち上げたい」と強調する。

八日には設立準備委員会が発足。準備委員会では来年の十月六日、地区住民が団地内の公園に集まって豚汁を作り、連帯感を高めた後、手をつないで避難訓練する、といった案が出ている。

県内には今年四月現在、千八百六十七の自主防災組織があり、全世帯の五四・五割をカバーしている。県は本年度、自主防災組織の結成と活動を充実を図るため、新たに補助事業を創設。県防災危機管理室は「今回の地震で自主防災組織をつくる機運が高まっている」とみている。

地震で自主防災組織をつくる機運が高まっている」とみている。

検証 鳥取県西部地震

<8>

住宅復興補助

状況が制度導入のきっかけになったことを強調した。

鳥取県は、県西部地震の被災者支援策として全国で初めての住宅復興補助制度を打ち出した。生活再建への素早い行政対応と評価される一方で、市町村の財政負担や公平性の確保の問題など運用面での難しさも指摘されている。

五十万円以下は二分の一、五十万円を超える額は行政の財政運営の原則からは外れるが、片山知事は「住宅への直接的な支援をしなければ地域の活力が失われる」という緊急性を考慮した」と説明する。

鳥取県は、県西部地震の被災者支援策として全国で初めての住宅復興補助制度を打ち出した。生活再建への素早い行政対応と評価される一方で、市町村の財政負担や公平性の確保の問題など運用面での難しさも指摘されている。



急ピッチで進む被災家屋の解体。白野町黒坂で町が肩代わりする方針を打ち出した。約二十六億円の関連費用のうち約十二億円を町債など町費で賄う。

生田秀正町長は、財政への圧迫を承知で、手厚い支援を打ち出したことについて「県、国に財政援助をお願いする中で、個人負担がないのも心苦しいが、過疎に拍車がかかり、集落そのものが崩壊しかねない。住民に郷土に残ってもらいたいという思いから」と説明する。

過疎地の活力維持

「個人財産に公費」問題点も

同制度は、県西部地震で被害を受けた個人住宅の建て替えや補修に助成する市町村に対し、県が補助する制度。所得制限は設けず、同じ市町村内での住宅再建を条件に適用される。

地の高齢化率が高いと、時県議会で議員の多かった。地域を支え続けてきた。地域を支え続けてきた。地域を支え続けてきた。

市町村で混乱も。一方、制度の運用を任せられた市町村では混乱も目撃され、本人負担や補助も県負担分以外をすべ

対象の下限設定で対応が分かれた。全平塚戸数が五百五十戸と三分の一に上った日野町では、補修について、負担割合に応じて、百十六万六千円から九十六万六千円(高齢者世帯は除く)まで、地域差が出て

これに対し、大半の市町村は補修費については本人負担を求める方針。今回の補助制度について、事前には十分な相談がなかった。運用を市町村に丸投げした県への不満も漏れる。三百万円、百五十万円が一人歩きする中、行政の力量や住民のモラルも試されている。

建て替えの場合は三百万円を限度に、県が三分の二を補助。補修の場合は百五十万円を限度に、

市町村で混乱も。一方、制度の運用を任せられた市町村では混乱も目撃され、本人負担や補助も県負担分以外をすべ

また、都市部の米子市、境港市や西伯町などは、十

また、都市部の米子市、境港市や西伯町などは、十

また、都市部の米子市、境港市や西伯町などは、十

検証 鳥取県西部地震

<9>

ポランティア

五年前阪神大震災での社会福祉協議会はたまたま活躍が市民の意識を高める契機となったボランティア。鳥取県西部地震でも地震後一カ月間に県内ボランティアセンターが立ち上がった。ふれあいの里(同市錦町)内にある福祉ボランティアセンターを活動拠点に、市ボランティア協議会(別所清平会長、約三百人)が中心となり、市内では四年前、ボランティア中・西国大会が開かれるなど人材育成に取り組んできただけに、別所会長は「日ごろの活動の延長が迅速な対応につながった」と話す。

迅速な初動
地震発生直後、鳥取県

問題も浮き彫りにした。

組んできただけに、別所

野、西伯、米子の各ボランティアセンターに調整業務を行うコーディネータ

組織が未整備
その一方で、県下ではボランティアの全県組織

息の長い活動
(鳥取県西部地震取材班・寺井敦美、植田紀子)

県内外から5000人超

受け入れ態勢など課題も



日野町下種の被災家屋で屋根シートの補強を手伝うボランティア

が未整備のため、被災地の受け入れ体制が異なりました。地震直後に被災地入りしたものの、どこで何をしたいか分からず戸惑うボランティアや、行政との役割分担が不明確のため、被災者支援が遅れたケースもあった。米子市は当初、市民から要望の多かった屋根のシート張り作業をボランティアセンターに委任していたが、センターはシ

に派遣し、互いの業務を調整後、スムーズに役割分担が図れるようになったという。市の防災計画にはボランティア活動の内容は盛り込まれておらず、中原弘志総務部長は「防災計画を見直す観点の一つになった」と話す。一方、県の防災計画(震災対策編)には、災害時のボランティア活動の在り方が盛り込まれている。県や社協と連携し、被災者の生活支援に全面的に協力する内容だが、運用面の細かい規定はない。牛田所長は「社協と自治体がボランティア活動の体が必要で、小さな支援でも被災者にも検討課題の一つ」として、東、中、西部単位の連絡会の結成と、広域的なネットワーク化の必要性を指摘する。

鳥取県西部地震

<10>

災害協定

鳥取県西部地震では、県が他の都道府県、市町村や民間業者と結んでいた災害協定が力を発揮した。応急復旧に必要な物資の提供や行政、教育分野での被災者対応指導など、素早い応援態勢が復旧活動を後押しした。また、米子、境港市などで被災者協定に基づいて、中国地方の水道局などの関係者が応援に駆け付け、破損水道管の修理に当たった。

適切なアドバイス
都道府県が相互に各種災害協定を結ぶようになったのは、平成七年一月の阪神淡路大震災がきっかけ。鳥取県は同年七月

は十二日には鳥取県災害対策本部を訪れ、被害を判別する公的な基準の設定などをアドバイスした。岩下防災監は「実際に被災しい経験をされた兵庫県関係者から学ぶことは多く、説得力があった」と振り返る。実際に基づく数々の助言が復旧作業に役立った。

夜運くの対応
一方、県は六月末、県内の大型店、弁当業者、農協など二十三事業者と協定する協定を締結。これが約六万食を手配した弁当をはじめ、ト



行政対応を指導するため日野町を訪れた兵庫県、神戸市の職員ら10月11日

岩下防災監は「協定によって事前に話ができていたため、夜運くになってからの発注にも対応してもらえた。さらに多くの業者に理解を求め、協定事業者数を増やすことも必要だ」と話す。

協定を再評価

米子、境港市と日吉津村を管内とする米子市水道局(同市車庫)では、阪神大震災後の平成八年に日本水道協会が呼び掛

ていた。今回の地震では、直後の大目から鳥取市水道局など十一自治体がいち早く応援部隊を派遣したほか、中国五県の計四十四自治体や業者から総勢約七百人が復旧支援に駆け付け、翌七日には破損水道管のほぼ九割が回復。「協定の成果は大いにあった」(米子市水道局)と話す。

現在、県内の自治体で同協定に加盟しているのは半数の二十市町村。同協会鳥取県支部の事務局を務める同市水道局は未加盟の自治体に加盟を呼び掛けており、「今回の地震で協定の意義と必要性が再評価され、加盟促進の動きが加速するのでは。今後も積極的に加盟を呼びかけたい」と話す。

同時被害

中海地域の境港市、米子、松江、安来の四市と鳥根班・沢田幸太郎、寺井敏(鳥取県西部地震取材班・沢田幸太郎、寺井敏、浜先秀行)

威力発揮した体制

水道管、翌日に9割回復

内的大型店、弁当業者、農協など二十三事業者と協定する協定を締結。これが約六万食を手配した弁当をはじめ、ト

中海地域の境港市、米子、松江、安来の四市と鳥根班・沢田幸太郎、寺井敏(鳥取県西部地震取材班・沢田幸太郎、寺井敏、浜先秀行)

鳥取県西部地震

<11>

るとして、特定観測地域に指定した。現在の地震予知は「予知のための研究段階」にあり、特定観測域内でも観測域は地震予知を目的に指定されたものではない。あくまでも地震予知

鳥取県西部地震の震源地帯は「地震の発生域」として気象庁など関係機関や大学で構成される地震予知連絡会が特定観測域に選んでいる「鳥取県東部」の一角になっている。しかし、一千年、二千年が単位の地球の活動である地震を、人間の生活単位で予知するのは、まだまだ難しいのが実情だ。



震源地近くで余震観測をする地震研究者＝10月12日

入して重点的な観測体制の下で直前予知の研究に取り組んでいる。しかし、具体的に地震の発生を察する前兆現象など、決め手の確立に至るまで研究は進んでいない。東海地震の危険性を判定する判定会も学識経験者の専門化としての知識や経験によるところが大きく、明確な基準はないという。

研究進んだが
西田教授は今回の地震について「位置と規模についてはほぼ予測通りで、鳥大としても観測にあたってきたが、前兆現象をとらえることは出来なかった」と振り返る。西田教授はさらに「四十五億年以上の活動の歴史を持つ地球規模での自然現象を、人間の生活のタイムスケールに取り込んで直前予知を実現するには、さらに観測網を充実させ、継続的に研究、解析を進めることが必要だ」と強調する。

今回の地震で、鳥取県西部地域には全国から大勢の研究者が集まり、空前の観測体制で地震変動の調査や電磁気を使った地下の構造の観測、解析などが行われている。西田教授は「この結果で中の構造がより詳しく解明されれば、地震が『F1』で『F2』で起きるかをピンポイントで知ることができるようになる。もし分かれば地震予知の大きな前進となる」と期待する。

しかし、鳥取県西部地震は、これまで分かってきた鎌倉山断層とは別の断層による活動が原因と見られている。こうした、まだ知られていない断層は数多い。

西田教授は「予知については研究は進んでいないが、現状ではまだ難しい。直前の予知が出来ない以上、室内を含めた身の回りの安全や、周囲の人たちとのコミュニケーションを図るなど、日ごろから万への備えをしておいてほしい」と指摘する。

まだまだ難しい

基本は日ごろからの備え

予知に3要素
鳥取大学工学部の西田教授と平教授（地震学）によると、地震予知には三つの要素が必要だとい

地震予知

- ①地震の発生する場所
- ②地震の規模
- ③地震の起きる時期

この三つの要素が確定されることによりはじめ

と、全国八カ所について、連絡会が地震予知研究の「過去に大地震があつたために観測を強化する目的で指定されたもので、最近大地震の起きていない地域」または、「活断層観測体制も指定地域外の「最近、地殻活動が活発な地域」に当た

る。残り、東海地域や北海道東部、宮城県と福島県東部など、全国八カ所について、連絡会が地震予知研究の「過去に大地震があつたために観測を強化する目的で指定されたもので、最近大地震の起きていない地域」または、「活断層観測体制も指定地域外の「最近、地殻活動が活発な地域」に当た

る。残り、東海地域や北海道東部、宮城県と福島県東部など、全国八カ所について、連絡会が地震予知研究の「過去に大地震があつたために観測を強化する目的で指定されたもので、最近大地震の起きていない地域」または、「活断層観測体制も指定地域外の「最近、地殻活動が活発な地域」に当た

（鳥取県西部地震取材班・真田透）
（おわり）

Chapter 5

知事記者会見録

知事記者会見録

鳥取県公式ホームページ「とりネット」から、鳥取県西部地震に関する鳥取県知事の記者会見の記録を転載しました。(県広報課による補記後の内容としています。)

記者会見収録リスト

133 平成12年10月13日(金)

地震発生から一週間経過して / 防災対策の成果について / 国への支援要請について / 復興に向けた体制づくりについて / 初動体制について / 災害対策本部の体制について / 市町村への県職員派遣について / 今後の現地入りについて / 風評被害について / 他県の被害について / 高齢者への対応について / 臨時県議会の招集について / ボランティアと行政の連携について / 今回の経験をふまえた反省点等について / 今後の復旧の柱について / 兵庫県職員等からのアドバイスについて

136 平成12年10月17日(火)

検討中の住宅関係施策について

139 平成12年10月23日(月)

災害対策について / 来年度予算について / 風評被害対策について / 11月補正予算について / 復興のポイントについて / 今回の震災対策の問題点等について

142 平成12年10月30日(月)

災害復旧本部について / 国への緊急要望について / 住宅復興支援策について

平成12年11月13日(月)

自民党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議について

平成12年11月20日(月)

12月補正予算での震災対策経費について

143 平成12年11月30日(木)

鳥取県西部地震による住宅の液状化被害等に対する助成について

平成12年12月25日(月)

被災地視察等について

平成12年12月28日(木)

一年を振り返って / 震災復興支援の効果について

144 平成13年1月4日(木)

新年の課題と取り組み / 震災復興の課題について

平成13年1月9日(火)

鳥取県西部地震被害に係る査定状況等について

平成13年1月16日(火)

防災対策等について

145 平成13年1月29日(月)

住宅復興補助金に関する来年度予算について

平成13年2月7日(水)

震災フォーラムについて

148 平成13年2月19日(月)

鳥取県住宅再建支援基金(仮称)について / 大沢川暗きょ排水路周辺被害の支援策について

149 平成13年4月2日(月)

住宅再建支援基金について

150 平成13年4月9日(月)

被災地視察について

平成13年5月14日(月)

被災者支援を求める新たな動きについて

平成13年6月13日(水)

被害者住宅再建支援基金について

平成13年7月30日(月)

被災地視察結果について

平成13年10月1日(月)

鳥取県西部地震の復興状況と課題について / 鳥取県被災者住宅再建支援基金と全国知事会案との調整について / 鳥取県被災者住宅再建支援基金制度について / 住宅の耐震構造化に対する支援について

152 平成14年9月17日(火)

鳥取県西部地震の復興状況と今後の課題について

153 平成16年1月29日(木)

住宅再建基金について

155 平成16年2月2日(月)

住宅再建基金について

156 平成16年11月22日(月)

災害復興支援のあり方について

平成12年10月13日(金)

地震発生から一週間経過して

【記者】 地震から1週間経過したわけですが、被災地では復興に向けた動きが始めてきたということで、片山知事として、今回の地震の被害状況についてどうご覧になっていらっしゃるのか、また、今後の復興対策にどう取り組んでいくのか、まずその辺からお伺いします。

【知事】 このたびは本当に突然の大地震に見舞われました。ただ、おかげさまで死者が1人も出なかったというのが本当にありがたいことだったと思います。不幸中の幸いだったと思います。

もちろんしかし、公共施設、企業、人家に多大の被害が出ておまして、特に長年住んでこられた家が被害を受けられたかたがた、非常に危険な家になっている、倒壊をしたとかたも随分おられます、そのかたがたが今でも避難をされているわけでありまして、一日も早く復興しなければいけない、今こう考えて一生懸命取り組んでいるところでもあります。

特に1週間たちまして、当初の応急の手当てが大体終わりました、これからは本格的な復興に向けての作業が始まると思いますし、被災、被害を受けた住民のかたがたも生活再建に向けての取り組みが始まるだろうと思いますので、県としては市町村とよく連絡をとりながら、災害復旧に全力を挙げることはもちろんでありますし、災害を受けられた住民の皆さんの生活再建に支援をする、その取り組みも全力を挙げたいと思っております。

防災対策の成果について

【記者】 知事就任以来、防災対策をいろいろされてきた訳ですが、今回の地震で、その防災対策の成果がどういうふうにあられたかという点と、あと今回の地震で明らかになった反省点についてはいかがでしょうか。

【知事】 私は、去年の4月の鳥取県知事選挙に立候補するに当たりまして、大きな公約の一つに防災対策、安全対策というものを掲げました。私も自治体の長になるべく選挙に出たわけですが、やはり自治体というのはいろんな仕事がありますけれども、究極的には、こういう災害があったときにいかに住民の皆さんの生命・身体の安全を守るかということが一番基本だろうと思うのです。そのことを地方自治体の関係者は忘れてはいけないと思うのです。そういう意味で私も公約の1つに上げたわけですが、

当選しましてから、昨年就任しましてから、まず防災組織を強化しようということで、防災監という防災のことを専門的に考えてくれる、そういう幹部職を作りまして、組織も強化をいたしました。その防災監のもとで、いざというときの訓練といいますが、これもやってまいりました。それが今回は随分生きたと思えます。

その一環として、私を含めまして幹部で一つ一つ災害のときのマニュアルを点検をしました。そうしますと、本当にマニュアルにはきれいに書いてあるけれども、現場ではまず動かない、機能しないという部分も随所がありましたので、それら一つ一つ点検をして見直しをいたしました。このプロセスが、私を含めて幹部の関係者にとって今回の取り組みに大変役に立ったと私は思います。

それから、特にこれは県として初めてなんですけれども、今年の7月31日でありますけれども、

米子市で防災訓練をやったのです。今にして思えば本当に偶然といえますが、恐ろしいほど当たったのですけれども、マグニチュード7.2、震度6強の地震が鳥取県西部で発生をしたという想定のもとに7月末に防災訓練を行いました、そのときには米子市とか自衛隊、西部消防局の皆さん、その他関係機関の皆さんと一緒にやってやったのですけれども、それも一つ一つ、災害がもし起こった場合の我々の取り組むことについて点検をしたわけでありまして。そのことが今回、本当に実際に被害が、地震が起こったときに随分役に立ちました。これは米子市の森田市長も先般そのようにおっしゃっておられましたけれども、やはり普段からこういう訓練、しかも頭の中だけの訓練ではなくて、一つ一つ我が事として点検しながら行う訓練ということの重要性をしみじみと痛感した次第です。

もちろん反省点もいろいろあります。それは例えば、今から思えば当たり前のことだと思うのですけれども、実際に起こってみるまではわからなかったのですが、例えば防水シートです。地震が起こって瓦が屋根からはがれ落ちる。そうすると、雨が降ると水がしみ込むわけ、それを防ぐためには防水シートが要するという事は、本当は冷静に考えたらわかるのですけれども、そういうものの備蓄をしておりませんでした。兵庫県の方では、阪神・淡路大震災の教訓で防水シートの備蓄をしておられました。こういう点は、備蓄も含めていろんな準備をしておったのですけれども、1つの見落としでした。

それから、このたびの復興対策が一段落しましたら市町村にまたお願いしたいと思うのですが、私の考えとしては、県の方を去年から防災組織を充実するという事で、本当に危機管理とか防災のことを専門に考える幹部を設置して対策を講じてきたのですが、その次に市町村、特に町村においても防災危機管理の専門家といいますが、幹部を置いていただきたいということ、かねて願っておりました、そこまですぐ手が回る余裕がないまま今回の地震になったものですから、ぜひ今後は、市町村、特に町村ですが、防災のことを専門に考える管理職を置いていただきたいということをお願いしたいと思っております。

国への支援要請について

【記者】 復興策ですけれども、国に要望しなければいけないこと、それと県独自でできるものがあると思うのですが、まず国にどのような形でどのような要望をしていくのかということ、県独自でやるにしても、基本的な考え方として、知事は一人一人に着目というお話をされましたが、どのようなスタンスでやっていくのか、その点をお願いします。

【知事】 国には本当に全面的な支援をお願いしたいと思っております。幸いなことに、地震が起きました直後に、私も政府の窓口であります消防庁長官に直接電話をしまして、そのときまでに把握をしていた被害の状況なんかを連絡をいたしました。それで、その後の応援についてもお願いしたわけですが、その直後に森総理大臣から私の方に電話がありまして、政府としても万全の応援をするので、災害復興に全力を挙げてほしいという激励の電話がありました。それから、翌日に扇国土庁長官、防災の担当大臣ですけれども、この扇大臣を長とする政府の調査団が来られました、現地を見ていただいて、その上で、今回の震災に対して政府として、国土庁として全力を挙げて支援をしますということをおっしゃっていただいておりますので、まず大丈夫だろうと思っておりますが、

私も改めて来週上京しまして、当面の現状と、それから政府に緊急をお願いしなければいけないことを説明してこうと思っております。

いろんなことがあります、例えば激甚災害の指定、これは局地激甚災害というもの、それから本激というんですけれども、全国にまたがる激甚災害というのがありますが、いずれにしても激甚災害法の適用を受けたいということ。これを受けますと、復興に当たっての国庫補助率が非常に高くなるというよう有利な点がありますから、それをぜひお願いしたいということ。

それから、公共施設の復旧、学校の復旧、それから溝口町なんかは役場の再建、建てかえというものもあるわけで、もろもろの復旧に対して政府の方の手厚い支援をお願いしたいということです。それから、避難をされているかたがたのお世話とか、今回の震災直後のいろんなことで、県も市町村も随分とお金を使っておりますので、そういう点についてもぜひ、これは特別交付税ということになりますけれども、政府の方から手厚い支援をお願いしたい。そういう点について説明したいと思っております。

それから、これは今々解決できるかどうかわかりませんが、今回実際に鳥取県の中で震災を受けまして、国の方でもいろんな制度があるので、実際にその制度を適用しようとする、ちょっと実情に合わないという面もあるのです。確かによくできた制度ではあるのですが、実際にその制度を適用しようすると、いろんな不都合な面とかアンバランスが出てくるという面がありまして、それは今回直していただければいいのですが、もしだめな場合でも、ぜひ他県とか、これから災害が起こることが当然予想されますから、そういうときまでには直していただくような、そんなお願いもしたいと思っております。

例えば神戸の震災の後できました被災者の再建のための支援で、最高100万円まで出るという制度(被災者生活再建支援制度)があるのですけれども、これも1つの町村で10戸以上全壊でないという適用にならない。9戸までだったら一切適用がないという、そういう制度になっているのです。これは、そういう制度で作られたのでしようがないとは思いますが、しかし、実際に現場でそれを適用しようすると、ある町では全壊になった家屋が10戸あったからみんな適用になります。ところが、隣町では10戸に満たない、例えば3戸とか5戸とか9戸とか、そういう場合にはだれも適用にならないという、同じような被害に遭いながら、単純な制度の割り切りでもって、片や適用を受けたり適用を受けなかったりということ、これはなかなか納得できないことでありまして、やはり矛盾を感じます。ですから、こういうのはぜひ直していただきたいと思います。

幸い今回の場合には、鳥取県全体で100戸を超える全壊がありましたので、それは別の観点からどこの市町村でも適用があるというふうになりましたから、幸か不幸か全壊の家屋が多かったものから、結果的にはそういう矛盾は起こらなくなりましたけれども、これからもそういうことはあり得ると思っております。

私は今回、仮に鳥取県全部が適用にならない場合、例えば数か町村だけが適用になって、同じような被害を受けた家屋があるのにほかの市町村で適用にならないというケースには、県単独でもすべて適用することも考えていました。しかし、結果的にはすべて国の制度で賄えるようになりますので、それはそれで事なきを得たのですけれども、将来のためを思えば制度は改正した方がいいと、そういうことも含めて政府の方をお願いしてきたいと思っております。

復興に向けた体制づくりについて

【記者】復興ということについて、個別の縦割りでなくて、総合的な観点から対策が必要になるかと思うのですが、ただ、そういった担当課というか、長い目で見てですね…。

【知事】復興のですか。これは必要なら作ろうと思えます。これから復興計画といいますが、復興のメニューというのが出てきますから、今の県庁の部局で、例えば道路とか河川とか、学校でしたら教育委員会とか、農地ですと農林水産部とか、そういうところで基本的には対応することになりますけれども、横断的な、縦割りでは処理できないというような、そういう点があれば、臨機応変に組織は作りしたいと思います。

ある意味では、今鳥取県災害対策本部を作っていますから、その直轄のような、そういう事務局的なことを作ることもあり得ると思えます。これは、復興計画の内容次第だと思えます。

今回、地震が起きてから直ちに鳥取県災害対策本部を作って、私を含めて幹部がすべて同じ部屋でこの1週間仕事をやってきたわけですが、その経験からしますと、やはり縦割りではなくて、本当に幹部が一堂に会して大事なことはその場で決めていくということが、随分効果的だったと思うのです。ですから、これからの復興についても、そういう視点をぜひ取り入れていきたいと思っています。

初動体制について

【記者】実際に地震があって、その後すぐに「鳥取県災害」対策本部を作られて、それからすぐにまた機能するまでにちょっと時間がありましたけれども、その辺の段取りについては、評価はどのようになさいますか。

【知事】私は、まずまずうまくいったと思っています。もちろん私自身も含めて最初本当にみんな戸惑いました。地震が起きましたので。でも、かねて練習といいますが訓練をしていたとおり、ほぼ自動的にみんな参集をしまして、そこから作業が始まったわけでありまして、もちろん最初の1～2時間というのはやはりあわてたり、そういうことはありましたけれども、比較的早い時間から軌道に乗ったと思っています。

情報収集も、今回、午後1時半に地震があったので、私は午後2時ごろここに来たのですけれども、その時点で既にもう防災ヘリからヘリテレといいますが、映像が映し出されていて、特に火事がないかというのが一番関心があったものですから、心配だったものですから、上空からずっと偵察をして、その映像をみんなで見て、米子で1軒煙が出ていて、これは本当に心配だったので、これも火事とは言えないようなもので、すぐ鎮火しましたので、そういう情報もすぐ手に入るようになってきましたし、それから、市町村との連絡というものを当初からやりまして、市町村からの、市町村が今の時点で把握している被害状況というのわかりましたし、それから、あと自衛隊との連携も、災害が、地震が起こって直ちに自衛隊との連携もとりました。自衛隊からも、地方連絡部の部長が私どもの災害対策本部に詰めていただきまして、そこで自衛隊の持っている情報ももらいますし、それから、午後2時過ぎに自衛隊に出動要請をしたわけですが、この際も自衛隊と事前によく連携もとれましたので、その辺は大変ありがたかったと思っています。

政府の対応も非常に早かったと思えます。さっき言いましたように、森総理から私の方に電話が

ありまして、私も直ちに被害があった市町村長さんには直接電話をしまして、私自身で被害を聞くとともに森総理の言葉も伝えました。

災害対策本部の体制について

【記者】鳥取県災害対策本部ですけれども、現在も部長級職員がほぼ常時詰めている状態、これはいつまで続けるのでしょうか。

【知事】これはやはり今後の余震の状況、それから、今まだそれでも400名近い方が避難生活を送られているわけで、このかたがたの生活の安定化といえますか、めどが立つ、そういう点がポイントになるだろうと思います。

むしろ、皆さん災害対策本部の部屋におられてお気づきになると思うのですが、これから結構難しい問題が出てくるのです。やはり生活の再建とか住宅の再建とか、被害に遭われた住民の皆さんの復興へ向けての歩みが始まるとともに、さまざまな問題が出てまいりますので、それを市町村でまず受けとめていただくわけですが、当然県も一緒に協力をしながら努力しなければいけませんので、そういう意味では、地震があって1週間たつて余震もほぼおさまったといっても、仕事はむしろ増えるという面があるのだろうと思います。その辺の様子を見ながら、災害対策本部のあり方は考えていきたいと思っています。

【記者】本部の方に鳥取県警察本部長の姿がなかなか見えないようですが、県警との連絡というのはどのような形になっているのでしょうか。

【知事】警察は別途、災害対策本部というのですか、県警本部で作っております、そちらで警察の方の指揮をされているので、こちらには本部長は来ていません。ただ、警察からも常時職員が詰めておりますので、必要な連絡はこの職員を通じてやるようにしています。

【記者】本部長が来られるような必要性は。

【知事】ないと思えます。

市町村への県職員派遣について

【記者】今、市町村にかなり県職員を派遣していますね。これも事情によってはかなり長期化するということか…。

【知事】ええ、これも市町村の要請の具合によって決めていくのですけれども、これから応急対策が仮に収束をしますと、今度は本格的な復興が始まりますから、そうしますと土木とか農林の技術職員を中心にして、ある程度長期的に派遣をする必要があるだろうと思います。

これは、災害があったときの災害相互応援協定といいますが、災害のときには相互に応援するということが地方自治法にもありまして、そういう規定に基づいて長期派遣の道がありますので、そういう派遣になると思えますけれども、これは1年とか2年とか、そういう長期間の派遣がこれからあるかと思えます。今はとりあえず、そのときの市町村の要請によって、またある程度県の考え方によって派遣しているのですけれども。

今後の現地入りについて

【記者】知事が今後現地に行かれる予定は。

【知事】あります。今予定を詰めてもらっていますが、明日被災した市町村を回ろうと思っています。2回目になりますけれども、当初7日から7、8、9と毎日往復しまして、被災されたすべての市町村を回りました。自分の目で見て、まずやはり私が一番気になりましたのは、それぞれ市役所とか町村の役場がどうであるか。役場がどうであるかというのは建物ということではなくて、体制とか活動状況というのが気になるものですから、そこにまず行きまして、それから、それぞれの市町村の被害の大きいようなところを視察をしたわけですが、これは私にとって非常によかったと思っています。特に県の応援体制を考える場合に、どこに重点的に応援をすればいいのかというのは、自分の目で見ていましたので、ある程度確かな判断ができたと思っています。

今日まで、まただんだん復旧作業とか応急作業が進んできましたので、今日時点でどうかというのをもう1回また見て、そして市町村長さんの生の声を聞いてきたいと思っています。

県からも、いろんなルートで市町村の方に必要な物心両面、人的支援というものをしております、そのことを遠慮なくおっしゃってくださいという話をいろんなルートでやるのですけれども、やはり市町村の本当の要請というのがなかなかスムーズに出てこなかったということもありますし、遠慮されているという面もあるものですから、直接行って市町村長さんに話しますとその点が出てきますので、行ってみたいと思っています。

先日、補正予算と関連して、市町村に対する融資制度なんかも決めましたけれども、あれも実は市町村を回ってまして、市町村長さんから出た意見を予算化したのですけれども、そういう直接生の声を聞くということが、これからも必要だろうと思います。

風評被害について

【記者】観光の問題ですけれども、ほとんど被害のない観光地も、かなり観光客が減ってきている状況があって、業者さんが大分悲鳴を上げているということですが、それについて県として何か。

【知事】今日も東京から防災関係のかたが来られて、そのかたに聞きますと、東京から見ると、鳥取県西部地震といっても、東部も西部も東京から見るとよくわからない人が多いですから、鳥取市を含めて全県的に大きなダメージを受けているのではないかというふうに誤解されているかたが多いのです。

鳥根県でも、今日新聞に出ていましたけれども、出雲大社の境港の分院が被害を受けたら、出雲大社の本体が被害を受けたのではないかというので、観光客が減っているという話が新聞に出ていましたけれども、そういう事実認識に基づく誤解がありますので、これはぜひ解きたいと思っています。

それから、もう1つは、今避難されている避難生活で不自由な生活をされているかたには少し申しわけないかもしれないのですが、一方で、やはり観光客が本当に減ってしまって、本県の経済に大きな打撃を受けるということも困りますので、やはり通常よくイベントなんかとか行事なんかを自粛して、県外から来るようなイベントなんかも自粛してしまうことが多いのですけれども、私は、ある程度、復興作業に支障のない限りは、そうい

イベントもぜひ開いてもらいたいと思っているのです。そのことが風評被害を消して、鳥取県に観光客なんかたくさん来てくださるきっかけになるだろうと思っています。そのことをしたいと思っています。

私も、昨日でしたでしょうか、これは県の関係ですけれども、公営企業の関係の全国大会が鳥取県で10月の終わりに計画されているのですけれども、これを遠慮したいという話があったものですから、それも鳥取市で開くということなものですから、自分で電話しまして、鳥取市は全然被害もないし、ぜひ開いてくださいということもお願いして、これは計画どおり開くことになりましたけれども、そういうことをしたいと思っています。

それから、もう1つは、近いうちに新聞広告も出して、鳥取県の復興の状況といいますが、心配しないで来てくださいというようなメッセージも発信したいと思っています。

他県の被害について

【記者】地震ですけれども、鳥取県は大きな被害があると思うのですが、他県もまたがって被害を受けているという、その辺での情報交換とか、対応というのはこの段階ではまだ全然・・・。

【知事】本県の場合は、すぐ災害対策本部を作って県内の情報収集をやったわけです。他県のことにも気にはなったものですから、次の7日の日から多少情報収集をやったのですが、災害対策本部を作られていないところが多いものですから、必ずしもそういう面での、特に休みのこの3日間（10月7日～9日）は、情報収集というのはなかなか難しかったですね、他県の場合には。

【記者】どうしても目が鳥取県だけに集中しておったという面で、ほかに被災したというかたになかなか目が行かなかったり、他の県に。

【知事】ええ。でも、これはしょうがないのじゃないでしょうか。私たち、鳥取県の受け持つ範疇というのは、やっぱり鳥取県の市町村ですから、県内の市町村の被害の状況を聞いて、その復興に全力を挙げるといことになりまして、他県までは手が回らないですね。ただ、今回の地震も、震源地は鳥取県の地下ですけれども、言うなれば鳥取県、島根県の両県の県境付近の地下が震源地になっているわけですし、そういう面ではこれからの防災訓練なんか、両県で相談しながらやるということも必要だろうと私は思います。災害に本当に県境というのはないわけ、お互いよく連携をとりながら訓練なんかも行ったり、災害対策を考えるということは必要だろうと思います。

ただ、復興になりますと、やはり全力を挙げて県内の市町村、県内の住民のかたに対してしか私たちは行いませんので。

高齢者への対応について

【記者】被災された地域は、特に高齢化率の高い地域が多いのですけれども、そういった特別な対策といいますが、とられる考えは。

【知事】このたびは、日野町というのは鳥取県で高齢化率が2番目に高いですね。日南町が一番高齢化率が高いのですが、この日南町もかなり被害を受けているわけ、あと西伯町にしても溝口町にしても会見町にしても高齢化率はかなり高いです。ですから、こういう高齢化率の高いところで被害に遭われたかたというの、勢いお年寄りか

多いわけで、このかたがたのこれからの生活の安定ということが、私は1つのポイントになるだろうと思います。今回被害に遭われて、もう気力を失うとか、そういうことのないように、ぜひこれから生き生きと住んで、暮らして、地域を支えていっていただけるように、これは県と市町村とで支えなければいけないと思っています。

【記者】具体的な何かアイデアといえますか。

【知事】これは今いろいろ考えておりますけれども、まだ成案はまともっていません。

臨時県議会の招集について

【記者】臨時県議会の招集は。

【知事】11月の初めごろを大体考えています。ただ、この震災が、具体的には余震がいつまで続くかということが1つありますし、それから、さっき言いましたように、避難所生活を送られているかたの動向がどうなるかということも関連すると思いますが、なるべく早く開きたいと思っています。今の見込みでは11月の初めごろになるのではないかと思います。

といえますのは、50億円という補正予算を専決で行いましたけれども、これ以外にやはり、これからいろんな事業をやらなければいけないわけ、とりえず緊急なものは、当座行える予算は確保したのですけれども、それ以外のものはやはり議会できちっと出して、議会で決めなければいけませんので、なるべく早く議会は開きたいと思っています。

特に、やはり後年度まで拘束するような予算、例えばいろんな物資を買って市町村に送ったりする当面の応急措置の予算は今回の補正予算で確保したのですけれども、やはり来年度とか再来年度とか、複数の年度にまたがって予算化しなければいけないというものもこれから出てきますので、そういうものはやはり議を開いて、議会でちゃんと承認を受けたいと思っています。

例えば商工とか農林漁業、住宅建設のための貸付金の金利を当面、当座、6年間ゼロにしたいということも考えているのですが、これらも正式にはちゃんと議会で予算を議決してもらわないといけないのです。今ぜひ私たちはそうしたいということで、市町村とも相談をしているわけですけれども、それが本当に実施できるようになるには議会で予算を、これは技術的には債務負担行為というのを議決してもらわないといけませんので、なるべく早くしたいと思っています。

ボランティアと行政の連携について

【記者】阪神・淡路大震災のときには、ボランティアと行政側の連携が課題になったそうだけれども、今回もボランティアが来てさまざまな活動をしてもらっていますけれども、例えば行政側がボランティアにこういう仕事をしてもらいたいから、ボランティアが行政にもっとこういうことをしてほしいとか、あるいは被災者のかたの声をボランティアを通して聞くとか、そういった連携というのは考えていらっしゃいますか。

【知事】今回、私もずっと回ってみましたが、西伯町とか日野町、ほかにもありましたけれども、ボランティアの皆さんが本当に県内外からたくさん来ておられて、いろんな活動に従事していただいています。本当にありがたいことだと思っています。

今回、それぞれのところで比較的スムーズに行

政と連携がとれたのではないかと私は思っております。もちろんいろんなかたが大勢来られて、役所と雰囲気が必ずしも一致していませんから、多少の行き違いとかはあったかもしれませんが、今回は随分うまくいったのではないかと思っています。もしこれから何かボランティアのかたと役所との間の、特に町村との間の連携のために県が果たせることがありましたら、それは市町村の要請にこたえていきたいと思っておりますけれども、当面はまずうまくいっているのではないかと思っています。

この場を借りて、ボランティアの皆さんには本当に感謝を申し上げたいと思っています。

【記者】阪神・淡路大震災の後のボランティアが長期的に活動しているところに資金援助をしたりということがあったみたいですが、そういうことは考えていらっしゃいませんか。

【知事】今はちょっと考えていませんけれども、市町村の意見も聞いてみたいと思います。それは今回の災害に関してということですか。

今回の経験をふまえた反省点等について

【記者】今回の鳥取県の初動体制というのが、非常に評価が高いですね。知事自身が今1週間を振り返ってみて、特に反省点、次はこうしたいとか、もしか他県から意見を求められたらこういうことをアドバイスしたいとか、県の経験を踏まえて何か反省点がありますか。

【知事】それは、初動体制に関してですか。

【記者】1週間を振り返ってみて、すべての問題で、ここはこうやるべきだったとか、他県から呼ばれたらこんなアドバイスをしたいとか、何か神戸市のまともななんかに書いてありましたね。被災者の対応についてこうすべきだったとか。

【知事】一番最初に申し上げた、組織を充実させて防災のことを専門的に考える幹部を作った、これがよかったということを最初申し上げたのですが、それはそうなんです、欲を言えば、専門家をもう少し充実しておけばよかったかなという気がします。もちろん私が就任する前に比べると随分充実したのですけれども、やはり今回のようなことを考えると、もう少し充実していてもよかったのかなという気がします。

それから、これは繰り返しになりますが、やはり町村部でもう少し防災の体制を充実していただきたい。これはこれからお願いしたいと思っています。といえますのは、今は消防が常備消防で広域化していますので、役場と離れているのです。昔は役場があって、消防団がいて、常備消防があるところは常備消防がそこにあったのですが、今は消防というのが広域化して別の組織になっているものから、その点が、本体の方の役場の防災という面が、意識的にも組織的にも少し手薄になっているのかなという気が、そこが気になるものから、これからの1つの課題だろうと思います。

それから、備蓄なんかは、いろんなものを備蓄したのですが、さっき言いましたように、ビニールシートを備蓄していなかったとか、やはり我々もマニュアルとか防災計画は一つ一つ点検して、それなりに点検できたかと思っておりますけれども、例えば備蓄なんかになると、本当に自分が被災者になったときに、時間を追ってどういふものが必要になるだろうかということ、いま

一度点検する必要があると思います。

このたび、ストーブという要請が来たのです。夜がかなり更けてから。この手配、調達に随分苦労しました。といいますが、この時期にストーブということをご想像していませんでした。冬場でしたらストーブというのは当然予想できるのですけれども、しかし、これも実際にお年寄りが体育館に避難されて、夜がだんだん更けて、寒くなって初めて役場も気がつくのです。それで夜、我々の方にストーブ何十台という要請が来て、それから調達したら本当に大変だったのです。最後は自衛隊のストーブをお借りして持っていったのですけれども、そういうのもやっぱり、本当に例えば日野町で、ああいう高度のところ、夜何時ごろになったら体育館は何度になるだろうかというの、やってみて初めてわかったのです。ですから、本当に被災されたかたの視点に立てて防災計画というか、防災対策を考えるということが必要だろうと思います。

我々は、地震が起こったときに、行政として何をしなければいけないのかというのは徹底的に点検をします。ですから、私を含めて幹部も、今回自分たちがまず何をやらなければいけないのかというのは大体頭に入っていましたから、そこはスムーズにいったのですけれども、もう1つ先の視点、災害を受けられたかたがそのときそのとき何を必要とするかという、そういう目で防災計画とかを見直すという、そこがこれから必要だろうと思います。

今後の復旧の柱について

【記者】 これからの復興計画といいますが、復旧のポイントといいますが、柱になることはどういったことをお考えでしょうか。

【知事】 1つは、やはり道路なんかは応急の手当てはしていますが、これはあくまで応急でありまして、これを本当に安全で通行できる道路にしなければいけない。これは道路に限りませんが、今回の震災が本県の中山間地を中心に大きな打撃を与えて、その中山間地は高齢化の率が非常に高いところでありまして、したがって、被災されたかたも高齢者のかたが多い現状にあります。それらのかたがたが家屋を失ったり、また家屋に大きな被害を受けたりして今後の生活に不安を感じているかたも多いわけでありまして、特に資金力、それから気力も、再建に必要なそういう力がなかなかよみがえってこないという現状もあります。私も連日被災されたかたがたにお会いし、現場を歩いておりました、今回の鳥取県の震災の復興には、やはり住宅というものを抜きにしては考えられないという、そういう印象を強く持っております。

それから、これは道路に限りません。境港の港湾も漁港もそうです。かなりダメージを受けていますから、復旧しなければいけない。

もう1つは、今回家の被害、民家の被害というのが随分あります。これを早く建て直す必要のあるところは建て直していただかなければいけないし、修繕もしていただかなければいけないし、やはりそれが1つポイントだろうと思っております。

あとは、挙げれば切りがないです。企業も随分被害をこうむっていますから、企業の皆さんにも頑張っていたいただいて、操業を早く再開していただかなければいけませんし、観光面なんか、先ほど出ましたけれども、風評被害というのがかなり大きいものがありますから、これを払拭しなければいけませんし、課題は山積です。

兵庫県職員等からの アドバイスについて

【記者】 先日、兵庫県と神戸市の職員のかたが来てアドバイスをされたようですが、参考になった点とか、あるいは実際に鳥取県もこれをやってみたいという点はありませんでしょうか。

【知事】 そうですね。私も、あそこに全部居たわけではないですが、やはりあの人たちの話を聞いていまして、被害があったときに実際に現場で苦労されたという重みといいますが、それを感じました。自信と言ってもいいかもしれませんが、私どもの方の職員にも、今回、初めての経験なんですけれども、ぜひ彼らの、あの人たちの経験というものを学び取って、自信を持って、当面それからこれからの復興対策に当たってもらいたいと思います。非常に信頼感がありましたね、話を聞いていまして。

平成12年10月17日(火)

検討中の住宅関係施策について

【知事】 ただいまから、今回の鳥取県西部地震に関連して被災されたかたがたの住宅関係について現在県が考えておりますことを発表いたします。

前回の記者会見でも私の方から申し上げましたが、今回の地震の復興でいろんな課題があります。公共施設の復旧、それから例えば被災をした農地なんかの復旧、いろんな課題がありますが、今回の震災が本県の中山間地を中心に大きな打撃を与えて、その中山間地は高齢化の率が非常に高いところでありまして、したがって、被災されたかたも高齢者のかたが多い現状にあります。

それらのかたがたが家屋を失ったり、また家屋に大きな被害を受けたりして今後の生活に不安を感じているかたも多いわけでありまして、特に資金力、それから気力も、再建に必要なそういう力がなかなかよみがえってこないという現状もあります。私も連日被災されたかたがたにお会いし、現場を歩いておりました、今回の鳥取県の震災の復興には、やはり住宅というものを抜きにしては考えられないという、そういう印象を強く持っております。

そこで、この数日間かけて、被災されたかたがたの住宅の手当てというものを、どういう施策が必要か考えておまして、今日終わったものから、それを皆さんがたにお知らせをしたいと思っております。

ただ、これは次の臨時県議会ですら予算その他の必要な措置を提案して議決を得る必要があります。一部現行の制度の枠内でもできるものがありまして、それはこの中にも含まれておりますけれども、大半のものは、来るべき臨時県議会で議会の承認を得て初めて効力を持つものでありますので、そこのところはよくご認識をいただきたいと思っております。それから、市町村の負担を求めるといいますか、市町村と協力をしながらやっていく、そういう仕組みを考えておりますので、内々話をしている市町村も多いのですけれども、きちっと市町村とも詰めて、議会に向けて正式の予算、議案にしたいと思っております。

幾つかの内容がありますが、1つは、再建をされるかたが住宅金融公庫から借りる場合の利子補給でありまして、これは既に県の考え方を説明したものであります。住宅金融公庫の利子が年率2.1%の金利であります、これを当面6年間は金

利をゼロにすべく利子補給をしたいということでありまして、これは既に考え方を示したものであります。

それと関連をしまして、住宅金融公庫の融資以外に、上乗せをして県独自の災害復興住宅建設資金を用意したいと思っております。そこに書いてありますように、建設の場合ですと20年償還で融資限度額400万円、補修の場合ですと10年で融資限度額200万円ということで、これも通常の金利ですと2.1%であります、住宅金融公庫の資金と同様に6年間は無利子にしたいと思っております。

次が、住宅復興の補助金でありまして、従来大きな震災等に見舞われた地域では常に問題になったわけでありまして、住宅の再建に対して助成をできないかということが大変大きな議論になったわけですが、いろんな問題があつて、これまで住宅の再建資金に助成をするということはやっております。例えば義援金などで一部を助成することはありましたけれども、公費をつぎ込むということは今までやっておりませんが、今回の鳥取県の地震では、先ほど言いましたように中山間地の高齢化率の非常に高いところで、高齢者のかたが多く被害を受けている。このままでありますと地域の活力が急速に衰えるのではないかと私は思っております。今までしっかりと地域を支えてくださっていたかたがた、今回の被災で元気をなくして、地域を去るかたも多い、こういうことが予想されるわけで、ぜひこの地域でこれからも住み続けて、そして地域を支えていただきたい、そういうかたがたを行政はしっかりと支えなければいけない、こういう考え方を持っております、異例の措置ではありますが、住宅を再建されるかたに資金助成をしたいと思っております。

建設をされるかたは、もう全壊をして家がなくなっているかた、家はまだ外形はとどめているけれども新しく建て直さなければ住めないというかた、いろんなかたがあると思っております、とにかく今回の地震で被災して新しく再建をしたい、再建されるかたに300万円を交付したい、そのうちの3分の2は県が負担し、3分の1は市町村に負担をしていただきたい、こういう考え方があります。

ただし、被災をして例えば都会に出ていって家を建てるといったケースは、地域を支えるということになりませんので、そういうケースは助成の対象からは除外したいと思っております。あくまでも同一の市町村の中で家を再建したいというかたを対象にしたいと思っております、こういう制度を今回の震災の特例措置として講じたいと思っております。

それから、補修をすれば、修繕をすればまだまだ住めるという家も多いものですから、そういうかたにはぜひ修繕をしてこれからも住んでいただきたいという願いを込めて、修繕についても150万円の限度額で、一部分の負担も求めることになりすけれども、そこに書いてありますような負担割合で助成をすることとしたいと考えております。

それから、今回被災地をずっと回ってまいりまして、中山間地の傾斜地の住宅が随分被害を受けておまして、その特性として、例えば石垣でありますとか擁壁でありますとか、そういうものが壊れているところが随分多く見受けられました。特に石垣なんか壊れかかって、次にもっと壊れたら下の家をも壊してしまうだろうというようなケースも随分あります。それから、道路に石垣が壊れているとか、そういう危険な状態になっているところも随分見受けられて、これらをどうするのかというのは今町村の大きな関心事、悩みであります。上の石垣が壊れているけれども、その上

の家に石垣を直す資力がない。そうしますと、このままほうっておいては下の家とか道路とかの公共施設に被害を及ぼす可能性もある、そんなことがありますので、これも今回の中山間地で起きた地震の復興の特例として、これも異例であります。石垣等を修復する場合に公費で助成をしたいと考えております。150万円が限度で、県、市町村、それから所有者本人が共同して協力を得ながら直すという考え方であります。

次のページは、公営住宅でありますとか住宅のあっせんなどありますが、1つは、公営住宅を建設する必要があるだろうと思います。先ほどご説明した住宅を再建する場合の支援でありますとか修繕する場合の支援、これに対応するかたも多いと思いますが、もうそこまでの資金力もない、しかし、長年住みなれた地域に住みたいというかたも多いわけでありまして、そういうかたの住居を確保する必要があります。そうしますと、公営住宅を建設する必要があるだろうと思います。

これを促進するために、従来の公営住宅の負担割合を大きく変えて、県が従来以上に負担をする新しい制度を設けて、市町村が公営住宅を建設することを促進したいと思っております。そこに書いてありますように、国費が2分の1出ますけれども、残りの2分の1のその半分を県費で負担をしたい。したがって、市町村の負担は4分の1になるということになります。場合によって、災害公営住宅整備事業という制度がありまして、これに該当する場合には、国費が3分の2出ますので、その場合には県費は6分の1、市町村の費用負担は6分の1、こうしたいと思っております。

それから、県営住宅に入っていたということも進めたいと思っております、これは現行の制度で対応できます。もう既に県営住宅の家賃の減免制度をやるべく今準備をしておりますけれども、被災されたかたが県営住宅に入居された場合には、1年間家賃を全額免除する、あといろいろな手続も簡素化するということを今考えております。

それから、これは西伯郡なんかに行つたときに役場、町から出てきた考えかたであります。公営住宅をつくるということも1つの選択肢ではあるけれども、町内に例えば空き家がありますとか民間の家賃住宅なんかがあった場合に、そこをあっせんして、そこに入っていた家賃を公費で負担してあげるということも、新たに公営住宅を作るよりは負担が低く済む場合が多いものですから、ぜひ取り組んでいただきたいという意味で、民間家賃住宅に入っていたら、それに対して市町村が家賃補助する場合に、県がその半分を持ちましようという制度です。

それから、一番下に書いてありますのは、町内の民間の空き家がありますから、その空き家に入居していただいて、その空き家の借り上げ費用を県が半分助成をする、こんな制度であります。

一応こうやって資金のあるかたにはぜひその後押しをすることによって、動機づけをすることによって、建て替えでありますとか修繕にぜひ意欲を出していただきたいということ。それから、そういうことに至らないかたがたには、公営住宅でありますとか県営住宅に入ってください。場合によっては民間の住宅を借り上げて、そこに入っていたら、こういう手当てをしたいということでもあります。

ここには書いてありませんが、当面の仮設住宅については、今、日野町に24戸建設して、これには当面の措置として入っていただくこととなりますが、まだこれ以外に仮設住宅の建設の必要性がありましたら、県としては積極的に対応していきたい、こう考えております。それは、仮設の当面の問題でありまして、とりあえず落ちつく先としては、今お話をしましたような制度で、被災さ

れたかたがたの住居が確保されるように後押しをしたいと思っております。

これによって相当費用がかかると思っております。今推計をしております、まだ正確な数字は出てまいりません。もちろんこれはそれぞれ被災されたかたがこれからどうされるかによって随分変わってきますので、なかなかこの推計は難しいと思っておりますが、少なくともかなりの費用が必要だということは覚悟しておりますが、本県の中山間地で被災された地域に活力を失うことのないように、これから本当に力強い復興が可能となりますように、県としてはこれを全面的に進めていきたい、こう思っております。

県議会を11月の初めに招集いたしまして、議会に提案をして議員の皆さんのご理解をぜひ得て、施策として実行したいと考えております。

以上です。

【記者】 財源はどうされますか。

【知事】 財源は、いろんな財源をかき集めます。今年度まだ使える一般財源が多少ありますから、それも投入しますが、それでは多分足りないと思っておりますから、その際は基金を取り崩して財源に充てるということになります。

それから、昨日、今日東京に行きまして、関係官庁に支援方要請をいたしました。特に私は今日自治省に行きまして、自治大臣にお会いをして、実はこういうことを考えているということもお話をしてきました。そうしますと当然県も市町村も物入りでありますから、それについては最終的に特別交付税で財政支援をぜひ全面的にお願いをしたいということ、自治大臣にもあらかじめお願いを今日してきた次第であります。

ですから、当面の補正予算は多分基金の取り崩しということに対応せざるを得ませんが、年度末になりましたら、それが部分的には特別交付税と振り替わるといことも期待をしております。

【記者】 基金というのは正式には何になりますか。

【知事】 財政調整基金がまず一番最初の取り崩し対象になると思っております。

【記者】 これは市町村負担で、特に日野町なり西伯町なり相当な負担になると思いますが、そこら辺、耐え得るかということがあると思うのですが。

【知事】 これは、特にやはり日野町のケースを私は心配しております。先般も日野町の町長さんにお会いをして、当面の復興対策に県も積極的に取り組むので、市町村としてもぜひついてきてもらいたい。その際に、町としての負担が相当上るけれども、これはもうできる限り特別交付税で国にも配慮してもらうようにしますし、県としても全面的に支援をしたいと、こういう話を申し上げてきました。ですから、当面は、日野町だけではありませんが、市町村分の特別交付税を十分確保するように努力をしたいと思っております。

それから、当座資金がないという市町村もありますので、これは先般発表しましたけれども、県から市町村に対する貸付金でとりあえずは、しのいでいただくということを考えております。

【記者】 補助対象限度額を建設の場合 300万円というふうに設けられた個人補償と、公益上の必要性のバランスを、なぜ 300万円という数字に落ちついたのでしょうか。

【知事】 これはいろんな考え方がありますが、一方では、いかに被災をされたかたがたといえども、個人資産に公費をつぎ込むことはまかりならぬという考え方が財政の中であるわけです。したがって、今日までこの被災をされたところでも、こういう制度を設けていないわけでありまして。ところが、さっき言いましたように、本県の特長で、中山間地の高齢化率の非常に高いところで被災をされて、地域の活力を保つためには何からの住宅に対する直接的な支援をしないと、恐らく活力が失われるだろうという、そういう緊急性もあるわけで、その兼ね合いをどう考えるのかということが一番のポイントでありました。

300万円という額に決まりがあるとか、計算式があるわけではありませんが、頭金の一部といいますか、頭金に充当していただければということ、300万円という金額を提示したわけです。

【記者】 補修のかたには 50万円以上の負担割合で、本人は1/3の負担ですが、建設のかたには本人負担がないというのは……。

【知事】 これは、300万円の家が建ちませんから、当然本人負担はもっともつとあるわけでありまして。建設のかたの助成というのは、本来に建設資金の一部でありますから、当然個人負担の方が多いわけでありまして。

【記者】 これは、金融公庫から借りても金利がゼロになりますか、これを借りている人も対象になるんですね。

【知事】 ええ、これはですから両方です。併用を考慮しています。

【記者】 先程、推計ではかなり膨大になるでしょう、とおっしゃっていましたが、ざっと今のところどのくらいを考えておられますか。

【知事】 これは、後でどうなるかわかりませんが、50億円くらいは覚悟しています。

【記者】 全部で 50 億ですか。

【知事】 そう。一番多いのは住宅復興補助金ですけれども、50億円ぐらゐの県費の持ち出しといいますが、県費負担が50億円ぐらゐになることは覚悟しております。

【記者】 そのうち復興補助金にどれぐらゐ。

【知事】 これはまだわかりません。というのは、こういう制度をつくったときに、果たしてどれぐらゐのかたがこの制度を活用して、では建てようという意欲を持っていただけるかということの兼ね合いになるわけです。もちろん件数が多くなれば財政の負担が大変になるのですけれども、しかし、それぐらゐ、50億円ぐらゐになるほど皆さんが意欲を持って建てていただければ、私はむしろ政策としては成功ではないかと思っております。

【記者】 線引きが非常に難しいと思うのですが、そのあたりは。

【知事】 線引きは、例えば今あります制度が、[被災者生活] 再建支援法なんかは全壊か半壊か一部損壊かという区分をしますね。それは実は非常に難しいです。今回の制度は、そういう難しさから逃れるために、建てた人は補助金の対象になります、修繕した人は補助金の対象になりますということにしたいと思っておりますので、そういう面では

非常にわかりやすいと思うのです。

【記者】 場合によっては、もう建て替えようかなというふうなかたもいらして、たまたま震災に遭われて、ちょうどというような……。

【知事】 その辺は、特に郡部の場合は、私も役場のかたと一緒に被災された家屋を随分回ってみましたが、役場のかたがよく承知されているのです。ですから、そういう何というのですか悪乗りみたいなものは、多分役場のかたが認定に当たってよく整理されると思います。その辺は確かに、この際そういう便乗というのが全くないかと言われると、そこは自信がありませんけれども、しかし、私が役場のかたに被災された家屋をずっと連れて回っていただきまして、難しい事例なんかも随分見てきたのですけれども、そのときに役場のかたが、それぞれの住民の皆さんの日常生活ぶりだとか、家屋の状況なんか、本当によくご存じだという気がしました。ですから、ちょっと都市部の場合はわかりませんが、郡部の場合には、私はかなり役場のかたが正確に認定していただけるだろうと思っています。

【記者】 補修の場合の考え方ですけれども、補修の場合は金額の上下がかなりあるわけですが、全額に対して助成をするという考え方で、150万円以下の。

【知事】 そうです。例えば軽微な30万円ぐらいで補修ができるという場合は、その30万になりますね。

【記者】 復興補助金の場合、例えば1,500万円の建築予算、あるいは2,000万円の建築予算があると思うのですけれども、いずれも300万円。

【知事】 そうです。

【記者】 限度額というけれども実質的には一律300万円という……。

【知事】 そうです。もう家を建てるかたには一律300万円ということですよ。

【記者】 例えば極端な話、一部損壊の家でも建てようかというかたが出た場合は。

【知事】 まあ、そうですね。その辺も市町村に認定していただくと思いますけれども、ただ、この制度で300万円もらえるから全部壊して建てようかというのはなかなかないと思いますよ、現実の問題としては、やっぱりそういうかたは補修をして住み続けよう、ということになりますと思いますけれども。

さっき言われたようなケースがあるかないかということですね、この際というのが、それも、市町村の方で、被災が原因かそうでないかというのは、私は大体わかるのではないかなという気がしますけれども。

【記者】 市町村の認定というのは、罹災証明ということですか。

【知事】 罹災証明とは関係ありません。罹災証明は全壊、半壊、一部損壊ですから、これはとにかく被災をされて建て替えるという、そのところは非常にわかりやすいと思うのです。

【記者】 ということは役場へ申請すれば……。

【知事】 そうです。その辺の詳細な手続は、これから市町村と詰めたいと思います。

【記者】 石垣の補修というのも、全国的には例がない……。

【知事】 と思います。聞いたことがありませんから。従来は、災害の場合には、公共的なものに対しては非常に手厚い支援制度があるわけです。道路とか河川とか港湾とか、そういうものについては本当に手厚い制度がある。例えばがけ崩れなんかも国庫補助制度があるわけですが、石垣も含めて個人の資産に対して、そういうものに対して復興の助成をするというのは基本的にはないわけです。農地なんかについては、産業振興とか農業政策の面から農地の災害復旧というのはありますけれども、そうではなくて、居住部分に対するものはないのです。ですから、そういう意味では私たちも新しい制度をつくることに非常に悩んだのですけれども、しかし、鳥取県の本当に中山間地で被災された地域を復興させるには、そこに手をつけないと、幾ら条件整備をやっても、もう住んでいるかたの意欲がなくなってしまうのでは、本当に道路を直しても、がけ崩れを直しても、何かむなしさを感じるのです。ですから、条件整備と、それから住んでいるかたの活力を維持するという両面作戦が本県の場合には必要だろうと思って、こういう制度を考えてみました。

【記者】 道路を直しても、そこに人が住まなければ意味がないという……。

【知事】 むなしいですね。

【記者】 今回の震災に限ってということの特例措置ですか。

【知事】 そうです。今回の異例の震災の復興に限ってという制度にしたいと思っています。

【記者】 今後また例えばすぐに水害があって家が流れたとか、そういった場合には、これは適用されないということですか。

【知事】 これはもう今回限りです。ですから、そんなまた水害が来るような、そういう不吉なことは言わないでいただきたいのですが、もしそういうことがあったら、またそのときに、そのときの様子を見て、必要があるかどうかを考えるべきだと思います。

【記者】 条例ではなくて予算措置で行うということですか。

【知事】 予算措置です、これは。

【記者】 あと、民間賃貸住宅への家賃補助ですけれども、期間が書いてないのですけれども、いつまでというのはあるのでしょうか、それとも住み続ける限りはということでしょうか。

【知事】 これは、仮設住宅をいつまでつくるかということとも関連あるのですが、様子を見て市町村と相談をしてということになると思いますが、一応1年ということが区切りだと思っておりますけれども、様子を見ながらだと思います。

【知事】 念頭に置いているのは1年ですね。

【住宅課長】 そうです。県営住宅の減免も1年です。

【知事】 バランスをみて、1年です。

【記者】 住宅復興は、特にこれは市町村は特定していないですね、被害があった市町村はすべて。

【知事】 それは関係ありません。ですから、災害救助法の適用があったとかないとか、そんなことは関係ありません。

【記者】 これはいつごろまでに建てる家が対象になるのでしょうか。これも1年ですか。

【知事】 これも、予算を出すまでに少し期間がありますから、市町村から実情を伺って、それからにしたいと思っています。今の段階で例えば1年とか半年とか決めるのは、ちょっと早計かなと思いますので。

【記者】 今回、自治省にこういう制度をやりたいということを言われて、どのような反応でしたか。

【知事】 いろんな反応がありました。正直言います、やっぱり個人の資産に公費を投入することは、それは県の勝手というか、県の考え方でしょうけれども、それをなかなか国として応援するのは直ちに「はい」とは言いにくいですよというかたもおられました。しかし、やっぱり私が中山間地の高齢化率の高いところの特殊性を考えるには、こんなことは必要なですという説明に対して、大方の人は理解をいただいたと思います。特に私、西田自治大臣に今日県議会議長と一緒に行きまして、こういう話も大体したのですけれども、それはそうでしょう、それはおやりなさい、応援しますからという話をいただきました。大変心強かったです。

【記者】 所得制限を設けるという考え方は。

【知事】 ありません。こういう場合は、私は制度はシンプルの方がいいと思うのです。余りいろんな制限とか条件とかかけると、そのことに手間暇がかかりますし、新たな不公平を生みますし、やはり被災をされて、そのかたがたが住宅を再建しよう、という、そういう意欲を持っていただく、そこに着目したいと思っています。

【記者】 議会で承認されれば10月6日にさかのぼってということになるんですか。

【知事】 そうです。

【記者】 県が進める住宅復興策、今回の地震についてはこれが大体すべてのメニューということになりますでしょうか。

【知事】 ええ。大体これで網羅できるのではないかと思います。これ以外にもし何かあれば、市町村からもしこれとは違うメニューみたいなものがあれば、また考えることはあり得ると思いますが、これにプラスして仮設住宅です。当面これだけのメニューをそろえれば、大体対応できるのではないかなという気がします。

【記者】 しつこいようですが、50億円というのは住宅復興補助金ではなくて、このすべての措置で50億円という意味ですか。

【知事】 これは先ほど言いましたように、すべて積み上げたものではありませんので、これでどれだけ需要が発生するかというのは非常にわからないわけです。ですが、今まで財政をやってきた者の直感といいますか感覚で、50億円ぐらいはいいか

もしれない、それは覚悟しておこうということを今財政当局と話をしているところです。

**【記者】全体で大体50億円ぐらいになりそうだと
いう予想、直感ですか。**

【知事】 ええ。50億円になるかもしれない、なり得る、でもそれぐらいは覚悟しておこうということです。

【記者】今回は住宅ですが、例えば利子補給の考えなんかは、農業の制度融資とか、被災企業の制度融資、あれも適用されるお考えですか。

【知事】 これは既にもう発表したと思いますが、いろんな制度融資がありますね、中小企業とか農業とか漁業とか、そういうものについて金利を6年間ゼロにしたいと、これを次の臨時県議会に提案をしたいということは、既に考え方を示しているところであります。

【記者】各町村にはもう一応は、大方の理解は得られてあるんでしょうか。

【知事】 すべてではありません。私、先日、町村部をずっと回りまして、お会いした町村長さんには考え方の基本はお話をしております。

【記者】それはどこですか、お会いしたのは。

【知事】 日野町とか溝口町とか、西伯町は町長がおられませんでしたので助役さんでありますけれども、こんなはっきりとしたもので示してはいませんけれども、県としてこんなことを考えていますというのはお話を口頭でしてきました。ですから、これからこれを示して、町村でも対応していただくように努めたいと思います。

【記者】余談になると思うのですが、例えば阪神・淡路大震災とかですと、実際に活動されているかたなんかは、逆にこういう制度というのは、ここまで実現しなかったと、やっとなら支援法ができたぐらいで、今後こういうほかのところ起こり得る災害の被災者の施策として、こういう制度が鳥取県の例があるじゃないかということで、そういう認知がされるかもといいますか、そういうことについては。

【知事】 私は、これは鳥取県の特長性といいますが、今回の被災をしたところが中山間地が中心で、高齢化率の高いところで、そのままほうっておくと地域が本当に崩壊してしまう、そういうおそれがあるものから、やむにやまれずやる仕組みがありまして、これが全国すべてに前例となっていくかどうかとはわからないと思います。それぞれこれから不幸にして災害に遭われたところが鳥取県と同じような状況であれば、私はやられたらいいと思いますし、そうでないところはそうでない対応をされる場所もあるでしょうし、本当に地方分権の時代で、地域の特殊性、地域の事情に応じて必要なことをやっていくという、その一環で今回のことを考えたわけでありまして。

【記者】ほとんどが初めてづくめですね。

【知事】 ですね。県営住宅の家賃減免なんていうのは、どこでもやられていることだと思いますけれども。ただ、先ほどの質問にもうちょっと答えれば、私はやはり今までの災害復旧の仕組みというのが、基盤整備というか、公共施設中心であった、でも本当に被災されたかたが困っているのは

住むところであるという、そこるところに今までの制度と被災されたかたの現実との間にかなりギャップがあると思うのです。それを埋めるといって今回はその一歩になると思うのですけれども、そういうギャップを埋めるといって、やはりこれからの国策としても考える必要があるのではないかなという気がします。

もちろん、私的な財産に公費をつぎ込むことの是非というのは依然として問題は抱えているのですけれども、しかし、本当に背に腹はかえられない地域が我が国には多いと思うのです。鳥取県なんか特に典型的だと思います。これは悩んだ末の政策であります。

【記者】中山間地の高齢化率というのは、今どれだけの割合ですか。

【総務部長】 後で資料を提出します。

【知事】 日野町は県下で2番目です。1番が日南町、2番目が日野町です。

【記者】利子補給は6年間ですけれども、これは、天災融資法をそのまま引用した数字ですか。この利子補給期間の6年は。

【知事】 これも後で調べてあれしますが、何かの制度と連動したというか、何かの制度をきっかけにしてつくったはずで、これは。

【総務部長】 利子補給の今回の制度融資で考えている商工関係ですか、農林関係とか、そういったこととの兼ね合いです。

【知事】 ここの住宅を6年にしたのは、実は商工とのバランスです。商工とか中小企業とか、それから漁業関係とか、それとのバランスで6年にしています。当初5年にするとかという土木部長の案もあったのですが。

【記者】県は一律利子補給は6年ですか。

【知事】 そうです。

【記者】住宅関連の補助金ですけれども、50万円未満は全額公費助成ということになると、そうすると、かなりの世帯が、屋根が一部壊れたところとか……。

【知事】 そうですね。それぐらいの支援をして、ぜひ修復してまた地域を支えるメンバーになっていただきたいという意味です。

【記者】現実の話、じゃあ工事をしようかという見積りをとるような段階になったときに、業者間でばらつきもあろうかと思うのですが、何か標準になるような、基準になるようなものは。

【知事】 これは、ちゃんとした業者のかたと言う言い方がおかしいかもしれませんが、土木部の方でそういう業者のかたの推薦というか、あっせんというか、リストというか、そういうものを今既に相談窓口でお示するようにしているのです、そこでうまく整理ができると考えています。

この間も日野町の被災されたところに行っている話を聞きますと、ひとり暮らしのかたでありますとか母子家庭とか高齢者のみの世帯とか、要するに男手のいない世帯というのがあって、そのかたがたが本当に不安というか、そういう状態にあるのです。ひとり不安でというので私の前で泣かれるかたもおられまして、私も、周りの

人にどうか皆さん支えてあげてくださいねという話をしましたら、支えてあげたいけれども私たちも大変なんですという話をされているかたも多くて、今回、特に軽微なかたがたは、自分のところは早く直していただいて憂いなくしていただいて、そして周りの被災された方にも目配りをしていただきたい、そういう気持ちがあるものから、50万円の範囲内は、先ほど質問もありましたけれども、思い切って全部公費で出して、早く直して、もっと被災を受けた大変なかたがたに援助の手、支援の手を差し伸べていただきたいという、そういう願いも込めて、その意味もあって復興を促進したいということでもあります。

では、これでぜひ県議会の同意を得て実施をしたいと思っておりますので、皆さんがたもよろしく御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

平成12年10月23日(月)

災害対策について

【知事】 鳥取県西部地震から17日たちまして、県も市町村もある程度落ちついてきました。しかし、これから復興、復旧に向けてのいろんな作業が始まりますので、引き続き全力を挙げて災害対策に臨みたいと思います。

市町村の役場も私も何回となく訪ねましたけれども、行くたびにだんだん力を取り戻してきておられます。当初はやはり当惑したり戸惑ったりする感じが強かったのですが、その後、落ちつきを取り戻して復興対策の方に力を全面的に入れるようになっておられます。

しかし、これから住民の皆さんの復興に向けて、生活再建に向けての取り組みが始まり、そうしますと市町村の役場が多様な事務を処理しなければならなくなります。これからの方がむしろ大変かもしれません。引き続き県としましても職員の派遣など全面的に支援をして、一緒になって災害復旧対策に取り組んでいきたいと考えております。

そのことに関連で、第一弾として50億円の一般会計補正予算を専決処分で編成いたしました。これから本格的な復旧に向けて、また住民の皆さんの生活再建を支援するための必要な予算というのが補正を組まなければいけなくなりますので、そのことを中心にして臨時議会を招集したいと思っております。11月の2日に臨時議会を招集したいということで今手続きを進めております。

来年度予算について

【記者】観光地の中には、地震の風評被害がひどいところもありますけれども、そういう地震を受けてのケアというような側面もあるのでしょうか。

【知事】 それは直接関係ありません。今回の風評被害をいかに最小限に食い止めて、これを打ち返すかという、そのための事業、そのための予算は、次の臨時議会に提案する補正予算でも盛り込みたいと思っておりますし、その次の12月県議会でも出てくるかもしれません。

【記者】新年度予算関係で、防災関係の見直しとか、

その辺のことについてはどうですか。

【知事】 あります。今回の地震対策で幾つかの反省点といえますが、もう少しこれやっておけばよかったというのがありますので、それは来年度予算になるのか、それとも12月の補正になるのか、物によっては今度の臨時議会でも一部出ると思います。そういうものは当然これから施策の中に盛り込むつもりであります。

例えば震度計の話になりますと、本県はすべて震度計が全市町村についているのですが、一部の町村の震度計は科学技術庁の所管になっておりまして、これが気象庁のネットワークの中にオンラインされていないのです。例えば今回被災に遭った鳥取県西部でいいますと、日南町と江府町に設置してある地震計は科学技術庁の地震計なわけです。その他の市町村の地震計はすべて県が設置した地震計でありまして、この県が設置したものは気象庁のネットワークの中に組み込まれているわけで、したがって、直ちに気象庁の方の震度の表に載ってくるわけですが、科学技術庁の、幾つかの理由があるらしいのですが、科学技術庁と運輸省との間の連携がうまくとれていない面がありまして、これは再三連携をとるよう要請をしておりますけれども、基準が違うとか、いろんな理由があって、どうも見込みがないので、これを機会に県で設置をしたいと思っております。そんな予算は、なるべく早い方がいいものですから、できれば11月の臨時議会で提案をしたいと思っております。今作業をしています。

【記者】 具体的に設置するのはどこになりますか。

【知事】 どこといいますと。

【記者】 地震計を設置するというお話ですが、具体的な場所は。

【知事】 これは、市町村は、ですから科学技術庁が設置している町村です。そこを県も、二重投資になるかもしれませんが、県のを設置したいということです。

【記者】 それは日南町と江府町ということになりますか……。

【知事】 西部ではね。ほかに例えば中部の赤碓とか東部にもありますから、幾つぐらいになるでしょうか。要するに今県が設置してなくて、科学技術庁がもとも設置しているところには、県が二重投資を避けて設置してないのです。ですから今回、多少二重投資になるかもしれませんが、すべての市町村に県が設置をしたいということです。

【記者】 どれぐらいの金額になりますか。

【知事】 これは今計算していますが、1カ所で数百万円だと思います。

【記者】 それをつけることによって、どのようなメリットがありますか。

【知事】 これは、今回の地震も科学技術庁の震度計で測定したものは全部把握はできています。ところが、報道機関、特にテレビですけれども、今テレビを通じて直に出るようになっていますが、そこに科学技術庁の震度計が設置されているところは載ってこないわけです。ですから、住民の皆さんが、こんなに揺れているのに、うちの町が震度が出ないのはおかしいじゃないかという不安、不満が随分あったのです。その解消に

なると思います。

【記者】 気象庁のネットワークに載せるようになるのですか。

【知事】 そうです。県が設置したものは、気象庁の基準どりのものを設置しますから、直ちにオンラインで気象庁のネットワークに載ることになります。本当は科学技術庁のものも気象庁と連携をとって載せていただければいいのですけれども、そこは何か専門的にいろいろそこがあるようでして、これ以上待っていても多分ちがが明きませんから、県が設置をしたいということです。

【記者】 気象庁はもう了解済みですか。

【知事】 気象庁は了解というのはい。

【記者】 県が設置して気象庁のネットワークに載せるというのは。

【知事】 それは全然文句はありません。

【記者】 科学技術庁とはやりとりして、ちがが明かないということで県が独自に設置するということになるんですか。

【知事】 これは従前から、前から1つの問題ではあったのです。でも、それが何年たつてもちがが明きませんから。

【記者】 回線の方も利用されますか。

【知事】 これは今検討しています。

【記者】 全部で何カ所ですか。

【知事】 7～8カ所だったと思いますが、正確なものも少し必要でしたら、後でご報告をします。

風評被害対策について

【記者】 風評被害の対策としては、どういう方向性を打ち出されるのでしょうか。

【知事】 1つは、予定されていた全国規模の大会とかがこの時期あるのですね、いろいろ。それともしれば中止とか延期とかになりがちになるのですから、これは絶対に予定どおりやったださいということ、私自身も関係の機関にお願いをしたりしています。今のところ、例えば先般の部落解放研究第34回全国集会、これは1万人規模の集会を米子市でやったわけですが、これも予定どおりやったださいました。私は本当にありがたいことだと思っております。関係者の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

それから、今週(10/26,27)も建築士会の全国大会(第43回建築士全国大会鳥取大会)が米子市であります。これも予定どおりやったださいます。これもかなり大規模な大会で、本当に中止、延期することなく予定どおりやったださいことに、関係者の皆さんにお礼を申し上げます。

それから、そんなに大きくはありませんが、鳥取市でも全国の公営企業の集まり[地方公営企業連絡協議会総会]が予定されていまして、これはもう寸でのところで延期といいますが、中止にならなかったのですが、これも関係者の皆さんにお願いをして、予定どおりやったださいことになりました。

当面はそういう予定されていたものが逃げていかないように、みんなで努力をしたい。やっぱり

復興は復興でやっていますけれども、一方で、そういう大会をやったださいということは、地元の経済にもいい影響を及ぼしますし、我々の励みにもなりますから、そのことをまずやったださいと思います。

それから、東京なんかには、イメージとして、もう鳥取県は壊滅的な打撃を受けて、とても行く状態にないだろうとか、それから、行くのが怖いというようなイメージを持っておられるかたもおられるのだらうでして、そういう間違ったイメージを払拭するための宣伝をしたいと思っております。近々新聞を通じて、鳥取県が元気に復興して、皆さんにおいでいただくに足る土地だ、場所だということを確認していただくためのPRもしたいと思っております。

それから、さっき言いましたように、補正予算である程度まとまった予算も計上して、そのためのPRも来月からやりたいと思っております。

それから、先般も観光連盟といいますが、旅館業の関係のかたがたが私のところに大勢来られて相談をしたのですが、鳥取県の観光PRも、この際キャンペーンでもつくってやろうという意気込みが業界の方にありますので、県としてもそれと呼応して、一緒に協力をしてイメージアップに努めたいと思っております。

それから、私も皆さんにお願いをしたわけですが、例えば花回廊が再開したとか、旅館も平常どおり営業しているとか、そういうニュース、話題を皆さんの媒体を通じてぜひ内外に伝えていただきたいということをお願いしましたけれども、本当に皆さんがたも好意的に取り上げていただきまして、感謝をしております。関係者の皆さんも大変喜んでおりました。ありがとうございました。

11月補正予算について

【記者】 専決処分で50億円ということだったので、補正予算の規模はどれくらいを見ておられますか。

【知事】 これはまだわかりません。実は今日から始まりますので、各部でどれぐらいのものを今考えているか、今日から私も目を通したいと思っております。

復興のポイントについて

【記者】 知事、今後の短期的なものです。復興のポイントで、対策として、きちんとしたのあたりが一番大切だとお考えですか。

【知事】 1つは、やはり公共施設の災害復旧ですね。例えば境港などは、もう既に復旧作業を始めていますが、漁港が大きなダメージを受けていますし、港湾も相当大きな被害を受けています。それから、各地で道路が寸断をされたり、土砂崩れで被害を受けておられますが、道路については一応最低限通れるように応急の手当てはしていますが、本格的な復旧をしなければいけない、安全に通行できるようにしなければいけないということ。こういう公共施設関係の復興、これがまず1つのポイントです。

それから、何といっても、やはり被災されたかたがたの住宅問題です。住宅問題を中心とする生活再建、これを円滑に進めなければいけないということ、これが2つ目になると思います。

それから3つ目は、やはり産業界、企業も大きなダメージを受けておられますので、この企業のかたがたが、再建に向けて意欲を出していただきたい、そのための支援ということがポイントになると思います。

ほかにもまだいろいろあると思いますが、総じてその3点だろうと思います。

その後は、復興・復旧が終わりましたらというか、並行してでもいいと思いますが、やはり今回の教訓を踏まえた新たな防災対策を、県、市町村、それから関係機関の間で練り上げていくという、将来に向けての対策も必要になってくると思いますから、これもなるべく早いうちに取り組みたいと思います。

今回の震災対策の問題点等について

【記者】 イメージとして、地震計というのは短期的な一つ対策ですが、中長期的に見て、今回、反省点として知事が一番これはしまったなというように何かもしあったら、お願いします。

【知事】 これは、私が言うのもちょっと語弊があるかもしれませんが、町村の防災対策といいますが、いざというときの対応というものを、これからみんなで真剣に考えていかなければいけないと思います。

県は、一応防災というものを常に考えておく、専ら危機管理を考える防災監という役職を作った、一から洗い直して検討してきたわけです。実はこういう体制というものを、大なり小なり、規模は違っても町村にもぜひそういう意識と体制を持ってもらいたいということをやった時期だったのです。そこが少し地震の方が早めに来てしまったものですから、その辺を県と市町村、とりわけ町村との間でこれから連携をとりながら、防災対策の強化・充実を努めていきたいと思っています。

【記者】 県と市町村との防災関係のパイプを太くするということも含まれているのですか。

【知事】 もちろんそうです。町村自体の防災体制、意識、日ごろの訓練、そういうものもありますし、それから、県との連携ということもあると思います。

【記者】 逆に今度は国への、制度の改正とか、差し当たってというのはないと思うのですが、振り返ってみてというときのことを考えたときに。

【知事】 今回、国は本当に早く対応していただけたと思います。状況把握も非常に早かったです。それから、我々への初期、初動に当たったの激励といいますが、政府としても本当に万全の体制を整えて応援をするから、地元では市町村長さんと一緒に全力を尽くして必要なことはやってくださいという、そういう声をかけていただいたというのは、私は大変心強かったです。現場の責任者としては、ですから、政府の初動における対応というのは、昔はよくわかりませんが、今回については随分よかったです。私は思っております。

ただ、いろんな施策をこれからやっていく過程で、例えば国の制度の基準というのがありますから、そういう基準を現場に当てはめていった場合に、ややひずみがあるといいますが、どうしても基準ですから割り切って、基準に該当するものは救われるけれども、基準に該当しないものは救われないという、そういう割り切りがあるものですから、その辺が、制度は制度でそういう割り切りをしなければいけないことがあるのですけれども、一方では、それを現実に適用しようとすると、少しひずみが出たりしますので、その辺の改善というのは申し上げていきたいと思っています。

【記者】 鳥取県の場合で、国の制度の中で一番ひ

ずみを感じた点というのは。

【知事】 例えば、これは結果的には解消されたのですが、例の被災者生活再建支援法、神戸の地震の後にできた仕組みなんです。被災者支援のために、所得とか家族構成にもよりますが、最高で家が全壊した世帯には100万円出るという制度があるのですが、これが1つの町村で10戸以上なければ適用にならない、9戸以下だと、その町村では仮に全壊戸数があったとしても適用にならないという、こういう制度なのです。これは1つの割り切りとして、ある程度の規模が出ないと対応しませんよということで、1つの割り切りなのでしょうけれども、今回のような被害を受けた地域でそれを当てはめようとすると、たまたまある町に属していたがために100万円もらえる人と、隣町であったがゆえに、被害の状況は同じなのに全く手が差し伸べられないということが生じるわけです。これはやはり、制度をこれから考えていかなければいけないことを痛感しました。

鳥取県の場合には、仮にそうなった場合には、9戸未満、9戸以下が全壊家屋がない町についても、県独自で国の制度と同じ手当てをしようと思っていました。思っていました、幸か不幸か全県で100棟以上の全壊家屋数が出たわけで、これはまた別の基準で、その場合には鳥取県内全部、どこの市町村であろうと全壊した家屋には最高で1棟100万円まで出るという、そういう基準が適用されますので、事なきを得たわけです。もし県全体の全壊の家屋数が99戸以下だったら、先ほど申し上げましたような矛盾が出ていましたので、それについては強く国に訴えるつもりでありましたし、同時に県単独で手当てをしようと思っていましたけれども、結果的には滑り込みセーフということになりました。ただ、この問題は、お隣の鳥根県とか岡山県北部には依然として残っているわけです。私も詳しいことは知りませんが、例えば伯太町なんかは当然10戸以上ありますから適用されるでしょうけれども、隣近所で、広瀬町とか横田町で仮に倒壊家屋数が、恐らく9戸以下だろうと思いますから、そういうところで1戸でも倒壊した家屋があったとしても、それは適用にならないという、同じ問題を抱えていると思います。

【記者】 制度の改善について、その後、鳥根県と岡山県との連携をとうとうという話は進んでいないのですか。

【知事】 中国5県の知事会が連携をして、今のようない問題も含めて国に制度改正を要望しようということで、もう既にまとめて持っていく段取りにしています。

【記者】 それは今回の震災のみ、関連のみということですか。

【知事】 そうです。今回の震災があったことをきっかけにして緊急要望しようということで、5県の知事会がありますので、そこから要望しようということでまとめをしています。

【記者】 時期的にはいつごろでしょうか。

【知事】 もう近々だと思います。

【記者】 会議は。

【知事】 会議は持ち回りです。内容の持ち回りになります。

【記者】 ちょっと戻って恐縮ですが、防災関係で新しい施策で震度計以外に何か……。

【知事】 これは多分当初予算になると思いますが、我々はヘリテレポート、通称ヘリテから瞬時に映像をもらって、災害対策本部でみんなで見たわけですね。そのときに、ヘリコプターをいろんなところに飛ばしてもらって、火事はないか、特に市街地で火事はないかということを確認したわけですね。これは非常に威力を発揮しました。まず1つ、火事がないかということが私達は心配でして、その火事が米子市でも境港市でもないということが確認された。これは大きな安心になったわけで、次の対策に入れることになったわけですね。

それから、別途日野郡とか西伯郡の方にいきますと、道路が寸断されている、伯備線がずたずたになっているという映像も手にとるようにわかりまして、こういうヘリコプターによる映像電送システムというのは大変有効であるということが分かったのです。これは相当金がかかりましたけれども、かねて準備をしておいて、それが今回効果を奏したと思うのです。

ところが、その映像を政府の方に瞬時に送ることが、容量・能力の問題で無理だったのです。今回のようなことを考えますと、我々が見るだけではなくて、やはりそれを消防庁とか政府の方に送る、それで情報を共有するということも大切なことなので、これについては取り組んでいきたいと思っています。ある程度お金がかかりますけれども。

といいますが、今回は死者がゼロということで、本当にこんな大きな地震でも不幸中の幸いだったと思うのですが、これももっともっと大きな被害だった場合には、もっともっと政府から直接いろんな人的支援とかを受けなければいけない事態が想定されます。そういうときには、やはり被害の現場の実態というものを我々と中央政府でも共有する、そういうことが必要だろうと思いました。

それから、備蓄なんかも、一応ある程度の備蓄はしていますけれども、今回実際に本当に震災に見舞われて、やはり足りないものもありました。結果的にはすぐに調達ができましたが、もっと用意しておけばよかったなと思うものもありました。例えばビニールシートとか、そういう備蓄関係も充実をしたいと思っています。これは市町村とよく連携をとりながら、市町村にも市町村が必要となる当座のもの、備蓄は、今あまりされておられませんので、これは求めたいと思います。

【記者】 中国知事会としての要望ですが、具体的に何の制度をどのように……。

【知事】 今のような、生活再建支援法の10戸、9戸という、そういう割り切りを変えてくれとか、そういうことを含んだ要望になります。

【記者】 どれくらいの要望になりますか。

【知事】 私も全部見ていませんので、ここで正確に申し上げられません。もし必要でしたら企画部長の方からお話をします。

平成12年10月30日(月)

災害復旧本部について

【記者】災害対策本部を災害復旧本部に切りかえるということですが、11月2日が終わってからといますと、3日になるですか。

【知事】3日は休みで、4日からいろんな催し物がありますので、議会の終わる時刻にもよりますが、第1回目は議会が終わったときに開きたいなとは思っています。ただ、議会が夜中までになると、その辺はちょっと予定が変わるかもしれませんけれども。

【記者】災害復旧本部の主な目的並びに体制などはいかがでしょうか。

【知事】目的は、県庁全体を挙げて協力をしながら災害復旧に全力を尽くすということです。特にこれからは土木とか農林の公共施設とか、農地とか、そういうものの復旧が一つの柱になります。それから、もう一方は、住民の皆さんの生活再建支援ということになりまして、これは各般にわたりますけれども、これも土木とか福祉保健部とか、いろんな部がかかわるわけですが、決して縦割りとか、そういうことにならないようにしなければいけませんから、災害対策本部で全庁挙げてやったと同じ体制で復旧に臨みたいというのが趣旨です。

しかし、構成は災害対策本部と災害復旧本部ではやや違うと思います。例えば警察などは、復興・復旧についてはさほど関係がないという関係が薄いものですから、その辺の関係のあるなしで体制については少し整理をすることになると思います。今それを詰めているところです。

【記者】災害対策本部についてですけども、見ている意思決定がスピーディーだったということになりますけれども、今後ああいふ形の会みたいなのを、今までの検討会もあるので難しいでしょうけれども、何か継続してやっていこうというものは。

【知事】私もやってみまして、やはり災害というのは本当に時間が勝負のところがありますから、意思決定、方針決定というものをスピーディーにやらなければいけないということで、ああいふやり方をしたわけで、それなりに効果はあったと思います。詰めがなかなかできにくいという、そういうマイナス面もないわけではありませんけれども、総体として大筋・筋道を決めていくのは、ああいふやり方が非常に効果的だったと私は思います。ですから、これからもできればああいふ場を持ちたいと思っています。定期的にか、それとも案件によってかはともかくとしまして、ああいふ形で全員が集まって主な論点を出して、そこで大きな方針を決めていくという、そういうやり方をこれからも採用していきたいと思っています。

【記者】復旧対策本部ですけども、知事はそのまま本部長として。

【知事】そうです。私が本部長になる予定です。やっぱり全庁挙げて縦割りの弊害というものを、そうはいっても組織ですから多少縦割りの弊害というのがありますから、そういうものをなくして、なおかつ迅速に意思決定をするという意味では、トップのみずから本部長にならないと実は上がりにく

いのではないかと思います。

国への緊急要望について

【記者】国への制度改正の要望というのは、先日議会の全員協議会で示されたあの資料ですか。

【知事】そうです、あの資料です。

【記者】あの後、何かつけ加えたとか。

【知事】特にないです。

住宅復興支援策について

【記者】知事、住宅復興補助の関係ですけども、市町村の側で実際の運用面に当たっている戸惑いがあると。例えば住宅のどの範囲までを対象にするとか、あるいは補修についての標準的な単価みたいなものを示すとか、その辺について県の方で基準なりマニュアルを示されるような考えはあるのでしょうか。

【知事】基本的な考え方は、あくまでも市町村が細部にわたっては市町村の合意形成の中で決められたら、それに従いたいと思っています。

ただ、先般の全員協議会でもありましたけれども、再建のときに300万円交付したいという、それについて一部負担金をさらに取ろうというのは私は反対です。300万円については、やはりきちんと県と市町村との負担で援助したい。それから、修繕の方は、例えば少額のものはどうするか、足切りをどうするかとか、どこまでを拾い上げるかというのは、そういう細部については市町村の判断でいいと思います。市町村が判断されたことに県は従ってついていくということにしたいと思います。

ただ、そのときに技術的な目安というか、例えばこういうやり方をする場合にはどうすればいいのかとか、そういう問い合わせというのが当然ありますから、それについては市町村の要望に応じて基準めいたものをつくる用意はあります。ただし、それも押しつけとか強制ではなくて、あくまでも市町村がそれを採択されれば、採用されれば、それに従って県もついていく、そういう性格のものだろうと思います。

【記者】時期的にはいつごろになりますか。

【知事】なるべく早くです。

【記者】議会明け……。

【知事】そうですね。いずれにしても、執行は11月臨時県議会が終わって予算が成立してからですから、議会明けぐらいということになると思います。

平成12年11月13日(月)

自民党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議について

【記者】国会議員の勉強会の話がありましたけれども、これは先方からお願いがあって行かれるわけですか。

【知事】そうです。

【記者】内容としてはどのようなことでしょうか。

【知事】鳥取県の災害の状況、特に中山間地の高齢化率の高いところで住宅の被害を多く受けたというその実態を話をして、そのことによって鳥取県でこれまでにない施策を講じざるを得なかったという実情もお話をしたいと思いますし、できればそのかたがたのモラルサポートといいますか、これから鳥取県が国から特別交付税などで支援を受けなければいけませんので、そのことに対するバックアップもお願いしたいと思いますし、それから、国全体として、できれば住宅再建について何らかの施策を具体化していただくような、そういう希望も申し上げてみたいと思います。

【記者】場所は東京の議員会館ですか。

【知事】これは、決まったのかな。後で……。自民党本部が議員会館か、どっちかだと思います。17日の午前中です。また決まりましたら御連絡をします。

【記者】時間としてはどれくらいですか。1時間程度。

【知事】1時間か1時間半だと思います。

【記者】被災者住宅再建支援法案の話ですが、このことについて国会議員の皆さんの間には、どのような状況といえますか、どういった動きになっているといえますか……。

【知事】私の知っている範囲では、超党派の国会議員の勉強会というグループがあって、そこで被災者住宅再建支援法案というものが、文面は一応まとまった状況でありますけれども、しかし、それを本当に法律として提案をして成立させようと思うと、いろいろな課題があるのだろうと思うのです。議員立法として出す場合でも、やはり関係の官庁との間に大筋の合意がないと執行できませんので、その合意という面になると、国会議員の皆さんの間でもいろいろ異論反論があるようでもありますし、それから、官庁の間には大きな隔たりがあるような印象を受けています。ですから、これをこれからどうやって埋めていくのかというのが、この法案の行方を左右することになるだろうと思います。

そういう面で、今回鳥取県が考えた施策というものが、何か参考になるのではないかとご関心だと思います。

平成12年11月20日(月)

12月補正予算での震災対策経費について

【記者】12月補正予算で、震災対策についてかなり取り組んでおられるようですがそれについて考えを。

【知事】そうですね。応急のもの、当面必要なものは、先般の臨時議会、それからそれに先立つ専決処分では予算は組みました。それ以外のものから取り組まなければいけないものを出しておりますが、例えば災害拠点病院について、通信面での整備を行っているとか、それから、震災の記録をちゃんと後世に伝えるための取り組みでありますとか、それから、本県が今回被災した災害に対してどのような対応をとったのか、それ

は他県のこれからの取り組みに参考になる面もありますし、我々の反省点もありますので、これを多くのかたに共有をしてもらいたいし、それから、もう二度とあってほしくないですが、これからも本県で災害があるかもしれませんから、そういうときのために、これまでの他県の取り組み、経験の共有も我々もしたいと思っておりますので、そのために、多分シンポジウムという形式になると思いますが、情報交換、情報共有の場を持ちたいと思っております。そんなことを中心にした地震対策関係経費を計上したいと思っております。

【記者】 シンポジウムというのは大体いつぐらいを目途に。

【知事】 多分2月ごろになると思います。

【記者】 防災対策についてのシンポジウムですか。

【知事】 特に地震についてです。例えば事前の備蓄とかマニュアルとか訓練とかのあり方、それから初動のあり方、市町村と県との関係、自衛隊などの関係機関と行政との連携、ボランティアの皆さんの協力、ライフラインの復旧の課題、いろんなポイントがありますので、そういうものを少し類型化をして、分科会なども設けながら、専門家の間でも深めていきたいと思っております。

それから別途、これはかなり学術的になると思いますが、地震の予知とか、今回の地震発生後のその後の余震の動向とか、そういう点について、今回も鳥取大学の西田教授の力を随分借りましたけれども、今回の地震を一つの題材にして、この地方の地震の起こり方とか発生メカニズムとか予知とか、そういう問題について協力をしながら研究を進めていきたいということも西田先生のお考えもありまして、これは今回の予算ではありませんけれども、別途協力をしていきたいと思っております。

【記者】 シンポジウムは全国から集まって来るわけですか。

【知事】 ええ。これはなるべく多くの皆さんに他県から参加をしていただきたいと思っております。それは2つの意味があって、我々も、例えば卑近な例では阪神・淡路大震災を受けて、それを克服してこられたかたの知恵も、我々のこれからの問題として聞きたいですし、それから、静岡【県】とか、それ以外の県でも地震について準備を進めてきておられる県が随分ありますので、そういうところのお考えも聞きたいし、逆に我々の今回の経験というものも、恐らく参考になる点が多いと思っておりますので、その点も広く共有していただきたいですし、そういう意味での情報公開、相互交流の場にしたいと思っております。

【記者】 会場は米子市ですか。

【知事】 これはまだ決めていませんが、恐らく米子市になると思います。

【記者】 シンポジウムは2日間ですか。

【知事】 2日間を考えています。

【記者】 先程の災害拠点病院の通信面ですが、具体的にはどういった中身になりますか。

【総務部長】 衛星携帯電話のようなものを考えております。

【記者】 それは全県でということですか。

【総務部長】 主要な病院で。

【記者】 県下の大きな病院で。

【総務部長】 はい、例えば県立中央病院といったレベルの病院です。災害時の拠点となる病院に設置する場合に一定の助成をしましょう。国の補助に基づいてやっています。

平成12年11月30日(木)

鳥取県西部地震による住宅の液状化被害等に対する助成について

【記者】 米子市の液状化被害関連ですけれども、公設の排水路が壊れて、県は助成の方を示されたのですけれども、地元住民の方は、全面補償を求めている状況にあるのですが、知事は今、その状況をどういうふうにご覧になっていらっしゃいますか。

【知事】 これは、私もまだ詳しくは伺っていないのですが、27日だったと思いますが、大沢川の関係の皆さんの対策協議会みたいなものがあった、それと県の米子の振興局の石村局長との間で話し合いが持たれておいて、そのときに県の方は今回、補正予算で助成事業として、液状化というよりは、あえて言えば土管の上の被災者に対して助成措置を講じようという考え方を持っているわけですが、被災者の皆さんは助成ではなくて補償だということになって、かなり食い違いがあるわけです。これは、これからよくお互いに意見交換をして話し合ってみなければいけないと思っております。

補正予算で出します趣旨は、もう年末も近づきますし、もし早く復旧したいというかたがたも、ずっとこれから調査が終わって、いろんなことが詰まるまで手がつけられないというのでは困ると思いますから、そういうかたは早く手をつけられるようにしたかどうかというのが趣旨です。

といいますのは、皆さんも御承知かと思いますが、あそこはいろんな複雑な経緯があって、もともと農地であったところに土管を埋められて、そういうことがよくあるわけです。ところが、そのうちだんだんだんだん市街化してきて、その際に、土管が埋まっていることを承知の上で家を建てられたかたもおられるようですし、それから、中には知らないでつくられたというかたもおられるようです。そういうときに、補償問題などを一つ一つ詰めていくと、恐らく随分時間がかかると思うのです。いずこに責任ありやということも詰めていくと、それまでずっと今の状態のまま待っていただくというのが本当にいいのかどうかというのは、少し懸念があるものですから、この際早めに片をつけるというかたには、今回の制度を利用していただければいいかという考え方で出すのです。

ただ、それでは納得できないというかたもおられるようですから、それはそれで県と米子市でちゃんとよく話を聞いて、どこで折り合えるのかは、これからよく相談をしていかなければいけないと思っておりますが、恐らく時間がかかるのではないかと心配しております。

【記者】被災住民に選択を広げたというわけですか。

【知事】 そうです。一つの選択肢だと思っただいたらいと思います。

平成12年12月25日(月)

被災地視察等について

【知事】 災害の関係ですが、今日第4回鳥取県西部地震災害復興本部会議を開く予定にしております。それから、明日、私と一部の幹部で被災町村の視察に行きます。年末までにもう一度行って現状を見てみたいと思っておりますので、明日、時間がとれましたので行ってみたいと思っております。そこで、町村長さんとか被災地の皆さんから当面の様子を伺って、今後の課題についてももしっかり把握をしておきたいということでもあります。

平成12年12月28日(木)

一年を振り返って

【知事】 今年1年を振り返りますと、やはり一番大きな印象を持ったのは、鳥取県西部地震の発生とその復旧・復興であります。おかげさまで、この地震によって生命を失うかたがいなかったというのは不幸中の幸いでありましたし、我々復興に努めている者にとって、本当に一人でも命を失われるかたがおられましたら、やはり気が滅入ったりするのですけれども、それがなくて、いわば表現はちょっと適切ではないかもしれませんが、生き生きと復興作業に当たることができたというのは大変ありがたかったと思っております。被災された皆さんの生活面、精神面でまだまだ回復はしていない状況でありますけれども、年が明けてからも全力で回復に努めたい、支援をしていきたいと思っております。

震災復興支援の効果について

【記者】 今回の鳥取県西部地震で、被災地の人口流出というのが心配されたほどなのですが、これは復興補助という住宅再建支援の効果があるのでしょうか。

【知事】 私はあったと思います。最初に被災直後に現地を回りまして、被災されたかた、これは高齢者のかたがほとんどでありましたけれども、話を伺いましたときに、本当に皆さん困惑されていたわけです。直さなければ住めないけれども直す資力がありません。都会に出ている自分の子どもは、お父さん、お母さん、この際でこいと言う。だけど自分は住みたいというこういう不安があったのです。だから、あのままですとだんだんとそういう方向で、やっぱり子どものところに身を寄せようかという一つの流れができたのではないかと思います。早いうちに住宅再建支援策というものを打ち出したので、その辺が選択肢が1つ増えたのだと思うのです。300万円なら300万円を元手にして、あと幾らか自己資金とか、場合によっては子どもからの援助とかを足して住宅再建ができるかもしれないという一つの選択肢が増えたと思うのです。それを早いうちに打ち出したのはよかったと私は思います。早いうちに打ち出したことによって市町村との詰めがちょっとできていなかったとか、そういうマイナス面も実はあったの

ですけれども、早いうちに選択肢を提示したというのとはよかったのではないかと思います。

先日、日野の生田町長さんが来られまして伺いましたら、今おっしゃったのと同じことで、若干のかたが米子市に出るとか流出というのは避けがたいものがありますけれども、多くの方がまだ地元に住む方を選んでいるという話を聞きまして、その時に具体的な話を聞きますと、300万円が公的資金で元手となるので、それに都会に出ている子どもさんが継ぎ足しをしてくれる、そういう事例がやっぱりあるとおっしゃっていました。

私は、それはそうだと思うのです。何もなしに子どもさんに何とか援助してくれと言ったら、それぐらいならこっちに来なさい、都会に来なさいという反応だと思うのですけれども、300万円あるから幾ばくか援助してもらえないかというが非常に言いやすいし、受け入れられやすい、応じやすいだろうと思うのです。そういうことが流出防止につながったのではないかなと思います。

平成13年1月4日(木)

新年の課題と取り組み

〔知事〕今年も課題が山積ですが、思いつままま申し上げますと、1つは、やはり昨年10月6日の震災の復興がまだ道半ばでありますので、この震災復興に引き続き全力を挙げたいと思いますし、その震災のときの経験をこれからの防災対策に生かすように、市町村とともにさらに防災体制の充実に努めてまいりたいと思います。

震災復興の課題について

〔記者〕震災復興道半ばということでもありますけれども、今年まだ何が一番課題で、どういうことを2001年に取り組んでいきたいとお考えですか。

〔知事〕公共施設の復旧は、査定も順調に終えたり、残っているものもありますが、順調に進んでいると思います。これはですから既存のこれまでの制度にのっとって全力を挙げて復興に当たっていくということだと思います。

問題は、やはり住宅及びその関連でありまして、方針をもちろん示しておりますし、制度もつくりましたが、現場の方でなかなか人手が足りないとか、業者の皆さんの余力といえますが供給が追いつかないということで、まだ住宅再建とか補修が終わっておりませんので、これが円滑にいくように努力をしたいと思います。

それから、一部大沢川の関連では、昨年末にやっと調査が終了したといいますが、全部ではないと思いますが、調査がある程度めどがついたということで、それに基づいてこれから具体的な復興についての取り組みが必要になると思います。これらについて行政がどういった役割を果たすべきなのか、これについても、これは個別の問題ではありますが、現場の住民の皆さんにとっては大きな問題でありますので、米子市と協力をしながら取り組んでいきたいと思っております。

あと、やはり日々刻々現場の実態というのは変わってまいりますので、私も昨年末にもう一回現場に行こうと思っていたのが、雪のため行けませんでしたので、なるべく早いうちに赴いて、直接お話を伺って、必要なことは対応していきたいと思っております。

それからもう1つは、2月の初旬に震災復興フォーラムを米子で開催いたします。これは全

国に呼びかけておりまして、私も全国知事会の場合各県の知事さんに関心を持っていただくように自ら説明をしてみたいと思っておりますけれども、今回の鳥取県の震災の体験というもの、これは不幸な出来事でありましたが、一方で非常に得難い体験でもありましたので、これを多くの皆さんと共有をして、これからの防災対策とか災害復旧に生かしていただきたい。我々もそれを風化させないように、この体験を持続させたいという願いを込めて震災復興フォーラムをやりますから、これもぜひ成功させたいと思っております。

それから、これは震災復興ではありませんが、もう一歩乗り越えるわけですが、今回いろいろ反省もありますので、これを市町村の皆さん、それから防災関係機関の皆さんと情報交換、情報共有をして、これからの鳥取県の防災対策の一層の充実に努めていきたいと考えております。

平成13年1月9日(火)

鳥取県西部地震被害に係る 査定状況等について

〔記者〕知事、鳥取県西部地震の関係なんですけれども、激甚災害指定に向けた被害額の算定、査定作業というのが進んでいると思っておりますけれども、県単独で指定されるようなそういう制度の改正要望をこれまでされてはいますが、そういった査定の動きも絡めて、今後どのように激甚災害指定に向けて取り組まれるお考えでしょうか。

〔知事〕この後、土木部長の方から災害の被害査定の状況の報告をする予定にしています。それを見ていただくと思うのですが、結論からいうと、我々は、県単独で激甚災害の指定制度があってもいいのではないかと、いわゆる県版の局地激甚災害の指定があってもいいのではないかと、この制度改正をお願いをしたわけですが、その際は、今町村が受けているのと同じような基準、一定の基準が後で説明ありますけれども、町村が指定を受けられるような、それを県に引き直した場合に町村であつたら受けられるような、そういう激甚災害の指定制度があってもいいのではないかとお願いをしてきたのですが、査定の結果を見ますと、仮にその制度改正が実現したとしても、クリアしない程度の災害の査定状況であったという結果が出ましたので、それはもうあきらめなければいけないと思っております。

あとはですから、それぞれ土木や農林の被害状況に応じて、個別の市町村ごとに局地激甚災害の指定になるかどうか、そこがこれから一番注目しなければいけないところだと思います。言うなれば、当初予想していたよりも被害額がさほど大きくなかったという結果が出ましたので、これはやむを得ないのかなと思います。

〔記者〕市町村別に見ていきますと、指定の網にかかるところとかからないところが出てくるということですか。

〔知事〕そうですね。出てきます。

〔記者〕そのかからないところに対しては、県としてどういうふうにかやをしていけますか。

〔知事〕これは、かかるところとかからないところというのは、ここで何回も申し上げたと思うのですけれども、激甚災害の指定というのは、被害の

大きさと、それからその地方団体の財政上の体力との相関関係で決まるわけで、被害を受けたところというのは、したがって財政力の弱いところに大きな被害が起こったと、典型的な例でいいますと、指定に当たらない市町村というのは、体力が大きいのか、被害が少なかったかということですから、ある意味では自動調節作用といえますが、それが働いているのだと思います。したがって、オール・オア・ナッシングとは違いますが、指定が漏れたところに何か極端に手厚いことをしなければいけないということではないと思っております。

ただ、災害当初の支援物資をかなり送ったりしましたけれども、あれの処理について、これは災害救助法の世界ですけれども、それで大きな差が出るということは避けたいと思っておりますが、その辺は少しこれから細部を詰めていきたいと思っておりますけれども、激甚災害の指定の有無によって何か県が市町村に対して財政上の特別な差を設けなければいけないということはないのではないかなと思っております。

あとは、激甚災害に指定されますと、国庫補助率が非常に高く上がるという面があるのです。逆に、指定されなければ、単独の災害復旧事業債の適用があつて、これについては後年度相当手厚い交付税のアフターケアがあるものですから、結果的に見ますと、そんなに極端な差が出ることはないのです。財政上の措置として比べてみた場合に、

平成13年1月16日(火)

防災対策等について

〔記者〕明日の17日で阪神・淡路大震災から6年ということでもありますけれども、鳥取県西部地震を踏まえて、鳥取県だけに限らず日本全体、防災でどういった問題があるかということについて、また復興について、もっとこうの方がいいじゃないかということ、改めてありますか。

〔知事〕防災面の体制をしっかりとすること、それから意識を常に弛緩しないように緊張感を持っておくということ、これは鳥取県だけではなくて全国でそうあってもらいたいと思います。そのことが初動から始まるいざというときの対応に大きな力になると思います。我々の行ってきた1年半の取り組みも一つの参考にはなると思いますので、フォーラムなんか、今度2月6日にやりますけれども、シンポジウムなんかで披露しますので、それはぜひ参考にしていただければと思います。

それから、復興については、住宅再建支援というものが、これまで一種のタブー視されてきたわけですが、我々はやむにやまれず地域の再建のための欠かせない施策だということでやりました。それに対していろいろ議論があると思いますが、大いに議論したらいいと思います。私は、できれば今回鳥取県がやったような施策が、これから被災をした、大きな災害に見舞われた地域でなし得るような、今回鳥取県で行った程度の地域復興のための住宅再建支援というものを採用し得るような、実施し得るような、そういう枠組みを全国でできればつくりたい、つくってもらいたいと思っておりますので、その働きかけをこれから国や他の地方団体にしていきたいと思っております。

それは、決して全国知事会がまとめて、それをもとにして現在超党派の国会議員の皆さんがまとめた上限850万円を基本にした共済、全国一律強制加入のああいう制度ではなくて、任意でもいい

と思うのです。任意でいいと思います。むしろ任意がいいと思います。今回のような被害があったときに、地方団体が中心になって、その地域を守るための住宅再建支援を行う。その財源を国と任意の地方団体が事前につらえておく。そういう枠組みをつくったら、できたらいいなと思っておりまして、そういう働きかけをしていきたいと思っています。

幸い本県出身の相沢代議士が、超党派の議員連盟をずっとやっておられたのです。相沢先生にも、今の法案、つくられた法案というには私はちょっとなじみがたいものがあるということを申し上げておきました。相沢先生も、自分もそう思うと言っておられましたので、相沢議員などもよく連携をとりながら、被災した地方団体が地域復興のための住宅再建支援策をとりやすいような、とり得るような、そういう全国的枠組みの創設に向けて努力をしたいと思っています。

【記者】 東部でちょこちょこ、昨日も揺れましたけれども、何かそれに対する訓練みたいものは。

【知事】 とりあえず明日中部で訓練しますけれども、この間防災監にも指示をしまして、東部でも市町村と一緒に、なるべく早いうちに訓練と一応の準備、マニュアルの点検をやるということとを相談しているところです。地震が起こるなどというところをいけませんので、いつ起こっても被害が最小限に食い止められて、準備不足だったのがゆえになくてもいいような被害が拡大したとかそういうことのないように、よく事前準備をしておきたいと思っています。

平成13年1月29日(月)

住宅復興補助金に関する 来年度予算について

【記者】 鳥取県西部地震の関係ですけれども、住宅復興補助の関係は、まだこれから相当出てくるのでしょうか、新年度の当初予算でもかなりの額を計上する予定ですか。

【知事】 ある程度出てくると思います。といいますのは、平成12年度で全部済むわけではありませんので、13年度にかかってから事業といえますが建てかえとか補修が行われるというケースが相当多いわけですので、13年度にもかなり出てきます。あまり年限を区切って、いつまででないという、どこかでけじめはつけなければいけませんけれども、あまり性急にいつまでにしなければいけないということを今はしたくありませんので、少し余裕を持った方がいいと思っています。

【記者】 それは補正以上の額を想定しておられるのでしょうか。

【知事】 そんなことはないと思います。当初11月の補正予算、臨時県議会でやりました補正予算のときにつけましたものが、必ずしもあれが全部消化されているわけではありませんので、執行されているわけではありませんので、あれが不用額になるのか繰り越しになるのか、どっちになるのか、そこで不用になったものがありますから、いずれにしてもそれは来年度また使えるようにしなければいけませんし、それから、補正予算の中に入っていなかったもの、見込んでいなかったもの、それは来年度計上することになると思います。

神戸の時のことを聞きますと、期間を決めてある一定の、そんなに長くない一定の期間内に取り壊さなければ、もう解体の援助が出ませんよというようなことがあったのだそうにして、そこであまり被災者の皆さんが考えることもなく、とにかく壊してしまっただけというそういうことも耳にしましたので、その辺は少し余裕を持って判断できるようにしてあげなければいけないと思っています。

平成13年2月7日(水)

【知事】 昨日から今日にかけて震災フォーラムを開催いたしましたところ、全国各地から大変たくさん参加を得まして成功のうちに終わったこと、大変喜んでおります。

私どもの震災とその復興を通じて得ました得がたい教訓、私たちににとっては非常に貴重な体験というものを皆さんに知ってもらいたい機会になりました。参考になる点は全国の自治体でぜひ生かしていただければと思いますし、一方では他県の、また他の自治体の取り組みというの、今回のフォーラムを通じて私たちがもつていただきました。これは我々の今後の防災対策、災害対策にぜひ生かしていきたいと思っています。

今回「米子宣言」ということで重要な点をまとめることができました。これも大変喜んでおります。これからも防災に積極的に取り組んでいる全国の自治体が集まって、それぞれの取り組みについての知識、経験というものを共有していく機会をぜひ持ちたいと思った次第であります。

何はともあれ、マスコミの皆さんがたも含めまして多くのかたのご参加とご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【記者】 「米子宣言」に書いてあります住宅再建に関してですが、ここで国との協調を明記していますが、まず片山知事に、都道府県単位でできることについて今のお考えをお聞きしたいと思います。

【知事】 私は、これは決して強制とか全国加入とかそういう意味ではないですが、できれば全国的な規模で意欲のある自治体が、あらかじめ災害が起こった場合の住宅再建支援策を実施できる、その枠組みをぜひつくりたい。これは国と意欲のある自治体との共同作業になりますけれども。

目的は、今回我々がやりました地域再建のための住宅再建支援策、すなわち建てかえ300万円、修繕150万円というものでありますが、額は必ずしもそのとおりでなくてもいいですが、今回鳥取県がやった程度のことがこれから災害に遭った市町村、県で取り組めるような枠組みを事前につくっておいたらどうかということでもあります。一定の基準に基づいて基金をつくる。その基金に対して一定の基準に基づいて拠出をする。地方が半分、国が半分財源を出し合って、拠出をして基金をつくり、そして、いざというときにその基金からお金を該当する地方公共団体に交付する。それによって住宅再建支援を通じて地域の復興を図っていく、こういう枠組みをぜひつくりたいと思います。

そうはいいまして、国が直ちにわかりましたということも多分ないと思いますので、できれば鳥取県だけからでもその枠組みをつくって、まず隣より始めよってやってみようというのが今の私の気持ちであります。もちろんこれは県内の市町村の皆さんの同意も要りますし、県議会の同意も要り

ますので、今直ちに実現できるとまでは言いませんけれども、そういう考え方でこれから臨んでいきたいと思っています。それがもし実現できれば、それに呼応して多くの自治体と、そしてそれに国にもぜひ参加をしていただいて、全国規模の復興支援基金というようなものにつなげていけばありがたいと思っています。

【記者】 齋藤富雄兵庫県防災監にお聞きしたいのは、この考えを兵庫県ではどのように受けとめていらっしゃいますか。

【齋藤兵庫県防災監】 実は片山知事と今まで2日間、防災のことについていろいろご意見をお聞かせいただく機会がありまして、ほとんどのことは片山知事は防災に対して大変なご理解を得ているし、すばらしい知事だという、全く同一なんです。今の住宅共済のことは、実は鳥取県西部地震以前から全国知事会等で既に議論を始めている問題です。今の一つの片山知事のご提案はご提案として、やはり各自治体が足並みをそろえて国の制度をつくるという方向性も私は必要かと思いますが、そういう意味では、阪神・淡路大震災を経験した兵庫としては、従前から共済制度というのを強く働きかけをしております。この部分については、片山知事の先ほどのご提案も含めて、これからますます議論が深まっていくのではないかとこのように思っておりますし、いずれにしろ住宅再建支援制度が国の枠組みも含めて必要だという部分については一致をしているわけでありまして、これから各自治体を含めて国に働きかけていくということになるかと、このように思っています。

【記者】 知事、鳥取県から隣より始めていきたいということで、この場合、国が入らないで拠出というのは県と市町村が半々になるということですか。

【知事】 当面はそういうことです、もし県で始めることになりましたら。

いろんな議論があつて、齋藤さんの言われたように、従前から阪神・淡路大震災の後、共済制度を基本にしながら住宅再建支援というものをやっという一つの流れというものがある、それが今までなかなか実現していないのです。それにはいろんな理由があつたので、今回の鳥取県西部地震をきっかけにして、ともあれ住宅再建支援というものをもちと真剣に議論しなければいけないということになったことは事実だろうと思うのです。したがって、今まで議論されてきたことも、その長所、短所もよく吟味し、それから今回私自身が震災を体験して、実際に鳥取県でやってきたことを、これぐらいのことが可能になればという現実的な案を我々は持っているわけで、いろんな案をこれから議論、検討していけばいいのではないかと、それで、現実的にできる案、よりましな案といいますが、最善の案というのはなかなか難しいですが、現実的によりましな案、より悪くない案を探していくということになればいいなと思っています。

【記者】 仮に知事の考えられている基金が成立したとしますと、都道府県の判断によっては隣同士の市でも拠出が受けられる市と受けられない市というのが生れるわけですね。それはそれでまた仕方がないことだということはお考えなのでしょうか。

【知事】 私は、これからの地方公共団体というのは、今までの護送船団方式というのはやっぱり無理があると思うのです。すべて足並みをそろえて強制的に全国津々浦々やっというというのは、やっ

ばり無理がある。地方分権の時代というのは、住民の皆さんの意思というものがより強く反映される時代になりますから、そうすると、いつ起こるか分からないものに金を出すのはどうだろうかという意見の強いところもあるかもしれないし、いやいや今からやっておこうということもあるかもしれないし、そういう住民の皆さんの意識という判断の差というものが反映されてしかるべきだと思うのです。したがって、それはもう選択と責任でありまして、任意の制度をつくって、参加すれば事前に拠出金も払わなければいけないけれども、いざというときには支援が受けられる。それから、拠出しない、参加しないところは、いざというときには支援が受けられないので、そのときにすべて自分でやるか、もしくは何もしないかというそういう判断、選択になるだろうと思います。これからの地方分権の時代というのは、選択と責任というものがセットになって世の中が動いていく、そういう時代だろうと私は思います。

【記者】もう言われているかもしれませんが、知事が共済制度ではなくて税方式をとると一番大きな根拠というか理由というのは何ですか。

【知事】1つは、所有者本人の意思いかんにかかわらず、すべての住宅を無理やり強制的に保険に加入させるというのは、私はやっぱり無理があるだろうと思うのです。幾ら薄く、広く、少額であってもというのが1つ。

それからもう1つは、地震というのはめったにあるわけではなくて、いつあるかわからない。全然ないかもしれない。そういう非常に息の長い事柄を、これからずっと維持運営していくというのは、やっぱり無理があるだろうという気がします。しかも、全国3,200幾らの地方公共団体があって、それらが全部加入して、人が移動してもそれを後フォローするとか、途中で住宅がいろんな事情で滅失、建てかえというのはあるわけですが、そういうのをすべてフォローして引っ張っていく。中には滞納があったり行方不明になったりいろんなことがある中で、すべてを完結的に制度として運営していくというのは、私はかなり無理があるだろうと思いますし、それを徹底して公平性を確保しながら運営していくと思うと、それにはものすごいコストがかかると思うのです。ですから、そういう完璧な制度ではなくて、今回我々がやった程度の、大ざっぱと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、地域を再建するための住宅再建支援制度、今回やったようなものがとれる、そういう基礎、枠組み、その程度のものでできれば当面いいのではないかなという気がするのです。

ですから、例えば私が今考えていますのは、地方団体の負担分というものも地方に任せたいと思うのです。仮に国が半分、地方が半分となったとした場合に、地方の半分もそれぞれ任せたいと思うのです。例えばそういう制度ができれば、鳥取県だったらどうするかといいますと、私は市町村長さんに呼びかけて、加入しませんか、国が出した残りの半分の半分は県が出します。残りは市町村が出て下さいということで、県と市町村が折半。その際に市町村がどうやって財源を調達するか。これも市町村に任せたいと思うのです。例えばある市町村は固定資産税に上乗せするかもしれないし、ある市町村は一般財源で賄うかもしれないし、その辺も自由にしたらいいと思うのです。そういうふうに、あまり枠組みをきっちり決めて強制的に物事を運ぶよりは、柔軟にして任意、選択という要素をふやした方がいいと私は思います。

【記者】国を巻き込んでいくとすると、また国の論

理で公平性というものをを出してくると思いますけれども、任意で始めようというときに、公平性のところで国と意見の食い違いが生じるかと思うんですが、その辺を乗り越える論理というのはどういことになりませんか。

【知事】それは、今の国のいろんな財政制度の中に、任意と選択に応じて国が付き合うという制度は幾らでもありますから、例えば早い話がいろんな補助金がありますけれども、手を挙げてその事業をやるといところに補助金を出し、そうでないところには補助金を出さない。既にもう選択によって国が財源措置をするというのはあるわけですから、そんなに致命的な問題ではないと思います。

ただ、一方では任意だから加入しないところがまだ出てくる可能性はあるわけで、そういうところはほっといていいの。いくら選択といっても、いざ地震があったときに何も手当てがないよという、そういうほっといたらいいの。そういう意味での議論は別にあるかもしれませんが、ただ、それも選択と結果責任だと私は思います。

【記者】鳥取県で始めてみようということですが、具体的なタイムスケジュールですが、あるいは市町村長さんなりにある程度の折衝をされるというのは。

【知事】まだこれからですけども、数人のかたには考え方は構想としてお話を申し上げております。米子の森田市長さんなんかは大賛成ですと言われておりましたけれども、案をちゃんとつくって、市町村長さんと相談をして、同時にあわせて県議会とも連携をとりながらというスケジュールになると思います。

【記者】大まかに1年、2年、3年とか、そういうのは考えておられますか。

【知事】そんなに2年も3年もということは考えておりません。

【記者】国にはある程度打診はしておられますか。

【知事】政府という意味ですか。

【記者】関係省庁という意味です。

【知事】この問題は、むしろどちらかというと超党派の国会議員の皆さんの中から出てきている話ですから、主立った国会議員の皆さんにはお話をしているかともあります。それから、昨年私、自民党の災害関係の合同部会に呼ばれて、そのときにも、今ほど詳しいことではありませんけれども、とにかく任意で拠出制度で国と割り勘でという話はその場でもお話を申し上げました。そのときには主要議員であります原田昇右議員、静岡県のかたですが、そのかたがおられましたので、そのかたにはお話をしておりますし、本県でいいますと相沢英之議員が関係議員として主要メンバーになっておられますので、その方にもお話をしましたし、先般、谷洋一衆議院議員にもお会いしましたので、あらましをお話し申し上げておきました。

いずれにしても、齋藤兵庫県防災監さんが言われた従来から議論検討してきたのも、その検討のまな板に乗っていきますので、それとあわせてまな板に乗せて検討の素材にしてもらいたいと思っていますので、なるべく早くまとめたたいと思っています。

【記者】知事は支援額としては今回と同じ程度を

考えておられますか。

【知事】最低それぐらいをスタートにしたらどうかと思っています。コンセンサスが得られればもっと多くてもいいかもしれませんが、拠出ということとの兼ね合いで言えば、今回我々がやったことは、少なくとも鳥取県内では一応のコンセンサスが得られていますから、今回の枠組みが一つの例といえますか、リーディングケースになると思います。

【記者】それは、建てかえと半壊などの修理までを含んだものですか。

【知事】そうです。

【齋藤兵庫県防災監】誤解のないように私から申し上げておきますけれども、私はこの記者会見に同席しておりますけれども、このフォーラムでそういうことが合意されたということではありませんので、もちろん片山知事の確固たる信念で片山知事のご提案だと、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

【知事】それはマスコミの皆さんもよく注意してください。これは私の持論でありますから、齋藤さんも巻き込んで米子震災フォーラムの2つ目の住宅再建支援の早急に具体化というのが、そこまで内容を含んでいるものではありませんので、齋藤さんも含んで「米子宣言」で合意したのは、とにかく何らかの住宅再建支援策を早急に検討する必要があるということまでで、具体的な構想は私の個人的な持論でありますので、ぜひ誤解を生じないようにしていただきたいと思っています。

【記者】額のことにごこだわって悪いのですが、県が打ち出した300万円、150万円というのがベースにあるのか。それとも相沢議員らの超党派のは、たしか850万円とかという数字が上がっていたと思うんですけども、これから煮詰めるにしてもどの辺に置かれるのか。

【知事】先ほど言いましたように、今回鳥取県で実行したのが300万円、150万円というのでスタートしたわけで、そのスキームというのは鳥取県ではコンセンサスを形成したわけですから、それをベースに考えてみたいということでありまして、仮にこれがもし多くの自治体や国の賛同を得て日の目を見るということになった場合には、額をどの程度にするかというのは、そこで改めてコンセンサスを得たいのではないのでしょうか。

【記者】震災フォーラムを通して全体の感想が何かありましたら。

【知事】私は正直言いまして、今回多くのかたに集まっていたきたい、できれば県外からも多くの参加を得たいと思っていましたが、こんなにたくさんのかたにご参加いただけるとは思っていませんでした、正直なところ。それは、とりもなおさず全国の各県、各自治体で防災対策、なかなか震災対策というものに対していかに関心が深いのか、そして皆さん切実な意識を持っているかということを変更して痛感をいたしました。といいまするのは、単に参加者が多いというだけではなくて、私も全体会議で講演をしたり、その後のパネルディスカッションで、今日もそうですがコーディネーターをしております、会場における皆さんの雰囲気、視線、そういうものが本当に真剣であるなという印象を受けましたし、昨日、質問の機

会というものも参加者の皆さんに持ってもらったのですけれども、そのときも真剣なものが随分たくさん出てきて、そのすべてを紹介できませんでしたが、そういう質問の出ぐあいを見ても、本当に切実に真剣な問題意識を持ってご参加いただいたという意識を持っています。ありがたいことだと思います。

【記者】 具体的にこのフォーラムを通して鳥取県西部地震での課題といましょか教訓といましょか、そういうのは何か感じられたことがありますか。

【知事】 フォーラムを通してですか。

【記者】 例えばいろんな意見が出たと思いますが、その意見交換の中でなくてもいいと思いますが、今回の鳥取県西部地震での教訓という課題というか、そういうのは何か。

【知事】 このたび他県の事例を聞いて改めてということですが、箱根町の防災課長さんが来られて防災体制のことを伺いましたけれども、私は今回の地震を体験しまして、県内の町村の防災体制というものをもっと強化しておかなければいけなかった。これは県の問題というよりは市町村の問題かもしれないけれども、もう少し町村の防災体制、これは組織面でも人材面でも意識の面でもそうですけれども、もっとも強化しなければいけないと思いました。

箱根町のあり方というのは、全国でも最も進んだ方だろうと思うのです。町村の規模で1万4,000～5,000人ぐらいの人口だろうと思いますけれども、そこで防災課というのを一つ設けているというのは希有な例だろうと私は思うのです。ですから、鳥取県の39の全部の市町村にそこまでやってくださいとは申しませんが、しかし、学ぶべき点は多いだろうと思いました。

【記者】 知事以外のかた、2日間参加された感想をそれぞれお話しただけですか。

【山崎NHK解説委員】 NHKで防災の解説委員をしております山崎と申します。去年、鳥取県西部地震のマグニチュードを聞いたときに、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュードだということで、目の前に阪神・淡路大震災を取材したときのことから脳裏をよぎって大変辛い気分になったことを今日あらためて思い出してはいたけれども、私は今まで災害を取材してきて、災害の対策というのはやっぱり地道に積み上げていくことがとても大事なことなんだろうというふうな思っておりまして、こうしたフォーラムを通じていろんな教訓をみんなで出し合って、それを生かしていくという取り組みは、1回だけではなくて、地道に積み上げながら少しずつ防災対策を進めていってほしいなというふうな思っております。

【齋藤兵庫県防災監】 一口に言いますと、このフォーラムは大変有意義であったというふうな思っています。阪神・淡路大震災の体験をした県としましても、阪神・淡路大震災の教訓が随所に生かされた対応が鳥取県西部地震の場合でも行われている。あるいは阪神・淡路大震災以降今日まで、そういう教訓を生かす対策がとられてきているということが、鳥取県西部の具体的な対応の中にも生きているということを実感いたしました。そういう中で、阪神・淡路大震災の教訓と、そしてこのたびの鳥取県西部地震の対応の教訓と、これをプラスして、さらに全国に発信するような努力を重ねてもらい

たいというふうな思っています。そういう意味では、ぜひもっと細部にわたっての検証をしっかりと残していただく事業も引き続き展開をしていただきたいと、こういうふうな思いました。

【門脇日本水道新聞社長】 水道の専門の新聞をつくっています水道新聞の門脇といいます。私は、昭和39年の新潟地震以来、水道関係の地震の取材にはほとんどお伺しております。その中でやはり感じるのは、地方地方によって、また規模も全然みんな違うということです。その対応の仕方もみんな違いますし、そういった点で少しでも共通点のある面は皆さんが共同で研究し、なおかつ毎回毎回見直ししながら次へのステップを積んでほしいなというふうな感じがしました。とにかく県外から820人も集まったというふうなこういったフォーラムは、私はあまり見たことがないものですから、成功だったのではないかなと思います。

【原田鳥取県立精神保健福祉センター所長】 私の方は災害時のメンタルケアということで、地元の町の保健婦さん、それから保健所の保健婦さん、そして学校の養護教諭のかた、福祉のかた、ドクターという中でコーディネーターをさせていただいたのですけれども、私の分科会は日ごろから既に現場の中で一緒に活動した人同士という形でのディスカッションであったのですけれども、それでも当初こんな苦労があったとか、当初こんなことに気を遣ったということ、まだそんなこともあったという形で、みんな非常にきめ細かく、そして試行錯誤しながら一つ一つの出来事に対応していかれたのだなということ改めて実感いたしました。現場の保健婦さん、そして学校の先生が、本当に頑張ってやってこられたのだということを実感いたしました。

それと、他の分科会でも住宅支援策であるとか、あるいはボランティアの人たちの活動であるとか、私たちと同じような活動をしながらでも、私たち自身が当時十分把握できていなかった活動が、住民のためのメンタルケアに直接なり間接的なり、かなり役立っていたのだという実感がありまして、本当に多くの人の協力の中でこういったメンタルケア活動ができていたのだなということを実感させていただきました。

【牛田鳥取県社会福祉協議会ボランティアセンター所長】 私の方はボランティアの取り組みだったわけですが、全体的には非常にいい経験といえますが、それなりに評価を受ける取り組みができたというふうな評価していただきました。ただ、今日午前中の話をやっておりますと、もう少し細かいところで検証していかなければいけないという点や、全体会でも申し上げましたが、ボランティアも含め住民のボランティア活動に対する意識啓発がまだまだ足りないという点があって、20年間ボランティアについての啓発を住民に対してやってきたつもりであったのですが、いざというときにはなかなか自分から頼みたいと言えない県民の姿を見たときに、私どもの力がまだまだ及ばなかったなということを実感しております。今日は、今まで以上のボランティアに対する住民の認識を変えるためのいいきっかけになったと思っております。

【記者】 片山知事、申しわけありませんが、昨日のパネルディスカッションで、対応についていろいろい面があったのだけれども、反省点を2つ挙げられました。1つは、米子市内の例を挙げられましたが、まだまだ住宅対策などが終わっていないということがありました。それから、全壊、半壊の判定についてはやはり見直しが必要なんだ

と言われましたが、それは今後どういうふうに取り組まれるでしょうか。

【知事】 最初に言われたのは米子の大沢川の周辺の話だろうと思うのですが、今日の第2分科会の際にもちょっと申し上げたのですけれども、私、けさも大沢川の住民の代表の皆さんとお会いしたのですが、とにかく早急に支援策を決めて復興に取りかかりたいということで大筋考え方が一致しましたので、支援策を米子市と相談していますので、早晩お伝えしたいと思っています。これで安倍彦名団地に続いて大沢川の問題が解決をすれば、住宅問題というのは道筋が全部決まるということになると思います。

それから、全壊、半壊の基準を見直す必要があると私は申し上げたわけではないのです。というのは、全壊、半壊というのは役所外のいろんな制度で、全壊だったらこういう支援策があります、半壊だったらこういう手当がありますというのがいろんな分野であるわけです。そのために一つの行政のサービスと言うと変ですが、全壊、半壊の認定というものを市町村長がやるという、事実上そうなるのを市町村です。それはそれで、そういう認定をしてさしあげればよいと思うのですが、我々が住宅再建支援をしようとした場合に、全壊、半壊というものに寄りかかって、これに依拠しながらやるということになると、後々非常にいろんなトラブルが発生するなということは、これは兵庫県の皆さんから教わったのです。そこで、我々が今回導入しました住宅再建支援策には、全壊とか半壊とかという基準を一切使わないという取り組みをしたのです。ですから、これは反省点というよりは転ばぬ先のつえをやったわけ、これからは全壊、半壊というものにあまり依存しない、特に格差がすぐ出るような制度の場合に、全壊、半壊にあまりにも依存してしまうということはない方がいいだろうということでありまして、別途政府の方で全壊、半壊の基準は見直すということがあるようでありまして、これは大いに見直していただいたいと思います。というのは、私も現場で見ましたけれども、全壊、半壊といっても、典型例はともかくとして、境界領域にあるもの、全壊事例を見ますと、どっちに転んでもおかしくないという例がいっぱいあるのです。そういうものを割り切って、これは全壊、これは半壊とやる場所にちょっと無理があり、それが後世といいますが、その後において大きな不公平感を生じさせてしまうということになっているのではないかなという気がします。その辺の見直しは必要だろうと思います。

兵庫県のチームの皆さんが来られたときに、私どもの方のスタッフが兵庫県の皆さんから聞きたかったのは、罹災証明の発行の仕方とか全壊、半壊の認定の仕方というのを聞きたかった、そういう問題意識があって我が方のスタッフが兵庫県の皆さんに来ていただいた聞いて聞いたのですけれども、私、それを聞いていまして、やっぱり全壊、半壊というものにあまりにも重きを置き過ぎると、かえってトラブル、混乱するのではないかと、そういう新しい問題意識を持って兵庫県の皆さんにお伺いしましたら、そのとおりです、後で大変困ったのですという話を聞いて、それが本当にさき言いましたように転ばぬ先のつえになって、よかったですと思っております、あらためて感謝を申し上げます。

【記者】 ボランティアで頼みにくいというのは、県民性ですか、日本人の国民性ですか。

【牛田鳥取県社会福祉協議会ボランティアセンター所長】 先月20日と21日に「防災とボランティ

アを考える集い」というのが東京でございまして、災害各地の中心的リーダーの人たちが集まって話し合いましたけれども、全国どこもそうですって。国民性ですね。

【記者】神戸もやっぱりそうですか。

【齋藤兵庫県防災監】そうです。特に兵庫県は鳥取県と陸続きの部分がありますので、同じような感じかもしれません。

ちょっと聞かれていないのに言うのもどうかと思いますが、私はこの米子フォーラムは大変有意義だったというふうに申し上げましたけれども、どこがほかのフォーラムと違うかという、皆さんお気づきになっていると思いますけれども、パネラーがいわゆる学者と言われる人がほとんどいない。まさに実践家といいますが、災害対応を実際にやっている人たちが主としてパネラーになられているということから、やはりいろんな意見も実際に困っていることとか、あるいは疑問に思っていることが討議をされ、発表されたという思いが、私どもが幾つかの震災に関するフォーラムとかシンポジウムに出たのと違う、大きな違いのこのフォーラムでは感じました。参考までに。

【記者】齋藤防災監にお伺したいのですが、初日に鳥取県の災害対策本部の報道対応を高く評価していたような印象を受けたのですが、例えば兵庫県でも同じようなシステムを導入するお考えはございますでしょうか。

【齋藤兵庫県防災監】兵庫県では、私、震災のときに報道対応の責任者だったのです。阪神・淡路大震災のときは報道対応の責任者をしていたのですが、大変困りました。話せば長くなりますから申し上げませんが、これは行政側だけの問題でなしに、報道機関側にも大変問題があるというふうに認識をしております。ただ、今回の鳥取県西部地震でとられたように、要は一心同体だとおっしゃいましたけれども、そういう情報公開というのはあるかなという思いです。

実は兵庫県では、昨年の8月に災害対策センターという災害専門棟を造りました。そこには報道機関の専用室を設けまして、災害対策本部の映像が即入る、音声も入るという部屋をつくっています。ですから、直接災害対策本部の中で記者の皆さんと一緒に作業をするのではなく、同じ建物の中で、こちら側が操作すれば音声が入る、映像が入るといふようなシステムをつくっておりますので、行政の都合によって公開されたり公開されなかったりという部分がありますけれども、一歩近づいているというふうに思います。

ただ、私は、今回片山知事は成功だというふうに思っておられますし、私もそう思っていますけれども、もう少し検証が要るのかなという思いです。対応される期間が非常に短いといいますが、幸いにして大きな被害でありませんでしたから、災害対策本部そのものの開催日程が3カ月も4カ月も続くという状態でないというふうな問題もあると思います。ですから、すべての災害でこの方式を即取り入れるのがいいのかどうかというのは、もう少し検証が要るのかなというのが正直な感想であります。

【記者】さっきの住宅支援のことで、知事としてはほかのところと横並びというのではなくて、鳥取がやるとしたらいつ頃をめどにされますか。

【知事】先ほども申しましたように、これは手順がありますので、県内の市町村との相談、それから県議会との相談が要りますから、そういう手順を

なるべく早く踏んでいきたい。鳥取県でまず俣より始めよ、できれば外に向かって賛同を求めていきたいという考えであります。

【記者】新年度からというわけでもないですか。

【知事】そのための予算なんかは計上していませんというか、今予算の最終段階に入っていますけれども、それを盛り込んでいくわけではありません。これからであります。

平成13年2月19日(月)

鳥取県住宅再建支援基金(仮称)について

【記者】住宅再建の基金ですが、県内の中でも市町村の基本的には自由意志という考え方で進んでいますか。

【知事】そうです。また町村会の役員の方々とお話をすると取材をしていただいたら結構だと思いますが、基本的には任意の制度にしたいと思っています。

【記者】案というのは具体化にはどう……。

【知事】今最終調整をしまして、朝私もまた手を入れたりしたものですから、まだできていませんので、昼までにはできると思います。

【記者】この案を持って21日(自然災害から国民を守る国会議員の会)にまた話をされるのですか。

【知事】その案の話もするつもりです。

【記者】趣旨というのはこれでもお話しされたように、まず鳥取県から動きをとということになりますでしょうか。

【知事】そうですね。本来、全国的な規模でつくるのが一番望ましいと思いますが、それを待つてからでは、百年河清を俟(ま)つということではないと思いますが、相当長期間を要する可能性がありますので、まず鳥取県からだけでも必要なことはやっていこうということで、県内の市町村に呼びかけたいと思っています。

【記者】超党派の国会議員の会への出席、これはオブザーバーということになりますでしょうか。

【知事】これは柿澤弘治衆議院議員から直接依頼を受けたわけですが、出席をして、先般の鳥取県の住宅再建支援制度のてん末とか、今後住宅再建による地域復興についてどういう考え方をしているのかを述べてもらいたいという要請がありましたので、出席することにしたわけです。

【記者】それは自民党だけのものではないですね。

【知事】超党派です。

【記者】予算化の時期ですけれども、新年度に入ってから補正を組むということになるのでしょうか。

【知事】そうですね。市町村の任意ではありますが、どこも加入しないということになった

ら空振りになりますから、市町村と相談をして、やっぱり大筋市町村の了解、合意に達した段階で予算化をしたいと思います。

【記者】早ければ6月の補正で。

【知事】そうですね。早ければそうなると思います。

【記者】当面県の方では基金にどの程度、県側としてはどの程度……。

【知事】今つくっていますのは、全部の市町村が加入したとした場合、1年間に県が1億円程度だと思います。同額を市町村が拠出するという案を持っていますが、これは市町村の意見も聞いてみたいと思います。

【記者】39市町村で同じ1億円ですか。

【知事】そうです。39市町村で1億円、全部入ったとして。それに見合いの額を県も同額拠出するという案にしています。

【記者】住宅再建支援のことですけれども、例えば39町村が全部入ったとして、今回のような西部地震が起こった場合に、西部の再建にその基金を使うということですか。

【知事】そういうことです。

【記者】基金の名称は。

【知事】鳥取県住宅再建支援基金という名前、これは仮の案ですけれども。

【記者】地震のみの限定になりますでしょうか。

【知事】いえ、これは地震だけではなくて、風水害を含む大きな自然災害を想定しています。それで、基本的には住宅の財産保全というのは、地震保険を含めた個人の保険が基本だと思うのです。それはそっちの方で保険制度の充実とか保険制度の加入というものが促進されなければいけないと思います。しかし、他方では、地域を再建するというのは国や自治体の役割でありますから、その観点で住宅再建に支援をすることによって地域の復興を図る。これは道路や河川の公共施設の復興を図ると同じような意味合いで、住宅再建に支援をすることによって、それを通じて地域の再建を図るといふという観点もあっていいのではないかと、あるべきではないかと思って考えたわけです。

【記者】基金の適用のレベルですけれども、どの程度を。ケースバイケースでしょうか。

【知事】これは、てだめというわけにいきませんから、行き当たりばったりというわけにいきませんから、客観的な線引きといいますが基準は決めたいと思います。まだそこまで県独自で決めるには至っておりません。これは市町村の意見もよく聞いてみなければいけませんし、これが仮に全国的な制度に発展していくということになりましたら、その段階でまた大いに全国で議論をされるべきことだろうと思います。当面は鳥取県の中で、県は県の一応の考え方を持っておりますけれども、それについて市町村の意見も聞きながら決めていきたいと思っています。

【記者】市町村は、これから市町村合併ということになりますか、市町村の算出方法というのほど

うなりますでしょうか。

【知事】 それも、複雑なのは避けたいので、いろんな考え方があると思いますが、例えば住宅の戸数で案分するというのが有力かなと思っています。基金の拠出目標額を決めて、そうすると1年間の基金の拠出額が決まってきます。その市町村分が決まってきますから、それを各市町村に既存する、存在する住宅の戸数で割り戻して案分するというのが一番合理的ではないかと思っています。

【記者】 限度額はありますか。

【知事】 限度額といえます。

【記者】 住宅再建のこのたびの300万円に該当する。

【知事】 それは、今回の鳥取県が実施しました住宅再建支援制度、建替え300万円、修繕150万円を基本限度額とするという、これをそのまま適用するということを想定した基金にしたいと思っています。

【記者】 物価スライドは勘案しないのですか。

【知事】 それは、また走り出してから考えたらいいのではないのでしょうか。とりあえず当面今だったら、例えば何年間に何十億円基金を造成したいというところから始めたいと思いますので、やっている間に、例えばインフレになったとか、仮にそういうことになったらその段階で見直して、また基金の造成目標額というもの修正もあり得ると思いますけれども。

【記者】 毎年1億円ずつ積み上げていくということですか。

【知事】 そうです。

【記者】 負担分は固定資産税の増税ということで対応されるということでしょうか。

【知事】 市町村ですか。県は固定資産税はありませんから、県は一般財源になりますが、市町村の方は市町村で考えられたらいいと思います。固定資産税に上乘せをするというのも1つの案かもしれませんが、他の方法もあるかもしれませんから、それはそれぞれの市町村の事情に応じて市町村で判断されたいと思います。

【記者】 客観的な線引きの点ですけれども、これはもう被災者生活再建支援法みたいな形の、具体的な全壊戸数ですか、そういうようなことを考えておられますか。

【知事】 いや、そういうものとは連動させるつもりはありません。一応の案につきましては、今日町村会役員と会談のときにまた事務的な説明もすると思います。

【記者】 基金は当面幾らぐらい積むのですか。

【知事】 本当は今回の鳥取県の西部地震の状況を見ますと、あれぐらいの規模の災害ですと、県・市町村通じて100億円強が必要になるだろうと思うのです。そうしますと100億円ぐらいがあればいいわけですが、本来は我々の主張としては、これは地方「公共」団体だけの責任ではなくて、やはり国の責任もあると思います。国の役割というものもあると思いますから、本来は国と地方が割り勘というか折半というのが望ましいわけで、そ

うすると、仮に目標額を100億とした場合には、国に50億円出していただくことを期待をし、我々は自主的に50億円を出しましょうと、そういう理屈が考えられるものですから、当面50億円くらいを県内、県と市町村とで造成をしたいなと思っています。

【記者】 この考えですけれども、超党派の国会議員の会以外に、そのほかに国の方に呼びかけ、要請、要望はしないのでしょうか。

【知事】 これはもう随時やっていこうと思います。関係各省庁にも要請をしたいと思っています。

【記者】 具体的な日程は……。

【知事】 まだ決まっています。まず県内を固めないといけませんので、今日町村会に話をしますし、それから鳥取市長さんにもお会いをしたいと思っていますし、米子の市長さんには先週の木曜日だったでしょうか、米子でお会いしましたので、そのときに粗筋だけは私の考え方を市長さんにお話は既にしてあります。あと、県内の市町村によく話が通るようにしたいと思っています。

【記者】 これは町村会を通して、知事が直接……。

【知事】 とりあえずは今日町村会の役員会がありますので、役員の皆さんが来られますから、いい機会ですので、役員の皆さんに話をし、町村会を通じて35の町村にはお話をしたいと思っています。

【記者】 他府県なんかで賛同するような声は。

【知事】 これはわかりません。やってみないとわかりません。むしろ私は、国の方で今回鳥取県がやろうとしているような構想を全国規模に広げて基金をつくる、そういう仕掛け、仕組みをつくられば、他の地方公共団体でも乗ってくると思います。

【記者】 震災フォーラムのときにもお伺いしたのですが、仮にこの基金で米子市が入って境港市が入ってなくて、また今回の地震みたいなことが起こった場合、境港の被災者には金が出ないという状況になったとしても、やむを得ないというお考えですか。

【知事】 それは、そういうことではなくて、そのときには必要なことは、加入していない市町村は独自にやられるということになるのだと思います、必要の範囲内です。市町村の責任で。加入しておられれば、その基金からある程度の再建支援に必要な金額が交付される。加入していないところは、必要なことはその段階で独自に、その市町村の責任で実施をするということになると思います。それはですから政策の選択と、それに伴う結果責任ということだと思いますから、地方分権の時代というのはそういうものだろうと思うのです。その辺をよく判断して加入するかどうかを決めるということになるのだと思います。そうでないと不公平でしょう。事前に拠出をしてみんなで共同して準備してきたところと、何もなかったところが、結果において同じ扱いを受けるというのはやっぱり不公平だと思います。

【記者】 県知事としては、市町村長であればそれでいいのかもしれませんが、県知事としては、例えば実際に地震が起きた場合に、境港の住民が米子には私たちよりも100万円、200万円多く出ていると、でも私たちには出ないと、何とかし

てくださいと言われたときに耐えうるのかなと……。

【知事】 ですから、そういう結果もにらみながら首長は対応すべきだし、また住民の皆さんは選挙によって首長を選挙すべきだろうと思います。それがこれからの地方分権の時代だと思います。ですから、首長の選択もそうですし、その首長を選択するのも最終的には住民の皆さんの判断と責任だろうと思います。

【記者】 35町村には話がいこうと思わなくても、残る4市ですね、鳥取市長にはお話しになる……。

【知事】 鳥取市長に話をし、できれば市長会から伝えていただきたいと思ひますし、あと残りは数市ですから、それは別途説明の機会は考えたいと思っています。

【記者】 先日、米子市に行かれて、森田市長の反応はどういうふうな反応でしたか。

【知事】 そのとき資料も何もなしに口頭でお話をしていますから、特段そのときにいいとか悪いとかということはありませんけれども、よく検討させてもらいますと、こういうことでした。

大沢川暗きょ排水路周辺 被害の支援策について

【記者】 昨日、米子の大沢川の関係の住民の会議がありまして、県側からいくらか負担するという案が出たのですがそれについて……。

【知事】 県として、そろそろ2月補正予算の編成時期に入りましたので、できればこの2月補正で県も米子市も、大沢川の被災者の皆さんに対する支援策というものを打ち出したいと思ひて、今調整しているところです。その調整過程の県・市の考え方というものを、内々大沢川の住民の皆さんにお話をしたいと思います。私もまだ詳しいことを聞いていませんので、報告を受けていませんので、ここで何とも申し上げられませんが、できればもう年度末も近づきますから、この2月補正で再建支援策というものは打ち出したい、それを活用して再建をしていただきたいと思ひております。

平成13年4月2日(月)

住宅再建支援基金について

【記者】 住宅再建支援基金ですけれども、各市町村、3月議会が終わった後の反応とかそういったものは充分お耳に入っているのでしょうか。

【知事】 境港市からは、皆さんがたのところに入っているかもしれませんが、議会の方で促進議決をされています。県の方でも県議会で住宅再建支援基金制度を全国的なものにすべきであるという趣旨の議決をしていただきましたけれども、大変ありがたいのですが、境港市議会でも同じような議決をされています。あと、それぞれの市でも、ちょっと全貌は掌握していませんけれども、非常に前向きであるという印象を私は持っています。町村会の方は、八頭郡の町村会を除いてはすべて参加をしたいという話が事務的に来ております。八頭郡の方はまだ態度を決めておられないのだと

思います。なるべく県内39の市町村に参加してもらってスタートしたいと思いますが、取りこぼしがあってもそれはしょうがないと思います。

平成13年4月9日(月)

被災地視察について

【知事】それから私、4月の3日に日南町と日野町と溝口町に行ってみりました。それから4月8日、昨日は西伯町に行ってみまして、それぞれ町長さんにお会いをして、被災地の現状、それから災害復興に当たる町として何か困ったことはないですかというようなことを伺ってまいりました。春になりまして、それぞれ住宅再建なども本格的に始まり出したようであります。被災の現場にも一部行って見ました。皆さん、明るい表情を取り戻しておられますので安心をしたところあります。引き続き災害復興には役場と協力をしながら、市町村と協力をしながら全力を挙げたいと、また思いを新たにされた次第であります。

平成13年5月14日(月)

被災者支援を求める 新たな動きについて

【記者】震災に関連して、今回新たに被災者に対して国に新たな省庁なり、一律被災者に対して500万円、仕事場の確保とかということや昨日神戸の方から要望されたようですが、知事として、この間神戸で講演されていますけど、震災に絡んで被災者の支援という動きが新たに出てきたということについてどのようにお考えになるかということ、具体的に金額を500万という形にして被災者により密接して国が支援すべきだということや新たにポストとか設けるということについてどうお考えか。

【知事】それはまだ私、把握していないのですが、いずれにしても我々も、今まで制度のないことを初めて実践をしたり提案したりしたわけですから、関係者からいろんな意見が出てきて、それが政府の具体的な検討に結びつくようになれば、それはいいことだと思います。

平成13年6月13日(水)

被害者住宅再建支援基金について

【記者】6月議会がいよいよといいますが、被災者住宅再建支援基金が提案されて、いかに全国に広げていくかということがまだ課題として残されていると思いますが、構想から3カ月程度たちましたが、これまでの手応えというのはいかがでしょうか。

【知事】超党派の国会議員が被災住宅再建支援の議員連盟をつくっておられまして、そこでの議論が非常に促進されたという感想を聞きました。あ

あでもない、こうでもないはずと長いことやっていたのですが、2つぐらいの案に集約されて、これを早くまとめようという動きになっているようであります。そういう意味では一石を投じたことになると思います。

ただ、ほかの地方団体、似たようなことを独自にやろうかというところは私の知る限りではまだありませんので、どこの団体も政府というか中央の対応待ちなのかなという印象を持っています。その点ではちょっと残念ですが、

超党派の議員連盟でまとめられる案というのが、なるべく私どもの今回提案する案に近い形になれば願っています。それはどういうことかといいますと、全国一律強制加入の地震保険のような、そういう制度にぜひしてほしい。あくまでも地域を守る、地域を再建するという観点からの住宅再建支援であってほしいと思います。もちろんぴたり鳥取県版をそのまま、してもらいたいのはやまやまですが、それでないといけないというつもりはありませんけれども、全住宅強制加入保険というのだけはやめてもらいたいと思ひまして、議員連盟の中で中心的役割をしておられます相沢英之代議士に先日私もお会いしまして、そのことは申し上げておきました。

平成13年7月30日(月)

被災地視察結果について

【記者】先日被災地に行かれましたけれど、いかがでしたか。

【知事】順調に復興しているということが確認できました。それから、町長さんがたにもお話を伺いまして、役場の職員の皆さんにもお話を伺いたされ、我々が念願したように、これからも地域で住み続けていくというかたがほとんどであるということも伺いまして、よかったですと思います。

ただ、かけ崩れとか、かけと言えさかどうか知りませんが、山が崩れたりしたところがまだなかなか復旧できていないのです。かなり大がかりな工事が残ってまして、そういうところを早くしなければいけないということも痛感しました。実際に溝口町の緊急治山の現場も行きましたけれども、相当難事業でして、下手をすると2次災害の可能性もあるので、よく注意しながらなるべく早くやってくれというふうに職員にも指示しておきました。まだまだ課題は多いですけども順調に行っていると思います。

【記者】被災者のかたがたはだいぶ明るさを取り戻している……。

【知事】そうですね。ビニールシートも随分少なくなりました。役場の職員の人、最初は本当にいろんな意味で途方に暮れておられたのですけれども、復興がだんだん緒についてきたというのと、財政的にもおかげさまで昨年度は特別交付税が相当確保できましたので、財政面でも見通しがついて一息ついたというので安心感も出てきたようです。ありがたいことだと思います。

【記者】復興は確実に進んでいるなという印象ですか。

【知事】そうです。町長さんがたにも、復興のレベルを敷いて順調にしていますけれども、またい

つ何時、ハブニングがあるかもしれませんし、新しい課題が出てくるかもしれませんから、そういうときには遠慮なくおっしゃってくださいということもあらためてお願いしておきました。例えば芸予地震でまた崩れたというのもあるのです。それから、これは溝口警察署長に聞いたのですけれども、国道181号線にやはりまた別のところで大きな岩石が落ちてきたとか、そういうのもあるのです。ですから、10月6日の鳥取県西部地震当日、その直後ぐらいの被害だけではなくて、最近もぼろぼろと新しい箇所が出てきていますので、よく注意をしなければいけないと思っております。

日野郡に4月から日野総合事務所を設けて、今までどちらかというと縦割りでばらばらの面があったのですけれども、総合事務所を設けてからよく連携をとったり、協力体制をとるということができるようになりまして、これが大きな力を発揮すると思います。警察署長なんか、日野郡全体でいろんな行政分野の会合に自分たちも参加できるということを非常に評価してくれていて、よかったですと思っております。

平成13年10月1日(月)

鳥取県西部地震の復興状況と 課題について

【知事】そこで、今回ほぼ1年たちましたので、今日これから、この記者会見が終了しましてから復興本部を開くわけですが、議会その他でたびたび申し上げておきますとおり、復興は順調に進んでいるという認識をしております。土木や農林の公共施設につきましてもほぼ順調に復興しておりますし、境港の港湾、漁港の施設についても、復興完了はまだ大分先でありますけれども、計画どおりに進捗をしております。

一部、日野町の県道でなかなか手がつけられないという箇所があるのですが、これは道路だけ直せばいいというのではなくて、その道路の上の国有林野の斜面自体を何とかしなければ、幾ら道路を直してもものもくあみになりますので、これは林野庁とも連携をしてやる必要がありますので、少し時間がかかるということ、これはやむを得ないと思っております。

そんなことも含めてありますが、公共施設等についてはほぼ順調に復興しつつあると思います。ありがたいことだと思います。

最大の焦点でありました住宅再建、住宅修繕、これは石垣の問題とか液状化の問題も含めてでありますけれども、これも順調に、被災者の皆さんの努力によりまして復興が進んでいると思います。これも大変ありがたいことだと思います。人口流出がほとんどなかったというのは、私たちにとっては、地域を守るという役目を背負った県や市町村にとっては大変ありがたいことだと思っております。被災者の皆さんの今日までの努力に敬意を表したいと思いますし、まだまだこれからも御苦労が多いと思いますので、ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

ただ、公的資金が、例えば再建ですと一般的には300万円ありますし、溝口町などはそれに上乗せをされておられますが、それにしても300万円とか400万円とかであります。ですから、それだけで必ずしも住宅が再建できるわけではないので、まだまだ迷っておられるとか、決断をされていないかたもおられるわけで、そういう中で、10月のたしか5日だったと思いますが、申請の期限が到来するわけです。私は、一応期限を区切って

いますから、期限内にぜひ手続その他の処理を終えていただきたいと思いますが、いろんな事情があって、その期限までに決断をし申請をすることがかなわなかったかもおられるかもしれないと思います。その辺は被災地の市町村の皆さんからよく話を伺って、必要性があれば期限の延長も視野に入れて柔軟に対応したいと思っています。

1～2、いろんな事情があるのではということと同様です。そのほかにもあるのかどうか、市町村長さんによく聞いてみたいと思っています。

今後の課題でありますけれども、非常に厳しい試練を受けたわけでありまして。私は、この教訓、体験というものを決して風化させることのないようにしたい。ある意味では得がたい教訓、体験であったわけですから、これを我々ずっとビビッドに持ち続けていきたいと思っています。

それから、消防・防災体制のあり方について、県の方から消防の広域化という選択肢を示して、議論のきっかけにしたいと思っているわけでありましてけれども、ぜひこの際、県民の皆さんにも、自分たちの生命・身体・財産の安全を守るためにどういう防災体制、消防体制がふさわしいのかをよく考えていただきたいと思っております。ふだん恐らくは消防・防災体制などを考えるきっかけというのはほとんどないと思うのです。いい機会だと思っておりますので、ぜひ皆さんで考えていただきたいと思っております。県としてはあくまでも選択肢を示したわけでありまして、広く議論していただくことを望んでおります。そういうことも含めて県と市町村との連携のあり方などもこれからの課題になると思っております。

それから、私はおととい、鳥取市内の若葉台で、地区の住民の皆さんが防災を考える集会を開かれまして、西尾鳥取市長などと一緒に出席をしたのでありますけれども、大変いい取り組みだと思いました。それぞれの地区で自分たちの防災、身の回りの安全を考えるというのは大変有意義なことだと思っておりますので出席をしたのですけれども、そういう町内会、自治会単位で防災を考える、自主防災組織を編成するということも、これもぜひお願いしたいと思っております。いざというときは行政が前面に出てやりますけれども、それと並行して、地区の住民の皆さんの相互扶助というのも大変大きな要素になります。特に初動の段階、応急の段階では大変大きな要素になります。そういうこともあわせてこれから促していきたいと思っております。

それから、本県では全国に先駆けて住宅再建支援基金制度というものを作りました。市町村の方も順調に今制度化、制度に参画するために必要な手続をとっていただいております。近々すべて足並みがそろそろうと思っておりますけれども、これも基金を順調に計画どおり積んでいくことをぜひやりたいと思っておりますし、これはできればありますが、他の地方公共団体にも呼びかけて、こういう制度を独自に作られるか、それとも全国的なものに一体として、一本化して進むというか、どちらでもいいのですけれども、働きかけていきたいと思っておりますし、国にも今々は無理でしょうけれどもよく説明をして、国も参画していただくように促していきたいと思っております。これも課題だと思っております。

それから、昨年度は、震災復興に着目して政府の方からかなり特別交付税で配慮をしていただきました。県もそうですが、特に市町村部について配慮していただきました。その結果、市町村の方は、震災がありましたけれども、必要な施策を円滑にできたと思っております。もちろん県からの無利子の80億円の貸し付けもあったのですけれども、これは幾ら無利子といっても返してもらわなければいけません。特別交付税の方は返す必要はありませんので、市町村にとっては大変ありがたかったと思っております。

これからも、まだまだ復興のための財政需要はありますので、市町村の方で財政運営に支障が生じないように、県としても目配りをしていきたいと思っております。今年度も、特別交付税の必要な額を確保するように、これは国会議員の皆さんにもお願いをしておりますけれども、市町村の皆さんとともに働きかけていきたいと思っております。

こんなことが課題として考えられますが、いずれにしても今日、復興本部を開きますので、そこで詳細な説明やらがあるだろうと思っております。

鳥取県被災者住宅再建支援基金と全国知事会案との調整について

【記者】住宅再建支援基金を他県に働きかけるということですが、全国知事会で共済方式の住宅再建支援制度を作ろうという政策ができたわけですが、それとの整合性あるいはどうやって全国知事会に理解させるかという具体的な……。

【知事】私は、この問題は全国知事会が一応決めたことになっているらしいですけれども、では全国の知事さんがみんな、今全国知事会が一応決めたことになっているその案に賛成しているかということ、そんなことないのです。認識してないかたがほとんどなのです。まずは、今まで決めたというその案を、撤回をする、おろす作業が必要なのではないかなという気がするのです。それが今の全国知事会の仕組みだと、すごく柔軟でないのです。ですから、じっくりと時間をかけて働きかけていきたいというのが私の率直なところなのです。

先般の9月11日の全国知事会で、兵庫県の知事さんが全国知事会の案、それはすなわち貝原前兵庫知事がまとめた案ですけれども、これを関係閣僚との意見交換会のときにもう一回説明されて、ぜひ早期実現をということと言われたのですが、担当の村井仁防災担当大臣は、表現は悪いですが、ちょっと軽くいなしてました。そういうものはいろいろ問題があるんだけれども、むしろ鳥取県でやられている独自のようなものもありませんよと、逆に紹介をしていただいたりしまして、私はそれを見ていますと、鳥取県方式というのが、今すぐではありませんけれども、だんだん理解が得られるのではないかなと、そんな感じがしています。

【記者】最初から言われてたことですが、基金ができて、25年、50年経つにつれて物価が上昇あるいは下落することもあるのですが、あるいは基金がたまり切らないうちに災害が起きるといったことも考えられますけれども、それについて処方箋みたいなものは……。

【知事】それはもう応用問題ですから、県と市町村とで話し合えば幾らでも解決できると思っております。例えばたまり切るまでに災害が起きるといったことは当然あり得るわけですが、そのときだったら、基金が借入れをしてでも必要な額を支出をして、後で毎年納める出捐(えん)金で補って行くということだとして考えられますし、それは何とでもなるのではないかと思っております。

【記者】住宅の所有者が公平に負担するというのが、国民の合意を得られやすいんじゃないかという根強い意見もあると思うんですけど、それについては……。

【知事】共済制度の欠陥は、全国一律に、これからずっと未代まで把握をして取り続けなければい

けない。そこに私はやっぱりシステムを維持していく上の困難さがあると思うのです。

それからもう一つは、自治体がやるべき仕事というのは、住宅所有者が災害を受けたときに、滅失した財産を補てんするというのではないと思うのです。そうではなくて、住宅が被災して、それに伴って人口が流出して地域が崩壊してしまう、地域の活力が低下してしまう、それを防ぐのが自治体、行政の役割だと思っております。そうしますと、仮に住宅所有者からみんな取ったとしても、住宅を再建する人、再建しない人、現地に再建する人、都会に再建する人、いろいろ出てくるわけです。我々が一番望んでいるのは、とにかく現地に踏みとどまって地域を守ってもらいたい、その人を支援しようということですから、なべて住宅の所有者から全部取っていたとしても、かえって不公平になってしまう。そんなことがあるものですから、地域の再建ということに絞って住宅再建支援というのをやっていったらどうだろうかとということなんです。

その際に、鳥取県の場合は県と市町村が折半するというようにしていますから、例えば市町村が、今藤田記者さんがおっしゃったような考えに基づいて、うちは基金への拠出金を住宅の所有者から負担してもらおうかと、そういうことだとしていいと思うのです。それだったら固定資産税の上乗せということがあり得るわけです。それは選択の問題だろうと思うのです。私はですから、今回も市町村長さんにはそういうことをお話しした上で、一般財源から出してもいいけれども、住宅の固定資産税の上乗せしても結構です。それは市町村の方でよく御議論をなさいということに投げかけていますので、市町村で選択していただいたいと思います。

【記者】例えば持家世帯と借家世帯というのは、都会と鳥取県と状況が違ったりですか、災害の規模ですか、検討しないといけないような気がするんですけど、基金をすすめるにしても……。

【知事】あると思います。鳥取県の場合は都会に比べると持ち家が多いです。ですから、さほど違和感ないと思うのですけれども、貸し家、賃貸の方が圧倒的に多いような地域ですと、いろいろ意見が出てくると思います。私は大いに議論したいと思っております。それぞれの特性に応じた再建基金ができていいと思うのです。最初から全部全国一律のものを作らなくても、それぞれの地域で、各県単位でやって構わないと思っておりますし、試行錯誤だと思っております。その上で、共通の部分があれば、お互いに歩み寄って一本化するという努力が当然あっていいと思っておりますけれども、無理に全国一律でなければいけないということではないと思っております。

【記者】基金なんですけど、まだ全国的な理解を得られるのはもう少し時間がかかりそうなんですけど、そういう国に対してはどういう……。

【知事】いや、かかると思っております。さっきの質問にもお答えしましたけれども、まだ一応全国知事会の案というのは生きているわけです。それからもう一つは、超党派の国会議員の皆さんが、やっぱり共済制度というものを別途考えられていて、それが議論されているわけですから、そういうのが一段落しないと、終息しないと浮上してこないのではないかと。逆に言えば、そういう制度が、やっぱり検討した結果、なかなかうまく作動しないということが認識されると、鳥取県のようなやり方が大きく浮上してくるのではないかと気がしていますから、私は焦らないでいいと思っております。

極端なことを言えば、今の鳥取県の独自の県と市町村だけのやり方でも、そんなに支障ないのです。欠陥があるとすれば、政府が全く加担してくれてない。政府に期待している拠出金の部分が空白になっている、そこだけで、あとは先ほどの応用問題なんかはいろいろあるにしても、制度の根幹としてはそんなに支障はないと思いますので、だから、このまま鳥取県独自方式だけでも生きていける制度ですから、私はそれでもいいと思っていますけれども、でも、できれば鳥取県で起きた地震の教訓というものの、特に住宅再建支援が地域を守る上で非常に大切で役に立ったということは、多くの皆さんに本当は利用していただける、この教訓を活用していただけるのではないかと思いますから、そういう意味で広めていきたいと申し上げているわけで、大勢の皆さんが参画してくれる方が鳥取県のためになるからという意味ではないのです。

鳥取県被災者住宅再建支援 基金制度について

【記者】基金の話に戻りますが、条例が出てきて市町村が大体参加する見込みであるという段階になって、例えば国ですとか、他の都道府県から、何らかの反応というか、照会というか、そういうことは知事は……。

【知事】照会は、私のところに直接というのはそんなにありませんけれども、照会はあるようです。

それから、さっきも言いましたけれども、防災担当の大臣がいろんなところで鳥取県の基金創設のことを話題にさせていただいているのです。ですから、真意はわかりませんが、鳥取県方式の方が強制加入、共済方式よりもすぐれているという認識をしていただいているのではないという印象を持っているのですけれども、ですから、そういうことを考えると、これから恐らくは認識が広がっていくのだと思います。

あとは、私も思いますけれども、やっぱり被災した、実際に地震の被害を受けた地方団体と、そうでないところでは、全然認識が違います。それはしょうがないことだと思うのですけれども、痛目に遭ったところと、そうでないところでは、やはり切実感が違います。

【記者】改めて鳥取県方式の良さについてお聞きしたいんですけども、会計が一般会計から出ているということ、それとも市町村ごとの負担金を決めているということ、どの辺が鳥取県方式の特徴ですか。

【知事】市町村の拠出額を決めているということですか。これはやっぱり何らかの基準を決めないと、任意で出してくださいという寄附金みたいになってしまいますから、多分成り立たないと思います。鳥取県の場合は、県が半分出しますと。あと残りを市町村で案分してくださいということですが、その市町村間の割り振りは、住宅というものに着目をして、それで割り振ったのです。これが絶対的な根拠とも言われると、そうでないのですけれども、一応市町村の皆さんに納得していただける基準ではないかということを出したわけで、案の定納得をしていただいたので、要は法律とか先例とかあるわけじゃありませんので、なるほどなと思って納得していただける制度であるかどうかということだと思えます。そういう意味ではよかったのだと思います。

あと、その中で今度は市町村がどういうふうな財源を捻出するのかというのは、さっきの話で、一般会計でやるのか、固定資産税を上乗せるの

か、それは選択の問題だろうと思います。その辺を柔軟にした方がいいと思います。何でもかんでも全部決めてしまって、例えば住宅に上乗せして取らなければいけないなどと決めたら、多分市町村でも困ると思いますし、知事会の方はその辺が全部がなじがらめになっているわけです。強制、一律というそういうやり方は、私はまずうまくいかないだろうと思います。

【記者】制度の方ですけれども、発表されたのもまだ震災後本当に間もなくだったんですけども、今度基金という形で、改善という形で、それで気付かれたこととかそういうことは……。

【知事】それはいろいろあります。去年とりあえずやったのは、去年の鳥取県西部地震の被害状況に対応したやり方だったのです。これは、あらゆる災害の場合に適用できるかどうかというのは、決してそんなことはないと思うのです。それぞれ災害には特殊性がありますから、それよりも非常に特殊性のあるものをカバーするような一般的な制度として作らなければいけませんので、考えるべきことはいっぱいあります。けれども、今それらを全部きちつとがなじがらめに決めてしまうというの、私はあまり得策ではないと思いますので、ある程度普遍的なものだけをきちつと制度化しておいて、あとはどうせ県内の市町村と県との話し合いで決めることですから、多少応用問題というのは残っていてもいいのではないかという感じがします。

【記者】応用問題の件なんですけれども、基金というのは天災に対してですね。いわゆるテロとか危機管理みたいな形で大きく広げるとい意向はないでしょうか。

【知事】そこはまだ考えてないです。自然災害ということを念頭に置いていきます。

住宅の耐震構造化に対する 支援について

【記者】基金なんかは、災害が起きてから事後的な対応だと思えますけれども、例えば住宅をつくる際に、耐震用のところには補助金を与えるとか、そういう前の段階での補償制度みたいなのは考えていらっしゃるんですか。

【知事】それは、今というか、いつの予算だったでしょうか、防災安全のまちづくりというのを土木部の方で予算化して、それは住宅やビルの耐震の問題もありますし、消防自動車が入れる入れないの街路なんかの問題も含めて、とりあえずは市ですけれども、各市で防災のまちづくりを考えようという取り組みを今やっているのです。そういう中で、多分いろいろ課題が出てきますから、それを整理して今度政策にしていこうということになります。例えば、これはこれからの問題ですけれども、防災の観点から住宅を耐震構造化にすると、結果的には経費が高くなりますから固定資産税なんか高くなるわけです。そういう矛盾も含んでいるわけです。そうすると、何がしかの政策的な税ないし財政政策で、政策的なインセンティブ政策というのが必要になってくるだろうということ、多分私はなってくるだろうと思います。それはこれから、防災のまちづくりの取り組みが進んでくる過程で出てくると思います。

さっきのは基金との関係でも実は議論して、おもしろい課題なのです。例えば仮にどこかの市が、住宅の固定資産税に上乗せして基金の拠出金を捻出したとします。そうすると、今の制度だと耐震

構造にした人は固定資産税が高くなるのです。割高になりますから。そうするとたくさん払う。壊れない。壊れた人が再建するときに支援金が回るという、こういう矛盾が出てくるものですから、やはりその辺はこれからの改善点だなという気がしておりますけれども、幸いというか、幸か不幸か固定資産税に連動させて拠出金をはじくというところ市町村がまだないものですから頭在化していませんけれども、将来的にはそういうことになるかもしれません。

平成14年9月17日(火)

鳥取県西部地震の復興状況と 今後の課題について

【記者】昨日も地震があったのですが、まもなく鳥取県西部地震から2年になりますけれども、それについて3点です。1) これまでの住宅・道路を含めた全体の復興状況について、2) 県の独自の[被災者]住宅再建支援制度がありましたがこれの2年たった成果、3) 新たな防災など今後の課題があればお伺いしたのですが。

【知事】復興状況は、総じて順調であります。ほぼ復興したと言っていると思います。

一部、道路などで非常に難工事がありまして、まだ完成していないものもあります。

詳しいことは、もし必要がありましたら、後で担当部局の方から、計数を含めてご報告をしたいと思えます。

それから、県独自の住宅再建支援策であります。これは私は、いろんな議論がありまして、私自身もこの制度を創設することについては、正直言います、悩みもしましたし、不安もありましたけれども、結果としてはたいへんよかったと思っております。

それは何よりも、被災地の、特に御高齢の皆さんが、この住宅再建支援策を講ずることによって、不安がかなり解消されたということ。

その不安というのは、この地域を離れてしまわざるを得ないのではないかと、という不安でありますけれども、その不安が相当程度、かなり解消されたということで、再建に向けて、地域で再び安定した生活を送りたいという意欲を取り戻されたこと、これが大きかったと思います。

結果としては、日野郡・西伯郡を含めて、地震で住宅を失ったり住宅が壊れたりしたことによって地域を去らなければならなかった人というのは、ほとんどおられませんでした。

まあ皆無ではありませんでしたけれども、皆無に近い状態でありました。

そういう意味では、この制度をつくって非常によかったと思えます。

もちろん県もそうでありまして、市町村もそうでありまして、相当額の出費を余儀なくされたわけですが、私は、その住宅再建支援に要した出費というのは、決して無駄ではなかった、地域を守るためには大きな力を発揮した、と思っておりますし、住宅再建支援策をとらなかった場合には、たぶん仮設住宅の需要がもっと多かっただけで、さらには、その後の災害復興住宅です。阪神・淡路大震災のときには相当作られたけれども、災害復興住宅を、ある程度建設しなければならなかったというようなこともあったと思えますし、それから町営住宅への入居希望が増えて、そういう公共的な住宅への需要が、おそらく多かっただろうと思います。

ですから、トータルコストで見れば、住宅再建支援策をしたことによって、しない場合に比べて財源が相当たくさんかかった、ということは必ずしも言えないのではないかと私は思います。

もちろん細かい分析はまだしておりませんが、仮定の話で分析をするというのはなかなか困難なものがありますから、正確にはわかりませんが、私も、実感としては、そんな感じを持っています。

今後の課題であります。先ほど言いました、まだ若干残っている復旧事業もありますし、それからまだ仮設住宅におられて、そろそろ期限が来るのでありますけれども、そのかたがたの対応、これはそれぞれの関係町で中心になって考えていただきますけれども、そういう問題があります。これらを着実に解決しなければいけないと思っています。

それから、2年前に突然大きな地震が起きて、そのときの経験というものが、県の行政の中にまだ強く息づいておられて、昨日、震度4の地震が県内でありましたけれども、災害警戒本部などの初動についても、非常に速やかに体制をとることができました。

こういう良い経験というものを、これからもずっと持続させるように、形骸化しないように、引き継いでいくということ、これが一番大きな課題だろうと思います。

それからもう1つは、西部地震のときの対応というのはまずまずだったと思うのですが、組織、行政は、1つの事例についての成功体験というものを、後生大事にして、次にまた違った局面でも、それをそのまま適用するというようなことをよくやりますので、そうならないように、起こってほしくはありませんけれども、これからは、いろんな災害が起きたら、それぞれの現場でいま何が一番必要なのか、ということを常に考えながら対応していくという柔軟性を、私自身も含めて、関係者のみんなが持つようにする、これが課題だろうと私は思っています。

平成16年1月29日(木)

住宅再建基金について

【記者】今朝の新聞報道(2004年1月29日付、毎日新聞)で、住宅再建基金への拠出を拒否していることになっているが、実際のところは。

【知事】拒否と新聞に出ていましたけれども、いずれにしても、今の段階で基金に支出するつもりも準備もありませんので、拒否といえは拒否ということになるのでしょうか。

全国知事会が300億円を拠出するというのが決まっているのに拒否しているのかという、そういう御疑問だと思っておりますけれども、全国知事会は、今回内閣府に認められた予算に対応して300億円を拠出するとは決めていないはずなのです。

昨年、300億円の拠出について一応合意をしたのですが、それは実は住宅本体の再建支援を念頭にして、各県が300億円を拠出しようということにしたわけです。

ところが、実際に政府の予算案が決まりましたけれども、それによると住宅本体は除外されているのです。瓦れきの処理とか移動とか、賃貸住宅に入られた場合の家賃の補助とか、そういういわば住宅本体ではなくて、その周辺部分について支援をしようということになったわけです。

そうしますと、もともと住宅本体の再建支援のために300億円を拠出しようと言っていた前提が

崩れているわけです。

それならば、政府の予算案にある周辺部分だけで基金をつくりませんか、つくりませんか、つくるとした場合にどれぐらいが必要ですかという、その合意形成をもう一回しなければいけないのです。

ところが、一たん300億円を拠出することを決めたのだから、政府の内容が変わっても、そのままいけばいいではないかという考え方のかたがたおられるのかどうか、うやむやなまま、あいまいなまま300億円を拠出して下さいというような、そういうことになっているとすれば、それは全くまやかしたと思います。

もう一回この問題の合意形成をしなければならぬということですよ。

ですから、今の状態では、住宅本体を前提にして相談されてきた300億円に相当する、300億円のうちの鳥取県分を払うということには到底ならぬと思います。

【記者】住宅本体を前提にした拠出というのは、12月の知事会で合意されたものか。

【知事】そうですね。

政府の予算編成作業がだんだん煮詰まってきたから、それに向けて、住宅本体に住宅再建支援を政府の方にしてもらおう。そのために地方側としても、それに見合いのものを300億円拠出しようという、そういう意思一致をしたのです。

【記者】住宅本体の再建支援を前提として300億という知事会での合意になっているが、内閣府の方では瓦れきとか周辺整備が進められている。内閣府の考えている方向にいった場合は、本来の趣旨と違うので、この300億円という数字と今後基金の創設をどうするか、そういう議論は知事会の中でこれから進めていく・・・。

【知事】しなければいけない。

それをしないまま、住宅本体の再建支援を前提に議論されてきた300億円を、なし崩し的に瓦れき処理基金の方にしてしまうというのは、それは幾ら何でも乱暴だし、そんなものは通らないと思います。

ただ、知事会の事務局の方はそうしようそうしようとしているのですよ。

だから、鳥取県は前から、それはいけませんよ、ちゃんともう一回合意形成をやり直さなければいけませんよというアドバイスとか、注意をしているのですけれども、何かのりくらりして要領を得ないのです。

やっぱり事務局に何か不信任感を覚えますね。そういうのりくらりした不信任をもたすような事務局を、会長がもうちょっときちと指導してもらいたいですね。知事会の会長として。

【記者】今回の発言の趣旨というのは、知事会での合意と違う方向に行っているから、それであつたら鳥取県としては、現時点ではそういう支出というのは考えていませんよという考えで、それが知事会の合意であれば拠出してきているかもしれないけれども、現状で違う方向に行っているから、もう一度基金のあり方とか額とか、そういうものを再度知事会で話し合って決めた上で判断したい。

【知事】いずれにしても、例えば瓦れき処理であっても、みんな300億円を出しましょうねという合意形成をしているのであれば、それは問題ないです。そんなことは全然していませんから、この問題についてはもう一回議論を直すべきですよという正論を言っているのです。

面倒くさいのかどうか知りませんが、住

宅本体はなくなったけれども、瓦れき処理だって相当金がかかるのだから、300億円のままでいいじゃないですかという考え方もありますが、それはやっぱり筋が違う。それは論理のまやかしがあると思います。

【記者】そもそも論として、周辺部分の支援に向けた新たな追加の基金設置というのは必要か必要でないかということ。

【知事】だから、そういう議論をすべきなのです。

今回政府が新たに決められたことは、決して後退ではないのです。住宅本体という我々が目指していたものは入っていませんけれども、一応周辺部分であっても、今までにない支援を被災者の皆さんにすることだから、前進ではあるのです。

ただ、これで全部問題が解決したわけではないし、大きな1歩という評価をした人もいますけれども、私は小さな0.1歩だと思います。ですから、その小さな0.1歩に対応して、基金が本当に要るのかどうか。要るとしてもどれぐらいなのかということ、もう一回議論すべきだと思うのです。

【記者】御自身は周辺部分の支援のための基金が必要だと思われませんか。

【知事】わかりません。そういう議論をしていますが、知事会からもそういう議論はありませんでしたから。

あくまでも住宅本体の再建を支援するためには、一定の前提に基づいて計算すれば300億円要りますという、その説明はあったのです。それはそれでいいと思うのですが、住宅本体が抜けたときには、瓦れきだけでもやっぱり300億円ですというのは、どう考えても計算が合わないです。

ですから、政府の、内閣府の予算案に対応した地方側の対応案というものをもう一回繰り返して、合意形成をすべきだということです。

【記者】災害議連(自然災害から国民を守る国会議員の会)の方も27日の内閣府の改正案に対してちょっと不満があるということで、国会の特別委員会の方で、住宅本体の方に要請を働きかけていくと。国会の成り行きとは別に、2月か3月の知事会の中で結論というか、どうするか、国にどう働きかけていくかというような流れになるのですか。

【知事】例えば万が一災害議連の皆さんがたの働きによって、政府の提案する予算案が何か修正につながって、それで住宅本体を対象にしようということになれば、もともと我々が目指していた内容になるわけですから、それならば、これまで議論を積み重ねてきた300億円の拠出ということは、結果的に整合するわけです。それはそれでいいと思います。

けれども、国会で議論されても、政府の原案が通るといえるのであれば、それを前提にして地方側はどういう対応をすべきなのか、基金を積むとしても、どの程度の額が必要なのかということ、もう一回検討して合意形成をしなければいけないと思います。

【記者】現時点で、鳥取県1県でも拒否するという強行ではないわけですね。

【知事】だって、決まっていなくても。

決まっていなくても、あたかも決まったかのごとく、知事会が内閣府と何か密約でもしているとするれば、それは大問題ですよ。越権行為ですよ。

〔記者〕あくまでも知事会の基金の合意というのは、住宅本体を前提とした議論の中で、300億円は都道府県が分担してしましようと。それには納得できるが、それとは流れが違うので、ちょっとおかしいから、現状では合意する考えはないと。

〔知事〕合意形成していないはずだから、合意形成していないものに拒否も何もありません。新たにもう一回合意形成をして、それを通じて、納得できれば各県が払うでしょうし、そうでなければ払わないということになるでしょうね。

12月のいつだったでしょうか、12月の予算編成の最終場面向けて、知事会でこの問題を議論したのです。提案があったので。私が今申し上げているようなことを話をしたのです。

というのは、当時から住宅本体をあきらめてもいいじゃないかという議論があったのです。それはいけませんよと。あくまでも住宅本体を再建支援の対象にするように、我々も、災害議連の皆さんがたも一生懸命、最後の予算編成の大巨折衝に向けて頑張らましようねという話を、それから、もしそれがうまくいかなかったらならば、この基金そのものも前提が崩れるわけだから、その場合には、今まで積み重ねたこの議論というのは、また振り出しに戻るのですよという話をしたのです。

私の後で宮城の浅野知事も、この問題について発言されましたけれども、それを会長が引き取られて、「もしそうになったらそうだったので、またもう一回この問題については協議しましょう」というので終わったのです。それ以後は、知事会では何も正式には意思決定をしていないはずで。

にもかかわらず、どこかで勝手に何か対外的に意思決定をしたかのごとく意思表示をしているとすれば、それは知事会自体の責任問題になると思います。我々の知らないところで何かそういう約束をしたということがあれば、だれがしたのかということ、ちょっと問いたださなければいけません。

内閣府の方が何か、1県でも崩れたらといって今日新聞に出ていましたけれども、1県でも崩れたらって、合意していないのに1県も崩れるものもないですよ。

〔記者〕瓦れきだけならいくらかかかるか、その額によっていくらか基金が必要かどうかというこの議論を深める。もう1つの方法としては、被災者生活再建法の改正を議員発議でさせる、300億円という形で、というやり方もあると思うのですけれども。

〔知事〕それは、災害議連の皆さんがどう考えられるかでしょうね。

災害議連の皆さんがたも、例えば年末のときも中心になって活躍されていました。滝実（たきまこと）議員などは、政府の今の予算原案には反対なのです。

ですから、議連の皆さんがたがどういう対応をされるかでしょうね、国会審議になったときに。

〔記者〕議連の皆さんへの働きかけというのは。

〔知事〕必要があればやりますけれども、これは我々から頼まれたからやるとかというものではないと思います。議連の皆さんは議連の皆さんで、知事会とは別途やられていましたので、情報交換はしてみたいと思いますけれども。

いづれにしても、今回の問題は中央側の問題で、政府がどういう予算、どういう復興支援の内容にされるのかということに対応して、我々の地方側がどれだけのものを用意するかということから、専ら我々の問題だと思えます。

〔記者〕その後、知事会というのは予定があるのですか。

〔知事〕わかりません。それで、ちょっとお話ししましたけれども、今のままなし崩し的に歪曲したまま、論理をすり替えて300億円を集めるということにするとするならば、それは知事会として大問題だから、こんなものでは通りませんよという話は、実は前から内々しているのです。

それに対してはのりくらりの話なので、かなり厳しく知事会には問題点を指摘しているのです。最近になって、3月にでも臨時に開きましようかねとかというような、かなり面倒くさそうですけれども、そんな話は一部伝わっていますけれども、どうされるかわかりません。

いづれにしても、これはきちっと、幾らかでも基金を集めるのならば、政府の今の予算案に対応した内容としてもう一回再構築して、再合意形成をしなければならぬ問題です。

〔記者〕政府案がこのまま決定した場合は、必然的に知事会、各県は拠出しなければいけないという姿勢ではないですか。

〔知事〕それはありません。

〔記者〕皆さん自主的に基金に参加しようとする・・・。

〔知事〕やっぱり政府が一応制度をつくられて、地方側も負担があるわけだから、そうすると足並みがそろった方がいいわけです。足並みがそろったことではないです。

であればそこ、みんなでもう一回再合意形成をしなければいけませんよということですよ。

しかし、そういう機会を設けないというならば、肝心なことが決まらなままずっと流れていくということであれば、各県ばらばらの対応になるでしょうね。それはやむを得ないことです。各県がこういう基準で幾ら幾ら出しなさいなどということ、別に法律上決まっているわけではないですから。

だから、知事会が合意形成の手続きをはしよたらいけないということですよ。ずるけたことをしてはいけないということですよ。

〔記者〕逆に、内閣府とか自民党の方か方向性でいったら、政府の案がそのままの場合に、これから議論されて、300億円も必要ない、100億円ぐらいでもいいじゃないかというふうになった場合には。

〔知事〕それで納得できれば、みんなで納得できれば、それはそれでいいと思います。

〔記者〕額が変更されたり、何か納得される条件があれば、それには拠出しなくても構わないと。ただ、現実としては、おかしな方向であって、知事会の合意と違う方向性で行っているのであれば拠出は考えていないと。

〔知事〕現状では300億円の基金造成というのは、いわば架空の話なのです。

架空というのは、住宅本体を再建支援するという前提で300億円を計算しているわけです。住宅本体を対象にしないのであれば、一体幾ら必要なのですかということ、もう一回再計算しなければいけないでしょうね。

もう1つは、私は運動論としてもおかしいと思うのは、我々は最終目標は住宅本体の再建支援なのです。鳥取県はそれをやりました。今鳥取県では、県内の市町村と一緒に、住宅本体の再建支

援をする内容の基金を設けているわけです。全国的にもこれを、政府もこれに加わってもらいたいという運動をやっているわけです。そのために、地方側は300億円をみんなで協力して造成しようということになっているわけです。

ところが、政府は、住宅はだめです、除外しますと言って、瓦れきの処理なんかは支援をしますよということになっているから、これはこれで0.1歩だから、私は否定すべきではないと思うけれども、極めて不満足な内容ですよ。

その不満足な内容に対応して300億円を拠出してしまったら、理論的にはもうそれで終わりということになってしまいますよ。

やっぱり住宅本体が抜けているのであれば、例えば100億か150億かわかりませんが、部分的に内輪で造成をしておいて、今年は住宅本体はだめだったけれども、今度次の機会に向けて、平成17年度の予算編成に向けて住宅本体をもう一回迫っていくこと。そして、その住宅本体を政府が認めたならば、我々も300億円の残りの部分をもう一回再造成しようということではないと、整合性がとれないと思うのです。

そういうことはあるのですが、一番の問題は、やっぱり合意形成をしていないということですよ。合意形成をしていないのに、あたかも何か論理をすり替えて、合意が成っているのだという前提で物事を進めていくのは極めて不誠実です。

知事会の事務局はまじめでないです。

会長は、そういう事務局をきちっと指導してもらわなければいけないです。

〔記者〕しかし、今回の瓦れきだけの改正内容も、恐らく知事会が300億拠出することを前提に、見込んででき上がっていると思うのです。その辺は、市民に影響を与えるおそれがあるのではないですか。

〔知事〕わかりません。

もし知事会が300億円拠出することを前提にして瓦れき処理の制度を設けるといふのであれば、それは内閣府が誤解をしているのでしょうか。錯覚でしょうね。

我々の300億円というのは、住宅本体を再建支援するということを前提にして計画された基金構想ですから、ですから、内閣府も、それならば住宅本体も対象にしようというのならば合うわけですよ。ところが、住宅本体を念頭に置いた基金を前提にして、瓦れきだけ支援しますよということ、それは全くはずが合わないでしょう。

〔記者〕誤解に基づいたとはいえ、それで効果がなくなってきたら、0.1歩の前進と知事がおっしゃられたのが、0歩、全く前に進まないことになってしまうのではないですか。

〔知事〕だから、その0.1歩に対応する、それに必要かつ十分な基金はどれぐらいかということをもう一回議論したらどうですか、大至急議論したらどうですかということ、ずっと主張しているわけです。

せっかくなら0.1歩が突っ込んだ方がいいですから、私もそう思います。けれども、0.1歩のために全歩の基金を造成するというのは、はずが全く合わないですよ。地方の方は全面的に到達点まで進む基金を用意しようとしていたわけですよ。政府の方は0.1歩ですから。

〔記者〕0.1歩に見合う額でいいじゃないかということですね。

〔知事〕そうです。0.1歩に対応する。

【記者】だから、300億にするのであれば、政府も住宅本体を含めた決定にすべきだし、もし政府決定が瓦れきだけだったら、0.1歩分の基金を。

【知事】0.1歩に対応する基金でいいでしょう。

【記者】地方の負担もそれでいいじゃないかと。

【知事】0.1歩に対応する場合も300億要ると言われるから、それは幾ら何でもいいかげんじゃないですかと。

【記者】その辺は知事会の方でもう一回議論したらいいと。

【知事】そうです。

【記者】今回、知事と知事会事務局の意思が乖離されているとおっしゃった、その理由は。

【知事】知事会事務局は、やっぱりもっと意識改革してもらわなければいけませんね。我々も随分早いうちから企画部を通じて知事会には問題の指摘をして、警鐘も鳴らしているのですけれども。

だから、実は今日に始まった話ではないのです。

【記者】今後の話し合いの中で、万が一300億という額がそのまま残るようなことになった場合は、知事としてはどういうふうな対応を考えられますか。

【知事】ですから、そのプロセスが重要です。

これからどういうプロセスを経ていくか。今の状態のままだったら、合意形成していませんから、基金構想というのは宙に浮いたままになるでしょうね。

そうすると、さっき言われたように、政府の方は0.1歩の案をつくった。知事会の基金構想というのは宙に浮いたままよということになるから、全く突合しなくなりますよ。

政府の方が全面的に住宅本体の再建支援をするというのなら、それはそれでいいですけども、なかなか難しいでしょうから、そうならないとすれば、政府案の方は0.1歩。だったら、こちらの知事会の方も0.1歩に対応する基金構想を再構築する、そのプロセスは要ります。それがなかったら、物事は何も進まないでしょう。

【記者】それが例えば知事会の話し合いの中で、知事御自身が納得いくようなものにならなかった場合は。

【知事】納得いかなかったら、私が納得いかないのに予算は出せないし、私が納得いかないのに仮に予算を出しても、議会が納得しないでしょう。どこの議会だってそうだと思いますよ。

知事会でいいかげんなあまいな決定したからといって、全く審議もしないまま予算を認めるほど、今地方財政は楽ではないと思いますよ。どこの県でも。

法律で決まって支出を義務づけられているわけではないですから、それぞれ各県の議会がちゃんと予算を審議するわけですから、各県の予算の審議に耐えられるような内容でないといけませんよ。そのためには、やっぱり首長自身がちゃんと知事会で議論をして、本当にこれは必要だということを自身が納得しなければいけないですよ。それでないと予算案を出せませんよ。

平成16年2月2日(月)

住宅再建基金について

【記者】住宅再建支援制度のことです。私も知事会の事務局に電話で問い合わせさせていただいたのですが、去年の10月の申し合わせの時に、住宅とそれに限らず今の制度のやり方でもその300億円が理解を得られているはずだという回答だったのですが。

【知事】それは全くそうです。

だれが言っていましたか。そういういいかげんなことを言う人は、ちゃんとたどさなければいけないです。ここで言いにくければ、後で教えてください。

知事会の事務局がそういういいかげんなことを言うようだったら、ちゃんときちんと始末をしなければいけないですね。

住宅本体に再建支援をするという前提で300億円を集めようとしたのです。瓦れきでもいい、何でもいから300億円集めようなどと、そういういいかげんなことをしたはずはないです。だれが言っていたか、ちゃんと教えてください。

【記者】瓦れきなどの周辺対策なら枠をもう一度見直すべきだということを言われていましたが、事務局のかたは、法案自体に一人最高額200万円という数字は変わっていないから、300億円の枠で分相金を要請していると言われましたけれども。

【知事】それは論理のすえかえです。

仮に数字上、計算上そうなるにしても、ちゃんと手順を踏まなければいけないです。

合意のプロセスというのは重要です。住宅本体の再建支援で300億円集めようということのみで合意したのです。結果的に住宅本体という一番重要で、かつ象徴的だった部分についての支援がなくなっているわけです。今の政府の案では、それだったら、どうしますかということをもう一回やらなければいけないです。

たまたま政府案の瓦れき処理にだって200万円ぐらいつくのだから、まあまあいいじゃないかと。つじつまは計算上何となく、ぴったりとは言わないまでも合うのではないかとというのは、実にいいかげんなやり方です。そんなのはまやかします。

瓦れきだったら、そんな基金まで積まなくてもいいじゃないかと。起きたときに、政府が半分、当該地方団体が半分出したらいいじゃないかと。いう考えだってあるのです。現にうちの鳥取県版の基金などは、住宅本体の再建支援のために今基金を積んでいるわけです。瓦れき処理だとか周辺の部分はあるかもしれませんが。いろんなことがあるかもしれないけれども、それはそのときまた、みんなで工面すればいいのではないですかというそういう前提のもとでやっているわけですから、いろんな考え方があると思います。

とにかく何か、どういふわけかたたくに、基金は300億積まなければいけないのだというふうに思い込んでいる人たちがいて、どんな事情があるのかと思うのです。知事会の人たちは、何をだれと約束しているのだらうかと。

そんな人にうそをついたり、まやかしを言ったりしてまで何を守ろうとしているのですか。だれが言っていましたか、教えてください。

【記者】知事のおっしゃる本体というところで、私もちょっとおかしいなと思ったのですが、事務局は今回の制度の中にローンの利子補給がある

と。ローンの利子補給というのは解釈によっては本体と取れるのではないかというような事をおっしゃっているのです。それと、300億円をもし拠出できなければ、この制度がどうなるかわからないと事務局のかたがおっしゃっていましたが、それについてどう思われますか。

【知事】ローンの利子補給ですか。利子補給が本体の再建支援と同じだということなら、論陣張たらないですよ。みんなから笑われるでしょうけれども。

だれがそんなばかなことを言っているのですか。本当に小役人的なことを平気で言うのです。

もう1つ、何でしたか。

【記者】もし、300億円拠出できなければ、この制度がどうなるか知りませんよと。

【知事】だったら、そんな意見も踏まえて、どうしますかということを変更して議論したらいいじゃないですか。何も議論しないで、ふっとすり替えてしまつて、とにかく300億円集めようなどというのは、だまし討ちですよ。

もうちょっと透明度を高くして、公明正大に物事を決めていくということ、知事会も習わないといけませんね。霞が関の悪い部分を凝縮していますよ、事務局が。姑息で平気で論理のすり替えし、まやかしを言い、ご都合主義で、言い逃れをして、あんなのはいけません。

皆さん、どう思いましたか。いろいろ事務局に取材されたのでしょけれども、明快な納得できる答えが出てきましたか。

納得したのですか？ローンの利子補給は本体の再建支援と同じだというふうな。だったら、そう新聞に書いたら、読者の反響は大きいですよ。

【記者】あの発言以降、他県の知事から反応というのは来ていないのですか。

【知事】ないです。私もずっと缶詰で予算編成をやっていましたので。

【記者】今後、他県の知事に働きかけていかれる予定は。

【知事】今、他県の考え方を聞くようにしているのです。事務的にといいますか、事務的に進めていきますけれども、ちゃんと各県の知事さんの考えを聞いた上で、教えてくださいというのを。

【記者】知事会の方でも、各都道府県の知事にアンケート調査をなさっていると思うのですが、その内容についてはあまり期待されていないのですか。

【知事】内容自体が、まやかしの内容なのです。

一番肝心な住宅本体の再建は対象外になりましたけれども、それでも当初の予定どおり、予定どおりというのは、住宅本体の再建支援を前提にして300億円集めるという、予定どおり300億円を集めることに賛成ですかどうですかということをお聞きしなければいけないのです。

だから、それをアンケートなどに入れるべきですよという話をアドバイスしているのですけれども、絶対入れないですね、おもしろいですね。

だから、しょうがないから、鳥取県は補完的にアンケートをしようとしているのですけれども。

【記者】そのアンケートと言われたのは、大規模にたくさんの人を相手に考えられているのですか。

【知事】鳥取県を除いて46県です。

知事会も今のようなことをやっていたら、石原都知事さんでなくても、みんな不信感を持ちますよ。私も石原さんの気持ちが最近よくわかるようになりました。

【記者】アンケートはいつ頃まとまるのでしょうか。

【知事】 どうでしょうか、ちょっと後で聞いてみたいと思いますけれども、そんなに時間はかからないと思います。

【記者】2月中には郵送なりで送られて回答を求められるのでしょうか。

【知事】 そんなにかからないと思いますけれども、いずれにしても、こんな財政の厳しいときに、多分鳥取県が予定されている拠出金が一番少ないと思うのですけれども、それでも2億を上回っているわけです。

今あれも削り、これも削りやっていると、わけのわからないお金を2億何千万予算に計上して、議会に出して、「これはどうしても出さなければいけないのですか」と言われて、「さあどうでしょうか、知事会で何となく決まったのです」と、「住宅再建の本体の方はどうなのですか、それはいいのですが、何か瓦れきのために出すことになったらしいです」とか言って、そんなことで通るはずがないですよ、ちゃんとした議会なら。

今のような状態で各県が予算計上されるのかどうか知りませんが、それで予算を出したら、随分おやうで、地方財政は財政危機だなんて多分おやうでしょうし、議会の予算の審議なんて何もしていないということが図らずも証明されることになるだろうなと思って、興味深く見ようと思っ

ているのですけれども、うちの議会はそんなのは通りませんよ。ちゃんとした議会では、そういう議会に、そういういかげんなものを出せません。だから、私は一生懸命言っているのです。今の知事会のやり方を見ると、各県とも説明責任が果たせませんよと。

私のところは、当然説明責任を果たせないから、予算には計上していません。ほかの県が唯々諾々と計上して、それが議会がいつも簡単に通るのだったら、どういうことかなと。財政に余剰があったら、議会を審議をしないということになるのでしょうかということですよ。皮肉っぽく言えば。

平成16年11月22日(月)

災害復興支援のあり方について

【記者】三位一体改革が進む中で、今後国の災害支援のあり方とかどのように変わっていくべきか、どのようにあるべきだとお考えでしょうか。

【知事】 いろいろありますけど、鳥取県西部地震の経験を踏まえて言いますと、今までの国というか、行政の災害復興支援というのは土木中心、ハード中心なのです。

それは当然必要なのです、今回を見ても、土砂崩れでダムや堤防のようなものができて、その集落が水没したとか、それをどうやって復旧しますかといったら、すぐこれには土木工学的な分野ですよ。道路の崩壊にしてもそうです、がけ崩れをとめるのもそうです。

だからそれは当然なのですけれども、それに比して被災者を直接ケアする、被災者に直接向き合うという面での災害対策というのがやっぱりおく

れているというのを私は鳥取県西部地震のときに思いました。

その一つ凝縮されたのが住宅復興支援でして、道路とかがけ崩れ、道路を直したり橋をかけ直したりするところには制度が本当に完璧なほどできているわけです、あとは時間との戦いなのです。

ところが、目の前にいる被災者の皆さんが今何に悩んでいて、どう手を差し伸べればいいのかということ、これはいろんなことがあるのですけれども、そういうことをきちんと受けとめて、それに対して財政面でもちゃんと手当てができるような、そういう仕組みがやっぱり不十分なのです。とかくそういう部分でトラブルが起きて時間がかかるのです。

例えば避難所で今、いろんなものが必要になってくる。時々刻々変わってくる。弁当にしてもそうだし、それから寒くなるとストーブだとかカイロだとか簡易トイレだとか、いろんなものが必要になってきます。それから屋根を覆うビニールシートだとか、多種多様な要求があるわけです。それをなるべく早く調達して供給をするということが一番重要なのです。

ところが、そういうところに限って、だれが負担するのかとか、補助金があるのかないのかとか、そういう話になって現場でちゅうちょするのです。

本当してあげなければいけないと、これは、ビニールシートも調達してあげなければいけないと。だけ自分ホームセンターに頼んできたのはいいけど、後で請求書はだれが決済するのだろうか。県だろうか、町だろうか、市だろうか、個人だろうか。そうすると、そういう危ない橋に、職員が問題意識を持っていても乗り出せないということがあつたのです。そういう面での法的な整備というか、ルールづくりというものが著しく遅れていると思います。

鳥取県西部地震の場合には、とにかくそんなことは後で決めよう、私が責任持ちますと、当時、どう責任とつたらいいのかよくわかりませんでしたけど、とにかく職員の皆さんには絶対迷惑かけないから、あなたは、財政問題とか責任問題は私が責任を持って県で始末をするか、市町村の皆さん、市町村長さんと話をつけるから、心置きなく必要なものは全部調達して送りなさいということをしたのです。

そうすると、みんな一生懸命生き生きやってくれるのです。そうすると早いのです。それがないと、やっぱり自分はしたくないなと、自分が注文したくないなと、こうなるのです。

だから、ルールをつくるのが一番いいと思います。ルールがないのだったら、トップがちゃんと判断して責任を持って処理をするという、そういうことが必要だと思います。

住宅の問題もその最たるものでして、道路やがけ崩れとか、そういういわゆるパブリック、個人のものではないということがパブリックだと政府は言うのですけど、そういうものに対してはふんだんに財政は投入するのです。

それはそれでありがたいことだと思いますけれども、個人のもの、だけ被災者が一番望んでいるものに対しては実に冷淡なのです。このギャップをどう考えるのかということです。生活をする拠点については極めて冷淡。生活軽視なのではないでしょうか。

個人の財産に税金投入しないと言うけど、農地の災害復旧なんかには相当、個人財産であっても財政資金を投入するのですよ。だけ住宅はだめ。なぜか。生産の財産にはいいけれども、生活の財産にはだめという、こういうやっぱり理念があるのでしょうか。こういうのを変えていかなければいけないと思います。

被災した人はやっぱり農地よりも住宅ですよ、

まずは。とりあえずは。

その辺の被災した当事者の皆さんの意識と、それから財政をつかさどっている人たちの意識の間に大きなずれがあります。

自分で考えたらいいと思うのです。やっぱり農地も気になりますよ、水漏れしていないかなとか。だけ今、寒くて凍えそうなときに、やっぱり農地よりも住宅ですよ。災害復旧というのは何のためにするのかと、いろいろありますけど、やっぱり目の前にいる被災者の皆さんの不安をいかに早く解消してあげるか、できるだけもとの生活に近い状態に戻してあげるかというのが一番の眼目でないといけません。

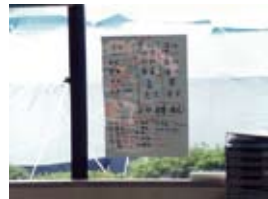
そこがほとんど欠落して、道路とか橋とかがけとか、そういうところを最重点でやるというのが今の我が国の災害復旧対策の基本なのです。これをやっぱり改めなければいけないと思います、バランスをとらなければいけないと思います。

ともすれば被災者の願いは捨象してしまって、この際、いままちづくりをしようと、全部倒れてしまったのだから、この際、全部クリアランスで、いままちづくりをしてしまいたいような発想が出てくるのですよ。それもそのあらわれだと思いますけど、被災者はみんな、もとに戻りたいのですよ、本当は。

【記者】三位一体改革を進めていく中で、そういった部分の整備とかルールづくりをしていくということですか。

【知事】 三位一体とは関係ないことはありませんけれども、これは、災害復旧の問題は国の重要な施策ですから、国と県、市町村、そういうところで一緒にあって、この意識を改めていくということが必要だと思います、制度を改めていく。

国だけではなくて、やっぱり多くの県なんかもそういうところがあるのですよ。災害と、いって、土木部の職員がダアッと出て行く。本当は福祉の職員がダアッと出て行くでないといけません。まあ、両方がどつと出ていくということではないといけません。



平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌
平成19年2月発行

編集・発行 鳥取県防災局防災危機管理課
印刷・製本 勝美印刷株式会社

資料提供（五十音順）

- 株式会社朝日新聞社
- 株式会社産業経済新聞社
- 株式会社新日本海新聞社
- 株式会社毎日新聞社
- 株式会社読売新聞大阪本社
- 社団法人共同通信社



CD-ROM「平成12年鳥取県西部地震」記録集 (平成15年3月作成)収録データ一覧

区分	資料名	発行元	発行年月
鳥取県発行資料	平成12年鳥取県西部地震の記録	鳥取県防災危機管理課	平成13年10月
	平成12年鳥取県西部地震震災体験記録	鳥取県防災危機管理課	平成13年10月
	米子震災フォーラム	鳥取県防災危機管理課	平成13年3月
	「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会 ～西部地震を乗り越えて～	鳥取県防災危機管理課	平成14年3月
	鳥取県西部地震」2周年県民大会 報告書	鳥取県防災危機管理課	平成15年3月
	鳥取県西部地震に伴う公共土木施設の地震災害復旧事例集	米子地方県土整備局、日野総合事務所 県土整備局	平成14年4月
	鳥取県西部地震による道路橋被災に関する調査委託業務報告書	鳥取県土木部、米子土木事務所	平成13年2月
	被災宅地危険度調査状況	鳥取県都市計画課	—
	鳥取県西部地震速報	鳥取県土木部	—
	鳥取県西部地震資料	鳥取県中部県民局	—
	被害状況（溝口家畜保健所）	鳥取県畜産課	—
	鳥取県営工業団地液状化対策 検討委員会報告書及び別冊	鳥取県企業局	平成13年3月
	鳥取県西部地震による被害状況 企業局技術職員研修	鳥取県企業局	平成12年12月
	鳥取県西部地震記録集	鳥取県教育委員会	平成13年3月
	鳥取県西部地震関係資料	鳥取県警察本部	—
	2000年鳥取県西部地震 ～保健相談活動とメンタルヘルス～	鳥取県立精神保健福祉センター	平成13年10月
	被災者生活再建支援についてのご案内 「応急危険度判定時の写真」	鳥取県 鳥取県建築課	平成12年10月 —
	国発行資料	鳥取県西部地震 災害報告書	日本道路公団中国支社
鳥取県西部地震 災害報告書 ダイジェスト版		日本道路公団中国支社	平成13年3月
震災復旧工事労働災害防止 「ゼロ災55」推進大会		鳥取労働局	平成12年11月
災害復旧支援に携帯電話機等を貸出し等実施		総務省中国総合通信局	平成12年10月
鳥取県西部地震政府所有食料等被害状況		広島食料事務所鳥取事務所	—
鳥取県西部地震 資料		鳥取地方気象台	平成12年10月
日野川工事事務所		日野川工事事務所	—
被害状況		大篠津郵便局	—
国土地理院時報 2001		国土地理院	—
自衛隊発行資料	資料	自衛隊鳥取地方連絡部	—
	資料	陸上自衛隊第8普通科連隊	—
	災害派遣資料	航空自衛隊第3輸送航空隊	—
調査研究機関発行資料	弓ヶ浜半島液状化対策 研究会報告書	弓ヶ浜半島液状化対策研究会	平成13年3月
	鳥取県西部地震による水道被害とその影響調査	鳥取大学工学部	平成13年5月
	鳥取県西部地震による災害に関する調査研究	京都大学防災研究所	平成13年3月
	節杭を用いた建物の調査報告書	(株) ジオトップ	平成12年12月
	港湾施設地震被害解析調査委託報告書（概要版）	(財) 沿岸開発技術研究センター	平成13年7月
	鳥取県西部地震被災調査報告書	建設コンサルタンツ協会中国支部	平成12年11月
	鳥取県西部地震災害調査報告書	島根大学（鳥取西部地震災害調査団）	平成13年5月
	なみふる No.23 2000年度地震特集	(社) 日本地震学会	平成13年1月
	鳥取県西部地震における液状化被害（論文）	中電技術コンサルタント	平成13年8月
	検証・2000年鳥取県西部地震 (4) 被災域の防災対応	愛知淑徳大学現代社会学部教授 太田裕 鳥取大学工学部教授 西田良平	—

区分	資料名	発行元	発行年月
市町村・消防局等 発行資料	鳥取県西部地震記録集	米子市	平成14年1月
	平成12年鳥取県西部地震 境港市の記録	境港市	平成14年3月
	鳥取県西部地震記録集 西伯町の記録	西伯町	平成14年3月
	鳥取県西部地震 2000.10.6 日野町の災害・復興への記録	日野町	平成13年11月
	2000年10月6日 鳥取県西部地震震災報告書	米子市水道局	平成13年7月
	鳥取県西部地震の概要と検証 資料	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 鳥取県市長会	平成12年12月 —
	鳥取県西部地震 安来市の記録	安来市	平成14年3月
	鳥取県西部地震関係資料	安来市能義郡消防組合消防本部	—
	広報ひの H12.10月号 No.561	日野町	—
	広報ひの H12.11月号 No.562	日野町	—
	平成12年鳥取県西部地震の記録	溝口町	平成15年1月
	被災された方への米子市からのお知らせ (各種支援制度について)	米子市	—
	電気・通信・ 鉄道事業者発行資料	鳥取県西部地震復旧記録	中国電力(株) 鳥取支店
鳥取県西部地震鉄道復旧記録誌		西日本旅客鉄道(株) 米子支社	平成13年10月
鳥取県西部地震の被害と復旧状況 智頭急行		NTT-Neomeit 東中国 智頭急行	平成12年10月 —
医療機関発行資料	鳥取県西部地震への対応について 地域病院のめざす坂の上の雲 —震災、その時わたしは—	日本赤十字社鳥取県支部 日野病院	平成13年3月 平成13年10月
	鳥取県西部地震 被災者支援活動報告 こころのけんこう	鳥取県臨床心理士会 鳥取県精神保健福祉協会	平成14年3月 平成13年3月
	ボランティア関係 発行資料	鳥取県西部地震災害ボランティア活動の概要	鳥取県社会福祉協議会ボランティアセン ター
災害ボランティア		米子市ボランティア協議会	—
報道記事	新聞スクラップ	毎日新聞	平成12年10 ~平成14年10月
	新聞スクラップ	朝日新聞	—
個人提供資料	写真		—
	自治会資料 (PDF)	陰田自治会	平成12年10月
	自治会資料 (PDF)	安倍自治会	平成12年12月
その他資料	「元気いっぱい!鳥取県」キャンペーン事業	(社)鳥取県観光連盟	—
	写真	(社)鳥取県警備業協会	—
	鳥取県西部地震被災状況の概要	日本下水道事業団大阪支社鳥取工事事 務所	—
	対応状況及びアンケート調査	(社)鳥取県建築士会	—
	街 ing	鳥取県住宅供給公社	平成13年4月
	鳥取県西部地震対応記録誌	(社)鳥取県建築士事務所協会	平成13年3月
	被災状況調査報告一覧表及び防災活動	西伯町商工会	—
	下水道協会誌	(社)日本下水道協会	平成14年6月
	H13自由研究鳥取県西部地震について	境小学校 4年梅組 松本崇	—

このデータは、「平成12年鳥取県西部地震ホームページ」にも掲載されています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/seibujisin/>



鳥取県